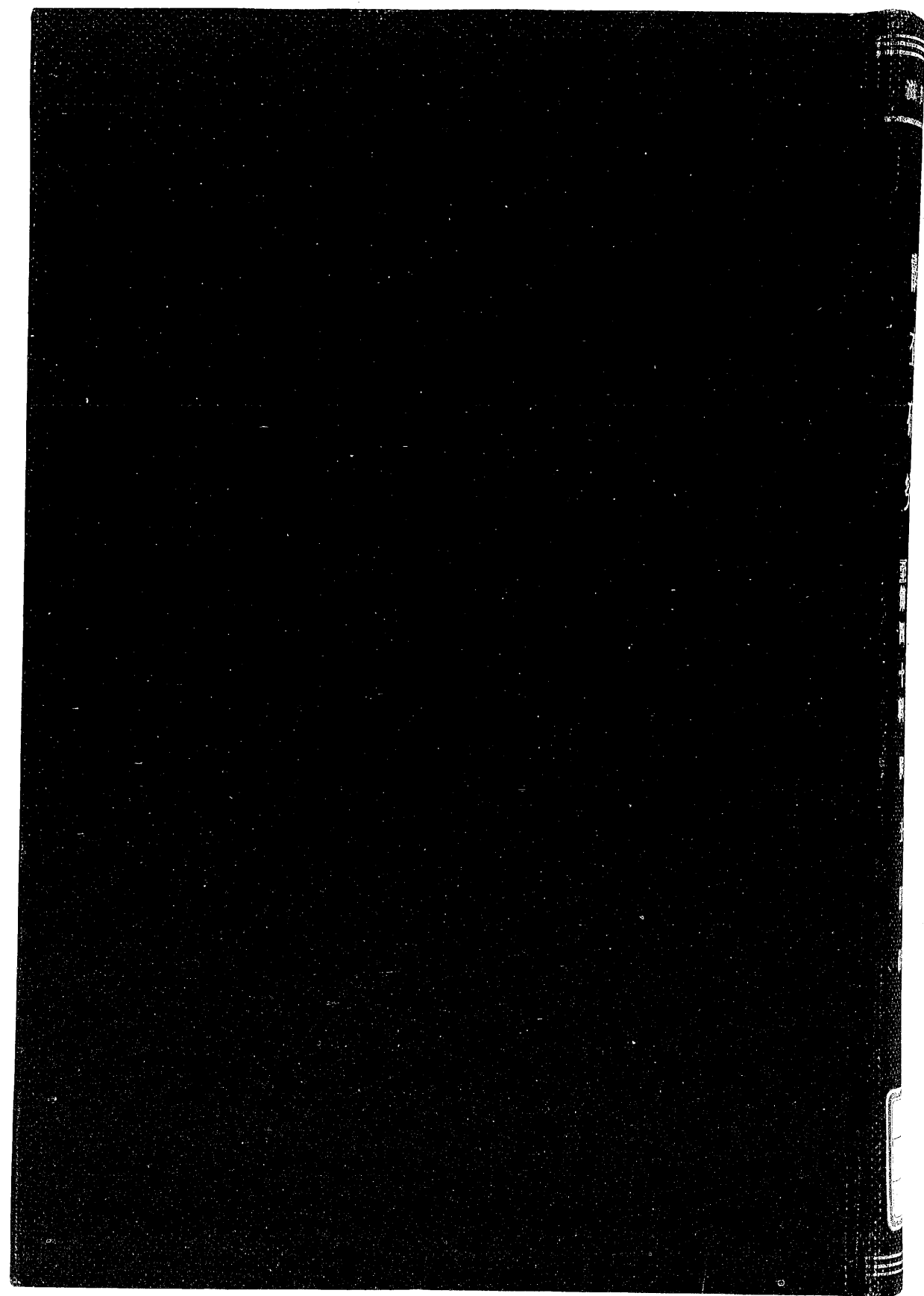
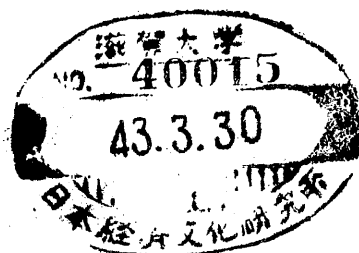






|                        |           |
|------------------------|-----------|
| 滋賀大学附属図書館<br>Ex Libris |           |
| 分類<br>記<br>号           |           |
|                        |           |
|                        |           |
| 圖書<br>番号               | 79875     |
| 日付                     | 43. 3. 30 |

|                                                |             |
|------------------------------------------------|-------------|
| 滋賀大学附属図書館                                      |             |
| 分<br>册<br>刊<br>行<br>物<br>完<br>缺<br>調<br>査<br>票 | 卷<br>数      |
|                                                | 号<br>数      |
|                                                | 第 31 ~ 40 輯 |
|                                                | 缺<br>号      |
|                                                | 缺           |
| 補<br>填                                         |             |
| 檢<br>印                                         |             |



付属図書館  
libris

75

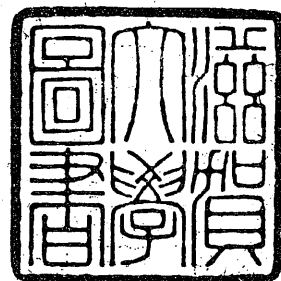
3. 30

調査研究第三十一輯

糶糶賣買の發展史的考察

彦根高等商業學校調査課

W2  
K



79875

昭和43年 3月30日

## 糶糶賣買の發展史的考察

原田 博治

### 一、緒言

賣買は其の方法に據り相對賣買及競爭賣買の二種に大別することを得べく、競爭賣買は更に糶糶賣買、入札賣買及競爭賣買の三種に別つことを得る。現今行はるゝ賣買の大部分は相對賣買にして競爭賣買は小部分に過ぎざれども吾人の想像以上に廣く利用されてゐる。競爭賣買が普く人口に膾炙せざる所以は此の方法が直接消費者と關係なき特種の取引即ち市場に於ける市場商人間の取引或は官廳と商人間の取引の如く特種専門業者の間に行はるゝが爲めである。併乍ら其の取引たるや重要物産及主要證券市場の最大部分を占むるが故に取引の數量及金額は驚くべき巨額に上つてゐる。従つて競爭賣買市場の經濟的機能の研究し、其の組織を分解し、其の經營の合理化を説き、其の商業技術を分析批判することは國民經濟上有意義なりと思ふ。殊に我邦に於ては此種の研究頗る幼稚にして其の文獻の稀少なるに鑑み淺學非才を不顧將來之が研究に獻身せんとするものである。此の論文は其の序幕として競爭賣買中最も興味深き糶糶賣買の史的發展を簡單に要約したものである。

### 二、糶糶賣買發達の梗概

糶賣の方法は競爭賣買の中でも其の起源に於て最も古く、各時代を通じて最も廣く利用せられ、入札賣買及競

二  
羅羅賣買の發展史的考察

賣買は寧ろ羅羅賣買の變型とも見るべきである。

羅賣の方法は既に太古より行はれ、ギリシヤ及ローマに於ては、財政上の徵稅權及官吏の地位を羅賣に附し、低當流れの財産、破産財團、相続又は沒收財産の如き動産不動産を強制競賣する等羅賣は當時重要な役割を演じてゐた。尙使用したる家具其他美術古董品の羅賣は當時最も適當なる處分方法と考へられ盛んに行はれて居た(註一)(註二)。

古董品の羅賣は最も原始であり時代を超越して最も普遍的に行はれ新品が羅賣の目的物になつたのは近世のことである。財政權の羅賣は中世全歐洲に普及して來たが近世國家成立と共に其の跡を絶つた。併し法律上の強制競賣に至りては現今尙法律上の處分方法として存續して居る。財政上及法律上の羅賣制度が漸次自由なる商業上の制度に利用せらるゝに至り、古物より新品に、天然原料品より原料品及加工品に移り、臨時の市より定時定所の市場に進み、小賣小經營より卸賣大經營へと發展する経路は流通經濟發達の一面を能く描寫するものである。従つて之が歴史的な研究は惟に商業上價值ある許りでなく、法律上、財政上及經濟上頗る興味ある問題である。羅賣制度が經濟上重要性を現はしたるは第十七世紀の初頭にして、和蘭東印度會社が其の獨占的地位を利用して遠く海外より輸入せる商品を規則的に競賣せしに始る。其後歐洲列國に勃興せる特許貿易植民會社は總て和蘭東印度會社の羅賣制度を模倣して貿易するに至りたれば此の賣買方法は當時世を風靡する有様であつた。時恰も封建制度が崩壊して近世國家建設の時機に直面し、近世國家完成の一日早ければ一日一得の長ある國權を確立し得る時期に在り、時恰も又貨幣制度の轉換期にして事實上貨幣流通經濟時代に入りたれば、新國家の建設には其

の原動力たる金銀貨幣の獲得は最も緊要なる仕事であつた。歐洲列強が競つて特許貿易植民會社を設立し海外市場に雄飛したる要するに貨幣獲得の手段にして、重商主義重金主義の目標も亦是に在る。而して貨幣獲得の手段たる貿易品は之を換價し資金化して始めて其の効果を擧ぐ、特許會社は其の獨占的地位を利用して迅速有利に資金化し得る所謂羅賣方法に依り販賣を行ふ、蓋し賢明なる策であつた。

叙上の如く第十七世紀第十八世紀の貿易が羅賣に據つて行はれて居たといふも過言ではない。當時我邦に於ける清蘭貿易も亦競賣方法(但し入札方法)に據つて行はれて居た。即ち一六三八年日本政府が鎖國し和蘭人及清國人以外の外國人を排斥して以來我外國貿易を事實上支配したるは和蘭東印度會社であつた。而して此の會社が輸入品(當時輸入品の大宗は白糸即生絲其他諸色であつた。今日我輸出品の大宗たる生糸が當時大部分支那其他より輸入せられ國産品は微々として振はなかつた)を賣却するに當りて主として入札賣の方法に依りたることは歴史の如實に物語る所である。(我國に於ける競賣賣買の歴史に就いては他日詳述を期す)

上述の如く榮華を極めたる特許會社も第十八世紀末葉より徐々其の特權を縮小され、和蘭東印度會社は一七九八年、英國東印度會社は一八一三年解散し、既存會社の事業は總て國家の直接管理に移つた。競賣制度も特許會社と運命を共にして衰へたが、從來獨占的羅賣の制度に代ふるに私企業的經營として更生し、其の取扱品も天然原料品(茶、珈琲、カ、オ、香料、象牙等)に縮少し、各商品別に特種の羅賣市場が發達するに至つた。倫敦に現存する Mining Lane は其の代表的なるものにして、今尙國際貿易上重要な役割を演じて居る。尙此の外新植民地即ち濠洲、南米、南阿、南洋及印度等に於て棉花、羊毛及其他の天然原料品の集散市場に羅賣が盛んに行は

三  
羅羅賣買の發展史的考察

3) Kroll, a. a. O. S. 14. 本庄榮治郎著、經濟史研究……條制符 527頁以下。横井時冬著、日本商業史……長崎に於ける清蘭の貿易 237頁以下。淺井虎夫著、支那日本通商史……長崎貿易 728頁以下。菅沼貞風著、大日本商業史、糸亂記、吳服師由緒書、糸割符由緒書、矢野仁一稿、長崎貿易時代初期の糸割符法に就て、東亞經濟研究第十一卷第四號。

1) Krohne, Marie; Die Grosshandelsversteigerungen, 1909. S. 1-2. Stieda, Wilhelm; Auktion. 1907. S. 3. Schanbe, Adolf; Handelsgeschichte der Romanischen Volker 1908. S. 291, 297, 299, 409. 内池廉吉著、市場組織論、競賣市場論 S. 58-61.  
2) Ehrenberg, Richard, "Auktion" im Handwörterbuch d. Staatswissenschaften 1924. Oberparleiter, K.; "Versteigerungsmärkte im Handwörterbuch d. Betriebswirtschaft. 1928. Hellner, Josef; System der Welthandelslehre S. 213. Busch, Ernst, Holländische Wirtschaftsgeschichte S. 76-77. 383. Kroll, a. a. O. S. 3. 17. Stieda, a. a. O. S. 399 ff. Saalfeld, F., Geschichte des holländischen Kolonialwesens in Ostindien, 1812, Bd 1 S. 144ff., S. 197ff.

糶糶賣買の發展史的考察

四

れ、尙又英國及歐洲大陸に於いて内國產原料品の買集市場取引に於ける糶賣も今尙相當重要性を維持して居る。國際貿易市場に於ける糶賣方法は往時の如き重要性を失つたに反し生鮮食料品市場に於ける糶賣は今尙盛大である。生鮮食料品の賣買に糶賣の方法を採用し始めたのは第十九世紀の初めに於いて、リバープールのコノリー商會が南國產果實を糶賣したるに始まる。續いて倫敦のコーベント・ガーデン青果市場が之を模倣して市場取引に應用して以來此の方法が各地の生鮮食料品市場に傳染した。巴里の中央卸賣市場に於ては一八五七年より一八七三年迄市場取締法を以つて糶賣を強制して相對賣を許さなかつた程である。<sup>4)</sup>

殆んど無制限に膨脹して行く都市食料品供給の必要上集散市場及分散市場の發達は自然の勢にして糶賣制度の重要性を加ふる又自然の勢である、蓋し生鮮腐敗性食料品を公正迅速に換價處分する方法として糶賣制度は最も適切であるからである。

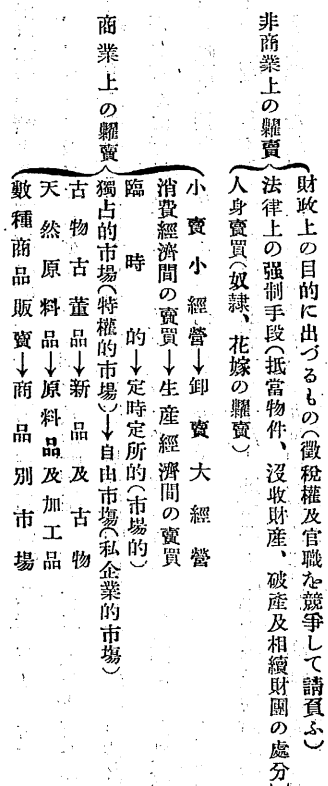
(註一) 日本古代の市場に於て糶したる事實は屢々發見することが出来る。例へば「續日本紀」を見るとき稱徳天皇天平神護元年二月の條に「左右京糶。各二千斛。糶二於東西市。以二米價賤貴也」又「續日本紀」には「左右京糶。各一千石。糶二於貧民」。「六月庚午。左右京糶。各一千石。大膳藏藍一百石。糶二於貧民」。此の外隨所に糶の文字を見る。併し糶(糶)はセリ賣と全く意味を異にし、貯藏米を賣放つことである。上掲引用文にて明かなる如く米價賤貴し貧民の苦境を救ふ爲めに、政府貯藏の米又は大膳藏置の藍を市場に廣く賣却したるものである。セリ賣といふ文字は行商を意味する場合が多々ある。「我衣」の中に「貞享年間烟草は見世賣許りであつたものが元祿年間セリ賣が出て來た」と又寶曆六年京都奉行所の發したる「御觸帳五」にも吳服太物晒其他綿布のセリ賣にあることを吳服仲間禁じて居る。支那に於ては拍賣又は叫賣といふ。糶賣なる文字が糶賣の意義を有するに至る由緒不明である。後日の研究に譲る。

(註二) 紀元前四世紀の頃バビロンの國に於ては未婚の女は求婚の男の前で糶賣された。先づ魅力ある女達より順次セリを行ひ、セリ上げた身代金は魅力に乏しき女達へ持參金として與へた。從つて娘達は總て配偶者を得ることが出來たといふ。<sup>5)</sup>

三、糶糶賣買の史的考察の重點

現今世に行はるゝ糶賣方法が商業上重要性を有するは生鮮食料品卸賣市場と天然原料品及乾燥食料品卸賣市場である。斯の如き市場に糶賣制度が特種の發達を爲したる所以を歴史的に考究する時は糶賣の特質を掴むことを得、依つて之が利害得失を自ら認得することが出来る。

前述したる如く糶賣制度が商業技術として市場取引に利用せらるゝに至りたるは比較的新しき事象にして商業以外の方面には太古より行はれ、商業上の糶賣制度は商業以外の制度の經驗に負ふ所が少くない。又商業上利用するに至つても今日の如く糶賣市場を構成するには幾多の變遷がある。即ち



糶糶賣買の發展史的考察

8) Conyence, Paule D.; The Elements of Marketing P. 462

4) Krohne, a. a. O. S. 3. Smith, J. G.; Organized Produce Markets 1922 S. 177ff.  
 5) Prndhomme, Claude; La Question des Halles 1927. Croize; Les Halles Centrales de Paris 1925. 大野勇著、巴里を中心として觀たる歐米の卸賣市場。東京市商工課編、歐米卸賣市場概觀二卷。  
 9) 西村眞次著、日本古代經濟(市場編) 46-47頁。植木直一郎、上古の市。國學院雜誌第一七卷第一二號。橋川正、古代の市に就いて歴史と地理第三卷第二號。柴謙太郎、平安京の市に關する一考察。歴史地理第四卷第一二號。  
 7) 古事類苑、産業部第二卷 354頁。

六 糶糶賣買の發展史的考察

自足自給の經濟より流通經濟に推移する第十三世紀の終り頃、ギリシャ・ローマに於て發生した糶賣制度はイタリ、フランス及スイスを超へてドイツ及中歐諸國に侵入して來た。第十八世紀の初め近世國家が成立し、行政が有給官吏に據つて執行せらるゝに至る迄、數世紀間租税及收益徵收の請負、官業生産物の販賣並に役人の地位の糶賣は盛んに行はれて居た。又マーカンチリズム時代に於て國家が自然收入を貨幣に換價するに當り糶賣方法は最も確實有利なるものとして利用して居た。

動産の糶賣の發達を促したるは都市であつた。即ち都市は半官半民的の糶賣所を設け此所に販賣媒介者を置いて取引を促進したが、第十八世紀就中第十九世紀の初めには營業的糶賣人の階級が發生し、唯に委託品を販賣するのみならず新品を買入販賣するに至つた。次に第十六世紀乃至第十八世紀中質屋業者が質流品を處分するに當り、從來法律的競賣に依つた方法を自由商業上の手段と化し集中販賣をなすに至つた。質屋業者は質流品處分の外に定期に古物市場を開き或は手工業者の生産する新製手工業品及其他商品の市場を開く等當時質屋は糶賣機關として重大なる使命を果して居た。蓋し手工業者は質屋より生産資金の助援を受けつゝあつたから、其の生産物の販賣に際しても彼に頼り安全なる販路を此所に求めたのも當然である。<sup>9)</sup>

以上三種の糶賣制度(國家の取得財物の競賣、糶賣人の爲す糶賣及質屋の質流品の糶賣)は今日尙相當重要なものであるが、其の共通の特質は、(一)臨時的性質(定時定所に組織的統制の下に行ふといふ所謂市場性を欠ぐ)を有し、(二)消費經濟間の販賣媒介の機能(生産經濟營利經濟と直接關係はない)のみを有する點に於て今日所謂糶賣市場と相去ること遠いものである。

第十七世紀の初頭和蘭東印度會社に據つて集中糶賣制度の形態が發生した。之は上述三つの舊形態とは全く其の機能を異にし今日所謂糶賣市場の萌芽を爲すものである。即ち營利を目標とし、組織的統制の下に大量商品を集中分散する市場である。此の近代的形態は大量商品を集中分散する配給上の機能に於て斷然舊形態に優越して居る。消費經濟間を仲介する臨時的の糶賣より卸賣制度が發達する迄長期間小賣制度が存在して居る。<sup>10)</sup>

第十九世紀に入り糶賣制度の形態が自ら分離して種型が判明して來た。即ち

- (1) 直接消費者を相手とする小賣小經營の糶賣。此制度は質屋業者の糶賣及非市場商品の自由糶賣より發達したるものにして直接消費者に配給する機關である。
- (2) 主として小賣商人を相手とする大經營の糶賣。消費者を相手とせず商人に販賣する點が前者と異なる。其の相手は卸賣人より主として小賣人である。併乍ら臨時的性質を失はない。
- (3) 卸賣商人を相手とする固定市場大經營の糶賣。主として原料品、乾燥食料品の集散及仲繼市場並に生鮮食料品市場に於て行はるゝものである。<sup>11)</sup>

以下三種の形態に従つて發展の主要を述べることとする。

四、直接消費者を相手とする小賣小經營糶賣

一八七〇年代に於ける小賣糶賣には次の如き形態があつた。<sup>12)</sup>

- (1) 年市開設中行はるゝもの、即ち僅に年一二回に限り行はるゝもの。
- (2) 行商が行商先に於て隨時行ふもの。

糶糶賣買の發展史的考察

10) Hellauer, a. a. O. S. 212-213. Krohne, a. a. O. S. 3.

11) Krohne, a. a. O. S. 3. Hellauer, a. a. O. 213.

12) Monatshefte für Handel und Industrie, Stuttgart 1878. 10. Jhrg. S. 391 f.

9) Kröhne, a. a. O. S. 2-3. Stieda, a. a. O. S. 375ff. Stüssheim, Max; Das Moderne Auktionsgewerbe. S. 2 f. Stieda, a. a. O. S. 375, 376. S. 325, 326.

羅羅賣買の發展史的考察

八

(3) 主として外國工業家の委託により委託品を其地定住商人(其の大部分は職業的)羅賣人が行ふもの。  
(4) 自己又は他人の計算により羅賣を常時的に本業とするもの、等種々の形態はあるが何れも消費者を直接の相手とする點に於て同一である。其の何れも隨時隨地に行はれて居たものが漸次反覆固定的のものに進化して來た。然るに獨り行商人は行商先に於て商機に迂遠なる顧客を欺瞞し一般消費者を害すること屢々なりしを以つて多數の國家は行商人の羅賣を禁止した。乃ち獨逸に於ては一八八三年の産業取締法が之を規定して居る。但し速かに腐敗する商品に付いては管轄官廳の許可を得て羅賣することを得た。其後行商以外の羅賣に於ても漸次取締を嚴にした。當時新品が羅賣の目的として適當なりや否かは興味ある問題として盛んに論議されて居たが一般には否定され、就中破産及遺産に直接原因せざる財物及製造品に對しては、異議なく否認される有様であつた。蓋し此等商品の價格は生産費販賣費の上に市場景氣を加減すれば、容易に算出することが可能であるからである。然るに若し商業の道に暗き消費者に價格の決定を委ぬる時は、其の判斷をして徒に混亂せしむるのみにして小賣價格は動搖し、賣行は不規則となり、消費者も小賣商人も共に損失を蒙る。かゝる思想が當時小賣羅賣制度に對する一般社會の信條であつた。

獨逸に於ては以上の如く行商人の小賣羅賣は一般に禁止したが、行商以外の羅賣に關する取締法は各聯邦一樣ではない。バイエルン(一九〇〇年)、バーデン(一九〇一年)、プロイセン(一九〇二年)、ザクセン(一九〇三年)の諸洲は一律に羅賣人に對し自己の計算によるものは禁止したが、他人の計算によるものは大體認許した。プロイセンは之に加ふるに羅賣の目的を明白に規定し、假令新品なりとも新規賣出の爲めにするもの及其の使用の目

的が直接消費にある所謂生活の手段の羅賣は認許した。但し羅賣の都度詳細なる陳述書を具して警察官の許可を要することを規定して居る。バイエルンに於ては委託者の氏名及商品の明細を公告すべきことを附加して居る。其の理由は新品の羅賣を排撃するにあつた。蓋し當時新品の羅賣を自由に放任する時は、小賣業者を死地に追ふ危険があつたからである。

佛國に於ては一八四一年の法律に據つて新品の小賣羅賣を禁止した。續いてベルギーは一八四六年之に倣ふて禁止した。<sup>13)</sup>

五、主として小賣商人を相手とする大經營の羅賣

新品の販賣に嚴格なる制限を有する小賣羅賣制度より新品の卸賣羅賣制度に眼を轉すれば其處には自ら違つた方面がある。但し是に新品といふ中には半製品、製造品及原料品が包含され、就中原料品の羅賣が其の特色を爲して居る。

第十七世紀を通じてマーカンチリズムの思想は、全歐洲を制覇し、國家は凡ゆる方面に産業保護の政策を實行して居た。都市も又之に倣ひ工業獎勵の爲め、工藝品販賣の仲介所を設け、金融、保管、取引の媒介又は羅賣を始むるに至つた。一六九二年伯林に Adresshaus が設立され、續いて一七四七年ブラーダの Leihhaus、一七五四年ミュンヘンの Pfandhaus、一七九二年のマインツの Vergütungsamt、一七〇七年維納の Versatz-und Pfandamt (今日の Donothaus) 等各地に陸續勃興した。此等は商工取引を獎勵する効果は少くなかつたが、其の經營が官僚的に流れ、或は偶然的に行はるゝに過ぎなかつた爲めに、現代的市場とならずして廢止の運命を見るに至つた。

羅羅賣買の發展史的考察

九

13) Kröhne, a. a. O. S. 3-6. Riviere, A. F.; Lois usuelles, 1900 S. 284.



羅羅賣買の發展史的考察

10

自由な商業的商人の羅羅賣制度が発生したのは一七〇三年のことである。<sup>14)</sup>而して此の羅羅賣が始るや早くも翌々年小賣商人組合との間に葛藤を生じ、此の商人對組合の紛争は第十八世紀を通じて激化繼續した。乃ち新に發生せる商人階級が消費者大衆に向つて大膽なる羅羅賣を開始するや小賣商人組合 (Kramersbund) は、組合の販賣特權を楯に斷然抗争し、遂には強制手段に訴へ新生商人の商品を沒收するに至り、是に商戰は益々惡化した。爾來商人は商業の自由を主張して熄まず、小賣商人組合は舊來の組合的特權を固守して譲らなかつた。然る所長年月の闘争中兩者の間に自ら取引上分野が出来上つた。例へばハンブルグに於ては商人の羅羅賣 (Kramersbund) は、大口の取引即ち卸賣取引に進展し、小賣組合の羅羅賣 (Kramische Ausrufe) は依然舊態を維持して小口分割賣を爲すに至つた。尙此の外競賣人と仲買人との間に其の權限に關する爭議が絶えなかつたが、一七五二年、一七五七年及其後尙一度一八五六年の羅羅賣取締法は兩者の權限を明かにし營業の範圍を確立した。之に依れば羅羅賣人の營業は非常に縮小せられ、反對に仲買人の權限が擴大された。即ち競賣人は使用せる家具の私的販賣に局限されたに反し、仲買人は買付商品及委託商品を販賣する權能を與へられた。併し羅羅賣法は公告の義務を命じ羅羅賣の場所を制限する等取締を嚴にした結果、廣範圍の權限を有し乍ら仲買人の羅羅賣は卸賣取引を強化促進せず、其の取引の回數は増加したが、其の質は反つて低下した。其の實例はハンブルグに於ける葡萄酒及見切品の羅羅賣である。當時既に羅羅賣の爲めに特別に粗製品を作りて投賣的に羅羅賣 (Schleudernuktionen) することが盛んに行はれ、爲めに不自然に物價は下落し、一般商人及生産者は多大の損害を蒙り (勿論粗製品委託者の採算は取れたが)、羅羅賣制度は攻撃的となり、羅羅賣を目して不正取引 (Windhandel) と曲解するに至つた。之と同様の狀態はハノバーに於ける

14) Kröhne, a. a. O. S. 6-7.

羅羅賣に於て見ることが出来る。乃ち此地に於ては取引所の仲買人が取引所の羅羅賣人と共力して取引所關係者の間に行つたのであるが、其の結果は面白くなかつた。<sup>15)</sup>以上の如く獨逸の都市に於て何故和蘭の如く羅羅賣が發達せざりしやといふに、獨逸に於ては羅羅賣が前述の如く小賣と混合して長く分立しなかつた爲めである。加ふるに其の發達の根底を爲す内國工業の發達が遅延し、羅羅賣に適當なる商品の質と量を缺いて居たからである。第十八世紀の終りに於ては歐洲著名の貿易港には輸入商品の羅羅賣場が發達したが、歐洲で生産する製品の羅羅賣は振はざるのみならず、反つて之を排斥する傾向が顯著であつた。蓋し羅羅賣は製品の原價の計算を根本的に破壊するのみならず既存の配給組織を破壊するからであつた。

小賣羅羅賣と同様に内地新製品の卸賣 (輸入天然品の羅羅賣は盛大であつたが) は法律の制限と官憲の取締といふ外部的壓迫に會ひ致命的打撃を受けたが、羅羅賣業者自らも退嬰自衰して今尙振はす。<sup>16)</sup>

六、卸賣商人を相手とする固定市場大經營の羅羅賣

定期に開市する大卸賣市場は第十七八世紀隆盛を極めた獨占的貿易植民會社に特有のものである。此等會社は何れも國王の特許を得植民地の行政、軍事、交通及貿易に付獨占權を有し眼に餘る所謂獨占的橫暴を逞ふした。彼等は新資金調達の上輸入品を可及的迅速に販賣し現金化せざるを得なかつた。之が爲めには一定の時と所に供給を集中し買手を叫合して競争販賣することが最も適當有利なりと信じ之を實行した。此等會社は植民地より輸入する商品を獨り本國市場に羅羅賣したるのみならず、遠く海外に其の市場を求め其他に於ても競賣法を實行した。乃ち和蘭東印度會社及英國東印度會社等が遠く日本と交易したることは餘りにも有名な事實である。德

羅羅賣買の發展史的考察

一一

15) Kröhne, a. a. O. S. 11-12. Stieda, a. a. O. S. 313-315. Baasch, E.; Forschungen zur Hamburger Handelsgeschichte III. Die Hamburgischen Warenauktion 1902.

16) Kröhne, a. a. O. S. 13.

一三  
羅羅賣買の發展史的考察

川時代和蘭東印度會社が他を壓倒し、殆んど我外國貿易を獨占し、爾來彼等の常套手段たる羅賣（我國に於ては入札）は持續された。

此等特許獨占會社が其の地位を利用して需要者に價格を競争せしめ、爲めに暴利を貪りたることは蓋し想像に難くはない。即ち和蘭東印度會社が其の競賣利益を六社（アムステルダム、ミッデルブルグ、デルフト、ロッテルダム、ホルン及エンクイゼン）を通じて各株主に對し分配したる額は、第十八世紀の前半に於て年平均千九百萬フランの巨額に達したといふ。<sup>17)</sup>

第十七世紀の末葉英國東印度會社は和蘭羅賣法を模倣して植民地より輸入せる原料品及製品の販賣を開始した。英國政府は此の羅賣法を認可するに當り之に必要な一般法規を制定し、卸賣は勿論臨時に行ふ小賣の羅賣をも取締つたのである。其の一部は今日尙效力を持つて居る。即ち一六九八年—一九九九年の紅茶羅賣法は今日尙倫敦の *Mincing Lane* の取引を支配して居る。續いて興つた丁抹東印度會社も和蘭式羅賣法を模倣したること前者と異ならない。

特許貿易植民會社は植民地の統治及殖産に全力を傾注した。即ち或は會社直營の大經營方法により、或は賦役耕作法により、或は所謂和蘭東印度式強制耕農法により第十九世紀初頭植民地の農産經濟は大發展を爲し、其の結果羅賣市場も亦一大飛躍を爲すに至つた。然るに之と相前後して羅賣市場は特許會社と共に没落の時期に到達して居た。乃ち此の大特許會社は其の老なる特權を漸次新興國家に回收せられ、和蘭東印度會社は一七九八年、英國東印度會社は一八一三年獨占權を全く撤收された。斯くして間もなく東西印度に於ける歐洲諸國の植民

地行政は總て國家の手に移るに至つた。特許會社の羅賣市場は其の成立が政府の特許する獨占權に基因するが故に、會社が特權を失ふに至らば羅賣市場も亦運命を共にして衰へざるを得なかつた。<sup>20)</sup>

併年ら二三世に亘り育生された羅賣市場は特許會社が崩壊しても自滅することなく、私經濟的企業として更生存続した。但し從來船荷貨物全體を船着港の倉庫に於て船舶到來を待つて行ひたる羅賣は、爾後貨物の種類に應じ商品別に市場が分化し上場商品も縮少して専ら原料品に限定して行ふに至つた。

獨占的市場が自由市場に代つても倫敦の羅賣市場は盛大に行はれ、倫敦は伸縮貿易の府となり（リバープールは衰退す）一八八〇年代迄は世界重要商品は一度倫敦を経由せざるべからざる状態であつた。其後需要地の直接交通が發達するに及び倫敦の伸縮的地位は尠からず脅威を受け今や往年の面影はないが、今尙倫敦市場に集中する茶の二割、珈琲及カ、オの五割、羊毛の五割が再輸出さる事實に徴する時は其の威大なるを思はざるを得ない。<sup>21)</sup>

倫敦に對抗して植民地物産を歐洲に大量販賣したのはアムステルダムとロッテルダムであつた。和蘭政府は東印度會社が解散して植民地物産を輸入販賣する機關を失ひ、其の不便なるに鑑み一八二四年和蘭商會社を設立した。此の會社は政府の委託する植民地物産を販賣するの外他の商品の羅賣をも行つた。政府は此會社と五ヶ年期限で物産供給の契約を結び爾來更改に更改を重ね一九〇四年迄繼續した。

佛蘭西に於ては一八一一年、一八二二年及一八六三年の競賣法並に一八四八年の倉庫法を以つて羅賣を規定した。之に依れば羅賣を爲し得る者は免許倉庫、羅賣場及取引所にして和蘭及英國と異り羅賣の自由を制限した。

20) 特許植民會社制度研究。Kröhne, a. a. O. S. 19. Ludovici, C. G.; Kaufmanns lexikon 1767. Ans Ostindische Companie.  
21) Smith, ibid. P., 167f. Manghan, Cuthbert; Markets of London 1931.  
Sonndorfer, R.; Die Technik des Welthandels II Band. "Kaffeehandel." S. 82-83.

17) Hellaner, a. a. O. S. 213-214. Ehrenberg, "Auktion" im Handwörterbuch d. Staatswissenschaften. Stieda, a. a. O. S. 399 f. Kröhne, a. a. O., S. 14f. Nachod, O.; Die Beziehungen der Niederländisch-Ostindischen Kompanie zu Japan im 17 Jhrh. 1897.  
18) Kröhne, a. a. O., S. 17. Ehrenberg im H. d. S.-W. Ans Ostindische Handelsgesellschaft. 東亞經濟調査局、特許植民會社制度研究 39頁以下。  
19) Bateman, T.: A Practical Treatise on the law of Auctions 1874.



一四  
羅羅賣買の發展史的考察

此が爲めか此國に於ては大なる發達を爲すに至らなかつた。

獨逸に於ては佛蘭西の如く商業政策的見地より羅賣を法制上監視せず、自由放任の策に出でたれ共英國及和蘭の如く國際市場に向つて自由發展を爲すに至らず羅賣は甚だ不振である。之れ獨逸の國民性が沈鬱に考へ込む性癖あり、迅速判斷の能力に乏しく且つ競争制度に信を置き難く、隨時隨所に相互對信的に行ふ相對賣買を愛好するが爲めなりと論ずる者がある次第である。<sup>22)</sup>

アメリカ合衆國に於ける羅賣は獨立戰爭後急激に勃興し、爾來第十九世紀の中頃迄輸入貿易を支配した。戰時中停頓して動かなかつた英國の滯貨が戰後開門したアメリカ市場に殺到した。當時英國商人は可及的迅速且有利に滯貨を處分せんことを希ひ、焦慮する内羅賣が最も適當なる方法なることを見出し大部分の取引は羅賣の方法に依ることになつた。<sup>23)</sup>

アメリカ合衆國は一八〇七年英國本國に對し出航及輸出を禁止し、一八〇九年通商交通を斷絶して一切の輸入品に對し高率の關稅を課し一八一二年遂に宣戰を宣告した。戰時中は輸入貿易を極端に制限し、内國産業保護の政策を實行したから、内國工業は俄然勃興して來た。然るに一八一五年戰爭終局を告ぐるや、英國の大量滯貨が一時にアメリカ市場に奔入して來た。斯くの如き大量輸入は早くも一八一六年秋アメリカ市場を飽和せしめ、其の年の冬より物價は向下し始め輸入品は販路に窮し、輸入業者の破産倒産相次ぐの不況を出現した。然るに當時英國に於ける不景氣はアメリカ以上に於て英國の物價はアメリカ以上に安價なりしが故に止むなくアメリカ市場に販路を求めざるを得ない有様であつた。是に於て英國商人はアメリカ商人に頼らず直接代表者を派遣して

市場調査を開始した。而して彼等は商品を販賣するに從來の如く羅賣方法以外良策なきことを發見すると共に送狀の原產地價格を偽つて高率關稅の負擔を回避する奸策を案出し、更生の意氣衰しくアメリカ市場目指してダンピングを開始したのである。<sup>24)</sup>註三、註四。

斯く英國商品の激烈なるダンピングに依り戰時中勃興したアメリカの幼稚産業は致命的打撃を受け、一八一九年には大恐慌を現出するに至つた。是に於てか工業家を中心として自國産業保護を提唱し愛國運動の烽火を擧ぐるに至つた。而して運動の骨子とする點は、

(1)輸入稅率の引上げ、(2)關稅納付延期の徹廢(從來關稅の納付を四ヶ月乃至十二ヶ月延期することを許して居た。然るに實際上取引の大部分が羅賣せられ現金化せられつゝあつたに不拘關稅の延納を許すことは不當に金融上の便宜を與ふることになる)、(3)羅賣品不買同盟の組織。此等の運動は漸次眞剣味を加へ實際化して來た。乃ち羅賣品不買同盟に就いて見れば、當初は數種の商品に付無條件の強力なるものが出來たが、反つて加盟者の不平を招き或種の制限を設けざるを得なかつた。併し斯の如き微力なる團結を以つてしては到底羅賣企業を壓迫する程大なる効果を齎らさなかつた。

次に一八一六年羅賣稅の引上げを聯邦議會に迫り輸入貨物の負擔を過重し以つて幼稚産業保護を企圖した。之より先一七九四年既に羅賣稅は設定されて居たが、其の目的は財政上の收入を得るにあつた。然るに此度其の目的を變更して幼稚産業保護稅化さんと計畫した。其後屢々此種の議案請願が議會に提出され議會争鬭の因を爲したが、遂に法律と成らずして終焉した。其の間經濟の惜勢は移り一八四四年には反羅賣戰は全く終結し平和は

24) Westerfield, ibid P. 166. Bolles, Financial History.

25) Westerfield, ibid S. 186 f. Dewey, D. R.; Financial History of U. S., 3., 190. Tanss; Tariff History of U. S., 16-18.

22) Köhne, a. a. O., S. 21.

23) Westerfield, Bert; Early History of American Auctions 1920. P. 1 f.

糶糶買の發展史的考察

一六

克復した。汽船交通と通信機關の發達によりアメリカ市場は安定し、商業投機的分子は頗に減少した。加ふるに倉庫と倉庫證券制度の發生は輸入業者をして周章狼狽輸入品を處分する不安を一掃し、市場の消化力に順應して隨時隨所に於て相對取引を行ふに至り糶糶は不振となつた。尙從來盛んに糶糶された輸入品は内國工業の發達と關稅の爲め輸入は激減した。又假令輸入されても聯邦及洲の糶糶税を合算すれば五・五%の高額に上り、(財政上の目的を越えて保護税にならなかつたとは云へ)負擔に堪はず取引は漸次仲買人の手に移り一八四四年頃には事實上糶糶買は實力を失つた。上述の如くアメリカに於ける糶糶制度は棉花一朝の榮にして爾後全く衰ふ。

(註三) 一八一八年はダンピング最も盛んに行はれた、同年紐育に於て輸入品を糶糶されに高は千四百萬弗、北米合衆國全體に於て三千萬弗と評價されて居る。<sup>26)</sup>

(註四) アメリカ聯邦政府は一七九四年財政收入を目的として糶糶税を新設したが洲も又糶糶税を課した。例へば紐育は早くも一七一三年此税を起し、一八〇四年には同一税率を廢して商品別に税率を設けた。一八四五年度に於ける紐育市の同稅收入は十七萬六千余弗に達して居る。當時税率は一乃至二%であつた。<sup>27)</sup>

七、中央卸賣市場に於ける糶糶制度

都市の膨脹は大量食料品の需要を喚起し、都市の近郊近海の農産魚介を以つてしては之が需要を充すことを得ず、遠隔の地方より大量出荷を要すること益々切實となる。斯く都市に集中する大量腐敗性食料品を迅速公正に處理するには糶糶に優る方法なく、世界至る所の都市に於ける消費市場及集散市場は等しく糶糶方法を行つて居る。

26) Westerfield, *ibid* P. 202-208.

27) Westerfield, *ibid* P. 170.

28) Westerfield, *ibid* P. 171.

第十九世紀の初頭リバープールのコノリー商會(Connolly)が南國產果實を輸入販賣するに際し糶糶を始めたるに端緒を發し、間もなく倫敦のコベント ガーデン青果市場(Covent Garden Market)、プリングスゲート魚市場(Billingsgate Market)其他に模倣せらるゝに至つた。巴里の中央卸賣市場(Halles Centrales)に於ては一八五七年市場が建設開場し糶市を開始して以來一八七三年迄取扱商品全般に亘り糶糶を強制して居た。然る所七三年「巴里市に於ける食料品卸賣條令」に依つて問屋は委託者の希望により糶糶又は相對賣を爲すことを得るに至つた。爾來糶糶は衰微し現今は全部相對賣である。併し相對賣の缺點を指摘して取引刷新の輿論が高い。ブラッセルの中央市場は一八七四年建設以來糶市を開く。此の外ベルリン、ハンブルグ、フランクフルト、アントワープ、阿姆斯特ダム、ローマ、ミラノ、ナポリ及其他の歐洲各地の中央市場に於ては糶糶は普通の方法にして行はれざるなき有様である。米國に於ては糶糶會社を中心とする糶糶市場が發達して居る。即ち一九二六年末には糶糶會社(市場)の數は二十二社にして十四の主要都市に分布されて居る。尙此の外所謂エフ・オー・ビー糶糶(F. O. B. Auction)を目的とする二つの會社がある。米國は正に糶糶王國の觀がある。<sup>29)</sup>

我國に於ける魚市場及青物市場の糶糶及入札賣は既に徳川時代より行はれて來たが、大正十二年三月制定されたる中央卸賣市場は場内の卸賣取引に付き糶糶を原則として強制した。

我國に於て生鮮食料品の賣買が市場の形態を備ふるに至りたるは徳川時代の初期にして江戸の日本橋魚市場、大阪天満の青物市及雜喉場の魚市が最も代表的のものであつた。

日本橋の魚市は天正十八年に其の起源を發して居るが微々たる小賣市場に過ぎなかつた。然るに寛永年間魚問

29) Decret relatif aux Ventes en gros de denrées alimentaires dans la ville de Paris, 23. 1. 1873 § 91.  
30) Krüger, Hermann, Die Markthallen S. 48f. Bayer; Caral; Berliner Fruchthandel S. 81 f. Croizé, Les Halles Centrales de Paris 1925. Miller and Charles, American Fruit and Produce Auctions (Bulletin No. 1362 U. S. D. A.) Kröhme, a. a. O., P. 34; P. 39, P. 125. 大迫武雄著、米國に於ける糶糶市場制度。Nourse, E. G; Chicago Produce Market, Clark, Principles of Marketing P. 29-90.

鹽運賣買の發展史的考察

一六

屋及仲買人が發生し享保年間六組問屋仲間の制度が出来、市場の組織が確立した。此の當時より鹽市が始り爾來江戸の名物として繼續して居る。天満の青物市は天正年間に入り、雜喉場の魚市は豊臣氏築城後間もなく起つた。何れも承應年間問屋仲間の権利が認められ、市中に搬入する青果及魚荷は必ず問屋の手を経てのみ販賣することを許された。従つて農家又は漁家より直接輸送して消費者に直賣することを得なかつた。又出買とて沖に出掛け魚荷を船中にて取引する者は處罰された尙又市中に市場類似の市を開くことを堅く禁じた。要するに問屋仲間市場取引の獨占權を與へられ、問屋は此の特權に基いて鹽市を開いたものである。<sup>31)</sup>

大正十二年制定された中央卸賣市場法は鹽賣を原則として居る。即ち同法第十四條「中央卸賣市場に於て爲す賣買に付ては鹽賣の方法に依るべし、但し業務規程の定むる特別の事情ある場合は此の限に在らず」と規定して居る。其處で假りに大阪中央卸賣市場業務規程第五條を見れば「市場に於て爲す賣買は鹽賣の方法に依る但し左の各號の一に該當する場合に於ては入札賣、定價賣又は相對賣に依ることを得」とあり、以下特別の場合を例示して居る。此の市場法に依つて我中央市場に於ける鹽運取引は確立したから中央市場發達と共に鹽運取引も益々盛大なるであらう。(昭和八・九・二〇稿)

31) 横井時冬著、日本商業史 174頁以下。日本橋魚市場沿革紀要、天満青物市場濫觴、生魚問屋定法帳(雜喉場)、雜喉場の由來。大阪府編、青物魚類市場調査(大正十五年)。農商務省商務局編、東京市魚市場調査(大正十年)。

彦根高商論叢第十四號抜刷

調査研究目次

|      |                                |       |                                         |
|------|--------------------------------|-------|-----------------------------------------|
| 第一輯  | 開校五周年近江商人史料展覽會出品目録(調査課)        | 第十五輯  | 〔植民地理の内容に就いて(田中教授)〕<br>南米のABC國          |
| 第二輯  | 近江商人の活躍について(菅野教授)              | 第十六輯  | 近江商人と開國當初の外國貿易(菅野教授)                    |
| 第三輯  | 長濱縮緬の賣出と其の障害(ク)                | 第十七輯  | カリビアンアメリカの經濟地理的考察(田中教授)                 |
| 第四輯  | 明治維新後に於ける近江商人落魄の原因に就いて(ク)      | 第十八輯  | 中世の近江商人(菅野教授)                           |
| 第五輯  | 中央卸賣市場卸賣業者の單復制度と賣場制度(原田教授)     | 第十九輯  | 近江商人と金融(ク)                              |
| 第六輯  | 中央卸賣市場の機能と其の組織(ク)              | 第二十輯  | 紀州家名目金と近江商人(ク)                          |
| 第七輯  | 大阪の商業と近江商人(菅野教授)               | 第二十一輯 | 我國の商工階級と歸化人(ク)                          |
| 第八輯  | 商人の漁業家化(ク)                     | 第二十二輯 | 滿洲國の地域的發展と其の經濟區(田中教授)                   |
| 第九輯  | 德川時代の匿名組合(ク)                   | 第二十三輯 | 〔明治維新と近江商人(菅野教授)〕<br>東阿の新市場エタイアピア(田中教授) |
| 第十輯  | 德川時代の工業と商業資本(ク)                | 第二十四輯 | 職業調査に關する若干の問題(岡崎教授)                     |
| 第十一輯 | 日野商人の醸造業經營                     | 第二十五輯 | 尾州家名目金(菅野教授)                            |
| 第十二輯 | 中央卸賣市場卸賣業者の單復制度と市營制度(原田教授)     | 第二十六輯 | 滿洲國に於ける熱河省の地位に就いて(田中教授)                 |
| 第十三輯 | 南米に於ける羅甸民族植民の進路及其の特質に就いて(田中教授) | 第二十七輯 | 職業分類に就いて(岡崎教授)                          |
| 第十四輯 | 松前蝦夷地に於ける近江商人の活躍と其の沒落原因(太刀川教授) | 第二十八輯 | 我が國民の向外性と植民地理教育(田中教授)                   |
|      | 冷蔵庫を論じて中央卸賣市場に及ぶ(原田教授)         | 第二十九輯 | 德川時代の經濟と文化(菅野教授)                        |
|      |                                | 第三十輯  | 鹽運賣買の發展史的考察(原田教授)                       |
|      |                                | 第三十一輯 |                                         |

所属圖書館  
brls

75

3. 30

調查研究第三十二輯

南洋に於ける日本の經濟的進出

彦根高等商業學校調查課

## 南洋に於ける日本の經濟的進出

田中秀作

### 一、緒言

現今南洋なる地名の意義及び其範圍は之を取扱ふ人により又場合によりて一樣ではない。南洋てふ語源に關する學術的の檢討は姑く措いて一般に用ゐられてゐるのは南方の海の地方即ち South Seas, or South Sea Region を指すもので、之にも狭く馬來群島即ち主として馬來種族に屬する土人の住める島嶼のみに限定する場合と廣く太平洋の南方の多くの島々即ちメラネシア Melanesia、ポリネシア Polynesia の諸島までも包含せしめんとする場合とあり、更に廣く馬來族系統の種族の分布する馬來半島、印度支那半島、暹羅等の南洋沿海の大陸諸地方までも之に入れることもある。而して時としては前記のメラネシア・ポリネシア諸島地方を特に裏南洋と呼び馬來群島地方を之に對して表南洋と稱する通俗的用例もあるが、此の小篇の目的とする日本の進出殊に邦人の經濟的發展を論ずるに當つては所謂裏南洋の我が委任統治地等は其政治的軍事的の價值は別問題として此場合之を除外するを妥當とする。

此の馬來群島及馬來族の地域たる南東アジア沿海地方は我國にて古く南國又は南蠻と稱へた地域と略ぼ一致することは吾人をして深く興趣を湧かしめる所である。南國又は南蠻なる名稱も支那の用例に基いたことは勿論



南洋に於ける日本の經濟的進出

二

で、支那に於て是等の地方の事情が明かになつたのは明の成祖永樂帝が鄭和を南方に巡航せしめてから後のこと  
で當時南海、南島或は南蕃と總稱してゐた。我が國では地理上の知識の幼稚であつた爲か南海や南蕃のことを時  
に琉球、臺灣の意に用ゐ、時に高麗として更に大食、波斯等西域諸國に當てたこともあつたが、之を以て今の南  
洋地方と解するに至つたのは足利時代以後で、史に見えたのは應永十五年(一四〇八)南蠻船が若狹の小濱附近に  
入港したことの後鑑の記事を嚆矢とする。而して是等の記録の中の南蠻と稱するものは前後の文句より推して蘇  
門答刺島の南東海岸なる舊港を指すものと思はれ、後に享徳二年(一四五三)には入明使天龍寺の僧東洋允滂なる  
ものが、北京に於て「南蠻爪哇國人百餘人館に在つて通信を日本に求む」と記し、爪哇國人が日本と通信せんと  
希望を有したことも判つたのである。<sup>1)</sup>

我が國から南洋方面への發展の端緒は倭寇であつて支那の記録によれば明の洪武二十二年即ち我が足利時代の  
康應元年(一三八九)に廣東附近の海岸が倭寇の難に遭ひ、それより沿海の兵備を嚴にし二三十年の後に福建省、  
廣東省の海岸から海南島にまで進んだと言はれるので其當時倭寇が安南、柬埔寨、馬來半島から附近の島嶼にも  
及んだことは想像に難くない。次に平和的に海商として日本人が南洋方面へ進出したのは琉球列島の一なる宮古  
島の島民が元の延祐四年(一二一七)に馬來半島南端の撒里即ち海峽の附近まで渡航して通商し明初に當り之に朝  
貢し、南洋より持ち歸つた蘇木、胡椒等が明朝への貢物の中に加へられてゐたことと知ることが出来る。<sup>2)</sup>併し當  
時の琉球は勿論日本の一部とは認められてゐなかつたので之を以て日本人の南洋方面への商業的發展の最初とす  
るには不適當で、唯日本近海と南洋とに早くから平和的交渉が開けてゐたと言ふ事實の證左として見られるのみ

1) 新村出：續南蠻廣記、足利時代に於ける日本と南國との關係、頁151-169。  
2) 藤田豊八：東西交渉史の研究南海篇、頁407-416。

で、眞の意味の日本人の通商的の南進は豊臣秀吉時代及徳川家康の御朱印船から始まる。御朱印船貿易の史實に  
就いては既に我が多くの史家によつて取扱はれてゐるので極めて大體に止めるが、之は一種の特許制度の貿易船  
であつて慶長、元和の頃に最も盛んに南方へ向つたものである。當時の記録によれば其特許を得た我が商人約八  
十名、使用商船百八十餘隻、渡航地約二十箇所で、其中には大陸の海岸續きの安南(Annam) 東京(Tongking)  
順化(Hue) 交趾(Cochin) 柬埔寨(Cambodia) 占城(Champa) 摩刺加(Malacca) 暹羅(Siam) 等があるばか  
りでなく、呂宋(Luson) 文萊(Brunei) 田彈(Dandang of Biliion) 等の馬來諸島の各地もあり、是等と我國と殆ん  
ど定期航海を営み我が國産の銅、鐵、刀劍、銅器、漆器、蔴、傘、扇子、屏風、樟腦、硫黃、麥粉、蚊帳、合  
羽、紙帷子等を輸出し、彼の地から縮緬、金襴、綸子、白絹、緞子、羅紗、天鵝絨、虎皮、象牙、犀角、紫檀、  
黑檀、白檀、瑪瑙、珊瑚、麝香、伽羅、沈香、丁香等を購入して積み歸つた。<sup>3)</sup>當時彼我の物價の差甚だしく例へ  
ば我が國にて銀一匁に付米四升換えなるに暹羅にては米二斗四升換えにて六倍の相違があり、一航海毎に莫大の  
利を收めたと傳へられるのは今日の國際爲替安に乗じて我が商品が盛んに南洋市場へ進出すること、對照して頗  
る興味を増すものである。又當時我が商船の發展と共に主要な地點には植民地が建設せられ所謂日本町と稱する  
一種の Colony (ケンペル) の日本志には Colonien oder Döfler der Japaner がフイリッピンのルソン、安南の  
ツウラン、フェーフォ、柬埔寨のウードン、暹羅のアユチャ等に存し、處々に日本河や日本橋の地名さへ附けら  
れアユチャ植民地の如きは約八千の日本人が茲に在住したと傳へられ今日尙同胞の墳墓其他の遺蹟が残つてゐ  
る。是等の偉大な通商的植民的業績も寛永十三年の鎖國政策と共に母國の後援が絶え又當時の在外日本人の永住

南洋に於ける日本の經濟的進出

三

3) 川島元次郎：朱印船貿易史、頁140-148。新村出：前掲書、暹羅の日本町、頁193-217。



南洋に於ける日本の經濟的進出

四

的精神の缺如から殆んど絶滅し後世に繼續しなかつたのは返す／＼も遺憾の極みである。今予は日本人の南洋への經濟的發展を論ずるに當り三百年以前に於ける我等の先輩の雄圖を回想し感慨措く能はざるものがあり、其盛時を復興する意味に於て筆を進める次第である。

二、南洋地域の概観

南洋の範圍をアジア南東に散在する島嶼及海岸一帯の地域とし、之より便宜上日本及濠洲聯邦の委任統治地を除外したものとすれば、既に述べた如く近世の初期に邦人が盛に發展した所謂南蠻の地域と大體に於て一致する。此の地域は熱帶地方の天恵に富んでゐるので近世の植民發展時代に盛に列國角逐の巷となり連りに領土の爭奪が行はれて一、二の獨立國を残すの外大部分が歐米諸國の領有に歸し現状の如くなつた。唯惜むらくは此の地方に對する地理上最も優越な位置を占め之に加へるに國民の南進熱頗る高かりし日本の政治上の領土を少しも留めないのは寧ろ奇異な現象と思はれる。今之を列強の勢力別に擧げると左の如くなる。(面積及人口は概數とす)

一、蘭領南洋

爪哇島及マヅラ島(面積一三三、三一〇方呎、人口四、一七二萬人)、スマトラ島及屬島(面積四五四、九〇〇方呎、人口五九五萬人)、ボルネオ島南東部(面積五三三、六〇〇方呎、人口二二〇萬人)、セレベス島(面積一八八、二〇〇方呎、人口四二〇萬人)、モルッカ諸島(面積一〇一、二五〇方呎、人口七〇萬人)、ニューギニア島西部(面積三九七、二〇〇方呎、人口二〇萬人)、チモール諸島(面積六四、二〇〇方呎、人口一六萬人)、其他の諸島嶼(面積三二、七〇〇方呎、人口二五萬人)、此合計面積一九〇萬方呎、人口六、〇七三萬人。

4) 臺灣總督官房調査課：南洋年鑑二回版、頁2.

二、米艦南洋即ちフィリッピン諸島

ルソン島(面積一〇五、七〇〇方呎、人口六三五萬)、ミンダナオ島(面積九五、五八〇方呎、人口一二〇萬)、サマール島(面積一三、二七〇方呎、人口四七萬)、ネグロス島(面積二二、六九〇方呎、人口八〇萬)、パラワン島(面積一、六五〇方呎、人口七五萬)、パナイ島(面積一一、五二〇方呎、人口一一七萬)、ミンドロ島(面積九、八二〇方呎、人口一〇萬)、セブ島(面積四、三九〇方呎、人口一〇九萬)、レイテ島(面積七、二五〇方呎、人口七四萬)、ボホール島(面積三、九七〇方呎、人口四七萬)、マスバテ島(面積三、二五〇方呎、人口一一萬)、其他の島嶼(面積一七、二〇四方呎、人口三七・五萬)此合計面積二九六、二九四方呎、人口一、二八五萬人

三、英領南洋

海峽植民地英領馬來、馬來聯邦(此三を合し面積一三六、〇〇〇方呎、人口四二〇萬人)、北ボルネオ(英領と保護領を合し面積二二六、六〇〇方呎、人口七八萬人)、此合計三五二、六〇〇方呎、人口四九八萬人

四、佛領南洋

安南(面積一五〇、八〇〇方呎、人口五五八萬人)、交趾支那(面積五六、〇〇〇方呎、人口四一二萬人)、東京(面積一〇五、〇〇〇方呎、人口七四〇萬人)、柬埔寨(面積一七五、〇〇〇方呎、人口二五四萬人)、老撾(面積二二四、〇〇〇方呎、人口八六萬人)、此合計面積七〇萬方呎、人口二〇五〇萬人。

五、葡領南洋

チモール島の東部及屬島(面積一九、〇〇〇方呎、人口四五萬人)。

南洋に於ける日本の經濟的進出

南洋に於ける日本の經濟的進出

六、暹羅王國(面積五一八、二六〇方浬、人口一、一五〇萬人)。

以上南洋總計面積約三八〇萬方浬、人口約一億一千萬人である。

是等の南洋地方はアジア大陸の南東部と濠洲大陸との間に散點し凡そ北回歸線の邊から南緯一〇度に至る赤道の南北に跨る熱帶地域で、殊に季節風の最も著しく作用する所謂季節風帶 Monsoon Belt に屬し之に貿易風の影響も加はつて高温多雨で、之に加へるに大陸の邊縁帶の地質構造上の弱線に當る地盤の變動や火山活動等が頗る多く、火山性の土壤はよく分解し一般に土性が良質豊饒で植物よく繁茂生育し、工業原料其他香料等を供給する有用植物の原産地をなす外に他地方よりの移植作物もよく氣候に馴化して廣く栽培せられ、米、甘蔗、茶、棉花等を始めブラジルを原産地とする護謨等も世界の主産地となつて何れも大量を世界市場に供給してゐる。此の地方に居住する人類は大部分馬來種で之に大洋系のポリネシア種、大陸系のヒンズー種等を交へ多種多様となつてゐる。概して本來の素質の劣等なる上に氣候風土の影響によつて懶惰して活動性に乏しく暹羅が英佛兩勢力の間に介在して僅かに緩衝國の如き立場より獨立を保つてゐるのを除いては殆んど全部が歐米列強の植民地や保護領となつてゐる。併し是等諸地方の住民も先進文化國民との接觸や其指導によつて資源の開発、土地の利用等には漸く理解を持つに至り、其結果各種の物産の質は改良せられ量は益々多くなつて其昔單に香料のみが歐米人の憧憬的となつてゐた時に比べると文化景栽培景は面目を一新し、従つて生産の増加と共に文化經濟生活の程度も高まり購買力も増大し嘗ては列國植民地爭奪の巷であつたものが自國商品の市場開拓の一大競争場と化したのである。而して此の地域が貿易市場として價值を有するは一は人口が比較的多く又或る部分の如きは人口密度が極めて大なることでジャバ島の一方浬に付三一六人と言ふ特別な例を別としても皆數十人に達し全地域の平均数は約二十八人を示し、此點に於ては世界の植民地的新開地域としての南米大陸、アフリカ大陸等も遠く及ばず、大陸の一部と附近の島嶼を加へた所謂カリビアンアメリカ地域の如きものが比較的之に近いのであるが、尙且つ面積約五〇〇萬方浬人口約四四〇萬、一方浬の密度約九人を示すのと對照して頗る有望なる文化的商品の消費市場たるを想はしめるのである。<sup>5)</sup>

### 三、蘭領印度の自然と人文

南洋地域は前二章に於て述べたるが如く南東アジア多島海に於ける海岸島嶼の頗る廣きに亘る存在であつて細密なる研究對象としては極めて多趣性を帯びるものであるから決して一樣に論すべきではないが、其總てに就いて基礎的な地理的記載を試みるのは本稿の趣旨ではないので、その中に於て最も代表的であり、又主要部分を占める蘭領印度の自然と人文諸相を概説するに止め他は之によつて類推するに委ねることとする。

#### A 爪哇島

爪哇島は大スンダ諸島の弧狀の中央主要部を占めるものでマヅラ島其他の屬島を合して面積一三三、三一〇方浬(本島のみは一三二、〇〇〇平方浬で我が北海道と九州とを合したものと略ぼ等し)大體東西の走向を有する火山脈によつて島の長軸に沿ひ中央部が高地で南北の海岸に狭い平野がある。火山群は島の西半では密集し東半では散在するが、所謂スンダ火山帶として一脈をなし火山總數百餘内活火山二八を數へ近世に至り盛に活動を開始したものもある。従つて西部にあるケルト火山の如き一九一九年の大爆發に伴ふ泥流の大氾濫による五千餘人の

南洋に於ける日本の經濟的進出

5) 拙稿：カリビアンアメリカの經濟地理的考察、彥根高商論叢、10號 頁 1-34

南洋に於ける日本の經濟的進出

死者を出したのを始め其慘害は絶えないが火山岩及火山灰の分布の廣く殊にそれがよく分解されて更に二次的に沖積土となれるものも多く自然の肥料となり本島の農耕を有利ならしめてゐることは見逃すことが出来ない。

平野の主なるものは島の北岸に在り殊に中央部のものが廣く西部東部に在るものが之に次ぎ、南岸では概して山が直ちに海に臨むか又は狹海岸である。海岸は屈曲に富み良港も多いが、沼澤地や砂丘が相連り、或はマングローブが廣く群生してゐる。

本島は赤道に近く南緯六度から八度半までの間に横つて熱帶的氣候の代表的のものなることは言ふまでもない。北西岸バタヴィアでは五月と十月が最も暑く二六・六度を示し、一月と二月が最も寒いと稱するも二五・五度で此の平均較差は僅かに一・一度に過ぎない。又一日中の較差も七・八月頃に五度乃至六度を示すのを除いて概して小である。雨量は季節風の影響を受けて稍不平均で十一月から三月までは西寄り季節風によつて雨季となり、三五〇〇耗内外を降らし、四月から十月までは東寄り季節風によつて乾季となり時としては百耗以下を示すこともあるが、此の時期と雖も西部地方では相當に降雨を見るのを常とする。要するに夏の西季節風期は全島一様の多雨期であるが、冬の東季節風期は島の東西によつて雨量に大差があり之が植物の景觀を特色つける重要な因子となり東半は落葉樹林が多く西半は常綠樹林が繁茂する。尙本島は貿易風帶に屬して風は常に微風程度で暴風に襲はれることは殆んどなく、雨季と雖も霖雨的に繼續することがなく乾季に於ても屢々地方的雷雨があつて涼味を催す等が氣候上の特色である。

現在の住民の人口は一九三〇年の調査によれば四一、七一九、五二四人(マヅラ島を含む)で一方籽に對する人口

密度は三一六人で世界最高率の一に屬し農耕を主産業とする地域としては既に飽和の狀態に達してゐる。總人口の中土人のマレー族が最も多くて約九八%を占め支那人の華僑が約一・四%(五八三、三六〇人)、蘭人が約〇・四六%(一九三、六〇〇人)其餘がアラビヤ人日本人等である。土人の大部分は農民で地方の農村に分布し都會に集中する率が小である。是等の土人は平野の大部分に居る爪哇人(Javanese)の西部の山地に住むスンダ人(Sundanese)東部とマヅラ島を主とするマヅラ人(Madurese)の三に區分せられる。此の中スンダ人が比較的氣候の冷涼な山地に生活するの故を以て最も身體が强健で動作も活潑であるが、古くから文化の進んでゐるのは爪哇人である。

爪哇の歴史は凡そ紀元前一世紀頃のヒンヅー人の印度よりの渡來に始まる。彼等が本島に出現するに至つたのは其商人が南支那へ渡航する途中に此の群島を發見したことに起因し此の地方の特産肉荳蔻、丁子香等を採集し商品として近東方面へ送つた。西紀七〇年頃にジャバにヒンヅー王國が發生し此の間に王族貴族の階級にては佛教が信ぜられ一般庶民には印度教が普及したので其の文化的產物として多くの寺院、石佛、石塔、金石の彫刻等が残つてゐる。次に第十五世紀頃より回教が印度を経て入り來り土人の信仰を支配し、國王亦之に歸依して回教王と稱したものもあり、以後殆んど全島に此の宗教が廣がり今尙メツカ巡禮者を毎年數十萬も出す程の盛況である。歐人中初めて東印度諸島に來たものは葡萄牙人で、一五〇九年にスマトラのアチエー(Acheh)を訪ひ次でモルツカ諸島に航し香料貿易の獨占の外に要塞、商館、倉庫の建設權をも得、至る所で武力を以て脅しつゝ暴利を恣にし又宗教を強制したが、其の海賊的行爲は土人の反感を買ひ各地に於て葡人殺戮の隱謀起り貿易の利も次

南洋に於ける日本の經濟的進出

九

7) 竹井十郎：富源の南洋、頁42-118.

6) 竹内常行：ジャバア爪哇(改造社地理講座南部アジャ、頁351-355)



南洋に於ける日本の經濟的進出

一〇

第に減じ、廣大なる地域の管理に失費多く、延いては本國財政の窮乏を來し、且つ宗教政策が却て植民的活動を不利ならしめた。時しも一五八〇年本國に於ても國勢衰へ西班牙に併合せられ東方各地より退去の已むなきに至つた。而して之に代つたものは和蘭人で長く東方發展の機會を待つてゐたが、一五九六年に四隻の商船がジャバの西端バンタム港(Bantam)に到着したのを始めとし、以後五年間に十四回の航海を行ひ、其の都度土人との物々交換によつて多くの香料を本國に持ち歸り巨利を収めることが出來た。之に刺戟せられて多くの植民地貿易會社が設立せられ、是等が互に競争し加ふるに葡萄牙人との對抗により貿易が甚だしく阻害せられて、蘭人の商社相次いで倒るゝに至り皆國家の統制の下に一大聯合會社の建設を要望し、茲に於て一六〇二年に聯合東印度會社 *Vereinigde Oost-Indische Compagnie* なるものの成立を見たのである。當初に於ける會社の資本金は六四五萬フロリンで之を本會社組織分子たるアムステルダム、ロッテルダム等の六支社が分擔し、本國政府から特許狀を交付せられ二十一箇年(之は後に屢々延長せられたが)喜望岬以東マジェラン海峡以西各地の通商貿易と免稅の特權を得、之が遂行の爲に他國又は王公、酋長等と直接に政治上又は通商上の條約を締結する權、宣戰媾和防備徵兵の權、官吏任命權、貨幣鑄造權等をも附與せられた。此の會社の設立後屢々遠征船隊を東印度に派遣し貿易により香料等を本國に輸送し、或は之に敵するものを討伐して勢力を扶殖し、武裝的商館を各地に設立し、之を各根據として商權の擴大に努め時には葡英の商敵と戦つたが、餘りに排他政策、搾取主義に傾き土人の開發土人の文化向上を顧みなかつたので、外は英國の對抗激しくなり、内は土人の反感甚だしく、設立後第十七世紀の中頃までを全盛期として第十八世紀に入りては年々損失を増し、遂には一二、〇〇〇萬盾といふ莫大な負債を残して

8) 大川周明：特許植民會社制度研究、頁25-32.

一七九九年の終りに此の特許會社を解散し、全施設を擧げて和蘭政府の直轄に移管したのである。併し東印度地方では英國との争が絶えず、歐洲はナポレオンの兵亂が續き和蘭本國も一時佛蘭西に併合せられ、ジャバの如きも英國の領土となつたが、後に歐洲の平和も復舊し、一八二四和蘭は英國からジャバを取り還し更にスマトラの西海岸ベンクルーレン(Bencoolen)とベリトン島(Biliton)をも貰ひ受け其代償として新嘉坡とマラッカとを彼に讓つた。かゝる本國植民地の紛擾に拓植政務にも一定の方針なく其發達が妨げられ殊に財政的窮迫が著しかつた。

此の一大革新を要するの時に當つて一八三〇年ファン・デン・ボッシュ Van den Bosch が總督となつて一種の強制耕作法を實施した。之は村落共有の土地の五分一を政府に提供せしめ一年の中六十六日だけの勞役を命じ、政府指定の作物として珈琲、蔗、茶、藍、煙草、棉花、胡椒等を栽培せしめ出生產物は指定價格を以て政府が買上げ特許を與へたる商社會社に命じて獨占的に歐洲市場への輸出を行はしめるのである。此の制度の結果としてジャバの生産と貿易額は増加し政府の收入亦多くなつたが、作物の種類、栽培數量の強制、價格の指定等は種々の弊害を生じ、官吏と中間企業家の不正行爲の頻發、土人の不平等に加ふるに或種の作物は官營にては利益が少くなり、遂に一九一五年までに此の制度は總て撤廢せられた。是より先一八七〇年政府が制定發布した土地法は七十五年の永借地の制度と土人の土地に對する權利を認めたことに於て劃期的のもので之に連れて文化主義の植民政策を採ることになり、土人が其生に安んじ土地の開發を喜ぶに至つたと共に、門戸開放政策により外來の企業家も亦歡迎せられ蘭、英、日、支等の資本が盛に入り各種の産業が勃興するに至つた。

現在の政治は和蘭本國の制度を本とし土人の慣習法を副とし、本國官吏と土人官吏を併用して之を行つてゐ

南洋に於ける日本の經濟的進出

る。最高長官は言ふまでもなく本國政府の任命する總督で行政權及一部の立法權を握り同時に軍事の總司令官である。次に重要政務に參與するものは評議員會 (Council of Governor General or Raad van India) で之が總督の最高諮問機關ともなる。中央の行政機關は司法、内務、財務、教育及宗教、農商工、土木、官業、陸軍、海軍の九部より成り、立法及豫算に關する諮問機關としては六〇名より成る國民參議會 (Legislative Assembly or Volksraad) がある。

以上は蘭領東印度全般の政治組織だがジャバ島はマヅラ島と共に内領島嶼 (Inner Islands) として最も重要視され、他の外領島嶼 (Outer Islands) がセレベスを除き多くは理事 Resident を置く理事州 Residentie なるに反し特に省 Province となし之を西爪哇、中央爪哇、東爪哇の三省に分ち各知事 (Governor) を置き各省を數個の分省 (Afdeling) とし、更に之を多くの土人理事州 (Regentschap) に分ち、之には特に土人出身の理事官の外に蘭人の副理事官を配して土人の行政を監督してゐる。

B スマトラ島

スマトラ島は大スンダ諸島の最西端に位する大島で面積四三四、〇〇〇方呎 (日本内地全體に更に九州を加へたものと等し)。北西から南東に長く、一、五〇〇呎に及び、幅は南から北に進むに従ひ縮小してゐるが、南西岸に近く脊梁山脈が島の長軸に沿つて延び、其の主なる高峰は多くは火山性で、ケリンチ火山 (三八〇〇米) を始め三千米内外のものが相連なり、就中活火山が十九座あり、その中の約九座は最近活動したもので、有名なクラカタウ火山は本島の南に接する火山島で一八八三年に大噴火をなして爾來長く休止し更に一九二七年に再び爆發したものである。此の山脈の西側は急傾斜をなして海岸に迫り平地は極めて狭いが、東側は緩傾斜を以て廣い平野に對し河流も此の方面のものが緩流で比較的長くムーン河、ジヤンビ河等は水量も多く相當に舟楫の便がある。本島の地質を見るに、其の主體は第三紀時代に東方よりの横壓力によりて生じた褶曲で其地層には片麻岩、片岩及び是等を貫く花崗岩、閃綠岩、斑岩等があり、此の基盤の上に二疊石炭紀層が被覆してゐる。次に中生紀層は其の分布極めて狭く其上に乗る第三紀層は廣く擴かり此中に石炭と石油を抱含してゐる。最後に島全體に亘つて之を被覆してゐるのは火山噴出物の安山岩及凝灰岩等で、是等の分解により土壤が肥沃となるのは爪哇島と同様である。

島は北緯九度四八分より南緯五度五九分に亘り赤道を挟んで南北各五度の地域を占めてゐるので、一般に常夏の熱帶的氣候に支配せられ、南部のラハット (Lahat) に於ては四、五、十日が最も暑くて其平均氣溫二七度餘十二、一、二月が最も寒くて二六度餘で寒暑の差は僅かに一、一度で年平均二六、七度である。氣溫の差を來す主なる要因は乾濕の季節の交代で五月から十月頃までが乾季、十一月から四月頃までが濕季で、概して北西季節風が多く雨を伴ひ、南東季節風は脊梁山脈を越えるに際し雨を失つて來るので乾燥する。島の中部の西側に最も多雨で南部と北部の東側に寡雨で處々にステップの景觀を見ることが出来る。<sup>10)</sup>

スマトラの現住人口總數は附屬島嶼を合して五、九五三、二五〇人で密度は一方呎約一三人に過ぎない。土着人はマレー人で其中に北部のアチ族 (Achinese) トバ湖附近のバタク族 (Batak) 其南のオランウル族、ヂヤンビ族 (Djambi)、パダンの東部高地にはメナンカボ族 (Menangkabau)、パレンバン地方にはレジヤンカ族

南洋に於ける日本の經濟的進出

10) 田中館秀三：スマトラ (改造社、地理講座、南部アジャ、頁335-340.)

9) Government of D. E. I. : Handbook of the Netherland's East Indies 1930, pp 87-105.

南洋に於ける日本の經濟的進出

一四

(Redjang)、南端にはランボン族 (Lampone) 等が住んでゐる。外に支那人が約十萬、歐洲人約一萬、其他歐洲人と土人との雜種、印度人、アラビヤ人、日本人等が居る。

スマトラの文化はヒンヅの影響に始まる。第七世紀頃にバダン高原にヒンヅの王朝が建設せられ、之より凡そ第十三世紀頃まで各地に其勢力が盛であつた。次に回教が入り來り全島が回教文化に變じたことはジャバ島の場合と同じく、アラビヤ語が一般に使用せられ回教の建築美術が普及するに至つた。かくて一五〇八年に葡萄牙人の渡來となり彼等が土人と通商に従事してゐたが、第十六世紀の終頃から本島に侵入した和蘭人に驅逐せられた之と前後して英國人も渡來してベンクレーンを根據地としたが、之は前述の如く一八二四年に新嘉坡、マラッカを以て交換し之によりて完全に和蘭人がスマトラを勢力圏とするに至つた。其後も土人の酋長等が頑強に抵抗したので和蘭人は兵力を以て之を討伐し、パレンバン地方を一八五一年に獲得したるを初めとし、ヂャンビー (一八五八) レジヤング (一八六〇)、ニアス島 (一八六二) コタ (一八七六) アサハン及セルダン (各一八六五) アチエ (一八七三) 等が相次いで内附し、少數の土民國が保護領として残つてゐるのみで島の大部分が和蘭東印度政府の治下に屬することになつたのである。行政上では東印度の外領に編入せられ本島をスマトラ西海岸、タバヌリ、ベンクレーン、ランボン、パレンバン、ヂャンビー、スマトラ西海岸、アチエの九州に區劃しリオウ、バンカビリトン等の屬島を附し理事官 (Resident) 又は副理事官 (Assistant Resident) を置いて統治せしめ交通産業の開発を圖つてゐる。主要物産としては護謨、茶、珈琲、煙草、椰子類、胡椒、肉豆蔻等の農林産の外、南東部パレンバンの石油、バンカ、ビリトン島の錫等がある。

### C セレベス島

セレベス島はボルネオ島とモルッカ群島との間に位し屬島を合して面積一八九、五〇〇方浬で爪哇島よりも稍大きく我が北海道の二倍強に當つてゐる島は凡そK字形の肢節に富んだ形をなし其海岸線の延長三、五〇〇浬に達してゐる。西方に於て南北の主山脈を本幹とし各肢節の方向に支脈を出し斷層や火山に富み、最高三千米餘で垂直的肢節も亦複雑である。平野少なく中央部及び北部に高原があり、地質は片麻岩、結晶片岩等を基盤とし其上を礫岩、粘板岩、石灰岩等が被覆し處々に舊新時代を異にする火山岩の噴出があり、多くはよく風化分解して砂質壤土又は粘土質土壤となり、カボック及び椰子の栽培に適してゐる。

氣候は他の諸島と同様に季節風の影響により乾濕二季に分れ、四月頃から十月頃までが東風多き乾季で十一月頃から三月頃までが西風多き雨季で此雨季の交替期は處によつて多少の相違がある。氣溫は年中二四度乃至二七度で雨量は南部のマカッサ (Macassar) に於て全年二、八〇〇耗内外で中部は少く北部は又多くなつてゐる。

住民の人口總數三百餘萬で土人のブギス族 (Buginese) が約一三萬で最も多く、パジャオ族 (Padjar) 約一〇〇萬で之に次ぎ、マカッサ族 (Macassars) 約四〇萬、トラヂヤ族 (Toradjas) 約三〇萬、ミナハサ族 (Minahassas) 約一二萬等を主とし、外に和蘭人其他歐人、支那人、日本人等が住んでゐる。

本島の發見は一五二二年に葡萄牙人によつてなされ、和蘭人も一六〇七年以來來航してマカッサと交渉を始め、次で一六一一年和蘭東印度會社が屬島ブートン島 (Boeton) の貿易を獨占し、一六一八年マカッサ王國に

南洋に於ける日本の經濟的進出

一五



南洋に於ける日本の經濟的進出

於ける土人の叛亂を契機として東印度會社の支配に屬するに至り、一六六六年遂に和蘭の保護國となり、それより次第に島内各地方が征服せられ、一九〇六年に至り全島が完全に和蘭に服屬し東印度の外領の一となつたが、行政上中部以南のセレベス及屬島州と北部のメナド州の二に分ち前者に知事 (Governor) 後者に理事官 (Resident) を置いてゐる。

D、蘭領ボルネオ

ボルネオ島の蘭領の部分は南東の大部で其面積約五三三 六〇〇方呎即ち全島の凡そ七一%を占めてゐる。島の中央部を北東から南西に脊梁山脈が走り其の中心に一、七〇〇米から二、〇〇〇米に近いチバン山ニヤーン山等が聳え此の邊から多くの山列が放射し其間と海岸に沿つて平野が存する。本島の基盤は古期の粘板岩、頁岩、其他の變成岩より成り花崗岩又は古代火山岩の噴出もあるが、土壤は一般に古い紅土性にて農饒ではなく古々椰子、米、護謨等が成育し低濕地は叢林に蔽はれてゐる。

氣候は他地方と大差なく熱帯性の氣溫の變化の少ない多濕な又季節的に風向が交替する特徴を有するが、殊に夏期の南東季節風が烈しく中央山地に當つて多量の雨を降らしポンチアナク (Pontianak) 卽ち三、〇〇〇ト、バンジェルマッシン (Banjermassin) に於て一、四〇〇トを示し、内陸地方は一層多雨である。<sup>12)</sup> 人口約一二〇萬土人のダヤク族 (Dayaks)、カヤン族 (Kayans) 等の未開にして慄悍なものを主とし多くは内陸地方に住んでゐるが、外にアラビア人支那人等の移住したものと和蘭人等が居る。護謨、古々椰子、胡椒、棉花、甘蔗、珈琲等が栽培せられ、森林地方からはチーク其他の良材を出してゐる。

和蘭東印度會社は一六〇六年頃から本島南東岸を經營し香料貿易を始め植民地を建設したが、其後に渡來した英人との間に争鬭絶えず、遂に一八二四年に協定して勢力範圍を定め、更に英人の力によつて其保護領サラワク國も成立して現在の如き分野となつた。和蘭政府は此の部を東印度の外領に入れ南東ボルネオ、西ボルネオの二州に分ち、前者の首府をバンヂェルマッシン後者の首府をポンチアナクに定め各 Resident を置いて統治せしめてゐる。

四、日本の南洋進出現勢

最近に於ける我が國の南洋方面への經濟的發展に就いては之を一の在留民、二の企業、三の貿易の三項に分つて見たい。第一に在留民は明治三十五年頃から移住の途を開き時に消長があつたが今日に於ては拓務省發表の最近の統計によれば合計三三、八六八人で、此中フィリッピンに一九九三人で首位を占め六%に當り、蘭領東印度諸島に六、八七四人二〇%で第二位となり第三位は英領馬來地方が五、八六四で一七%其餘は英領北ボルネオ(五八二)、佛領印度支那(二六五)暹羅(二九〇)等で移民地としては南米や滿洲等に比し好條件が備はつてゐないので又已むを得ないことであらう。唯フィリッピン諸島に比較的多いのは約四千人の首府マニラ市在留の者を除いては大部分ダバオ、コダバトの各州に於て麻の栽培に従事するものが増加したことによるので全島を通じて農業者が最も多く漁業者之に次ぎ其餘は大工、左官、銀行會社員、中小商人等である。次に蘭領東印度に於ては麻及護謨、甘蔗、茶等の栽培に従事する農業者、商人、會社員、雜業者等で馬來地方にては主として護謨及椰子の栽培を事とし、商人、會社員、雜業者の在ることは何れの地方に於ても殆んど同様である。<sup>13)</sup>

南洋に於ける日本の經濟的進出

13) 拓務省：拓務要覽、昭和八年版、頁617-619.

12) 富士徳治郎：ボルネオ(改造社、地理講座、南部アジア、頁365-369.)

南洋に於ける日本の經濟的進出

一八

第二に企業經營方面を見るに邦人の護謨の栽培は明治四十年頃より始まり現在租借面積五一四、三九三エーカー、植付面積一二二、二〇九エーカーで生産額一七、〇〇〇噸に達し馬來半島を主としスマトラ島、英領ボルネオ、爪哇島等にて三十一の會社と三十六の個人經營とがあり投資額約八千萬圓と推定せられてゐる。

マニラ麻も明治四十年太田興業會社がフィリッピン島のミンダナオ島ダバオ地方に栽培を始めたのに端を發し大正七年頃が最盛期で在留邦人一萬を數へ會社數六十餘に達したが、大戰後の世界的不況の影響にて衰退し大正十二年頃が其の頂點であつた。然るに其後漸く回復し今やダバオの外英領北ボルネオに於けるもの少許を合し邦人の租借地及買入地の總面積約二萬八千町歩植付面積約二萬町歩外に比島人耕地に於ける邦人の麻栽培面積約一萬五千町歩あつて最近の比島全產額約八七萬俵の約三七%はダバオにて産してその中の約八〇%は邦人四十餘の會社及少數の個人の手によつて生産せられるものである。マニラ麻の外サイザル麻の栽培も東印度拓殖會社によつて爪哇島ソー州スンベルラワン地方に於て始められ既に年產額五〇萬疋乃至七〇萬疋を產出し將來有望視せられてゐる。

次に油脂植物として古々椰子の栽培も邦人の企業中重要なもので最近の植付面積一四、七四八ヘクタール生産五、四六一ヘクタールに達し是等はフィリッピン諸島、英領馬來、セレベス島等に分布し、之よりコブラ生産高約七萬擔に達し、其他邦人生産のパーム油も我が輸入のそのの主要部を占めてゐる。現在古々椰子園關係の會社の主なるもの約九、其投資額凡そ七、八百萬圓である。

木材の伐採及製材に關する企業はフィリッピン諸島の北ルソンのカシグラン、ダバオ州のタンゴ、同テブシヨ、

英領北ボルネオのタワオ、蘭領南東ボルネオのタラカン、バリパサン、サマリング、スマトラ島の屬島ランサン島、馬來半島のジョホール州、バトバハ、トレンガヌ州、ケママン等に於て試みられ、ラワン材として廣く知られる南洋材即ちチーク、マホガニー、其他の唐木類を取扱ひ、是等木材業の投資總額約五〇〇萬圓、租借面積約四五萬町歩、蓄積材二二、〇〇〇萬石を超えてゐる。

鑛業としては鐵、滿俺、石油の採鑛が進められてゐる。鐵は馬來半島ジョホール王國のスリメガン鑛山とトレガヌ王國の太陽鐵山は石原産業海運會社の經營に屬し、何れも品位六〇%以上の赤鐵鑛で之を露天堀式に採鑛し、最近出鑛量約八〇萬噸に達し、主として八幡製鐵所へ供給してゐる。日本鑛業會社は馬來半島トレガヌ王國テボウの附近に鑛區を有し、其鑛石は磁鐵鑛を主とし一部は赤鐵鑛を含み之亦平均品位六〇%以上の富鐵で埋藏量頗る多く六千萬噸と稱せられ、同じく露天堀にて採掘を始め出鑛能力三十萬噸乃至四十萬噸で八幡製鐵所へ輸送してゐる。又栃木商會社は馬來半島ケダ州ベトン驛北西八哩のジェライ鐵山の採掘權を獲得したが、之も品位六〇%以上の良鐵埋藏量五百萬噸と稱せられ將來頗る有望と見られてゐる。南洋方面には石炭の產出なく製練の見込が立たず、之を歐米工業國へ輸送するには距離の關係にて不利であるから一に我が國の利用に委ねてゐる状態で、現在の邦人の採掘權内に在る約八千萬噸は勿論總埋量は實に十億噸に上り何れも我が企業家の投資を待つてゐる。次に滿俺鑛は前述の石原産業のトレガヌ王國太陽鐵山より年產額約四萬五千噸を出し、石油は三井物産日本石油兩會社共同して蘭領ボルネオの東海岸なるサンクリランの西方に約一萬ヘクタールの鑛區の採油權を得て稼行を開始し之れ亦頗る有望である。

南洋に於ける日本の經濟的進出

一九

## 南洋に於ける日本の經濟的進出

## 二〇

水産業も南洋方面では有利にして邦人に適した企業の一で、土人漁業の極めて原始的で拙劣なるに比し我が進歩せる巧妙な漁法は至る所に於て成功し、フィリッピン、馬來半島、爪哇島、セレベス島、ボルネオ島等に發展せる我漁民は二千名に及び或は會社を作り或は水産組合を組織し、何れもその附近の官憲より出漁權を得て活躍し鰹、鮪、鮫、鱈、高瀬貝等を漁獲し、鮮魚の冷凍輸送を南洋各沿岸都市に向つてなしてゐる外加工して奧地へ供給してゐる。我が水産團體の中南洋地方に於て重きをなしてゐるのはフィリッピンの廣島縣漁業組合、馬來半島の大昌公司、石津公司、ボルネオ島のボルネオ水産公司、セレベス島の日蘭漁業會社、大岩組、玉城組、金城組等である。

以上日本人の南洋各地に於ける企業經營は農、林、鑛、水産の外海運、金融の各部に亘つてゐる。之を英、米、蘭、諸國人のそれに比較すれば殆んど比較にならぬ程であるが僅々二十年の星霜を閲したのみで總額約一億二、三千萬圓の投資を見てゐるのは決して少額なりとは言へぬであらう。<sup>14)</sup>

第三に日本の商業的進出として南洋地方即ち蘭領東印度、フィリッピン、佛領印度支那、海峽植民地及び暹羅と日本との貿易關係を見るに、昭和八年度に於ては是等各地方との貿易總額實に三億八千餘萬圓に達し内日本よりの輸出額約二億五千萬圓、南洋地方より日本へ輸入額約一億三千萬圓即ち輸出は輸入の約二倍を示してゐる。之は主として爲替安の影響で蘭領東印度への輸出が異常に増加したことによるのであるが、事茲に至つたのは我が國の南洋貿易進展の必然的の理由に基くのである。日本と南洋との貿易の起源と史的考察に就いては既に緒言に於て概説したので茲では省略し唯明治以後の趨勢のみを取扱ふこととする。明治初年から同三十年頃までの對

南洋貿易は貿易額約千七八百萬圓程度にて砂糖、米等を輸入し石炭、燐寸等を輸出し甚だしき輸入超過を示してゐたが、日露戰役後急激に増加し明治四十年以後は四千萬圓臺となり殊に輸出が著しく増加した。次に世界大戰に際し歐米列強が一時此の市場に力を注ぐを得ざりしに乘じて思ふまゝに發展し大正五年頃には一躍八千萬圓となり、其勢を以て次の五年間に更に大なる飛躍をなし約三億に近くなり、從來は兎角輸入超過の傾向を脱することが出来なかつたのに反し輸出輸入共に一億五千萬圓程度となつたのである。尙此の時期以後の南洋貿易の特色の一は從來の我南洋貿易の主要相手國は海峽植民地及フィリッピンであつたのが一變して蘭領印度に移り、其中でも爪哇が最も多く南洋貿易の中心となつたことである。

其後大正九年に端を發する世界的經濟恐慌、謾謾、砂糖等南洋特産物の不況、打ち續く日支國際關係惡化に伴ふ南洋華僑の排日貨爲替相場の動搖等の影響により日本對南洋貿易は再び衰退に向ひ昭和六年の如きは貿易總額二億圓臺を割り、歐米諸外國の對南洋貿易中でも米國、英國、和蘭に次ぎ第四位を保つに過ぎなかつた。

然るに昭和七年下半年以來空前の爲替安に乘じて我が商品が雪崩を打つて押し寄せ英國、和蘭二國と競争し、昭和七年八年は蘭領印度に於ては日本が首位を占め、南洋全體にては米國に次ぎ優勢を示し彼等三國の如く南洋に領土的背景を有せざる日本としては驚くべき進展と言はねばならぬ。南洋中の地方別は蘭領印度との貿易額が昭和八年には二億圓を突破し昭和六年の約二倍となり殊に輸出は輸入の約三倍となり、之に次ぎ海峽植民地、フィリッピン、暹羅も激増し、南洋總額は三億八千萬圓を超え、日本對英領印度の四億一千萬圓と大差なく、今や南洋貿易は日本の貿易相手國、米國、滿洲、英領印度と共に極めて重要な地位を占め、單に輸出のみより言へば米國に次ぐ第二の大市場となるに至つた。貿易品としては日本よりの輸出品の主なるものは綿織物、綿製品、綿

14) 臺灣總督官房調査課：前掲書、頁26-27。



南洋に於ける日本の經濟的進出

二二

絲を主とし、絹織物、人絹類之に次ぎ、其他セメント、陶磁器、硝子製品、麥酒、自轉車、鐵板及鐵器類、玩具、雜貨等である。次に日本への重要輸出品は石油、護謨、砂糖を主とし、麻、煙草、製油原料クビオカ、幾那、木材、鐵礦、錫等である。

南洋殊に蘭領印度の對外貿易に於ける日本の極めて優越なる地位は我が爲替安等の一時的の現象によつてのみ獲得せられたものでなく其の因つて來る理由は日本と南洋との地理的に接近すること、大阪、神戸、門司、横濱等より定期航路が頻繁に開け大阪商船、南洋郵船、石原産業等多くの海運會社が活躍し其運賃の低廉なること、日本商品が土人の需要に適し廉價にして優良なること等であるが、殊に晒綿布、キャブリング、シャーチング、生綿布、綿サロン（爪哇更紗模造品、縞物等）を含む綿布類は同地輸入總額の約七五%となり、英國、和蘭の製品を驅逐して第一位を占めるに至つた。此の日本商品の大進出は和蘭本國の一大脅威となり、昨年頃より輸入品の或るものに關稅引上げを行つた外、非常時輸入制限令によつてセメント、ビールの輸入に制限を加へ更に本年に入りてサロン、晒綿布、米穀等にも之を適用し特定の年度に於ける輸入數量を基本とし其何パーセントと制限したが、そのみにても満足せず、遂に今次のバタヴィアに於ける日蘭會商の提唱となつた次第である。併し要するに日本と南洋との貿易は本來の地理的優越性、兩地の經濟的相關性、歴史的背景に基づく日本人の南進的傾向等に依存するもので、決して一朝一夕に築き上げたものでなく其由來す所極めて深遠なるものがあるので、一時的人爲的の政策や手段で阻止せられるものではないと信ずる。殊に南洋一帯に於ける土人の風俗習慣、生活様式に於て我が日本民族に類似する所多く、日本商人には之に適切な彼等の嗜好に合致する商品を内國向の商品中より選擇する長所があり、彼我民族の本來の趣味の共通點は歐米品と競争して之を驅逐する有力な武器である。

唯彼等土人の購買力を高むる方法として或る程度まで南洋地方の特産を輸入し片貿易の調節を圖るならば我が國の對南洋貿易上の地位は益々安固の度を加へるであらう。

五、結 言

滿蒙を以て我が國大陸方面への生命線となすならば南洋は正に海洋方面への生命線であらう。陸と言はず海と言はず北進又南進は膨脹日本向外國民の標榜すべきモットーであらねばならぬ。凡そ國民の植民的經濟的發展は如何なる方面如何なる時と雖も絶大な努力を要するものであるが、幾分にては政治的の根據や外交的の優越性を存する場合は比較的容易な工作とせられる。滿蒙方面への我が國民の移植民、企業、貿易の各發展の如きは假令それが純領土や保護領でなくとも多少にても政治的背景の下に立つことが出来るので大した困難を伴はないものと思はれる。之に反し南洋方面に於ては我が國は裏南洋に於ける委任統治地方の外は尺寸の政治的領土を有せず、多くは歐米列強の領土であるが、彼等の勢力範圍に屬し又は獨立の國家で植民及經濟的競争の極めて激甚なる地域であつて、かゝる他人的な國際關係の複雑にして又民族關係の錯綜せる地方への後れ馳せの進出は難事の中の難事と言はねばならぬ。唯幸に我が國民は地理的好條件と民族的順應性優越性等を以てして能く凡ゆる難關を突破し多くの障礙を排し今日の如き相當な經濟的地位にまで築き上げたのである。即ち之を數字的に表せば約三萬三千の移植民、農林、鑛、水産、各企業への投資約一億二、三千萬圓及び貿易額約三億八千萬圓内輸入額約二億五千萬圓等で其他數量的に示すことの出来ない無形的な獲得亦多々あるであらう。もとより是等の經濟的獲得は我國本來の理想よりすれば眞に其一部の目的が到達せられたに過ぎず決して満足すべきではなく各方面共將來益々開拓を圖らねばならぬが、之と共に今後は從來よりも一層の困難や妨害に遭遇することを覺悟せねばならぬ。

南洋に於ける日本の經濟的進出

二二

15) 大阪市役所産業部調査課、蘭印市場に於ける本邦綿布、頁2-5。

南洋に於ける日本の經濟的進出

二四

既往に於ける我が國の南洋方面への發展を凡そ三つの大きな時期に分けることが出来る。第一期は足利時代の終頃より徳川時代の初頃までの御朱印船貿易時代で、之は周知の如く國內的に寛永十三年の徳川家光の鎖國令發布に阻止せられて衰退に歸した。第二期は明治以後大正年間の世界大戰期を経て昭和五、六年頃に至る時代で相當な躍進を遂げたのであるが、經濟界の世界的不況の大勢や華僑の排日貨等の爲に之亦漸く減退するに至つた。而して第三期は即ち現代であつて我が工業の異常な進歩と其生産合理的經營機構の完備、之に加ふるに爲替安の好影響あり、華僑の没落と相俟ちて我が商人の進出、土人との直接取引の開始等により空前の盛況を來すに至つたのである。之に對する妨害阻止の運動は果して何であるか、最近に及びて英國の直轄植民地輸入割當制度、和蘭の輸入制限となり、近くは又日蘭會商による何等かの制限となつて將に現はれんとしてゐるが、我が國としては益々經濟力の充實を圖り官民協力して南洋貿易の進展を期すべきである。之には以上各項に於て述べた如く種々の發展策を講ずると共に其根本としては邦人の南洋に關する認識を深め之を汎く國民に普及して成るべく多數のものが夫々其適する職業に應じて渡航し各地に居を占めることが最も緊要である。日本民族は其起源を一は大陸に一は南洋に有すとの説の眞偽は兎も角として土俗上多くの類似點を存することは相互の親和の助けとなるは言ふまでもなく、我が國民の南洋の氣候風土に對する順應性馴化力は頗る強く歐米の白人が植民を開始してより既に四百年を経たる今日に於ても極めて僅少の在留者を殘すのみにて大多數のものは暑濕の氣候に堪へずして短時日の在住の後速かに退去するのは殆んど比較にならず、我々は自然の與へた地理的好條件と天賦の特性とを活用し祖先の遺志を繼承して南方へ發展し海の生命線擁護に努めねばならぬ。

16) 石橋五郎：爪哇の氣候と住民の生活、史林二卷二號、頁20-29。

調査研究目次

|      |                              |       |                          |
|------|------------------------------|-------|--------------------------|
| 第一輯  | 開校五周年 近江商人史料展覽會出品目録 (調査課)    | 第十六輯  | 近江商人と開國當初の外國貿易 (菅野教授)    |
| 第二輯  | 近江商人の活躍について (菅野教授)           | 第十七輯  | カリビアンアメリカの經濟地理的考察 (田中教授) |
| 第三輯  | 長濱縮緬の賣出と其の障害 (ク)             | 第十八輯  | 中世の近江商人 (菅野教授)           |
| 第四輯  | 明治維新後に於ける近江商人落魄の原因に就いて (ク)   | 第十九輯  | 近江商人と金融 (ク)              |
| 第五輯  | 中央卸賣市卸賣業者の單複制度と賣場制度 (原田教授)   | 第二十輯  | 紀州家名目金と近江商人 (ク)          |
| 第六輯  | 大阪の商業と近江商人 (菅野教授)            | 第二十一輯 | 我國の商工階級と歸化人 (ク)          |
| 第七輯  | 商人の漁業家化 (ク)                  | 第二十二輯 | 滿洲國の地域的發展と其の經濟區 (田中教授)   |
| 第八輯  | 徳川時代の匿名組合 (ク)                | 第二十三輯 | 〔徳川時代の商人カルテル (菅野教授)〕     |
| 第九輯  | 近江商人の企業組織に關する一考察             | 第二十四輯 | 東阿の新市場エティオピア (田中教授)      |
| 第十輯  | 徳川時代の工業と商業資本 (ク)             | 第二十五輯 | 職業調査に關する若干の問題 (岡崎教授)     |
| 第十一輯 | 日野商人の醸造業經營                   | 第二十六輯 | 尾州家名目金 (菅野教授)            |
| 第十二輯 | 中央卸賣市卸賣業者の單複制度と市營制度 (原田教授)   | 第二十七輯 | 滿洲國に於ける熱河省の地位に就いて (田中教授) |
| 第十三輯 | 南米に羅旬民族植民の進路及其の特質に就いて (田中教授) | 第二十八輯 | 職業分類に就いて (岡崎教授)          |
| 第十四輯 | 松前蝦夷地 近江商人の活躍と其の没落原因 (太刀川教授) | 第二十九輯 | 我が國民の向外性と植民地理教育 (田中教授)   |
| 第十五輯 | 〔植民地理の内容に就いて (田中教授)〕         | 第三十輯  | 徳川時代の經濟と文化 (菅野教授)        |
|      | 〔南米のABC國                     | 第三十一輯 | 難羅賣買の發展史的考察 (原田教授)       |
|      |                              | 第三十二輯 | 南洋に於ける日本の經濟的進出           |



圖書館  
5  
30

調查研究第三十三輯

減價消却の經營經濟的性質

彦根高等商業學校調查課

## 減價消却の經營經濟的性質

山下 勝 治

會計學の基本概念の規定から出發して、個別の會計學上の諸問題を解明しようとする行方とは逆に、こゝでは、一つの會計學上の問題を取りあげることによつて、その問題が經營經濟にもつ全的な意味を理解しようとすると共に、とりあげられた問題が、會計學的研究の領域に於て如何なる意味の關聯をもつものであるか、の問題を考察して見たいと思ふものである。

減價消却問題の經營經濟的解明は、言ふ迄もなく、それが經營に於ける價值計算問題の一側面を構成すると言ふ意味に於て會計學的研究の一分野を形造ることは事實であるが、その經營經濟的意味は、從來の形式的會計學の研究態度からぬけ出て、廣く經營經濟の價值問題の觀點から見直すことなくしては、その實質的意義を究明することは困難であるであらう。その實質的、經濟的意味を把握することなくしては、從來の會計學的研究の領域に於てそれが如何なる意味の關聯をもつものであるか、も亦之をよく理解し得る途でもないであらう。この意味に於て、この小文は理論會計學の新たな研究方法の指示でもあり、經營學的研究の一つの方向でもあると考へてゐるので、特殊の問題の如く見えて、實は極めて重大な問題を提示してゐると言はねばならないと思ふ。個別の觸

# 減價消却の經營經濟的性質

なるべくして觸れなかつた問題の研究は他日に譲り、こゝには只、先學の殘したる會計學的研究の結果を吟味しながら、問題を経營經濟の價值問題との關聯に於て浮び出し、そこに存在する新な經營經濟的意味を理解しようとするものである。先學の忌憚なき學問的批判を乞ふや切なるものがある。

## 二

こゝに減價消却 (Depreciation, Die Abschreibung) とは、一般に解せらるゝが如く最も狹義に、固定的財産部分の價值減少の消却を言ふ。<sup>1)</sup> 一樣に經營に於ける固定的財産部分と雖も、原則として價值の減少せざる土地の如き使用價值物 (Gebrauchswerte) もある譯であるから、嚴密には、消耗價值物 (Abnutzungswerte) に對する價值の減少と言はねばならない。<sup>2)</sup> 私が、減價消却の意義をかく狹義に解する所以のものは、その他の場合に於て減價消却概念の適用を妨げることを意味するものではなくして、その經營經濟的意味を理解するための研究の便宜の問題以外の何ものでもないのである。

減價消却がもつと考へられてゐた問題の所在を手探る方法として、私は、先づ從來の會計學的文献に於て減價消却が如何なる意味をもつ問題として取扱はれてゐたか、と言ふことを考察したい。この問題を理解するに就ては、根本的には問題の取扱態度を先づ注意しなければならぬことを知るのである。その研究の方向は何れも形式的解明に向けられてゐるのではあるが、然し、如何なる中心問題との關聯に於て減價消却問題が取扱はれてゐるかによつて、それには夫々異なる意味と重要性とが與へられてゐるからである。

その最も一般的なるものは、損益計算との關聯に於て減價消却問題を取扱ふ態度即ち之である。<sup>3)</sup> この場合に於

ては、減價消却は損益計算に於けるマイナス項目を形成するものであると言ふ意味に於て、専ら、損益計算に計上すべき固定的財産部分の消却費が問題となるのであつて、固定的財産部分を如何なる程度に於て損益計算に課するかと言ふ問題に外ならないのである。例へば、レーヴェンシュタインによれば、減價消却は設備の入替若くは新調達の必要なる瞬間迄に零まで、若くは古物價值に達する如く消却せらるべきものであつて、この事は、損益計算並に原價計算上減價消却把握の基礎をなすものであるとなす。即ち、この原則によつて消却せる金額は設備資本の眞の消却と考へることが出来るのであつて、企業の經濟的活動にとつては、少くとも消耗資本部分が企業内に再び復歸すると言ふことが必要となるのである。この見解は、減價消却をもつて賃銀、材料の如き費用と同様に考へるものである。そして後者は投資された資本の循環期間の極めて短かいのに比して、設備に投資された資本の循環期間はより長いと言ふ相違あるに止まるものであつて、費用として把握する點に於ては少しの相違もないのである。故に、この場合には、固定的財産部分の價值の減少を出来る限り正確に把握し、之をその期間の費用として加算すると言ふことに、減價消却の全意義があるとせられるものである。<sup>4)</sup> 従つてこのことを極言すれば、會計學上資産とは費用の繰延されたものであると言ふ立場に立つて、之を如何に分割して損益計算に課するか、と言ふ問題と觀ることが出来るであらう。グロスマンが、減價消却をもつて Ausgaben (支出) ではなくして Aufwendungen (費消) であると言つたのは、又この意味を表してゐるものと理解する事が出来る。<sup>5)</sup> かくして減價消却の經濟的意義は、専ら損益計算を正確公平にして投資された資本を如何に合理的に回收するかと言ふ問題に外ならないことになる。

減價消却の經營經濟的性質

4) Löwenstein, a. a. O. S. 66.

5) 多少、表現は異なるが、同じ意味のことは、例へば、Hatfield, Accounting, 1927. p. 131. Löwenstein, a. a. O. S. 69. 高瀬莊太郎氏、會計學、昭和四年、p. 118. 太田哲三氏、會計制度論、昭和七年、p. 103. 等參照。

6) Grossmann, a. a. O. S. 17-18.

1) Schär-Prion, Buchhaltung und Bilanz. 6 Aufl. 1931. S. 122. Leake, Depreciation and Wasting Assets, 1923. p. 5.  
2) F. Schmidt, Die organische Tageswertbilanz, 3 Aufl. 1929. S. 160. R. Passow, Die Bilanzen der privaten u. öffentlichen Unternehmungen, 3 Aufl. 1921. S. 166.  
3) Grossmann, Abschreibung und Steuer 1921. F. Heinrich, Abschreibung und Selbstkostenrechnung. Die Betriebswirtschaft. 1932. 25 Jahrg. Heft 4/5. S. 103- Löwenstein, Kalkulationsgewinn und bilanzmässige Erfolgsrechnung, 1922. 高瀬莊太郎氏、會計學、昭和四年、p. 118. 等參照。

減價消却の經營經濟的性質

このことは、次の二つの事實を意味するに至るものである事を注意することは、この際、可成り重要な意味をもつものである。

第一に、減價消却は損益計算を正確公平にする一つの手段であるから、それは實際の消耗に等しい價值を消却せねばならないと言ふ立前にあるものである。が然し、消却せらるべき價值の減少は、専ら實際の消耗を通じてのみ招來するものではない。その他の原因による一般的價值減少も亦之を考慮せねばならないと共に、事實、年々の減價消却前は規則正しく當該年度に事實上發生せる消耗に一致するものではない。價值減少が専ら消耗によつて引起さるゝ所に於てさへ、初年度に多く、後年度に少なく消却せらるゝことは實際上屢々經驗する所である。従つて、この種の立論をもつてしては、實際の慣習に合理的なる根據を與へることが出来ないと言ふ缺點をもつものと言ふ事が出來よう。

第二に、投資せる固定資本を、減價消却を通じて經營の生産物收入金中に回収すると言ふことは、減價消却計算の標準として原價を採る立場を辯護するものであつて、固定的財産部分に對する價值の變動は、減價消却に何等の關係をもたないものとする。言ふ迄もなく、此際損益計算に於ては、固定的財産部分の價值を如何に正確、公平に回収するかと言ふ點に全關心があるものであつて、その固定的財産部分が現在如何なる程度の價值變動を蒙つてゐるかの考慮は、之を全く排斥するものである。蓋し、固定的財産部分に對する投資々本を回収すると言ふこの減價消却の目的觀からは、始めの投資金額が問題となるに過ぎないものであるから。

然しながら、この點は、貨幣價值の變動ある場合に於ては、謂ふ所の減價消却目的と關聯して可成り困難な問

題を提供するに至るものであることを注目しなければならない。即ち、貨幣價值に變動ある場合に於て、尙原價による消却が果して減價消却の初期の目的と矛盾するに至らざるか、と言ふ問題即ち之である。なる程、減價消却は他の費用要素、例へば賃銀、材料の如きと同様に、やがて回収さるべき固定資本部分を表示するものとして、回收のより短かき賃銀、材料の如きは、自ら貨幣價值の變動が取り入れられて來るものであるが、獨り固定的財産の消却價值は貨幣價值の變動と無關心の地位に立つが故に、そこに理論上の統一を缺くのみならず、之によつて、正確なる損益計算と言ふ初期の目的がその限り阻止されるに至らざるを得ない、と言ふ理論上の難點を包藏するに至るものである。

以上は、損益計算を中心として、それとの關聯に於て減價消却問題を取扱ふ立場を考察吟味したのであるが、減價消却問題を原價計算との關聯に於て取扱ふ態度も亦之と同様であると言ふことが出来る。蓋し、一は期間計算であるに對し他は個別計算であるの相違あるに止まり、減價消却を費用要素として考へる根本的立場には何等本質的な相違を招來するものではないから。

三

以上と相對するものとして、吾々は、貸借對照表計算若くは財産計算との關聯に於て消却問題を取扱ふ態度を注目したい。同じく、財産計算乃至は貸借對照表論の立場から減價消却問題を觀る者と雖も、この際、問題は貸借對照表の本質觀と必然的な結付をもつものであるから、一律に之を論斷することを得ないことを注意しなければならぬ。シュマーレンバッハの如く、貸借對照表をもつて損益計算の手段と理解し、貸借對照表上の評價は、

減價消却の經營經濟的性質

五

9) Grossmann, a. a. O. S. 169.

10) Schmalenbach, Dynamische Bilanz, 5 Aufl. 1931. S. 118-121, 133-137.

7) Passow, a. a. O. S. 167-169.

8) F. Naphtali, Wertschwankungen und Bilanz, 1921. S. 12. Grossmann, a. a. O. S. 169. 太田哲三氏、臨時産業合理局案減價消却準則參考、雜誌、會計、第二十八卷第六號、p. 69.



減價消却の經營經濟的性質

六

所謂財産としての評價ではなくして、損益計算のための財の評価となす見解の下に於ては、消耗固定財産の評価は一般に減價消却を通じて行はれる。この見解の下に於ては、減價消却は所謂財産の評価手段ではないのであるが、然し、それは貸借対照表觀の相違に結果しての解釋の相違であつて、形式的には、固定財産評價の方法を形成してゐると言ふことは争ふ餘地もない。<sup>11)</sup> 只然し、此場合に於ては貸借対照表は飽く迄損益計算の手段として理解されてゐるが故に、單純に財産表示の形式と理解される場合の如く、財産の評価がそれ自體として問題とされることなくして、常に損益計算の手段と言ふ點に拘束されるものである。その結果その減價消却の評価標準に原價を採るに至ることは、前述の損益計算の場合に述べたと同一の結果に到達する。

貸借対照表をもつて、斯の如く専ら損益計算の手段として把握することは、主としてシュマーレンバッハ一派の採る所であるが、一般には純然たる財産表示の形式と考へられてゐることは概ね知られてゐる所である。この見解の下に於ては、減價消却は固定的財産部分の評価の一形式と考へられてゐるのであつて、減價消却の課題は、帳簿價值の減少を通じて固定的財産部分の正當なる評價であるのである。同様の考はライトナーによつても窺ふことが出来るのであつて、減價消却は使用財産及び消耗財産の評価の一形式であり、棚卸評價の補助手段であると主張する。<sup>12)</sup> この立場は、一般に、會計學上固定的財産部分はその所有の目的からして原則として取得原價をとる、時價の變動を直接考慮しないものと考へられてゐるから、専ら減價消却なる手段を通じてその評價を行はんとするものである。が然し、固定的財産部分は常に必ずしも原價を採るべしとするものではなくして、時價の變動を考慮すべきことを主張するものにとつても、減價消却は尙有效なる固定的財産部分評價の方法たることを失

ふものではない。蓋し、固定的財産部分の評価に原價をとるや時價をとるやの問題は、減價消却と理論上のつながりをもつものではなく、それは寧ろ廣く評價目的に關聯して決定さるべき問題であり、その上にて新に減價消却が考慮されることに何等差支なきのみならず、時には又その方法が望ましいことさへあり得るからである。現にシュミットの如きは、その基礎的著作たる有機觀時價對照表論<sup>14)</sup>に於て、理論上、時價減價消却主義を採らざるべからざる所以を極めて明確に展開してゐるのを觀るのである。

減價消却をもつて固定資産評價の形式に非ざる點を主張するものに太田教授がある。同教授は、合理局案減價消却準則參考<sup>15)</sup>に於て、減價消却は固定資産の評価とは全く別個の觀念なるは注意を要する所にして、評價は直接間接市場價值に關係するに反し、減價は利用價值の減耗を意味するをもつてなり、と述べられてゐるが、之は評價なる言葉に捉はれたる解釋であつて、吾々は必ずしも教授の所説に全的に賛成することを得ないのである。固定資産が減價消却を通じて新な評價を獲得してゐることは——それがどの程度迄妥當なるやはこゝでは問題でない——通常採られてゐる形式であつて、然も、評價方法の如何を問はず差引かるべき減價額は評價なる操作を通じて決定せらるゝものであるから、減價消却は依然として固定資産評價の一形式なりと考ふることは少しも差支なく、寧ろ實狀に測したる立論と言ふことを得よう。

斯の如くして、財産計算の立場から減價消却問題を取扱ふものは、一樣に減價消却自體が中心問題ではなくして、財産評價のための減價消却が問題となるものである。このことは、第一に評價さるべき減價額は固定的財産部分の實際の消耗と必ずしも直接の關係をもつ必要がないことを意味する。只、固定的財産部分の正當なる評價

減價消却の經營經濟的性質

七

- 14) F. Schmidt, a. a. O. S. 160- 本書のアウトラインは、拙稿、シュミット經營計算論の構想、國民經濟雜誌、第五十五卷第二號、p. 60. 以下往見。同條、時價減價消却を主張するものとは、Schulz Mehrin, Das Wertproblem in der Abschreibung, Z. F. B. 6 Jahrg. 1929. S. 375. 參照。
- 15) 雜誌、會計、第二十八卷第六號 p. 69

- 11) 然し、貸借對照表動態觀の考方からするならば、之を財産評價の手段と解することは全く意味のないことであることは言ふ迄もない。
- 12) Naphtali, a. a. O. S. 12. Die Abschreibung in der Schwerindustrie. Z. F. B. 5 Jahrg. 1928. S. 621. 増地庸治郎氏、經營財務論、昭和九年、p. 61.
- 13) Leitner, Die Selbstkostenberechnung industrieller Betriebe, 4 Aufl. 1913. S. 231.



減價消却の經營經濟的性質

に達し得るがためには幾何を消却すべきか、と言ふ觀點から消却問題が取扱はれるのである。第二には、固定的財産部分の評價の一形式であると言ふことは、減價消却額の決定に當り原價、時價何れによるも差支なし、と言ふことを表すものである。専ら財産計算が中心問題となるものであるから、必要に應じて、時價、原價何れをその計算基準にとるやは全く任意の問題であり、減價消却は原價によらねばならないと言ふ前の立場を固執するものではない。

然しながら、以上によつては、減價消却は財産計算に極めて密接なる關聯をもつものであると言ふことは明となる譯であるが、それは餘りに形式的な取扱を受け、減價消却自體のもつ實質的な意味は全く看過されてゐると言ふ點を注意しなければならない。のみならず、財産計算さへ正確なるものに達することが可能であれば、消却額の如何は問題となり得ないと言ふ論理的歸結に達するであらうが、問題は、減價消却が單純に評價の一形式であるか否かと言ふ點にあるのではなくして、實は減價消却が何故に評價の一形式として考へらるゝに至つてゐるか、換言すれば、固定的財産部分が何故に減價消却なる特殊の評價形式を採らねばならないか、又それが經營計算にとり如何なる實質の意味をもつか、と言ふ根本問題の解明に向けられねばならないのである。若し減價消却が單純な財産評價の一形式として止まるものであるならば、獨立に存在する任意の建物に對する價值減少も亦、こゝに言ふ減價消却とその性質上何等異なる所はなくならうが、吾々の問題は、經營に個別化されたる資本の一部分を表現する固定的財産に對して、何故に消却を行はねばならないか、換言すれば、消却は個別資本の運動と如何なる意味の關聯をもつものであるか、と言ふ所にその本質的な意味を把握しなければならないのである。

この意味からするならば、消却される資本部分がその消耗後に經營に復歸する如く消却を行ふべきものである、<sup>16)</sup>と言ふ損益計算の前の立場は、數段勝つてゐるものと言はねばならないと思ふ。

以上は、從來の會計學的研究に於て、減價消却が如何なる問題として取扱はれてゐたかを明にするために、便宜上、如何なる中心問題との關聯に於て消却が取扱はれてゐたか、と言ふ觀點から問題を考察したのである。謂ふ意味は、言ふ迄もなく、一が他を排斥すると言ふのではない、損益計算との關聯に於て減價消却問題を取扱ふものは、絶對的に、他の立場、例へばそれが財産評價の一形式であると言ふことを排斥するものではない。兩者は廣く自ら一に結合して取扱はるべき問題であつて、消耗部分を損失に課すると言ふ損益計算論者の主張は、同時にそれが差引かれることによつて財産評價の一形式とつながりを持つものであると共に、又、財産評價の一形式として決定された減價消却は、他方に於ては損益計算のマイナス項目となると言ふ意味に於て、兩者は全く異なるものとして別々に之を論ずることを得ないものである。然しながら、専ら正確なる損益計算の立場からする前者の見解と、専ら正確なる財産計算の立場から取扱ふ後者の見解とは、既に明なるが如く、夫々が理論上可成り相隔たりたる結論に達するものであるから、夫々獨立の觀點から問題の所在を考察したのである。

四

こゝに於て、吾々は、減價消却に於ける問題の所在は主として二つの點にあることを知り得た譯である。極めて形式的ではあるが、一は損益計算との關聯に於て、他は財産計算との關聯に於て。換言すれば、減價消却が經營經濟にとりて如何なる意味をもつものであるかの實質的な問題としてではなくて、財産計算若くは損益計算の

17) Leitner, a. a. O. S. 231.

16) Löwenstein, a. a. O. S. 66.

## 減價消却の經營經濟的性質

10

問題として、専ら技術的な取扱を受けてゐたことを知るのである。従つて、之によつては、減價消却が正確なる損益計算並に財産計算に關聯をもつものとして、その會計學上の意味を形式的に把握することを得た譯ではあるが、廣く經營經濟の價值問題として、經營經濟に如何なる意味の關聯をもつものであるかと言ふその經營經濟的意義は、かゝる研究方法を通じては之を理解することは困難であると言ふことを知るのである。<sup>18)</sup>

然らば、減價消却は經營經濟にとりて實質的に如何なる意味をもつものであるか。換言すれば、減價消却は形式的には固定的財産部分の價值を消却することによつて之を損益計算に課するものではあるが、それが經營經濟の價值問題乃至は價值循環問題に關聯して如何なる意味をもつものであるか。

固定的財産部分の價值が漸次損費に加へらるゝと言ふことは、經濟的には、固定資産の形をとる資本が收入金の中に移行し、その資本部分が流動的財産部分の形へと變化することを通して價值の循環を招來してゐるのである。即ち、生産物によりて得られる一般の收入金中には、生産物に投ぜられた直接の費用部分のみならず、固定的財産部分の消耗價值の部分も亦之を包含してゐる筈である。かくて固定的財産部分の消却價值は、今や收入金の形に於て經營内に留保せられるに至る。換言すれば、固定的財産部分から流動的財産部分へと價值の運動が發生してゐることに外ならないのである。<sup>19)</sup>グロスマンが、設備に對する減價消却は、正當なる計算の場合には販賣價格中に移行し、經營財産の中に還るものである<sup>20)</sup>と述べてゐるのは、減價消却が經營經濟にもつ本質的な作用を正當に表現してゐる言葉であると思ふ。只この價值の運動は、専ら經營内部に於て、然も計算技術的のみに引起さるゝものであるから往々にして看過され易い所ではあるが、他の外部との取引によつて引起さるゝ價值の

運動と本質的には何等の相違も認め得ないのである。従つて、この點を充分に認識して正當な價值の運動を引起さしめることは、減價消却の目的と關聯して重要な問題を提供してゐると言ふことが出来る。

## 五

固定的財産部分の價值の流動的財産部分の價值への轉化は、言ふ迄もなく、固定的財産部分の消却價值に相當するだけの價值が、他の流動的財産部分の價值として經營内に留保、維持される事實を意味するものであるから、このことは、次に、減價消却を通じて資本の維持が可能となると言ふことが出来る。それは、恰も多くの費用要素から出來上つた生産物が販賣せられることによつて、その費用要素が賣上收入金の中に回收せられると同一の作用をもつものである。只減價消却の場合には、それが回收せられる對象物が一定してゐないと言ふ相違あるに止まり、收入金の部分として回收せられ、その固定的財産部分の價值が維持される過程に外ならないと言ふことは疑ふ餘地もない。

減價消却が、固定的財産部分の回收を通じて、資本維持乃至經營維持に向けられてゐると言ふ事實を今一層明確ならしめんがために、先づ從來の會計學に於て、減價消却が主として損益計算の問題として取扱はれてゐたと言ふその根本的意義を考察して見たい。蓋し、之によつて、やがて吾々は減價消却が經營に對してもつ經濟的意義を理解するに至る一つの途であると考へるものであるから。言はゞ、減價消却が資本維持に向けられてゐると言ふことの消極的解明であるのである。

先に述べた如く、固定的財産部分の消却價值は損益計算に於てマイナス項目を形成すると言ふ意味に於て、それは正確なる損益計算の立場から缺くべからざるものであることは明であるが、然しながら、問題は何故に正確

減價消却の經營經濟的性質

一一

18) 私の知る所をもつてすれば、減價消却問題を經營經濟の價值問題として、その實質的意義を把握せんとする立場を探るものは、未だ吾國の文獻に於て之を求むることを得ないものゝ様である。

19) Handwörterbuch der Betriebswirtschaft, Bd. I. S. 50.

20) Grossmann, a. a. O. S. 110.

## 減價消却の經營經濟的性質

一一一

なる損益計算が經營に要請され、又それとの關聯に於て何故に減價消却が問題となるかと言ふ意味を明にしない限り、問題をその根底に於て理解することは困難であらう。若し、損益計算が經營に於てそれ自體として獨立して終局の目的をもつものと假定するならば、減價消却も亦専らその立場から規定されることに何等の異論もない筈である。が然し、損益計算はそれ自體獨立の意味をもつものではなくて、經營經濟がそれを要求する根本的意味——資本維持——との關聯に於て問題となるものであることを注意しなければならない。従つて、この損益計算の部分形成する所の減價消却の經營經濟的性質も亦、この觀點から理解されねばならないのである。

言ふ迄もなく、經營の目的活動は一般に價值の餘剰を齎らすことに向けられてゐるものであり、従つて、その目的活動は一樣に價值關係的に把握されることによつて、經濟的な意義を獲得する。<sup>21)</sup>かくて會計學的研究は、經營經濟にとりては、その目的活動により引起さるる價值の循環を把握することによつて、獲得された價值の餘剰を確定すると共に、この獲得された餘剰に就て價值判斷をなす、と言ふ任務をもつものであると言ふことが出来る。従つて、價值の餘剰を獲得することは經營の目標であるのではあるが、會計學的研究はこの餘剰の獲得と言ふことは直接の關係はなくして、それは只獲得された眞實の餘剰を明にし、之に對する價值判斷をなすと言ふことによつて、經營に個別化されてゐる資本を維持し、その大きさを確定することにあると言はねばならないと思ふ。<sup>22)</sup>畢竟、損益計算が經營經濟にもつ意味の重要な點は、少くとも全體としての資本の維持がその根底に横はるものであり、この資本が如何なる程度の増加若くは減少を蒙つてゐるかを確定するにあると言ふことが出来る。換言すれば、損益計算はそれ自體としては獲得された餘剰を確定することを任務とするものであることは

21) Nicklisch. Grundlagen für die Betriebswirtschaft, 1928. S. 10.

22) この點は、從來の形式的會計學の立場からは必ずしも異論がないことはないと思ふが、私は、會計學的研究は、今やその實體的研究に向けられなければならないと思ふ。形式的會計學に於て専ら問題となる貸借對照表乃至損益計算書を中心とする研究は、私を以てせば、會計學的研究の形式的な領域を指示してゐるものと思ふ。がこの問題は別の機會に改めて觸れて見たいと思ふ。

言ふ迄もないが、その餘剰の確定と言ふことはその前提に於て資本の維持が考へられてゐることを注意しなければならぬ。資本の維持を離れた價值の餘剰と言ふことはそれ自體矛盾であるからである。損益計算それ自體の中にたちこもつて問題を觀るものにとつては、それが抑々經營の價值計算として根底に如何なる意味をもつものであるかの足場を失ひ勝であるが、問題は損益計算自體にあるのではなくて、廣く經營經濟全體の問題であり、吾々はより高所に立つて問題の根本的意義を統一的、綜合的に考察せねばならないことを知るのである。

斯の如くして、吾々は、損益計算を通じて可能となる利潤の確定はこの資本維持と密接なつながりをもつものであり、之によつて又資本の大きさが確定されるに至るものであることを知るのである。かくして、損益計算に於て減價消却費がマイナス項目となると言ふ意味は、價值消耗が收入金の部分として回収、維持せられてゐる事實を表現するものであり、従つてこの價值消耗を度外視しては、眞實の價值餘剰を確定する所以もなく、又資本維持を確保する所以でもない、と言ふことを明にし得たと思ふ。換言すれば、減價消却は資本維持の現實的にして具體的な一つの形態であると理解し得るのである。

## 六

果して然らば、減價消却を通じて固定的財産部分に投ぜられた資本の維持は常に可能であり、又常に資本維持にあると言ひ得るか、と言ふ問題が生ずる。なる程、消却目的物の價值が收入金によつて回収せらるゝことによつて、固定的資本部分が流動的資本部分の形に於て留保、維持せられることは事實であるが、之をもつて直に、減價消却の經營經濟的目的は常に資本維持にあるものであると言ひ得るか。言はゞ、この問題は減價消却が資本



減價消却の經營經濟的性質

維持の作用をもつと言ふ積極的根據の解明に屬する。

この問題は、言ふ迄もなく、消却済の瞬間に於て現實に再調達に必要な資本が現存するや、若くは現實に再調達をなすことが可能であるかの實踐の問題ではなくして、謂ふ意味は、回収された資本は、一般に目的物の再調達を可能ならしむるに足る資本たりや否やの理論上の問題であるのである。現實に再調達するや否やは自ら別個の經營政策の問題に屬する。貨幣價值に何等の變化なしとの假定の下に於ては、回収された資本は、消却目的物の再調達に必要な手段が、經營内部に何等かの形に於て存在するであらうことは明である。多くの學者が、減價消却の標準を原價にとるべきことを主張し、回収された消却價值は目的物の再調達を可能ならしむるに充分なるものであると考へるのは、之の假定の下に於てのみ正しいと言ふことが出来るのである。が然し、經濟は常にかゝる純粹靜態の状態にあることは考へ得ないのであつて、寧ろ、經濟はその本性上常に動態にあるものである<sup>23)</sup>と言ふことが出来る。

然らば、貨幣價值の變化ある場合に於ても、減價消却によつて尙理論上資本の維持は可能であるか。この場合、例へば貨幣價值の下落に際して回収された資本は消却目的物の再調達に不可能となることは容易に想像し得る所である。換言せば、貨幣價值に變化あるに際しては、名目的資本の維持と實質的資本の維持とはかけ離れることとなり、減價消却が固定資本部分を回収することによつて資本の維持に役立つと云ふ一般理論は、この場合修正を受けざるを得ないかの如くである。然しながら、それは消却が固定的財産部分を流動化して資本を維持すると言ふ基礎理論に變化があるのではなくして、貨幣價值の變化と言ふ外部的事實の影響を受けて、謂ふ所の資

23) Leake, ditto, p. 7. Passow, a. a. O. S. 201. Naphtali, a. a. O. S. 12.  
24) F. Schmidt, a. a. O. S. 41. 此に言ふ靜態、動態は、經濟學に所謂靜態理論、動態理論に用ひられてゐる意味とは異なるものであつて、單純に貨幣價值に變化あるや否やを標準としての便宜上の概念である。  
25) 維持すべき資本は名目的貨幣資本であるか、若くは實質的物財資本であるかは、近來理論會計學上問題の分るゝ所であるが、私をもつてすれば、それは夫々相對立する問題ではなくして、經濟靜態に於ける會計學上の理論が、經濟動態に於て如何なる修正を受けねばならないかの問題であると思ふ。この點を充分に考慮するに非ざれば、この問題の理論的解決は蓋し困難であるであらう。

本維持が量的制限を蒙つてゐると言ふに止まるものである。従つて、この場合と雖も、一般に減價消却は價值消耗を收入金によつて回収し、その資本を維持するものであると言ふ根本理論の修正を意味するものではなくして、問題は、貨幣價值の變化ある場合に於て尙この資本維持の經濟的目的を達せんがためには、實際上如何に考慮せざるべからざるものであるかの實踐上の問題であるに過ぎないのである。往々問題は混同せられて、減價消却のもつ經濟的意味が歪められて把握せられてゐる立論に遭遇するも、實踐上の問題と理論上の問題とは之を峻別せねばならない。夫々の場合に如何なる程度に減價消却を爲すべきかは専ら實踐上の問題であつて、理論上の問題ではないことを注意しなければならない。ライトナー<sup>26)</sup>が、減價消却の目的は財産の維持であり、所有物の確保である、従つて減價消却は生産に役立つ設備財産の確保維持に、そして收益の確保維持に役立つとしたことは、寧ろ實踐上の問題を強調した言葉であると理解するを妥當とすであらう。

七

減價消却が資本維持に向けられてゐると言ふことの理論上の問題は斯の如くであるが、インフレーションとの關聯に於て如何なる考慮をなすことによつて資本維持が可能となるかの實踐の問題としては、極めて興味ある問題を提供してゐる。今こゝには、この問題の詳論に入る考はないが、最も一般的なる結論は、消却さるべき金額の決定にはその取得價值をもつてすることは不充分であつて、少くとも、消却物實體を考慮しての實體的資本としての價值がその標準に採られねばならないと言はれてゐる。<sup>27)</sup>貨幣價值騰落の時期に於ても尙當初の仕入價值をとるときは、損益計算は過大若くは過少の費用を負擔し、その結果過少若くは過大の利潤を算出し、更にその利

26) Leitner, a. a. O. S. 231.  
27) Schmidt, a. a. O. S. 168. Schulz Mehrlin, a. a. O. S. 375. 増地庸治郎氏、貨幣價值の變動と損益計算、商學研究第二卷第三號 p. 980.



減價消却の經營經濟的性質

一六

潤が經營外部に配當されたならば、消耗財の消耗部分の價值維持は不可能となるからである。換言すれば、インフレーション期に於ては、仕入價值による減價消却と時價による減價消却との價值差の範圍だけ財産を利潤として計算することを意味し、かくして計算された利潤は、經營の目的活動の結果を眞實に表示し得ないこととなるのみならず、經營維持の經濟的目的をも亦之を達し得ないことになる。斯の如くして、實踐上の問題としては、損益計算にマイナス項目を提供する減價消却の計算も亦、實踐的觀點から消却される資本實體の維持を確保する所の大きさが採られねばならないのである。<sup>28)</sup>このことは、一見、減價消却が固定財産部分の價值を流動財産部分の價值へと變化せしめることによつて、資本の循環を引起してゐると言ふ立論と相容れないものとなるが如くであるが、然しながら、吾々は常に價值を價值として把握するものではなくして、實體を表現する手段としての價值數(價格的に)を把握してゐるものであるから、貨幣價值の變化に應じて實體を表現する價值數が變化を蒙ることには何等の矛盾もないのである。

往々にして、この立場は、消却さるべきものは價值ではなくて實體であると言ふ歸結に到達し、従つて、理論上消却の標準は價值的消耗ではなくして實體的消耗であると言ふ考に到達し易いと言ふ虞が存在する。果して然らば、實體なき無形固定財産部分の消却は考へ得ないと共に、又實體あるものに就ては、實體の消耗以外に減價消却の原因なしとの結論に達するであらう。然しながら、既に前述の如くして實體を實體として觀るものではなく、實體を表現する手段としての價值を把握するものであるから、その誤りなることは直に明となるであらう。事實、僅少な消耗を度外視すれば、利用期間の最後の瞬間迄完全な實體が存在してゐなければならぬものであ

るに拘はらず、——然らざれば實體の働きは不可能であるから——消却は年々之を行はねばならないものであるから。<sup>29)</sup>かくして減價消却の原因は固定財産部分の價值の減少にあることは動かすべからざる事實である。

尙又、減價消却が資本維持の作用をもつと言ふ以上の論述は、減價消却は現實に當該固定財産部分を調達するための取替價格を用意すべし、<sup>30)</sup>と言ふ立論と一見何等選ぶ所なきが如くである。が然し必ずしも然らざる所以を注意しなければならない。蓋し、取替價格を用意すると言ふ考方は、そのことが専ら固定財産消却の目標となるものであるが、私にあつてはその現實の取替は問題ではなくして、寧ろ、正確なる費用計算が問題であり、減價消却を通して夫々の瞬間に資本維持の作用が行はれてゐると言ふことが問題であるのである。従つて、消却された金額が後に至り實際の補償に役立つか否かは自ら別個の問題であつて、——將來に存するかゝる取替價格の評價は事實上不可能であり、又理論的にもかゝる取替價格の用意を企つべきものでもない——問題は、消却の夫々の瞬間に於て妥當なる費用を計上し、もつて妥當なる餘剰を確定することであり、それを通して資本の維持が確保されその結果相對的な經營の維持が可能となると言ふ所にあるのである。従つて、論者の言ふが如く常に經營の絕對的維持を永續的に確保することを考ふるものではない。留保された貨幣額が、その購買力の變化によつて豫定された設備を調達することが不可能となる、と言ふことは充分之を豫想し得る所であるが、それは減價消却自體の問題ではないからである。従つて資本乃至經營の絕對的維持を意味するものではないが、然かも、理論上固定的財産部分更新の有效なる一手段を形成するものであることは動かすべからざる事實である。

減價消却の經營經濟的性質

一七

29) F. Schmidt, a. a. O. S. 161.

30) Berliner, Buchhaltungs & Bilanzenlehre, 1924. S. 109.

28) 實際、如何なる價格が消却標準に採られねばならないかは、夫々の場合に於ける個別の消却目的と關聯することは言ふ迄もないが、一般的に言へば、時價、若くは取引日に於ける再調達價格 ( Wiederbeschaffungspreise ) が採られる譯である。W. Trautmann, Industrielle Normalerfolgsrechnung, 1932. S. 141-142. F. Schmidt, a. a. O. S. 170-184. 參照。

減價消却の經營經濟的性質

一八

かくして私は以上に於て、減價消却が從來の會計學的領域に於ては、主として損益計算若くは財産計算の問題として、専らそれ等の問題との關聯に於て形式的な取扱を受けてゐたことを明にし、之を通して、減價消却が經營計算に於てもつと考へられてゐた形式的な意味を理解し得たと共に、更に進んでは、それが經營經濟乃至經營經濟の價值問題として實體的に如何なる意味の關聯をもつものであるかを考察した。そして、減價消却が實質的に如何なる經營經濟的性質をもつものであるかの問題は、從來の形式的會計學の採る研究方法の衣をぬぎすて、問題を經營經濟の價值運動と言ふ新な觀點から見直すことなくしては、その本質的なものを把握することは困難であると言ふ考慮から、全く別な研究方法に従つた。かくの如くして究明された問題の經營經濟的性質は大凡之を次の如く言ひ得るであらう。

(一)、固定的財産部分に對する減價消却は、消却を通して資本乃至價值の運動を招來するものである。生産物を販賣することによつて現金を受取る如き一般に取引として理解されてゐるものに就ては、そこに價值の運動が存在することは容易に之を理解し得る所であるが、同様な意味に於ける價值の運動は、固定的財産部分に對する消却を通して亦引起されてゐることを注意しなければならない。換言すれば、減價消却によつて消却せられる價值部分は固定的財産部分から解放せらるゝと共に、之が經營に於ける一般的な收入金によつて補はれ、流動的財産部分の形に變化する。生産物の收入金中には、一般に、他の費用要素を包含すると同様に固定的財産部分の消耗價值も亦之を包含すべきものであると考へることが出来るから。かくて、固定的財産部分の價值は漸次他の經

營財産部分の價值へと移行することは動かすべからざる事實であつて、ニツクリツシユが、減價消却なる語には價值の運動がかくされてゐると言つてゐるのは、蓋しこの間の消息を充分に物語つてゐるものであると思ふ。

(二)、減價消却によつて引起さるゝ價值の運動は、既に明なるが如く、固定財産部分の價值が他の財産部分の價值に於て回收され、維持せられてゐる過程に外ならないものであるから、第二に、減價消却は價值計算を通じて資本維持に向けられてゐると言ふことが出来る。減價消却を通じて回收せられた價值は、特定の形をとるものではないとしても、その價值は何等かの經營財産の形に於て留保せられてゐることは事實であるから、一般的には資本の維持が可能となると言ふことが出来る。蓋し、消却せらるべき金額は、然らざる場合には利潤として計上され、若くは配當されるに至るものであるから。従つて普通の經過をもつては、消却目的物が完全に消却せられた後に於ては、經營財産中にその再調達の手段が存在してゐる筈である。従つて、消却の經營經濟的目的は消却を通じての資本乃至經營の維持にあると言ふことが出来る。

然しながら、既に述べた如く、消却後に於て、消却され留保された價值が再び再調達に投ぜらるゝか、若くは現實にその再調達をなすに充分なる手段が尙存在してゐるか否かは全く別個の問題であり、そして留保された價值が後に如何なる形に於て經營財産中に存在し、若くは、全くそれが喪失されるに至るかは豫想し得ざる所に屬する。この問題は、消却に貨幣價值の變動を考慮する場合と同様であつて、資本乃至資本實體の維持は消却の瞬間に於てのみ之を言ひ得る所である。蓋し、現實に再調達の時點に於ける貨幣價值變動の程度は、全く之を知り得ざる所に屬するから。又、従つて、たとへ消却の瞬間に於て貨幣價值の變動を考慮してゐても、その留保

減價消却の經營經濟的性質

一九

31) Handwörterbuch der Betriebswirtschaft, Bd. I. S. 50.

32) Grossmann, a. a. O. S. 110-111.

減價消却の經營經濟的性質

された價值の購買力がその後如何に變化するやは同様に問ふ所ではないのである。之れ、消却はその瞬間に於てのみ資本乃至は資本實體維持を意味するものであるから。かくの如くして、一般に消却は資本維持に向けられてゐると言ふことには何等の變化もないのである。

(三)、以上の如くして、減價消却は價值の運動を通して資本維持に向けられてゐるものであるから、このことからして、第三に、それは固定的財産部分更新の有効なる手段を提供してゐると言ふことが出来る。然しながら、それは飽く迄理論上一の手段たり得るに過ぎないものであつて、現實に更新が可能であると言ふことでないことは既に明にした所である。ベルリーナーはこの點を強調して、消却は價值修正を意味するものではなくて、經營經濟的には、消却額を差引くことによつて、消耗設備部分を更新すると言ふことに役立たしめるものである。従つて、消却額を貸借對照表の積極側に記入するに代へて、消極側に更新勘定の設定をもつて表現することには全く意味のあることである、と主張するに至つてゐるのであるが、確にこの點をついた言葉であると思ふ。

(四)、次に、減價消却は、形式的には固定的財産價值の價值修正を招來し、利潤に對してはその縮小化作用をもつ。固定的財産部分の價值は減價消却を通じて新な價值を形成し、固定的財産部分の評價の一形式と考へることが出来る。固定的財産部分から消却せらるべき價值は、損益計算のマイナス項目となることによつて利潤計算に對してはその縮小化作用をもつものと言ふことが出来る。従つて、固定的財産部分の消却價值の決定は、一は財産部分の價值修正に、他は損益計算の正確性に對し二様の影響をもつものである。

一九三四、五、一五 彦根

33) Berliner, a. a. O. S. 109a.

彦根高商論叢第十五號抜刷

調査研究目次

|      |                                                             |       |                                |
|------|-------------------------------------------------------------|-------|--------------------------------|
| 第一輯  | 開校五周年 近江商人史料展覽會出品目録 (調査課)                                   | 第十六輯  | 近江商人と開國當初の外國貿易 (菅野教授)          |
| 第二輯  | 近江商人の活躍について (菅野教授)                                          | 第十七輯  | カリビアンアメリカの經濟地理的考察 (田中教授)       |
| 第三輯  | 長濱縮緬の賣出と其の障害 (ク)                                            | 第十八輯  | 中世の近江商人 (菅野教授)                 |
| 第四輯  | 明治維新後に於ける近江商人落魄の原因に就いて (ク)                                  | 第十九輯  | 近江商人と金融 (ク)                    |
| 第五輯  | 中央卸賣市卸賣業者の重複制度と賣場制度に於ける (原田教授)                              | 第二十輯  | 紀州家名目金と近江商人 (ク)                |
| 第六輯  | 中央卸賣市場の機能と其の組織 (ク)                                          | 第二十一輯 | 我國の商工階級と歸化人 (ク)                |
| 第七輯  | 大阪の商業と近江商人 (菅野教授)                                           | 第二十二輯 | 滿洲國の地域的發展と其の經濟區 (田中教授)         |
| 第八輯  | 商人の漁業家化 (ク)                                                 | 第二十三輯 | 〔徳川時代の商人カルテル (菅野教授) 明治維新の近江商人〕 |
| 第九輯  | 徳川時代の匿名組合 (ク)                                               | 第二十四輯 | 東阿の市場エティオピア (田中教授)             |
| 第十輯  | 徳川時代の工業と商業資本 (ク)                                            | 第二十五輯 | 職業調査に關する若干の問題 (岡崎教授)           |
| 第十一輯 | 日野商人の醸造業經營                                                  | 第二十六輯 | 尾州家名目金 (菅野教授)                  |
| 第十二輯 | 中央卸賣市卸賣業者の重複制度と市營制度に於ける (原田教授)                              | 第二十七輯 | 滿洲國に於ける熱河省の地位に就いて (田中教授)       |
| 第十三輯 | 南米に羅甸民族植民の進路及其の特質に就いて (田中教授)                                | 第二十八輯 | 職業分類に就いて (岡崎教授)                |
| 第十四輯 | 松前蝦夷地 近江商人の活躍と其の没落原因に於ける (太刀川教授)                            | 第二十九輯 | 我が國民の向外性と植民地理教育 (田中教授)         |
| 第十五輯 | 〔植民地理の内容に就いて (田中教授) 冷蔵庫を論じて中央卸賣市場に及ぶ (原田教授) 南米のABC國 (田中教授)〕 | 第三十輯  | 徳川時代の經濟と文化 (菅野教授)              |
|      |                                                             | 第三十一輯 | 難經賣買の發展史的考察 (原田教授)             |
|      |                                                             | 第三十二輯 | 南洋に於ける日本の經濟的進出                 |
|      |                                                             | 第三十三輯 | 減價消却の經營經濟的性質                   |

調査研究第三十六輯

# 商業教育の分野

彦根高等商業學校調査課



## 商業教育の分野

矢野 貫城

商業教育は十八世紀の初め頃から起つたものであるけれども、其の始めに於ては直接商業に必要な、簿記とか算術とか外國語とか地理とかを教へて居たに過ぎなかつたが、時勢の變遷に伴ひ、商業經營の様式、規模方法が變つて來るに従つて、其の教科内容も改まり、遂に今日行はれて居るやうな種類、内容を持つやうになつた。而して其の内容の變遷を必要としたのは、其の時代時代の商業の實際の要求であつたから、現代商業教育の分野を展望するのには、現代商業の特徴を考へて見る必要がある。

今日の企業は著しく組織化して居て、將來は一層其の組織化の程度を高めるであらう。従つて一つの企業單位に於ける従業者の数が非常に多くなつて來る。是現代商業の重點の一である。

今日の企業は著しく其の社會性といふ方面から考へられることゝなつた。單に企業自體の利益のみを目標として經營すべきでなく、企業自體の社會に於ける存在の意義を十分考へなければならなくなつた。是現代商業の重點の二である。

今日の經濟の傾向は生産者と消費者との間を成るべく近づけやうとする。一方に於ては生産者が直接消費者

### 商業教育の分野

に達する爲に販賣施設を持つやうになり、他方に於ては消費者が生産施設を持つやうに進み、兩者の中間に立つ商人も自ら一部の商品に就て生産施設を持つて能率を上げやうとする。是現代商業の要點の三である。

今日の生産が市場生産である爲、商業の方面に於て新市場を開拓することが必要であることは申すまでもないが、更に近時著しく勃興した國家主義の傾向はブロック經濟へと進み、新市場に向つての競争を益々激甚ならしめる。従つて市場に關する詳しい知識が益々必要となる。是現代商業の重點の四である。

商業教育は以上の諸點に着眼して其の内容を考へなければならないことゝなつたから、其の關係する範圍が極めて廣くなつて来る。

## 二

企業組織が高度化するに従つて、其の組織の内に在つて活動する内部の人事が大切な問題となる。勿論企業である以上、損益の計算を明かにし、能率の損失を排除して相當の利潤を擧げることが最も必要なことであつて、從來の商業教育は此の方面に集中した教育を多くなして來て居るが、組織が深化し、複雑となり、従業員が多數となるに連れて、其等の従業員自身の生活内容が問題とせられなければならない。即従業員は其の組織の一要素として機械的でなく、人として生活し得るやうでなければならない。組織化が高度になるに従つて其の組織内の人が部分部分の専門家となるのは結構であるが、若し一般の事業が企業としては相當の利益を擧げて居ても、其の従事者が單に其の生涯を通じて、利潤を擧げる爲にのみ働いたとしたならば、其の人の生涯は無意味となり、人が手段としてのみ用ひられることに依つて事業が成立するならば、其の事業に眞の意義がないであらう。人は各自の職業に對して職業即生活といふ根本的の觀念を持つてかゝらなければならない。職業は生活の資料を得る爲の方便であり、眞の生活は職業に携つて居らない時にあるとする考へ方は往々吾々の陷る所の誤りであるが、吾々の生活の中の最も多くの時間を費す職業人として働く間が若し生活其自身でないとするならば人生は實に馬鹿げたものである。吾々は職業を通じて人格を表はさなければならない。職業は人格を實現する機會であらねばならない。然らば事業經營の方から見ても其の従事者自身が、其の中に在つて生活の眞の意義を發揮し得るやうにしなければならない。即ち従業員各自に人として成長がなければならない。従つて將來の事業經營者は高尚な人生觀を持つて、資本家の立場と事業従事者の立場との調和點に立たねばならない。そうでなかつたならば其の部内の人々に對する義務を充して行くことが出来ないであらう。故に將來事業經營の任に當るべき人物養成を以て其の任とする商業教育に於ては、人生觀の基礎を與へるやうな教科目を授けることが相當必要となる。是近時高等商業學校等に於て往々哲學概論・文化史・自然科學等の教科目を課する最も大なる理由である。事業經營者として大いに考へなければならないことは、自分の事業が従業員の品性を破壊して居りはせぬかといふことである。そして其が若し従業員の品性を犠牲として成立して居るものであるならば斷然之を廢してもといふ丈の熱意と眞剣味とを持つ爲には、十分な信念と氣力がなければならない。十分練られた品性の持ち主でなければ之は出来ない。故に商業教育に於て大いに重きを此の點に置かなければならない。

## 三

### 商業教育の分野

商業教育の分野

四

近時企業の社會に於ける存在の意義といふことが深く考へられるやうになつた。此の點が從來の考へ方である資本に對する相當の利潤を得るといふことを目的とした經營に對して加ふべき修正でなければならぬ。今日の社會通念に於ては企業は單に企業家の利益の爲にのみ存するものであつてはならない。企業が企業として存在し社會からは認められ相當の保護を受ける所以のものは、其の企業の存在が社會全般に利益を與へるからである。故に企業家は資本家の立場と消費者の立場との兩者を理解する立場に立たなければならぬ。消費者といふのは結局社會人全體となるのであるから、消費者のことをよく知る爲には社會の動きと其の組織とを知らなければならぬ。此の點から見て商業家は社會學や、社會政策に關する知識を持つことを必要とするばかりでなく、廣く「人」といふことを知るに必要な教養が望ましい。昔から商人には商業の直接の知識と經驗とがあれば十分であるとなして、商人に廣い教養の必要なることを認める論者は極めて尠なかつた。西洋に於てはギリシャ時代は勿論のこと、ローマ時代に於ても商人が利を得て物の賣買をすることを道德上の問題として居て商人は賤しい者となし、物の適當の價格とは如何なるものであるかに就て大いに議論があつたが、トーマス・アクィナスが、始めから金を儲ける目的を以て物品の賣買をなすことは宜しくないけれども、社會の人の需要を充す目的を以て物品の賣買をなし、適當の報酬を得るといふことは悪いことではないと論ずるに至つて、商人の機能が理論的に認められるやうとなり、商人であるといふことが必然的に人の道からはづれたものであり、商業は賤しい職業であるといふ考へを理論的に破つた。又我國に於ても昔から士・農・工・商と呼んで、商人は其の職業上營利を目的とするから賤しいとなして之を輕んじたが、石田梅巖を開祖とする心學者の流れを汲んだ人

1) Summa Theologica I.LXXVII

人は商人は物の多い所から買つて、尠い所に賣り人々の不自由を除くから大いに世の爲になる。商人の賣利は商人の録である。録の定まり方は異なつて居るけれども、實質に於ては商人の賣利と武士の録とは同じものであると云つて商人の社會に於ける正當な機能を論じた。斯く東洋に於ても西洋に於ても理論上は商人の地位を認めなければ、一般社會意識として今日程企業の社會的存在に就て深く考へなかつたことは勿論である。又商人自身に於ても一般的に教養低く社會意識が割合に深くなかつた爲に、矢張り商人は營利を目的としてのみ存在するものであるといふことを自ら許すといふ風がないでもなかつた。「名を爭ふは朝に於てし利を爭ふは市に於てす」といふ様な言の行はれて居たのは此の邊の消息を傳へるものである。然るに近時の社會情勢の變化は企業の社會性といふことに大いに重きを置かしめるやうになつた。社會性といふことに頭を用ひない企業は結局に於て立ち行かないといふ傾向になりつゝある。之は一般社會の意識の變化と、企業従業者一般の教養が高まつた結果であつて、將來の商人養成に就て大いに考へなければならぬ所である。商人は單に現在行はれて居る商習慣に通じて、商業の知識技能を持つことばかりを以て足れりとし、更に進んで商業自體を其の社會性から見た本質から離れないやうに正しく導くことが出来る者でなければならぬ。

四

今日の經濟の傾向として生産から消費への距離を成るべく短かくしやうとする結果、工場や農場から直接消費者へといふ經營振が増して來た爲、農業や工業に於ける商的方面が非常に増して、其の經營に當るべき人の養成も商業教育に課せられる任務となる。本來は小賣商であるべき百貨店の如きも、近時或る種の工場を自己に附

商業教育の分野

五

2) 都鄙問答及獨慎俗話に此の様な思想が表はれて居る。

# 商業教育の分野

六

屬せしめて、成るべく販賣品の原價を下げやうと努力するやうになつた。斯かる一般の情勢にあるから商業の經營には工業に關する知識が是非必要となり、事業の性質に依ては農業に關する若干の知識をも要求し、又進んで工業經營、工場管理の才能を養ふといふことが商業教育機關に要求せられるに至るのは自然の勢である。

又他方消費者の側に就て考へても、成るべく安價に必要品を買ひ入れる爲に消費組合などの組織が多く行はれるやうになり、其の經營に當る者は相當商才幹を有する者でなければならぬと共に、組合に關する知識を有する必要がある。

斯くして商業教育の分野が益々擴大せられ教科内容が愈々多岐となる。

## 五

新市場の開拓といふことが商業發展の爲に極めて必要であることは申す迄もないけれども、販路が擴張して大量生産を可能ならしめるといふことは生産原價を引き下げる爲に必須條件となるのであつて、工業發展の爲にも大いに販路開拓に心懸けねばならない。地球上に新植民地設定の餘地が無くなつて後は各國競ふて市場の獲得に力を用ひることとなり、各國共新しい市場へ、新しい市場へと向ふ様になるのであるが、此の經濟競争に勝を制する爲には、價格が安くして品質の良い品物を造り出すことが必要であることは勿論であるけれども、一方に市場研究といふことが極めて必要となる。近時益々國家主義が盛んとなり、經濟競争が烈しくなるに従つて益々市場開拓の必要を感じる。殊に國民性、經濟事情、外交及政治狀態、關稅の狀況、商業通路等の研究は極めて必要であつて、將來新市場として開拓の見込の多い、比較的文化の進まない地方の研究が大切である。

然るに斯かる研究には困難、煩雜が伴ふのと、我國の學生が一般的に概念的の理論方面を好むといふ實情にあるといふ事實に依つて比較的重きを置かれて居ないが、獨逸、合衆國等に於ては此の方面の研究が可成り盛んである。加之我國の特殊事情として、内に九千萬餘の人口を藏し、年々約百萬人の増加を見る様な情態にあり新市場獲得競争に於ては立後れて居る有様で、今日我國の貿易の躍進が極めて著しいと云つても、其の輸出總高を英米等と比較するならばまだ、非常な引け目を取るやうな數字にあり、大戰の戰敗國獨逸と比較しても約三分の一位にしかなつて居ないのに、列強が力を盡して之を壓迫しやうとする様な情勢に在つては、市場開拓には特に注意をせねばならぬだらう。今日事業家の方では大いに此の點に意を用ひ、輸出に於て着々効を收めつつあるが、商業教育機關に於ても益々此の方面に力を注ぐ必要がある。

## 六

以上の諸點を考へると、商業教育に於ける將來の分野は益々廣くなるのを覺えるのであるが、總ての科目を總ての者に授ける事は無理でもあり必ずしも其の必要はない。選擇科目制を採用して夫々の方面に適する教育をなすことが最も適當と思ふけれども、商業學校に於ける各學科目の間には關聯が多くて、恰も醫學に於て、外科にも内科にも耳鼻科にも一應は基礎的に全般に亘るものを教へるやうに、相當廣い範圍に亘つて教育しなければ、海外に進出して、外國の商人と伍し、堂々と其事業を伸べて行く實業家を養成することは困難であらう。尙今日一般の教育に於て訓練的の要素が缺けつつあることは著しい現象であるが、特に商業教育に於ては將來實務に従事すべき者としての訓練を必要とする。其には事實に即した教授を爲すことが最大切であるが、生徒



商業教育の分野

八

をして實地の調査を行はしめ、實際の資料を整理せしめて、物事を確實に取扱ひ、何事に依らず結果を付けることをせしめねばならない。實務其自身の訓練に就ては種々の方法が考へられ、其の一半は學校教育に於て出来るけれども、實際界と聯絡を取ることに依つて成就せねばならない方面も尠くない。將來實業界の最高幹部養成といふことに就ては一旦職業に就て後の教育といふことを考へねばならないから、實業界自體に於て夫々必要に應ずる教育訓練の方法が考へられねばならぬだらうが、學校教育に於ても、或は實際界に在る者を入學せしめる制度を設けるとか、實際界に於ける研究機關と聯絡を取るとかに依つて實際行はれて居る處と調和を取り關聯ある制度を布く必要があるであらう。

調査研究目次

|      |                                 |       |                          |
|------|---------------------------------|-------|--------------------------|
| 第一輯  | 開校五周年 近江商人史料展覽會出品目録 (調査課)       | 第十九輯  | 近江商人と金融 (菅野教授)           |
| 第二輯  | 近江商人の活躍について (菅野教授)              | 第二十輯  | 紀州家名目金と近江商人 (菅野教授)       |
| 第三輯  | 長濱縮緬の賣出と其の障礙 (菅野教授)             | 第二十一輯 | 我國の商工階級と歸化人 (菅野教授)       |
| 第四輯  | 明治維新後に於ける近江商人落魄の原因に就いて (菅野教授)   | 第二十二輯 | 滿洲國の地域的發展と其の經濟區 (田中教授)   |
| 第五輯  | 中央卸賣市場の機能と其の組織 (菅野教授)           | 第二十三輯 | 德川時代の商人カルテル (菅野教授)       |
| 第六輯  | 大阪の商業と近江商人 (菅野教授)               | 第二十四輯 | 東阿の新市場エティオピア (田中教授)      |
| 第七輯  | 商人の漁業家化 (菅野教授)                  | 第二十五輯 | 職業調査に關する若干の問題 (岡崎教授)     |
| 第八輯  | 北海道の開發と近江商人 (菅野教授)              | 第二十六輯 | 尾州家名目金 (菅野教授)            |
| 第九輯  | 德川時代の匿名組合 (菅野教授)                | 第二十七輯 | 滿洲國に於ける熱河省の地位に就いて (田中教授) |
| 第十輯  | 德川時代の工業と商業資本 (菅野教授)             | 第二十八輯 | 職業分類に就いて (岡崎教授)          |
| 第十一輯 | 中央卸賣市場の卸賣業者の單複制度と市營制度 (菅野教授)    | 第二十九輯 | 我が國民の向外性と植民地地理教育 (田中教授)  |
| 第十二輯 | 南米に於ける羅甸民族植民の進路及其の特質に就いて (田中教授) | 第三十輯  | 德川時代の經濟と文化 (菅野教授)        |
| 第十三輯 | 松前蝦夷地 近江商人の活躍と其の没落原因 (太刀川教授)    | 第三十一輯 | 羅羅賣買の發展史的考察 (原田教授)       |
| 第十四輯 | 冷蔵庫を論じて中央卸賣市場に及ぶ (原田教授)         | 第三十二輯 | 南洋に於ける日本の經濟的進出 (田中教授)    |
| 第十五輯 | 〔植民地地理の内容に就いて (田中教授)〕           | 第三十三輯 | 減價消却の經營經濟的性質 (山下講師)      |
| 第十六輯 | 近江商人と開國當初の外國貿易 (菅野教授)           | 第三十四輯 | 職業紹介所の機能 (岡崎教授)          |
| 第十七輯 | カリビアンアメリカの經濟地理的考察 (田中教授)        | 第三十五輯 | 日露貿易の回顧と展望 (桑原教授)        |
| 第十八輯 | 中世の近江商人 (菅野教授)                  | 第三十六輯 | 商業教育の分野 (矢野校長)           |

調査研究第三十七輯

天災と我國の經濟

彦根高等商業學校調査課

## 天災と我國の經濟

菅野和太郎

### 一、緒言

凡そ世界各國の經濟は大體同一の軌道を辿り、同一の方向に向つて發展するもので、殊に最近の如く世界交通の發達したる時代に於ては此の傾向が顯著である。従つて一國の經濟發達は同時に世界各國の經濟發達と相關聯するもので、吾々は一國の經濟發達を他國と孤立して觀察することが出来ない。併し乍ら他方各國の經濟發達の跡を顧るに、其間に多少差異のあることが容易に觀取される。即ち其の發達に遲速あり、其の程度に厚薄ありて、各國の經濟は全然同一の色彩を示して居ない。之はいふ迄もなく各國の地理・氣候・人種・制度・習慣等に基因する處で、所謂經濟發達の條件が相違して居るのである。従つて我國の經濟も歐米の先進國に倣ひ、同様の徑路を経て發展し來たつたが、併し乍ら他方に於て我國獨特の狀相を示して居る。即ち其處に我國經濟の特質を見出し得る譯で、學者は其の觀察點よりして種々の特質を擧げて居る。かくの如く我國經濟の發達に種々の特質あるはいふ迄もなく其の發達條件が外國の夫れと相違するがため、殊に自然によりて左右されたる影響が最も大である。其の自然の影響の中にも天災が我國の經濟發達に及ぼしたるものは決して之を輕視することを得ないし、又我國に於て其の關係の甚だ密なることを知る。蓋し我國程天災の多き國は其の類例を他

1) 本庄博士、改版日本經濟史概況 363—373頁  
本庄、黒正博士共著、日本經濟史 58—64頁

天災と我國經濟

二

に見出し得ざる處で、此の天災の多きことが我國の各方面に互りて種々の甚大なる影響を及ぼして居り、其の經濟に與へたる影響も決して少しとしない。即ち我國の經濟は天災を無視しては其の發達の真相を到底究明することが出来ないものである。去る九月二十一日近畿に起りたる大風水害によりて吾々に與へられたる生々しき苦き經驗に基き、天災と我國の經濟との關係に就きての關心が今更乍ら蘇らさせられ、其の關係を改めて茲に究明することにする。

二、天災の國

文化の發展に隨伴して、吾々人類の自然を克服する分野は益々擴大されたが、併し未だ以てそれを全然克服する迄には立ち到らない。即ち今日と雖も自然に支配さるゝ處少からず、殊に自然の威力が人類の生活上に最も強く發揮するものは天災である。地震・海嘯・噴火・風・水・旱魃・蟲害・火災・疫病等によりて吾々の生活を脅威するものが即ち天災で、其の天災に我國は建國の當初より屢々襲はれて居る。而して其の内風・水・旱魃・蟲害等によりて屢々惹き起されるものが所謂飢饉で、交通の大いに發達したる現代に於ては最早飢饉の發生を見ざるに至つたが、未だ交通の發達せざる明治維新前に於ては各地に屢々飢饉發生し、當時の人々に甚大なる脅威を與へたものである。かゝる天災が多きことが抑々我國の特色とする處で、同時に又我國の經濟は此の天災によりて或は禍され、或は又反對に祝福せられて育成して來たものである。然らば如何に我國が天災に襲はれしかを時代を別ちて次に窺ふことにしよう。

(一) 古代

先づ古代に於ては允恭天皇の五年七月十四日に地震のありしことが地震に關する記録の最初である。其後地震は屢々起り、其の激甚なりし事例として天武天皇十二年十二月十四日の大地震を擧ぐることが出来る。即ち「日本書紀」に「人定むるに逮ひ地大に震ふ、舉國男女叫呼東西を知らず、則ち山崩れ河涌き、諸國郡の官舎及百姓の倉屋、寺塔神社破壊の類勝て數ふべからず、是に由て人民犬畜多く死傷す、是時伊豫湯泉没して出でず、土佐國田園五十餘萬頃没して海となる、古老曰ふ是の如きの地震未曾有也と、是夕鳴聲あり鼓の如し、東方に開ゆ、人あり曰ふ、伊豆國西北一面、三百餘丈を増益し、東に一島を爲せりと」あるから、全國的の大地震なりしことを知る。地震と同時に海湧を生じて、多大の損害を蒙りし一例として貞觀十一年五月二十六日陸奥地方に起りし慘狀を擧げよう。即ち「三代實錄」に「陸奥國地大震、流光の晝の如く隱映す、頃くありて人民叫呼伏て起つ能はず、或屋は仆れ壓死し、或地は裂け馬牛駭き奔り、或は相昇踏し、地郭、倉庫、門樓、牆壁、頽落顛覆其數を知らず、海口哮吼雷霆に似たり、驚濤涌潮、沂洄漲溢忽ち城下に至り、海を去る數千百里、浩浩其涯涘を辨ぜず、原野道路惣て滄溟となる、船に乗るの遑なく、山に登る及び難く、溺死する者千許、資産苗稼殆んど遺なし」とある。

次に風・水・旱魃・蟲害等によりて生じたる飢饉を顧るに、欽明天皇紀二十八年の條に「郡國大に水出で、飢ゆ、或は人相食む、傍の郡穀を轉びて以て相救へり」とあるが飢饉に關する記事の初見である。其後或は大風、大雨、洪水、旱魃、蟲害は間斷なく發生し、同時に多少の飢饉を伴ひて人々の生活を脅したのである。當時米を唯一の生活資料としたる時なれば、飢饉の發生なれば同時に人命を奪ひしことはいふ迄もない。古代如何に屢々



風・水等によりて飢饉を生じたかに就ては、推古天皇紀三十四年の條に『是歲三月より七月に至り霖雨、天下大に飢ゆ、老者は草の根を噉ひて道の垂に死ぬ、幼者は乳を含みて以て母子共に死ぬ』とあり、朝鮮の古史にも倭人大に饑え、來つて食を求むる者が千餘人あつたと記述されて居り、更に又「龍田風神祭の祝詞」に『五穀の物を始て天下の公民の作物を草の片葉に至まで成さず、一年二年にあらず云々』、或は又『天下の公民の作りと作る物を惡しき風荒き水に相せつ、成さず傷へる』と述べられて居るが如くである。其外風・水等によりて多大の慘害を蒙りし事例として、『續日本紀』の天平勝寶五年九月五日の條に「攝津國御津村南風大に吹き、潮水暴かに溢れ、廬舎を壞損すること一百十餘區、人を漂没すること五百六十餘、並に賑恤を加ふ、仍て海濱居民を京中の空地に遷し置かしむ」とあり、又『三代實錄』の貞觀十一年七月十四日の記事に『京都風雨、是日肥後國大風雨瓦を飛ばし樹を抜く、官舎民居顛倒する者多く、人畜の壓死勝て計ふべからず、潮水漲溢、六郡を漂没す、水退の後害物を搜澆す、十に六七を失ふ、海より山に至る其間、田園數百里陷んで海となる』とある。

火災に關する記録は「日本書紀」に欽明天皇十三年十月十三日大極殿が火災に罹つたとあるが其の最初である。當時未だ家屋が密接しなかつたため、近來見るが如き大火は發しなかつたが、併し宮殿寺院神社の火災に關する記録が少くない故、民家の火災も其の記録を缺くが、恐らく其の度数は數ふべからざるものであつたであらう。其内大火の一例として治承元年四月二十八日の京都大火を挙げよう。即ち「方丈記」に「風強かりしか夜戌の刻、都の巽方、樋口富小路より火出で、乾方に向ひ朱雀門、大極殿、大學寮、民部省等及大内八省共類焼、其他公卿民家の灰燼となりしこと數知れず、男女の燒死數千人」と記されて居る。

(二) 中 世

中世に於ける大地震に關する若干の事例を舉げんに、正嘉元年八月二十三日の鎌倉大地震に就き、「東鑑」に『鎌倉大震あり、神社佛寺皆其害を被り、復た一字の完きものなし、山岳崩頽、人民壓死、築地悉く破損し、處々地裂け水涌き、下馬橋邊の地裂け火出づ、其色青し』とあり、又永正七年八月七日の大地震に就き「拾芥抄」は『地大に震ふ、四天王寺、二十一社、悉く顛倒す』と記し、尙同地震に就きては「皇年代略記」に『是の後七十五日間地震斷へず、所々山崩るゝ多し、二十七日に至り遠江の海邊潮溢し、數千の民舍土地と共に流れ、死するもの一萬餘人、陸地三十餘町海となる』とある。

風・水・旱魃による飢饉の事例も地震に劣らず乏しくなく、其の最も甚しき事例として寛喜年間の大飢饉を擧ぐる事が出来る。既に安貞年間より風水害あり、又旱魃ありて、飢饉の前兆が現れ、寛喜二年には一方正月十三日大地震あり、他方六月には美濃・信濃・武藏に不時の降雪あり、京都に於ても俄に綿衣を着るといふ有様であつた。之がため米價騰貴し、米一石の價を永一貫文と定めた。七月には全國に亙る大降霜あり、八月六日關東の大水ありて死する者少からず、同月八日京都及び關東に大風雨ありて、稻作は殆んず枯死する状態であつた。九月九日には又大風雨で、伊勢神宮の倒壊を見、十一月十八日更に鎌倉に大風雨があるといふ異變で、米は少しも稔らず、全國に亙る大飢饉で、搗てゝ加へて疾疫流行し、人の死する者算なしといふ慘狀を示した。此の狀態が翌三年夏迄繼續し、當時の有様を「年代記抄節」は『寛喜三年六月より七月に至る六十日間、大旱、八月朔日大風雨、天下熟せず、人民餓死するもの其數を知らず』、或は『凡去年の春より全國人民餓死す』

る者其三分一に及ぶ」と記し、尙又「百鍊鈔」は『是歲夏天下大に飢へ、死屍路に盈つ、米一斛直一貫文』と述べて居る。足利時代の後半期も亦屢々飢饉を見たる時代で、其内寛正年間の飢饉は最も甚しかった。即ち寛正元年十月七日に大地震あり、同年三月より六月に亘りて霖雨、更に八月二十九日諸國大風水のため損害多く、米作不凶で、天下大に飢えた。翌年も旱魃で、飢饉益々甚だしく、當時の狀態に就き「和漢合符」は『去年寛正元年冬より今春に至り飢饉、其子を咬ふ者あり、四月より六月に至り疫癘死屍積んで山を成せり』と記し、又「寛正記」にては「諸道人民、食に京師に就き、而して京師粟乏しく、餓を支ふ能はず、死者猶は多く、死骸巷に盈つ」と記されて居る。

中世に於て大火も頻發したもので、其の京都に起りたる一二の例を擧ぐれば、建長元年三月二十三日の大火に就き「五代帝王物語」に『京都大火、北は押小路、南は八條、西は洞院、東は河原に至り、其より河原を吹越し、火焰飛來て蓮華王院に移り、又新熊野鐘樓寶藏などに吹付け、類焼焼亡の家は公卿十餘所、雲客以下數を知らず』とあり、又明應九年七月二十八日の大火に就き、「和長記」は「柳原火起り、一百餘町に延焼す、公卿諸司、尼寺佛院、武辨士庶、二萬餘家文書貨財多く蕩盡す」と記して居る。尙天文元年十二月十四日の堺の大火は延焼四千餘家に及び、多量の商品焼失したため、經濟界に大影響を與へたと傳へられて居る。

### (三)近世

慶長以後は地震に關する記録も詳細となりしたため、其の度數も大いに増加し、明治迄の大地震は九十六回の多きに達した。其内江戸に於ける地震が大小合せて百三十五回にも及ぶ有様であつた。此等の内最も激甚なり

2) 大日本地震史料、下巻末尾、地震目錄  
3) 東京市史稿、變苦篇、第一

し若干の例を擧ぐれば、先づ第一には寶永四年十月四日太平洋沿岸に起りたる大地震津浪である。之は日本古來最大の地震で、「本朝地震考」に『丑時大震、五畿内、南海道、東海道、參河遠江より相模に至り、山崩れ谷埋まり、地裂け泥涌き、損害甚しく沿海海嘯起る』とあり、又「皇年代略記」には「紀伊土佐等人多く死す。而して大阪殊に甚だしく、家覆り橋落ち海潮溢ふれ、爲めに死する者三萬餘人、前代未聞也」と記されて居る。當時大阪の受けたる損害は殊に甚だしく、倒壊家屋千七百七十四軒、溺死者五百四十一人、橋梁の墜落破損せるもの四十五ヶ所、破壊及び行方不明の小船八百六十三艘、廻船九十三艘に及び、甚しきは木津川に碇泊の大船が道頓堀川に突入し、中には日本橋に至つたものもあり、津守秋田は堤防決潰して海水漫々たりしといふ慘狀であつた。

寶永の大地震より更に慘狀を呈したるものは安政の大地震である。安政元年六月十五日に畿内に大地震あり同月二十一日再び畿内に大地震を見、更に同年十一月四日全國大半大地震に襲はれて人心實に恟々たるものがあつた。更に又翌二年九月二十八日東海道に大地震あり、間もなく十月二日江戸及び近國に所謂安政の大震災を見た。此の地震のため城郭の石垣崩れ、諸侯の邸宅士庶の屋宅倉庫倒れ、五十餘箇所より火を失した。被害は町奉行所への届出によれば、變死人通計三千八百九十五人(男千六百六十六人、女二千二百七十九人)、潰家一萬四千三百四十六軒、千七百二十四棟、潰土倉千四百四ヶ所(焼失の家、土蔵を除く)、焼失區域は幅二町として二里十九町、重傷者千九百餘人であつたが、併し實際の被害は更に驚くべき數字に達したといふ。

風水旱魃による飢饉の例としては近世の三大飢饉を擧ぐることが出来る。其の第一の飢饉は享保の大飢饉

4) 大阪市史、第一 483—484頁  
5) 大日本地震史料、下巻 539頁以下

で、享保十七年西國・九州・四國・中國に於ては稀有の凶作であつた。同飢饉に就き「草間伊助筆記」に「今年正月より六七月迄は風雨時にしたがひ、五穀共豐熟に見え、其上前文之通、公儀市中買持米等も有之、旁々無難に有之候處、七八月に到り、西國・九州・四國・中國筋都て稻蟲一時に生じ、次第々々に五畿内迄も移り、此蟲後には大きに相成り、こがね蟲の如くにて悉く稻を喰ひ枯し申候。西國之方諺に此蟲を實盛と申候由、如何成譯哉難知、其蟲形も甲冑を帶したるやうにありて、一夜之内に數萬石之稻を喰ひ、田畑夥數損亡有之、士民飢渴に及び、西國筋より五畿内大阪邊迄道路に倒れ候もの數しれず。米價古銀にて五六月より七月中旬迄は一石六十四五匁、追々高値に相成り、九、十月の頃百三十三匁に成候。今年西國筋は不氣候に有之、備前・備中・廣島・備後邊の犬迄も病ひつき人民に嚙付き、多く人損じも有之、播州邊迄も同様之由也」と述べて居る。次は天明の飢饉で、天明年間には殆ど毎地震か又は風水害或は又火災に襲はれ、延いて天明三・四・六年の大飢饉を見るに至つた。天明二年には七月に江戸に大地震あり、八月に江戸に津浪襲ひ、春は霖雨打續き、夏には畿内に大風吹き荒び、其の結果米作は六分作であつたといふ。翌三年七月には淺間山の大噴火ありて、附近の田畑を損亡し、六月には關東及北陸に大風洪水を見、又七月に北陸・西海に大風雨洪水あり、氣候不順のため米穀實らず、遂に諸國の飢饉となり、奥羽地方は殊に甚しかつた。當時の事情に就き「天明年度凶歲日記」は「天明三年、是歲諸國飢饉、陸奥の津輕殊に甚だし、其慘は前代未聞なり、今津輕の木道廣須兩新田の間に於て見聞する所の一二を爰に記さんとす、抑天明三年四月下旬の頃より風雨止まず、土用中も冷風にて田畑の稔少なく、郡内平均四分通りの作合にして、新田は殊に凶作なりし、翌三年春初より風雨打ち續き、土用中は殊に甚だしく、凡そ一年の中

快晴の天氣は僅に十日許、乃ち此凶歲に及びたり、……時に八月の初め、金木新田のものにて知人を尋ね秋田に赴きしが、其のものゝ話とて、彼の地は七分餘の作合にて生活し得るとの風説あり、此の説漸次に播傳し、て、小民は云ふまでもなく、相應のもの一家相携へ、田畑家敷を遺て、秋田に赴くもの日に三十人或は五十人後には二百人三百人となり、是の月中旬より十一月下旬まで、他國に赴きしもの殆んど壹萬人、然るに此の内十中の一は、中途にして倒れ死し、餘は引き還り或は山に入り、野菜等にて八九十日は露命を繋ぎしもありしが、九月末より雪路に倒れ、終に餓死するに及びたり……弘前にては土手町の裏に非人小屋を建て、初めは一人に一合の割にて粥を給せしも、後には救ひを乞ふもの千人の餘にもなりたれば、一人に五匁乃至三匁の割合となれり、これにては一命を繋ぎ難く、小屋の中に於て死せるもの八百餘人あり、或るとき此の小屋の内にありしもの百餘人許市中に出で、焼餅干魚等を商ふ店へ押入り、妄りに之を奪ひて食ひしことあり、又主は僕を放ち、父は子を棄て、子は親を遺て、夫は妻に別れ、或は他郷へ赴くもあり、妻子手を携へ路頭に彷徨するもあり、而して道路に斃死するもの亦其數を知らず、初めは之れを取りて處々に埋めたりしも、後には誰ありて之れを顧るものなく、死屍累々空しく犬又鴉の餌となれり、而して犬の如きは既に其味を知り、往來の人を噬殺せしこと少なからず、然るに先きに人を喰ひし犬は、後には又悉く人の食物となるに至りたり、今を距る九十年前、乃ち元祿八年の飢饉の慘狀も、本年までには至らざりしよし、實に建國以來の災變と云ふべし」と記述して居る。翌四年も飢饉・疫癘現はれて、死亡者少からず、仙台・南部地方に於ては百姓の流亡餓死する者殊に甚しかつた。其の慘狀の如何に甚しかりしかは「天明年度凶歲日記」の一節に「又樂田家調繁田邊の下通り



は、死人の肉を喰ひたり、山崎村源次郎の妻の如きは、餓死せし十四五歳なる男子の肉を他の一人と共に之を四日の間に喰ひ盡くし、其の後如何してか全屍を己れ一人にて喰ひたりと云へり、漆派の治助と稱するものゝ家に於て小兒の泣聲の聞へしかば、隣家のもの何事ぞと來り見れば、其の父はまた生活せる小兒の股に喰付き居りしとぞ、豊田村の支村、かつき派と云ふ處の長三郎と申者の悴、今年十六歳になりしが、舊冬より人を食ひ助命致し居り候處、頃日母と妹餓死致し候處、二十日ばかりの間に右母と妹を食ひ候て、骨をば薪の代りに焚き居候由、又同村の清次郎と申す者の子供十五歳になり候、兩親は餓死致し、たべものもなく餘りの苦しさに豊田村の庄屋方へ罷り越し、粥を乞ひ候處、一二膳の冷粥あり合ひたるを與へて歸へし候處、右長三郎の悴其歸りかけをまち受け、半途にて之れを庖丁にて刺し殺し、己れが家へ取り運び食ひ居り候由、如何なることや、たとへ餓死に及ぶとも母や妹を食ふこと、凡三千世界にも其ためしあるまじく候、殊更彼岸中にて、心あるものは乞食非人も追善供養の志あるべきに、鳥畜類にも劣り候境界、誠に鬼も逃ぐべしと思ひ、恐ろしきことに覺え候」とあるによりて、當時の様子を推察することが出來よう。引續き天明五年には旱魃あり、大風洪水あり、六年にも春霖雨打續き、六月關東地方に大雨洪水あり、遂に七年に再び諸國飢饉となりて、窮民の暴動を見るに至つた。

最後は天保の飢饉で、之も天明の夫れに劣らざる大慘害を及ぼした。既に天保四年より氣候不順で、同年八月江戸に大風雨あり、九月に二三度地震ありて凶作であつた。六年も氣候不順で五六月冷氣あり、冬は反對に暖氣で寒中一度も氷結せず、凶作のため米價は益々騰貴した。同七年氣候の不順によりて飢饉の生じたことに

就き「田村吉茂自記」に『天保七年丙申春、雨雪なく氣候不順なり、日和少しく曇り、四月下旬頃朝暮冷氣、又は晴れたる日などは二三月頃の如く、悉く濃氣をなし霧の深きやうなる時もあり、日々北風ありて五月となり、中の頃雨降る節は焚き火にあたり、田植等の節は夕方は手足も悉く感ずることあり、六月土用になり日々曇り、北風ありて冷氣、朝暮は綿入れを用ふる時あり、六月十四日より少し晴れ、同十五日、十六日晴れ、暑中の事故に少し汗を發する體なり、同十七日より冷氣にて曇り晴天といふことなし、二百十日となりし處、漸く早稻の穂出で、何分日和なき故に實入り難く、中稻もそれに續いておくれ、晚稻は猶追々出穂おくれになり、八月彼岸になり、稻穂出る故に青立ちとなり實のらず、九月下旬大霜ふりて氷りたる故に糲となり、田畑作物共に實のらざる故、諸國凶作大飢饉となる、其秋の米の相場、金壹兩に付き米三斗二升五合より二斗三升位』と述べてある。同年十月の調査によれば作柄は平均四分二厘四毛で、其内一分二厘の古米喰込高を差引けば、結局三分四毛作で、近來の大不作であつたため、米價益々騰貴し、遂に大阪に於ては翌八年二月大鹽の亂を見るに至つたのである。

以上は主なる天災に就きて其の状況を概説したものが、大小の天災を一々擧ぐれば全く枚舉に遑あらずといふ有様で、我國が實に天災の國なることは、權藤成卿氏作成の天災年表を一覽すれば直ちに之を知ることが出来る。さればこそ「消夏自適」の著者宇多龍齋は我國が毎年天災に襲はれたことを詠みて、『春は火事 夏はすゞしく 秋出水 冬は飢饉と かねてしるべし』と言つた所以である。

註 本項は大体權藤成卿の「日本震災凶饉攷」による。明治維新後の天災に關する文献は少からず存在する故茲では省略する

7) 堂島舊記(徳川時代商業叢書、第二) 279頁

8) 岡崎桂一郎、日本未良史 511頁



### 三、天災の我國經濟上に及ぼしたる損害

天災によりて經濟上に享くる損害は之を直接的のものと間接的のものとに別つことが出来る。

#### (一) 直接的の損害

吾々が天災を怖るゝ所以のものは一瞬にして人命又は富を喪失するがためである。多年汗水を流し、折角獲たる富が一瞬の間に無価値となり、又春秋に富める貴重の人命が奪はるゝことは全く人生の悲惨事で、我國が天災の國なることは、畢竟我國民はかくの如き悲惨事を毎年繰返し経験して居ることを意味するのである。而して天災によりて享くる直接的の損害は之を積極的の損害と消極的の損害とに別つことが出来る。

**A 積極的の損害** 既に形成せる富を現實に喪失することが即ち積極的の損害で、我國は國民の多年苦心努力の結果として積蓄したる富を心なき水又は火のために無残にも無価値にされつゝある國である。如何に天災によりて國富が喪失したかは大體明治以後に於ては其の調査が存するため之を知ることが出来る。即ち火災による損害は「日本帝國統計年鑑」に記されて居る處で、其の損害が如何に莫大なるものなりしかが教へられる。殊に大正十二年の損害額が十億圓以上に及びしはかの關東大震災によるものである。明治以前の損害額に就きては調査したるものなき故、それを知ることが得ないが、其の額の少からざることは前に挙げたる火災の事例によりて凡そ之を想像することが出来る。尙火災によりて再び得難き文書・器具類が唯一塊の灰となることは到底金錢に見積られざるもので、かゝる事例は從來屢々あつた。例へば貞觀十七年正月二十八日冷泉院の火災に罹りし時、『秘閣收藏の圖籍、文書盡く火燼となる、自餘の財寶は子遺ある事なし』と『三代實錄』に記されて居り、

又應永八年二月二十九日土御門内の火災に當り『代々の宸記、和漢の奇器皆な灰燼となる』と『和漢合符』にあり、尙又明應九年七月二十八日柳原の火事には『二萬餘家文書貨財多く蕩盡す』と『和長記』に書かれてある。更に安政二年の江戸大火に就き『重代の名器刀劍甲冑書畫茶器の類富豪の珍藏せるもの、寺院神社の交割等、世に稀なる財寶此時に當りて一片の烟となりし事歎息すべし』と記述されて居る。

明治以後に於ける水災・潮災・暴風雨による損害額も「日本帝國統計年鑑」によりて之を知ることが得るが明治以前に就きては之を知る由がない。併し乍ら前に挙げた事例によりて、其の損害額が如何に多きかは直ちに之を知ることが出来る。

**B 消極的の損害** 作出すべき富が天災のため作出されざるに至りし損害は即ち消極的の損害で、富の作出が休止した期間中は増加すべき富が全然増加せざることになる。天災によりて富の作出が休止する原因は大體二つある。其の一つは人員の死損で、其の二は生産設備の破損である。天災によりて人員が如何に死損したかは明治以後にありては「日本帝國統計年鑑」によりて其の數字を明確に知ることが出来るが、其の以前は明確でない。併し大體の數字は前に挙げたる事例によりても分明する處で、天災による人員の死損の少からざることは實に驚くに値する。而して天災によりて人口の減少したことは既に古代に於ても見る處で、例へば崇神天皇の五年には疾疫のため人民の大半が死亡したと傳へられて居る。又近世に於ても飢饉の頻發によりて人口を減少せしめたことは少くなかつた。蓋し飢饉の際に當つては餓死及び飢饉より生ずる疫病のために人をして死に到らしめ、以て直接に死亡率を増大するのみならず、又間接に飢饉が人口の増加を妨ぐることも少くない。即ち飢饉

1) 武江地動之記、卷の上(江戸叢書卷の九—26頁)

天災と我國經濟

一四

の後に於ては一般人々の經濟狀態が劣惡となり、體力は疲弊し、且つ物資の供給も不十分なる結果として、容易に従前の生活を恢復することが出來ずして、人口の増殖力は極めて緩慢となる。例へば天明六年調査の全國人口數が安永九年の調査數に比して九十二萬の減少を示し、寛政四年の調査數が天明六年の夫れに比して實に約二十萬を減じ、結局兩回にて百十萬人の減少を示して居るのは全く天明三乃至七年の大飢饉の結果であるといふべきである。其他延享元年の調査數に現れたる減少は享保十七年秋より翌十八年に至る西國諸國蝗害飢饉の影響により、又弘化三年の調査數が天保五年の數に及ばざるは天保七八年の飢饉によりて減少せる人口を未だ恢復するを得ざりしことを示すものである<sup>2)</sup>。以上によりて明かなる如く、天災は直接人員を死傷せしめ、又間接的には人口の増殖力を減退せしむるもので、夫れ丈け生産力の減退を來たすことになる。其の生産力の減退によりて増加すべき富が増加せざることになるもので、我國は古來此の關係よりしても富の増殖が常に阻害されて來たのである。

生産設備の破損によりて其の復興迄生産が休止さるゝため、其の期間中は増加すべき富が増加せざることになる。此の關係は殊に生産の盛んなる地方に天災が襲ひたる場合に顯著に現るゝもので、今回の近畿風水害は我國の歴史に於ては最も顯著なる事例であつた。蓋し大阪及其の附近は工業地域で、殊に最近軍需品・輸出品の生産に全能力を發揮して居た。然るに先般の風水害によりて其の生産設備破損し、今に復興の運びに到らざるものさへある狀態である。故に風水害によりて受けたる積極的の損害も莫大であつたが、此の消極的の損害も之に劣らざるものであつたことはいふ迄もない。尙生産設備の大損害を受けた一例として、享保十五年の

2) 本庄博士、人口及人口問題 52頁

所謂西陣焼けの京都大火に際し、『西陣織屋高機々定圖、木綿織機定圖、西陣絹織の機定圖數、今度類焼け之分、三千十二機、上西陣下西陣之機數七千餘の内』とある如く、當時西陣の生産設備は約半数破壊され、夫れ丈け西陣織の生産高を減少した。此の生産設備の破損によりても國富の増進を妨ぐることに甚大なることは此等の引例によりて知ることが出来る。

叙上によりて、我國が天災國であることよりして、殆ど毎年國富を損減して居ることを知つた。若しも天災國にあらずれば、夫れ丈け國富の増進があつた譯で、然るときは我國は既に古くより偉大なる富國であつた筈である。然るに毎年天災に襲はれ、折角の富を無價値となし、人々の勤勞を無にすることは我國經濟の發達上測るべからざる打撃となつて居るのである。かく天災によりて物質上に大損害が加へらるゝ結果として現るゝことは富の再分配が行はるゝことである。即ち一方に於て罹災者は俄に其の富を喪失して無產者となるが、他方天災を機として俄に富裕者となり、或は又其の生活を好轉せしむる者も少くないのである。天災が如何に富の分配に影響するかに就き、文政十二年三月の江戸大火による影響を藥の效能に譬へて諷刺したるものを例示しよう。

- 困窮妙藥 近年 無類 大火丸 大包 土藏家作數萬入 小包 鍋釜竈二三兩入
- 效能
- 一、第一諸人難儀するによし
  - 一、食物商賣一切によし
  - 一、諸色一式直段上るによし
  - 一、野宿するによし

天災と我國經濟

一五

3) 本庄博士、増訂改版西陣研究 5-6頁  
4) 春の紅葉(江戸叢書、卷の八 125-126頁)

天災と我國經濟

- 一、材木屋によし
- 一、古錢買によし
- 一、諸職人によし
- 一、囚人によし
- 一、明店を持たる家主によし
- 一、借錢多きものによし
- 右いづれも金銭のしほり汁を以て水或はぬるき湯にて用ゆべし其の効如神

○禁 忌

三芝居開帳妊婦病人小兒等には一切用ゆべからず食物一切さし合なし

神田 佐久間町 河岸

本家火元 材木屋主人精製

|      |           |   |              |
|------|-----------|---|--------------|
| 飛廣め所 | 堀江町 堀留橋無介 | 同 | 柳原土手下 綴藏屋焼失郎 |
| 同    | 四日市 海賊橋内匠 | 同 | 神 田 須田町兵衛    |

兎に角天災勃發の結果富の喪失者生じ、忽ちにして生活困窮に陥る者が多數輩出し、殊に飢饉後には多數の窮民を見、之が延いて土一揆又は打毀を勃發せしめたる事例も少くなかつた。即ち土一揆の嚆矢と見らるべき正長元年の窮民蜂起は全國大飢饉の結果に外ならぬ<sup>5)</sup>。又徳川時代に勃發したる享保の打毀、天明の打毀、天保の打毀は何れも飢饉の結果として現はれたる產物に外ならぬ<sup>6)</sup>。かく天災により一方に於て其の全資財を喪失し、忽ちにして路頭にさ迷ふ者を多數出すが、之と同時に天災を機として所謂成金者となり、或は其の生活を好轉せしむる者も少くない。俄に富限者となりし實例は紀國屋文左衛門又は河村瑞軒の材木買占による成金を

5) 三浦博士、日本史の研究 316頁  
6) 本庄博士、經濟史研究 200-207頁

擧ぐることを得、其他大小の成金者は天災の勃發する毎に續出したものである。安政二年江戸の震災後人々が早くも一時の利益を擧げんとしたことに就き「なるの日並」に『きのふよりすでに大道の食物商人はつねに十倍してうる、商人ならぬも心さときは、老少も男女もいはず、おもひくゝにたべもの調じて道傍にたち、あやしのもちぐわしすしませ、かんざけの類ひ勝計すべからず、焼原方面よりもやうくにかすまざる、商ふものゝおほきに買ふ人もまたおほく、いつしかと諸色のあたひ高くして、錢も酒をしみてうらす、かゝる天變にあひ、あやふき命をひろふと、はや貪慾心熾盛して奸商利にはしり、かゝる折大利を得ずば、やうくゝに衰微する世の中に、何をもちゆくゝ饑渴を凌がんと、一時に利を得んとするさま、いとくあぢきなくあさましなどはおろかなり<sup>7)</sup>』と記述されて居る。當時材木其他諸商品の價格が騰貴したことは「武江地動之記」に『板材木の價作事職人傭人の賃銀甚貴し、次第に嚴重の御沙汰あり、材木瑛底にして近き山林より枝葉付なる儘の杉松の木材切出せり』とある如くで、之がため幕府は暴利取締令を發布せざるを得なかつた。從來かゝる天災の勃發する度毎に商品の買占をなして暴利を貪る人々が少くなかつたため、幕府は常に暴利取締令を出だして物價の釣上を抑制したものであるが、實際に於ては此の禁令を犯して俄に巨富を擧げたる者は少くなかつたやうであるかくの如く天災の勃發毎に一方に於ては無產者を出だし、他方に於ては俄富限者が現れ、其處に富の再分配が行はれ、之が延いて社會問題を惹起したことも少くなかつた。

(二)間 接 的 の 損 害

天災の頻發することが人心の上に與へる影響は物質上に及ぼす損害の如く直接に之を徴することを得ざるを

7) 新燕石千種、第二 142頁  
8) 江戸叢書、卷の九 28頁



故、如何に天災が人心に影響したかに就きては各々其の見解を異にする處であるが、私は其の影響は甚だ大なるものであると思ふ。勿論天災が直ちに人心の上に強く且つ明確に影響するとは考へられないが、不知不識の間に深く人心に刻み込まれ、遂にそれが日本人の習性となつて居るものが少くないと思ふ。其の最も顯著なるものは日本人には永久性がないと稱せられて居るが、それは全く天災の賜であると確信する。蓋し威大なる破壊力を有する天災に襲はるゝことによりて、日本人は永久的なる考へ方をすることを得ないのである。かく永久性の存せざることが吾々の生活の總べての方面に現はれて居る。いふ迄もなく最近科學の力を以て自然を克服することを得るに至つたため、日本人の生活様式が漸次永久性を有するに至つたが、併し乍ら外國人の生活に比すれば遙に永久性に乏しい。例へば吾々の消費する物財に對して吾々は堅牢耐久性を期望する處比較的少いが、外國人はそれを最も強く期望するのである。兎に角日本人に永久性の存せざること恐らく何人と雖も之を否定し難い處で、それが又吾々の經濟生活にも強く現はれて居る。例へば日本人は儉約心に乏しいのであるが、それは私見によれば天災の結果だと思ふ。蓋し折角苦心して多くの資財を蓄積すとも、大水又は祝融のために一瞬にして無價値にされるから、誰しも儉約して資財を蓄積しようとの志念を起さざるに至つたのである。殊に江戸の華たる火災に頻々として襲はれたる江戸ツ子は全く儉約心に乏しい。「宵越の金を使はぬ」とか又は「初鯉に大金を出す」といふ氣象は正しく江戸ツ子の儉約心のなきことを示すものであるが、此の性向は全く火災頻發の結果と言はざるを得ない。かくの如く日本人は概して儉約心を有しないから、徳川時代幕府は頻々として儉約令を出したが、其の效は全く擧げなかつた。之は日本人が儉約せざる性向を有するため、一

9) 内田博士、國史總論及日本近世史 27—30頁

片の布令等で、其の性向を矯めることは常人の能くする處でなかつたのである。かくの如く儉約心の乏しい點よりして生ずることは資本の蓄積が速に行はれざることである。此の趨勢を最も明かに看取せんと欲すれば徳川時代に於ける江戸と大阪とを比較すればよい。即ち江戸は單に政治上の中心地であつたが、大阪は經濟上の中心地となり、「天下の台所」と稱せられた。大阪が經濟上の中心地となりしに就きては其處に種々の原因が存したが、其の有力なる原因の一つとして大阪に於ける資本蓄積力の甚大なりしことを擧げることが出来る。即ち大阪人は江戸ツ子に比し甚だ儉約に努めたから、大阪町人は漸次富裕となり、同時に又時代は貨幣經濟時代に進展し、金を有する者が經濟活動上に飛躍することを得たから、彼等は經濟活動上に主役を演じ得るに至つたのであるが、之に反し江戸ツ子は徒らに金放れがよくて金錢を湯水の如く費消し、従つて無資本のために經濟活動上に飛躍することを得ず、常に大阪商人に一籌を輸せざるを得なかつた。さればこそ江戸目貫の場所の大商人は殆んど大阪を中心とする上方商人であつた。兎に角天災頻發の結果として日本人が概して儉約心に乏しいといふことは我國經濟の發展上少からざる障礙となつて居る。

#### 四、天災によりて我國經濟上に享くる利益

前に述べたる如く天災によりて我國經濟上に及ぼす損害は實に測るべからざる巨額に達するが、併し之と共に天災あるによりて我國經濟上に少からざる利益が隨生することを閑却してはならぬ。成程天災勃發すれば、一時は經濟上に大損失を生じ、各方面に或は再起を不可能とするが如き大打撃を生ずることも少くないが、併し其の影響は一時的で、或は遠き眼を以て觀察すれば、天災あるによりて我經濟が躍進して居ることもある。



即ち天災を契機として各經濟活動は一躍し、又新經濟制度の發生をも見るのである。蓋し天災の勃發を見れば其處に必ず窮民の發生し、各地に慘狀を呈したのであるが、爲政者は何れの時代に於ても之を放任することなく、多くの場合直ちに之が救済策を講じ、又夫々實績を擧げて居る。故に私は嘗て日本の歴史は一名農村窮乏史であると共に、又農村救済史でもあると稱した所以である。而して爲政者が如何なる天災對策を講じたかといふに、其の一々の事例に就きては之を考察する暇がない故、古代と近世に就きて概観してみよう。古代天災によりて生じたる窮民を救済するため爲政者の第一に採りたる對策は朝廷の賑恤であつた。歴代の天皇が人民を愛撫し給ふことは今も昔も渝ることなく、古代に於て如何に多くの賑恤が行はれしかは人々の齊しく熟知する處で、今更贅言を要しない<sup>1)</sup>。次に擧げられる對策は租税の減免で、第三には利息の免除を斷行した。例へば孝謙天皇の如きは有餘を損じて不足を補ふは天の道なる故、貧民の負ひたる借金<sup>2)</sup>の利息を免除すると宣せられた。最後に講ぜられし對策は産業資金の貸下で、當時之を賑貸又は借貸と稱し、産業を支續せしむるため、無利子で資金を貸下げたものである。近世に於ても幕府は天災の勃發するや直ちに之が救済策を講じたもので、其の一例として安政二年の江戸震災の場合に就きて觀よう。即ち大震災生ずるや、直ちに之が應急策として武家並に市民に對する救済策を講じ、市民に對する救済策として (一) 罹災者の給食 (二) 御救小屋の建設 (三) 地代免除 (四) 春米屋の復興 (五) 禁利取締 (六) 一種のモラトリアム (七) 焼金銀類賣買の禁止 (八) 流言蜚語の取締 (九) 罹災者の就職等を行ひ、他方災害地の復興策として (一) 幕府直營の工事開始 (二) 武家屋敷の造營 (三) 町家普請に對し夫々對策を講じた<sup>3)</sup>。かくの如く爲政者は罹災者並に災害地復興に對し種々の

- 1) 辻博士、慈善救済史料參照
- 2) 拙稿「農村救済對策」(經濟時報、第四卷、第六號)
- 3) 本庄博士、天災と對策 123—137頁

策を講ずると共に、他方罹災者側に於ても、天災に際し如何に多大の打撃を享くとも、決して自暴自棄に陥ることなく、罹災前に倍して元氣を出だし、損害を填補すべく、經濟活動に奮闘する者が多い。かくして一時は天災による大損害を生ずとも、災害後却つて經濟活動が躍進し、又は新經濟制度を産み出し、生産力が罹災前より増大することも少くなかつた。罹災直後はいざ知らず、罹災後大體に於て經濟界は活況を呈し、我國經濟は天災毎に躍進した姿である。天災のために新經濟制度を産み出したたる實例として最も顯著なるものは常平倉・義倉・社會である。尙火災の頻發によりて生じたることは建築の發達・市區改正・用水設備の改善等で、徳川時代瓦葺の住宅が建築さるゝに至りしことは全く火災の賜である<sup>4)</sup>。尙此の消息は最近關東大震災後に於ても顯著に見受けらるゝ處で、其の大震災の御蔭で耐火耐震の大建築續出し、東京・大阪の面目は全く一新するに至つた。此等は地震・火災の如き天災が存したればこそ結果したこと、若しそれが發生せざりしとせば、恐らく近代的都市はかくも速に發生しなかつたであらう。

天災を契機として現はるゝ新經濟活動は人民の移住である。古代より人民は頻りと國內移住をなして居り、又之がため新耕地の開發、國土の擴張が行はれたものである。其の國內移住の原因に就きては種々考察さるゝ處で勿論人口の増殖が其の主因なりしことは容易に想像さるゝ處であるが、移住の直接動機は恐らく飢饉による生活困窮であつたと斷ぜざるを得ない。蓋し如何に人口の増殖ありとも、人情の常として從來住み慣れたる本郷を離散することは容易に決斷さるゝものでなく、飢饉等勃發し、生活困窮に陥りて始めて離村の大決斷を生ずるものである。之と同じく明治維新後に於ける北海道移住又は海外移住も天災による災難を機會として行はれ

4) 内田博士、日本經濟史の研究、187—199頁  
5) 同上 下巻 69頁

## 天災と我國經濟

三二

たることは絮説する迄もない。かく日本人の内外移住は天災を契機として行はれたるものであるから、開墾地の増大、海外の發展は全く天災の賜と言はざるを得ない。尙之と同じ關係にあるものとして外國貿易の發展を觀察することが出来る。即ち中世大いに東亞に於て活躍したる倭寇は天災によりて生じたる國內物資の不足を補給せんがために現れたるものと觀るべきで、又其後に於ける外國貿易の發展も天災と密接なる關係を有したことは蓋し少くない。最後に擧ぐべきことは天災を契機として生産設備の改善が行はるゝことである。從來使用の生産設備が最早其の效程劣り、十分なる成績を擧ぐるを得ない状態にあつても、多少尙生産能力を有すれば、それを全然破棄することは人情の常として容易に斷行されないものである。天災を幸ひとして破損されたる生産設備を斷然新式の生産設備に變更することを決斷し、以て生産能力を増進せしむることは之亦天災の賜と言はざるを得ない。我國に於て天災によりて生産設備の改善が行はれ、延いて生産の發達を促したる事例は蓋し尠少ではあるまい。

天災の頻發が人心に與ふる影響の少からざることは既に述べたる處であるが、其の一影響として日本人が氣早で、變に應ずるに機敏なる性向を具有するに至りしことを擧ぐる事が出来る此の性向が特に顯著に見受けらるゝものは江戸ツ子で、之は主として江戸に於て火災が頻發したことに基因したのである。尙天災による一影響として日本人が變事に遭遇すとも、決して周章狼狽せず、極めて平靜なる態度を持することを擧ぐる事が出来る。此の性向は到底外國人に於ては見られざる美點で、日本人は如何なる變事が身に襲來するとも、少しも動搖せず、平時と同じ舉動を採つて居ることは吾々日本人のよく知る處である。かく變事に際して平靜な

6) 柴謙太郎、中世の經濟(岩波講座日本歴史)  
7) 内田博士、國史總論日本近世史 29—30頁

る心境を持することを得るのは全く天災の御蔭で、餘り頻々と發生する天災によりて所謂天災慣れがしたゝめに、變事に際し周章狼狽せざる訓練を経たのである。かゝる性向を有することが延いて經濟活動に及ぼす影響も少くない。即ち天災によりて再起し得ざるが如き大打撃を享くるとも、決して元氣沮喪せず、即ち啞然として自失することなく直ちに復興に營々と努力し、其の再起を圖るに餘念がなく、従つて被害の恢復が頗る迅速に行はれる。例へば寶永四・五年に互り大阪に於ては大地震・大海嘯あり、又大火災ありて、之が損害の甚だ大なりしことは前に述べたる如くであるが、翌六年早くも人口は三十八萬千六百餘人を算し、被害は迅速に恢復したのである。又安政二年江戸の大震災後間もなくして吉原遊廓並に劇場が震災前に變らざる繁榮を示したことは復興の盛んなりしことを示すものと言はざるを得ない。更に這般の事情を一層顯著に物語るのは關東大震災後に於ける東京の復興之である。一度び焼土と化したる東京が震災後僅々十年間に今日の如く復興したことは全く世界人の驚異の的となつて居る處で、之は日本人が變事に遭遇すとも、決して周章狼狽せず、平時と異ならざる活動を採り得る性向を有する生きたる證據と言はざるを得ない。

## 五、結 語

以上に於て我國は建國以來如何に屢々天災に襲はれしか、而して又それによりて我國經濟が如何に多くの損害或は又反對に如何に多くの利益を享けしかを大體明かにした。即ち一度び天災發生すれば、其處には一時莫大なる積極的、消極的の損害を見、又天災の頻發によりて人心に惡影響を與へ、延いて經濟活動上に少からざる損害を及ぼしたものであるが、他方に於ては災害後日本人の復興力甚だ強きため、災害地の恢復は瞬く間に

8) 大阪市史、第一 484頁  
9) 本庄博士、天災と對策 136—7頁

天災と我國經濟

二四

行はれ、經濟活動は從來より更に躍進し、或は新經濟制度の發生を促し、却つて天災後我國經濟の發展を見ることも少くなかつた。従つて天災によりて享くる損害と利益と何れがより大なるかは蓋し容易に斷定し難い處であるが、先づ功罪相半すと言ふべきであらう。兎も角我國の經濟は建國以來天災によりて大損害を蒙り、一時は拾收すべからざる窮境に陥りしが、忽ちにして再起し、其の損害を償うて餘りある經濟活動を示し、全く一進一退起伏常ならざる状態を経て來たものである。併し乍ら七轉八起を繼續し乍らも、一難來る毎に習練を加へ、遂に今日あるを致したものである。今日我國は産業の日本と稱せられ、日本商品は向ふ處敵なしといふが如き勢を以て世界市場を侵略しつつあるが、かくの如く我國の經濟が發展した裡には、我國が幾度びか天災による苦行を突破したことが與つて大いに力あることを閑却してはならぬ。

調査研究目次

|      |                                 |       |                          |
|------|---------------------------------|-------|--------------------------|
| 第一輯  | 開校五周年 近江商人史料展覽會出品目録 (調査課)       | 第十九輯  | 近江商人と金融 (菅野教授)           |
| 第二輯  | 近江商人の活躍について (菅野教授)              | 第二十輯  | 紀州家名目金と近江商人 (菅野教授)       |
| 第三輯  | 長濱縮緬の賣出と其の障礙 (菅野教授)             | 第二十一輯 | 我國の商工階級と歸化人 (菅野教授)       |
| 第四輯  | 明治維新後に於ける近江商人落魄の原因に就いて (菅野教授)   | 第二十二輯 | 滿洲國の地域的發展と其の經濟區 (田中教授)   |
| 第五輯  | 中央卸賣市 卸賣業者の重複制度と賣場制度 (原田教授)     | 第二十三輯 | 德川時代の商人カルテル (菅野教授)       |
| 第六輯  | 大阪の商業と近江商人 (菅野教授)               | 第二十四輯 | 東阿の新市場エタイオピア (田中教授)      |
| 第七輯  | 商人の漁業家化 (菅野教授)                  | 第二十五輯 | 職業調査に關する若干の問題 (岡崎教授)     |
| 第八輯  | 北海道の開発と近江商人 (菅野教授)              | 第二十六輯 | 尾州家名目金 (菅野教授)            |
| 第九輯  | 德川時代の匿名組合 (菅野教授)                | 第二十七輯 | 滿洲國に於ける熱河省の地位に就いて (田中教授) |
| 第十輯  | 德川時代の工業と商業資本 (菅野教授)             | 第二十八輯 | 職業分類に就いて (岡崎教授)          |
| 第十一輯 | 中央卸賣市 卸賣業者の重複制度と市營制度 (原田教授)     | 第二十九輯 | 我が國民の向外性と植民地地理教育 (田中教授)  |
| 第十二輯 | 南米に於ける羅何民族植民の進路及其の特質に就いて (田中教授) | 第三十輯  | 德川時代の經濟と文化 (菅野教授)        |
| 第十三輯 | 松前蝦夷地 近江商人の活躍と其の没落原因 (田中教授)     | 第三十一輯 | 羅羅賣買の發展史的考察 (原田教授)       |
| 第十四輯 | 冷蔵庫を論じて中央卸賣市場に及ぶ (原田教授)         | 第三十二輯 | 南洋に於ける日本の經濟的進出 (田中教授)    |
| 第十五輯 | 植民地地理の内容に就いて (田中教授)             | 第三十三輯 | 減價消却の經營經濟的性質 (山下講師)      |
| 第十六輯 | 近江商人と開國當初の外國貿易 (菅野教授)           | 第三十四輯 | 職業紹介所の機能 (岡崎教授)          |
| 第十七輯 | カリビアンアメリカの經濟地理的考察 (田中教授)        | 第三十五輯 | 日露貿易の回顧と展望 (桑原教授)        |
| 第十八輯 | 中世の近江商人 (菅野教授)                  | 第三十六輯 | 商業教育の分野 (矢野校長)           |
|      |                                 | 第三十七輯 | 天災と我國の經濟 (菅野講師)          |

家族統計の範圍に就いて

岡崎文規



## 家族統計の範圍に就て

岡崎 文規

### 一、小 序

人口問題に對する政策を樹立し、また人口政策の實績を正確に測定せんと欲する諸國家は、その基準として多大の經費と努力とを拂ひつゝ、人口動態並に人口靜態に關する各種の統計を作製してゐる。しかし諸國家の作製しつゝある各種の人口統計は、主として個人的・原子的原理に基くものであつて、人口政策が個人的保護から家族的保護に移りつゝある現狀に照して、人口の政策の基準としては不十分、不完全である。人口統計も個人的・原子的原理に基くもの以外に、更に集團的・家族的原理に基くものゝ作成が必要となつて來たのである。

今日の人口統計は、既に述べたが如く、尙ほ本質的には個人的・原子的原理に基いてゐて、人口靜態並に人口動態に關する諸統計は、普通、各個に遊離せる個人から出發してゐる。それ故にかゝる人口統計を以てしては、集團的生活を營んでゐる人口の内部的、有機的及び社會的構成の研究には役立ち兼ねるのである。人口の有機的集團は、個人的原子の結晶體ではなく、血縁的又は經濟的に結合してゐる家族的分子から成り立つてゐるものである。生殖力の保持者は、各個の個人ではあるが、しかもそれは各個に遊離せる個人ではないのである。自然、法律及び慣習等に従ひ、婚姻關係によつて結合せる家族共同體に歸屬してゐる個人である。それ

故に家族こそは國民體の最小細胞であると言はなければならない。

將來、この家族統計は、人口政策上から言つても、また人口の統計的研究上から言つても、次第にその重要性を増大するものと信ぜられるのであるが、その作製上完全性と信頼性を確保する爲めには、先づ第一に家族の概念を明確に定義し、更に家族統計に於て取扱はるべき問題の範圍を規定する必要がある。

家族とは、之を最も一般的に定義すれば、人間の共同生活體である。人間の共同生活體には二種類あつて、その一は經濟的に結合せるもので、之を世帯と名付けてゐる、その二は血族的に結合せるもので、之を狭義の家族と名付けてゐる。世帯は現に經濟的に結合してゐる人員によつて構成せられるものであるが、之に反して家族は現に血族的に集合してゐるもの以外に、他の世帯内に入り込んでゐるものでも、血族的結合ある限り、その家族の構成員として數へられ、更に既に死亡せる者でも、血族的關係ある場合には、之を併せて家族の構成員として數へる事になつてゐるのである。廣義の家族には上に述べた如き二つの種類があるために、家族の研究には經濟的意味に於けるものと、血族的意味に於けるものと二方面がある譯である。

この二種の家族(世帯と血族家族)とは、普通、同一の細胞核を有つてゐて、一方を世帯主と言ひ、他方を家父と言ふのである。またこの二種の家族は、その範圍に於ても、またその結合關係に於ても、全く合致してゐる場合も少なくないが、しかし必ず合致しなければならないと言ふのではない。即ち夫婦とその子女の全部が一世帯内に生活し、そして他人分子が全く存在しない場合には血族家族と世帯とは全く合致するのである。しかし人間の共同生活體は、常に必らずしも、斯くの如き血族家族によつてのみ構成せられてゐるものではない

くして、血族家族の構成員中のある者は、その血族家族の外に於て生活し、また他人分子がその血族家族内に入り込んで來てゐる。

次に血族家族は更に之を二種類に再分し、祖父母、父母、子女等、世代的に連續關係ある血族家族を、廣義の血族家族と言ひ、夫婦とその子女とのみより成る血族家族を、狭義の血族家族と言ふのである。家族政策を實行するに當つては、これ等の家族に關する統計は重要な任務を帯びてゐる。特に、家族統計は、家族の國民的意義、家族の幸福と國民の幸福との間の根本的關聯を理會せしめる上に、與つて大いに力あるものである。地域的に又は社會的に分類せる各人口層に於て、家族形態の世代的變遷を實證的に明らかにするには、廣義に於ける血族家族の統計は重要な役割を演ずる事となる。

更に今日の人口統計及び人口政策の中心問題は出生率に關する問題であつて、この出生率を社會的集團の最小細胞たる家族と關聯させて問題とする場合、狹義に於ける血族家族の統計は唯一にして、最も重要な資料でなければならない。

言ふ迄もなく、人口現象の研究上、個人的・原子的原則に基く人口統計の價值及びその重要性は決して輕視さるべきものではない。人口現象の研究は、從來、この個人的・原子的原則に基く人口統計に基いて、輝かしき發展をなし來たつと同様、將來に於ても、この方面の研究に對して一段の發展を期さなければならない。しかし人口現象の研究は、社會的・集團的原則に基く人口統計——家族統計——によつて、その最高目的を達する事が出来るであらう。家族統計に基く人口現象の研究方法は正に社會的細胞としての人口現象を研究する唯一の手

1) Landsberg, O., Familienstatistik. Die Statistik in Deutschland. Bd. I. S. 257.

段にして、これなくしては人口體の構成並にその内部的變動を深く洞察する事は殆んど不可能であると言つてよい。人口現象の科學的研究上のみならず、實踐的人口政策にあつても、人口の社會的細胞に關する研究は重要である。人口問題の解決を目的とする人口政策も實はこの人口の社會的細胞たる家族を對象としなければならぬからである。

この小論は専ら家族統計に於て取り扱はるべき研究範圍に關して若干の考察を試みんとするにある。

## 二、血族的家族統計

血族的家族には、廣義に於けるものと、狹義に於けるものと二種類ある事は既に述べた所であつて、これに對應して、血族的家族統計にも廣義に於けるものと狹義に於けるものと二種類がある譯である。

一組の夫婦は幾人かの子女を有ち、その子女は成人して、それ／＼配偶者を有ち、更にそれ／＼幾人かの子女を擧げるものである事は、世間の通例である。一本の幹より幾多の枝が繁り擴がるが如くに、人間にあつては一祖先より、世代を重ねるに應じて幾多の子孫が繁榮するものであつて、この時間的經過に於ける血縁的繁關係を統計的に取扱つたものが即ち廣義に於ける血族的家族統計である。

しかし孰れの國に於ても、國家の統計機關が未だ曾つて斯くの如き統計調査を試みた例がない。只個人の特殊統計に於て、極めて制限された範圍内で、かゝる家系が調査された事があるに過ぎない。即ち民族衛生的立場から、肉體的並に精神的素質の遺傳の研究資料として、かゝる種類の家族統計が必要とせられるのである。

2) Fischer, A., Grundriss d. sozialen Hygiene. Berlin. 1913.

優性學は醫學的、生物學的家族の研究を基礎とするものであるが、この場合、かゝる種類の家族統計は重要な役割をもつてゐる。

血系の醫學的、生物學的研究は、醫學、特に民族衛生學の方面に於てのみならず、民誌學及び社會學の方面に於ても重要な意義をもつてゐる。例へばスエーデンの著名な學者 Fahlbeck の Adel Schwedens 又は Schott の Alle Mannheimer Familien の如き研究は、血縁の民誌的、社會的發展狀況を統計的に攻究せるものである。かゝる研究にあつては、單に血縁の生物學的研究に留まらず、この生物學的材料を、更に社會的或は經濟的材料と結合して考察する場合、こゝに幾多の興味ある結果が得られるものである。斯くする事によつて、血族の肉體的並に精神的遺傳のみならず、その社會的及び職業的發展を明らかにする事が出来る。貴族、學者、官吏及び市民の生物學的及び社會的發展に關し興味ある研究を遂げた者に Most がある。(Zur Wirtschafts- und Sozialstatistik d. höheren Beamten in Preuss. 1916)

廣義に於ける血族家族の統計資料は、極めて制限せられたる範圍内に於て、専ら個人の手によつて作製せられ、官廳統計は、從來、かゝる統計資料を全く提供した事がなかつたやうに、一般には信ぜられてゐる。そして事實孰れの研究家も、かゝる統計資料を官廳統計に仰いだ事がなかつたやうである。しかしながら、戶籍簿を利用すれば、この方面の問題に對して、ある程度の統計的研究を試みる事は可能であらう。例へば Rümelin は彼の注目すべき研究 Über den Begriff und die Dauer einer Generation に於て、戶籍簿を利用したのであつた。戶籍簿は、孰れの文明國に於ても、國家の官廳に備はつてゐるが、個人が之を利用する場合には、その能力



の點に於て、到底、之を廣い範圍に亘つて利用する事は不可能である。それ故に廣義に於ける血族家族の統計資料は、必らず國家の手によつて作製されなければ、この問題の全國的研究は殆んど全く遂げ得る可能性がないと言つてよい。且つまた戸籍簿事務は國家の行政行為に屬するものであるから、戸籍簿に記入せられてゐる諸事項に基き家族統計を作製するとしても、この問題の研究上、十分満足なものではあり得ないであらう。何故ならば、それは行政行為の副産物として得られる二次統計に過ぎないからである。科學的研究上の要求を十分に充し得るが如き統計資料は、之を一次統計として作製する必要があるであつて、之をなし遂げる事は、孰れの國家に於ても、多大の困難を伴ふべく、今日の所、この要求は容易に充たされさうに思へないのである。しかし廣義に於ける血族家族の統計的研究は、民誌的、醫學的、社會學的諸方面に於て、重要な意義をもつてゐるものであるから、將來、この範圍の統計が重要視されるにつれて、かかる統計資料の作製に國家が努力しなければならぬ日が来るに違ひないと信ぜられるのである。

ロ、狹義に於ける血族的家族統計

今日、普通に家族と言つてゐるものは夫婦とその子女との結合體であつて、即ち狹義に於ける血族家族の事なのである。この家族は家族に關する中心問題であつて、この意味に於ける家族統計も、實際上、家族統計一般中、最も重要な地位を占めてゐると言つてよい。近來、家族の重要性が次第に認められ、そして家族の保護問題も次第に重大視される傾向を有つてゐる。

家族統計が、近來、重要視せられるに至つた事については、私は既に拙著「人口統計に於ける諸問題」中に

於て論及したが、再び之を簡単に説明して置かう。家族統計が特に重要視せられるに至つたのは歐洲大戰後の事であつて、これは専ら新人口政策を樹立する爲めの基準として正確にして信頼し得る家族統計が必要になつて來たからである。歐洲大戰の結果、歐洲諸國特に獨逸に於ては二百萬の壯丁を失ひ、また三百萬餘の出生不足を來したのみならず、從來の經驗によれば、戰後には常に出生率の著しき増加があつたに拘らず、婚姻率はある程度まで相當に戰前の狀態に回復したが、出生率は依然として低く、今日ではフランスの出生率と略は同一程度まで低下したのである。スエーデン、スイス、英國等の出生率も低いが、これは徐々に減少し來たつたに反して、獨逸の出生率は大戦後に急激なる減少を示してゐるのである。この出生率と死亡率とが持續する場合には、獨逸の人口は、一九六五年に約七千萬に達し、これを最高峰として、それ以後次第に減少しなければならぬ運命にある。將來、獨逸には過少人口問題が発生する危険がある。人口減少は即ち民族衰亡の象徴である事は歴史の明らかに示してゐる所であるから、この人口減少に對する恐怖は、獨逸、フランスのみならず、歐洲諸國をして、新人口政策の必要を痛感せしむるに至つたのである。<sup>3)</sup>そして一國の人口増減は、家族に於ける出生力の大小に最も強く支配せられるものであり、家族の繁榮は國家の繁榮、家族が肉體的にも精神的にも萎縮せる場合、國家も亦萎縮せざるを得ないのである。換言すれば家族は國家の組織細胞であつて、一國の人口問題は個々の個人を單位として取扱はないで、家族を單位として問題にしなければならないのである。こゝに於て人口政策はある意味に於て家族政策であると言ふ事が出来る。今日人口政策の中心が家族政策に移りつゝある限り、家族政策を樹立するための基準として必要な家族統計が重要な意味を有つ事はまた當然であ

3) Bü gdörfer. F., Volk, Familie u. Statistik; Allg. Stat. Archiv. Bd. 17. Heft. 3. S. 355-358



と言はなければならない。

この家族統計は人口統計一般と異つてゐて、各個の個人より出發せずして、調査單位として家族から出發してゐるのであるが、家族統計に、家族の靜態と動態との二部門ある事は人口統計一般と同様である。家族の靜態統計では現在の夫婦とその子女とが問題となり、家族の動態統計では家族構成員の婚姻、出産及び離婚が問題となるのである。

從來の個人的、原子的原則に基く統計調査では、夫婦の現在數を正確に示す事は困難である。尤も國勢調査によつて、全人口中、どれだけの男女が有配偶者であるかを知る事は出来るが、しかし我國の國勢調査の如く、現在地人口主義を採用してゐる場合には、現在地の夫の數と妻の數とは、孰れの地域に於ても殆んど合致しないのである。それ故に國勢調査の結果によつて、吾々の知り得る所は、全人口中、幾人の有配偶者があるかと言ふ事であつて、夫婦そのものの數ではないのである。勿論、從來の調査方法によつても、各個の個人について、その體性、年齢、配偶關係、職業、社會的地位、出産地等を知る事が出来るが、しかし個人的、原子的原則に基いてゐる限り、その結果は飽くまで原子的のものであつて、國民體の分子(家族)の内部構成、家族の組織的構成並にその發展性を知る事は絶対に不可能である。

かゝる問題を解決するには、家族を調査單位とし、家族とその家族構成員との間に存する生物學的關聯を明らかにする調査方法を採用しなければならないのである。この調査方法によつて、初めて人間の集團生活の外部的現象並に形態のみならず、夫婦そのもの、夫婦の婚姻持續期間、年齢等をよく理解する事が出来るのである。

る。しかし上に述べたが如き調査事項のみを以てして、家族統計の全般的目的が達せられるものではなくして、家族統計の目的上、夫婦の懷妊率及び家族の大きい(子女數)を調査に加へる事によつて初めて家族統計は本來の重要性を發揮する事となるであらう。國勢調査にかゝる事項を加へる事によつて、國勢調査の本質を毫も害せられるものではない。國勢調査の手續に何等の變更をも加へる必要がないのであつて、只だ單に從來の調査に今こゝで問題になつてゐる諸調査事項を附加すれば足りるのである。そして孰れの國の國勢調査に於ける調査様式は、既に世帯票を利用してゐるのであるから、調査結果を整理するに當つて、從來、取り來つたが如き個人的・原子的整理法によらないで、集團的整理法を用ひるならば、所期の家族統計を作製し得られる可能性は十分にあるのである。

かゝる家族の靜態現象は、人口動態調査と同時に之を行ふ事も決して不可能ではない。例へば出生の届出ある場合に、子女の出生日、出生地、兩親の職業及び社會的地位、兩親の年齢等の外に、兩親の婚姻年齡婚姻持續期間、現有の子女數等を問ふ事によつて、その目的の大半を達する事が出来るであらう。しかしこの方法では、不妊の夫婦を全然調査し得ない事になる。次に死亡の届出ある場合に、死亡せる夫又は妻について、夫婦の年齢、婚姻持續期間、現有の子女數等を問ふ方法もある。しかしこの方法による時には、只だ單に死亡による婚姻解消者のみについて調査が可能であつて、離別による婚姻解消者については更に別箇の取扱ひをしなければならぬ事になる。その方法による場合には、不妊の夫婦も調査中に加へる事は出来る便宜があるが、しかし、一ヶ年間に於て 死別又は離別する婚姻解消者數は、現在の全夫婦數に比較すれば極めて一小部分に過ぎ

ないから、これを以て全體の傾向を推斷する事は危険である計りではなく、更に死別による婚姻解消者は、大體に於て、老年に達せる者が比較的多数を占めてゐると見なければならぬから、死別による婚姻解消者の年齢分布は現在の全夫婦の年齢分布と一致せず、従つて之を以て現在の夫婦の蓄能力を觀察するには不適當であると言はなければならない。家族の靜態現象を人口動態調査と同時に之を行ふ場合には、右に述べたが如き欠點ある爲めに、之には独自の靜態調査が必要となるのである。言ふ迄もなく、國勢調査は、普通、世帯を單位として調査されるものであり、この世帯は必ずしも家族と一致しない、調査時に世帯内には家族構成員以外の他人分子が混入してゐる場合が少なくないと同時に、また現在人口主義による時は、家族構成員にして世帯外にある者があり、特に夫又は妻が自己の世帯外に於て調査されるならば、家族調査に於て、重要な調査客體を失ふ事となり、調査上、一大支障を招く事となるのである。現に一九一一年に於けるスコットランドの家族調査は、現在人口主義による國勢調査と同時に實施せられた爲めに、一時的不在の夫又は妻の調査洩が少なくなかつたと言ふ事である。この故に家族に關する靜態調査も決して十分なものではないと言ふ意見もあるが、現住人口主義を採用する事によつて、この欠陥を除く事が出来ると思はれるのである。

家族に關する靜態調査は、從來、大都市に於て最も多く實施せられたが、この結果を以て、全國の狀態を推斷する事は無理であらう。何故ならば都市人口は移動性に富んで居り、そして家族の移動は、恐らく長き婚姻持續期間を有する夫婦よりも、その短き夫婦に於て多いと想像し得られるのみならず、また同一の婚姻持續期間と同一の年齢狀態にある夫婦に於ても、子女數の多き者よりも少なき者の方が移動し易いと考へられるからである。かゝる事情あるために、都市の夫婦と地方の夫婦とは家族關係に於てその趣を異にしてゐる場合が少なくない。故に都市に於ける家族の狀況と地方に於けるそれとを比較する事は大いに意義ある事であるが、都市に於ける家族の狀況を以て、地方の場合を推斷する事は危険であると言はなければならない。従つて家族に關する靜態調査は全國的のものでなければならない。

狹義に於ける血族家族統計に就いては、その瞬間に於ける靜態現象を調査するのみならず、その家族の構成形態に常に變化を與へる動態現象も調査しなければならない。家族の構成形態は、先づ第一に婚姻と離婚とによつて變化するものである。そして離婚には死別によるものと離別によるものとの二つの場合が存在する。しかしこの二つの場合によつて生ずる婚姻解消は直ちに家族そのものの解消を來たすものとは限つてゐないのである。少なくとも現にその家族に子女が存在する限り、この婚姻解消によつて、その家族が解消し去るものではない。生物學的に言へば、親と子とを結びつけてゐる血縁帶は永久的であつて、例へ死を以てしてもこの血縁帶を解く事は出来ない。しかし死別又は離別による婚姻解消は家族の存続に大なる變化を與へるものである。即ち死別又は離別によつて懷妊力は一般に停止するのである。この意味に於て死別又は離別による婚姻解消は家族形態の發展を中絶させるものである。それ故に、國勢調査によつて調査される家族に關する諸事項と對照して家族形態の變化性を研究するには、この婚姻解消を正確に調査する事は大いに意義あるものと言はなければならない。しかし只だ單に婚姻解消數を知るのみでは十分でないであつて、その時に於ける夫婦の年齢、婚姻持續期間、就中、その懷妊力及び現在の子女數を推知する事が必要である。

6) Landsberg, O., a. a. O., S. 268.

4) Dunlop, J., The Fertility of marriage in Scotland. Journ. of the Roy. Stat. Soc. 1914 Feb. P. 260.

5) Zizek, F., Grundriss der Statistik 2. Aufl. S. 280.

離別による婚姻解消は、普通、裁判記録によつて之を知る事が出来る。離別による婚姻解消に關する統計は人口統計上のみならず、道徳統計上、特に興味あるものであるが、本文ではこの點にまで立ち入つて考察しない事とする。

尙ほこの外に、動態現象として家族形態に變化を與へるものに出生がある。家族統計の一部門としての出生統計の作製に大いに役立つものは出生届である。しかし、從來、行政目的からなされてゐる記入事項のみはで不十分であつて、統計的目的から、この外に餘分の記入事項を必要とするのである。即ち出生兒について、出生兒に固有の事項のみならず、之に加へて兩親の年齢、その婚姻年齢、既に出産せる子女數及び現に生存の子女數等を記入しなければならないのである。

家族構成の實質的内容に變化を來たすものではないが、しかし外形的に變化を與へるものは家族構成員の家族外への移出がある。かゝる家族構成員の家族外への移出を調査する事は家族統計に於ては頗る困難である。個人的、原子的原則に基く人口統計に於ては、ある期間内に於ける人口の移出入數を知る事は比較的に容易であるが、今のところ、一般に家族の靜態並に動態に關する統計調査は十分でないから、家族の靜態統計とその動態統計とを對比する事によつて、家族構成員の家族外への移出を正確に推測する事は全く困難である。しかるに大都市にあつては、出産及び死亡による自然的人口動態よりも、移出入による人工的人口動態は一層重要な役割を演じてゐるから、大都市に於ては、この移出入を統計的に正確に調査する必要が痛切に感ぜられるやうになつたのである。しかしかゝる統計調査を正確に實施するには、移出入の完全なる記録の存在が前提要

件である。かゝる前提要件の備つてゐる場合には移出入統計が比較的に完全なものとなり得る事は Zurich の移出入統計が之を實證してゐる。即ち Zurich に於ては、人口の移出入を、個人的立場から調査してゐるのみならず、家族的立場からも調査してゐるのである。

出産現象は、普通、夫婦の間に於て之を見る事が出来るのであるが、往々にして夫なき女となる場合がある。前者の子女を公生兒と言ひ、後者の子女を私生兒と言つてゐる。従つて血族的立場から言へば、純生物學的意味に於ける夫なき家族と言ふものも考へられるのである。勿論、私生兒の概念は時代と場所とによつて大いに相違あるに違ひないが、こゝでは常識的に、私通の子を私生兒と稱するのであるが、公生兒に對する私生兒の出産割合は、孰れの國に於ても、相當に高率であつて、最近に於ける我國の如き、出生百中、私生は約八に達してゐるのである。

私生兒も、生物學的には父を有つてゐるものであるが、社會制度上、父なきものである。従つて私生兒の家族は母とその子女によつて構成せられるものである。私生兒の家族について、その母の年齢、職業及び社會的地位等を調査し、また私生兒の體性、年齢等を調査し、更に發育を遂げた者について、教育、職業及び社會的地位等を調査する場合には、人口統計上並に道徳統計上大いに興味ある觀察をなし得られるのである。しかゝる私生兒の家族を國勢調査に於て調査する事は殆んど不可能であると言つてよい。何故ならば何人も秘密を守らんと欲するかゝる事項を調査しても、到底、眞實の申告を期待する事は困難であるからである。只だ Spain が、フランクフルト、アム、マインに於て、壯丁について試みたる私生兒の家族に關する統計調査の如



きものが實行可能である。かゝる統計資料に基づく Spann の研究 Die Lage und das Schicksal der unehelichen Kinder, 1909 の如き、私生兒の家族に關する人口統計的及び道德統計的研究として最も興味深いものである。普通には、出生届ある場合、私生兒及び私生兒の母について、特殊の諸事項を申告させる他、適當なる手段がないのである。しかし戸籍事務としては、孰れの國に於ても、私生兒の出産は、公生兒の出産と比較して、その届出の手續に特別の取扱ひをしてゐないやうであるが、統計的目的から、特殊事項の記入を強制する事は大いに價值ある事と考へられるのである。

### 三、社會經濟的家族統計

家族の發展及びその大いさは、夫婦の生物學的要因のみに依存してゐるものではなくして、經濟的要因も亦本質的影響を與へるものである。社會的及び經濟的要因は、普通、この生殖本能に對して決定的支配力を有つてゐると言つてよい。懷妊力は生物學的要因(婚姻年齡、婚姻持續期間、生殖年齡等)によつて測定するだけでは十分でないであつて、社會的及び經濟的立場即ち住居、出生地、宗教、職業、社會的地位、收入、財産等によつても測定しなければならぬのである。しかしこの社會的及び經濟的要因は、生物學的要因と結合して、懷妊力を決定的に支配するものである。

しかしこの社會經濟的家族統計は、夫婦の懷妊力並にその結果を取扱ふものではないのであつて、反對に、人間の共同生活の事實上の形態、經濟的意味に於ける家族及びその家族の經濟的行爲、換言すれば世帯並に家政に關する統計であつて、これは生物學的家族の研究に對して補助的役割を演ずるものである。

#### イ、世帯統計

世帯は廣義に於ける家族中に含まれる一形態である事は既に説明した。國勢調査に於て、調査技術上、個人票を適當とする意見もないではないが、一般には孰れの國に於ても世帯票が使用されてゐる。即ち一國の人口は世帯票に基いて調査される事になつてゐる。しかし國勢調査に於て、一般に、世帯票が使用されてゐるのは、調査技術上の便宜に基くものであつて、未だ必らずしも理論上の要求に基いてゐるものであると言ふ事は出来ない。何故ならば人口統計は本質的には尙ほ個人的原子的原則に基き、人口を個々の個人の無結晶なる總量として取扱ひ、人口の社會集團的性質を殆んど問題に仕なかつた爲めに、世帯票によつて得たる結果を再び個々の個人に分解し、人口の集團的表章(世帯又は家族)を輕視する傾向があつたのである。然るに今日、世帯その者に關する統計調査が重要視せられるやうになつて來たのである。何故ならば人間の生活は、個人的、原子的なる無結晶の集團としてではなく、世帯と言ふ一つの經濟的集團によつて行はれてゐるからである。

世帯統計は、國勢調査に世帯票を使用する事によつて、之を作製する事が出来る。そして世帯票を所用すれば、世帯統計の爲めに、別に調査手續を複雑ならしめる必要はないのである。もし個人票を使用する場合には世帯統計の作製上、特殊の手續を必要とするのであるが、この個人票は調査技術上から言つても、便宜でないから、世帯票は、結局、調査技術上から言つても、また世帯統計の作製上から言つても、便宜であり、また必要であると言はなければならない。

世帯は、既に述べた如く、人間の經濟的共同體であるが、調査に當つて、世帯構成の要素を決定するについ

7) Spann, O., Erhebungstechnische Probleme der österreichischen Volkszählung, Stat. Monatschrift 35. Jahrg. 1909. S. 4.



ては、種々なる意見がある。世帯の概念を決定するに當つて、重要な二つの異なる立場は、形式的方法によるものと實質的方法によるものとである。形式的方法では、住居を構へてゐる外部的事實を以て、そこに一世帯ありと看做すものであり、人間の經濟的共同生活の最も普通の外形的形態は住居であるから、住居を以て世帯の標準とする事は適當なる處置であるやうに一應は考へられるのであるが、しかしこれには種々なる困難が伴つてゐる。即ち住居の概念を決定する事が既に困難であるが、假りにオーストリアに於て規定せられた如く、同一の鍵を以て戸閉りの出来る室の總數を住居と規定せる事が正當であるとしても、一つの共同經濟體が二個の住居を使用する場合が有り、更に住居難を訴へつゝある今日の社會に於ては、一住居内に二個以上の共同經濟體が存在する場合も少なくないのであつて、常に必らず一住居に一世帯が存在するとは限つてゐないのである。形式的方法によつて世帯の概念を決定せんとする場合には、右に述べた如き不都合が存在する爲めに、オーストリアでも、一九〇〇年以來、この形式的方法を捨て、實質的方法を採用する事になつたのである。實質的方法は、殆んど全ての國に於て採用されてゐるものであるが、これは住居共同の事實のみに據らないで、尙ほ之に加へて共同家計に屬する事實に基いて、共同經濟體を一世帯として取扱ふものである。我國でも、國勢調査施行令第三條第二項には、「本令に於て世帯と稱するは住居及び家計を共にする者を謂ふ」と規定してゐるのである。しかしこの實質的方法による場合にも、人的範圍に關して種々なる困難が伴ふものである。例へば「一人にして住居を有し家計を立つる者も亦一世帯とす」(同令第三條第三項)と規定する場合、この單身世帯の存在については、別に疑問を生じないが、一住居内に家計を共にせざる多數の共同經濟體が包容せられる場合又

は家計を共にせる一共同經濟體が、多くの住居に分たるゝ場合、「家計を共にするも別に住居を有する者、又は住居を共にするも別に家計を立つる者は、一世帯とす。その一人なる場合亦同じ」(同令第三條第四項)と規定しても、單身の轉借人に關する實際上の取扱ひについては依然として困難が存在するのである。現にかゝる單身者について、ドイツ、フランス、スイス、オーストリア等に於ては、單身世帯を認めてゐないに反して、イギリス、ベルギー等は之に單身世帯を認めてゐる。我國でも、この單身世帯を認めてゐるが、實際の取扱上、かゝる單身の轉借人と、一世帯に従屬すべきものと定められてゐる單身の下宿人、間借人、又は寢間借人とを區別する事の困難なる場合が少なくない、従つてその取扱ひが不齊一に流れる傾向が少なくない。

世帯成立の要素として、家計を共にする者の共同經濟體を、普通世帯と稱し、一住居に家計を共にせざる者の集合せる場合、これを準世帯と稱するのであつて、その集合場所は、寄宿舎、病院、旅店、下宿屋その他であつても差支へないのである。しかし準世帯は、純粹の意味に於ける世帯ではないのであつて、只だ人口を經濟的共同體に従つて分類しなければならぬ場合に、普通世帯にあらざるものゝ經濟的集合態度を知るために、假りに設けられたものに過ぎないのである。従つて家族の經濟的共同體を問題とする場合には、この準世帯は殆んど何等の重要性も有つてゐるものではない。

要するに世帯は家族世帯、單身世帯並に準世帯に區別する事が出来るのであるが、家族統計の立場から言へば、特に問題となるものは家族世帯なのである。

この家族世帯は、世帯構成員の種類に應じて各種の世帯別に分つ事が出来る。即ち(一)世帯主と家族より成

るものを親族世帯、(二)世帯主、家族及び職業使用人より成る世帯、(三)世帯主、家族及び家事使用人より成る世帯、(四)親族世帯と職業使用人及び家事使用人より成る世帯、(五)世帯主及び職業使用人より成る世帯、(六)世帯主及び家事使用人より成る世帯、(七)世帯主、職業使用人及び家事使用人より成る世帯の七種に區別する事が出来る。この異なる世帯構成員より成る各種の家族世帯につき、その大いさを調査するのみならず、之を全國につき、地方別、都鄙別職業別並に社會的地位別に調査する事は世帯統計の研究上、大いに興味あるものである。

かゝる各種の世帯を調査するに當つて、現在人口主義による場合には、世帯數と世帯主數とは一致し難いのである。何故ならば、調査時に世帯主は自己の世帯内に現存してゐるとは限らないからである。例へば我國の大正九年の國勢調査の結果を見れば、親族世帯數は九、二六七、八二五であるに拘らず、世帯主數は八、九八八、四〇五であり、また親族及び職業使用人より成る世帯について見るも、世帯數は六八二、二二二であるに拘らず、世帯主數は六六九、〇三三である。それ故に世帯統計の目的から言つて、世帯數と世帯主數とは合致してゐる事が望ましいのであつて、この爲めには現住人口主義を採用しなければならぬのである。

尙ほ家族統計の立場から言つても、また世帯統計の立場から言つても、「家族」中に他人分子を包含させる事は適當でないであつて、これは更に細分して、世帯主と血族的親族關係にある者及び他人分子に分類する事が望ましいのである。何故ならば斯くする事によつて、家族の分散、分散の範圍、分散の目的、分散の原因等に關する研究に對して、一資料を提供し得る事となるからである。世帯統計は、事實上の世帯構成のみならず

經濟的立場から、本來の家族にどれだけの他人分子が加はり、また本來の家族中、どれだけの者が自己の家族外に出てゐるか、換言すれば本來の家族を中心とする求心力と遠心力との強さを經濟的立場から測定するに役立つ事を一使命としてゐるものである。

世帯の構成種類並に世帯主に對する各構成員の地位に次いで問題になるのは、世帯構成員の體性別、年齢別、配偶關係別、職業別並に社會的地位別の觀察である。更に世帯主の職業別並に社會的地位別による世帯の分類は、經濟的共同體としての世帯の地位を決定するものであつて、經濟的立場より見たる家族の研究上、最も重要にして興味あるものである。勿論、世帯主の職業及び社會的地位別による世帯の構成は、決して社會階級に於ける各個の世帯の現實の狀態と合致するものではないであらう。例へば世帯主が職員と言ふ社會的地位にある者が、世帯主が獨立者と言ふ社會的地位にある者よりも、個人經濟上、却つて裕富なる場合もあるであらう。また世帯主が勞務者と言ふ社會的地位にある者が、世帯主が職員と言ふ社會的地位にある者よりも、個人的經濟上却つて裕富なる場合もあるであらう。しかし國民の社會的構成を研究するに當つて、各人の財産と所得とを正確に調査する事は頗る困難である。従つて各人の經濟的能力又は地位を外見的標準によつて規定する外なかるべく、この爲めに、社會的地位をその標準としたものであつて、實際の個々の場合に、この標準が正確に適合するものとは言へないのである。かゝる問題に對する統計的研究を、既に拙著「職業統計問題研究」中に示したから、こゝでは再論しない。

#### ロ、住居統計

家族統計の範圍に就て

ある意味に於ては世帯統計と住居統計とは合致する。即ち各世帯が一住居を有ち、又逆に各住居には一世帯あるものとすれば、世帯統計と住居統計とは合致するであらう。但し住居統計に於ては居室が前提要件であるが、世帯統計では同一世帯に屬してゐる構成員の共同體が前提要件である。しかしこの兩要件は相互に密接なる關聯あるものであつて、居室を有たざる世帯を考へる事が出来ないと同時に、世帯員なき居室は住居であり得ない。少なくとも住居統計で取扱ふ住居は住居と人との關係を取扱ふものであつて、世帯員なき居室は、建築統計の對象たり得るけれども、住居統計の對象たり得るものでない。世帯統計に於ても住居統計に於ても、居室と世帯員とは共に欠くべからざる要素であり、世帯統計に於ては住居に於ける世帯を問題となし、住居統計に於ては、世帯員のある居室を問題とするのである。

住居の大きい並にその設備は家族生活に決定的影響を與へるものである。不良なる住居状態は家族生活に不良の影響を及ぼし、不良なる家族生活は更に國民生活を不良に陥らしめるものである。住居の種類は、衛生的社會文化的、道德的立場から見て、國民の生活状態並にその發展状態に對して最も重要な關係を有つてゐる。従つて住居問題は第一に人口問題及び文化問題であると言ふ事が出来る。住居状態にして間然する所がなければ健全なる社會發展の根本條件の一つが充たされた譯である。之に反して住居状態の不良は國民的及び文化的發展に對して危険なる影響がある。不良なる住居状態は人間の凡ゆる不幸と罪惡との根元である。即ち高き乳兒死亡率、高き結核死亡率、家族生活の荒廢、酒癖の増加、不道德の發生等は多くの場合、不良なる住居状態と密接なる關係を有つてゐる。故に人は如何なる住居に如何なる方法で生活すべきかは、人口政策上、又家族政策上、重要な題目とならざるを得ないのである。

住居問題は既に古より存在してゐたと言はれてゐるが、しかしこれが廣く一般に社會問題として取扱はれるやうになつたのは、十九世紀以後の事である。それは浮動人口が大都市に集中されたからである。そしてその大多數の人口は借家人であり、借家も亦他の商品と同じく、需要の増加に應じて、供給も増加し得る筈であるが、建築用地は、都市に於ては特に制限せられてゐる爲めに、借家の供給はその需要に伴ひ得ず、従つて借賃は不當に騰貴する傾向を有つてゐる。こゝに於て所得の少なき階級は特に家賃の重壓を受け、小住居に密集せざるを得ざる結果となる。

小住居の密集そのものが既に非衛生的であるが、この小住居に多數の人間が密住する事は、高き死亡率、傳染病流行の危険等を伴ひ、また家賃を節約する爲めに間貸をして、他人分子を加へる事は、往々にして道德的弊害を生ぜしめる事となるのである。

住居統計に於て先づ第一に問題となるのは住居の概念決定である。住居は、一世帯が消費經濟生活のために利用する居所である、従つて營業上使用する建物は住居でない。しかし同一建物内に消費經濟生活のために利用する居室と營業のために利用する室とを併せ存在する場合に、その限界を明確に定める事は頗る困難である。かかる場合には、住居として使用する居室をどの範圍に限るべきかは、申告者の主觀的判斷に委ねるより他はないであらう。次に住居の居室には、居間、客間、書齋、寢室、食堂、臺所、納屋等の種類があり、更に房室と區別の困難なる物干場、仕切部屋等があるが、これ等を凡て住居として調査すべきか否かについても問

8) Fuchs, C. J., Wohnungsfrage und Wohnungswesen. Handw. d. Staatswiss. Ergänzungsband. 4. Aufl. 9. 1099.



題が生ずる。一九一八年の獨乙の住居調査では、住居内の居室は凡て住居者の利用する所のものであると言ふ理由で、これ等の居室を全部調査したのであるが、臺所、納屋等は住居として利用される事はないから、之を除外しなければならないと言ふ意見もある。そして煖房装置のある居室を居室と看做すべしと主張するのである。しかし任意に持ち運びの出来る暖房具を使用する所では、特に我國の如く、煖房具として火鉢を使用する所では、この主張を容易に許容する事は出来ないであらう。それで我國の第二回國勢調査に於ては、住居の室とは「居間、寢室、食室、書齋、客間」等通常起居飲食に用ひられる室にして、二疊敷以上の廣さあるものを謂ひ、椽側、廊下、炊事場、湯殿、便所、倉庫、物置、營業用の室等は之を含まずと規定したのである。

次に住居の大きさは如何にして測定するかが問題となる。この最良の方法は、居室の容積を測定するにあるが、普通、申告者は自己の住居の居室の容積を正確に知つてゐないし、調査員が之を測定するとすれば、多大の経費と努力とを必要とするから、この方法は實用的ではない。そこで、普通居室の数を以て住居の大きさを測定する事になつてゐる。しかし居室は同一の住居内に於ても大小があり、又地方によつて居室の構造に大きな差異があるから、居室の数を以て、住居の大小を示す事は正確でない。しかし、現在では大體この便法によつてゐる。

最後に、住居統計の窮極の目的は、住居の大きさと住居者の數即ち住居の密度を測定するにある。住居政策上又は家族政策上、問題となるのは住居と人との關係であつて、一住居に對する住居者數が適度の割合を保つてゐない場合、こゝに、衛生上、文化上、道德上、種々なる弊害が発生するからである。この住居の密度の算

出には種々なる方法が行はれてゐる。現に使用されてゐる居室の總數と住居者總數との割合も一つの住居密度である。しかしかゝる住居密度は社會全體の平均住居密度であつて、各種の社會階級の住居密度の平均から成り立つてゐるものである。住居政策上、特に問題となるのは社會階級別による住居密度であり、殊に勞働者階級の住居密度である。この住居密度に關聯して、居住者過多が問題となるのであるが、正常的住居狀態については一定の標準がある譯のものではないのであつて、ある者は一室に六人又はそれ以上、二室に十人又はそれ以上を以て住居過多となし、また他の者は一室に二人、二室に四人を正常的住居狀態と見てゐる。

追記 本文は家族統計の範圍を概説するにあつて、個々の問題を評論し得なかつたが、「生物學的家族統計」「世帯統計」並に「住居統計」については拙著「人口統計に於ける諸問題」中にやゝ詳しく論じてあるから、併せ見られん事を希望する。



調査研究第三十九輯

信樂陶業の起源と製品の變遷

彦根高等商業學校調査課

## 信樂陶業の起源と製品の變遷

松 本 雅 男

### 一、序

近時新興科學としての經營經濟學の發達は洋の東西に於て眞に著しいものがあり、その研究もかなり深められて來た。かくて今日では微細な點は別として、斯學も亦經營理論、經營政策、經營史の三體系から成立するといふ點では諸家の見解は略一致してゐる。このうち經營政策は古くから研究され、獨逸經營經濟學者の主流は今日尙この域内に止つてゐるといはれる。が、他面炯眼霸氣な新進經營經濟學者の多くは獨逸に於ても將又日本に於ても經營理論の建設に忙しい。これら先學の努力の結果經營政策、經營理論は國民經濟政策乃至國民經濟學に對して、かなり明確に異つた分野をあたへられ始めたにかゝはらず、經營史に至つては經濟史との異同が未だに明確を欠いてゐる。例へば柴謙太郎氏によれば「普通には經濟史は國民經濟史又は社會經濟史と財政史とに區分せられ、私經濟史は前者に包含せられてゐることになつてゐる。」(註1) 如斯經濟史が國民經濟史に包攝せられ、未だその分野の曖昧なのは色々な原因に基づくであらうが、從來の産業調査が多く經濟史家の手によつて行はれ、經營學專攻者が未だ茲まで進出するに至らず、從て經營史建設の資料が經濟史に關係する範圍内に於てのみとりあげられ、ひいて一般的に經營史資料の貧困が存在したからではなからうか？これは何れ

註1) 柴謙太郎：中世の經濟（岩波講座、日本歴史）P. 8

にしても各種産業の經營學史的考察はその學問自身の獨立のためにも、進んでは經營政策、經營理論發達のた  
 的にも必要である。(註二) この點に鑑み、今回私が鈍才に鞭を信樂陶業史を著すにあたり、努めて經營經濟學  
 め資料の蒐集に努力し、ささやかながら將來工業經營史建設の一礎石たらしめんことを期した。

だが總してかかる歴史的的研究から價值ある決論を抽出するためには第一にこの種研究を許すほどの豊富に資  
 料が存在すること、第二にその資料を整理するために正しき方法を採用することの二條件を必要とする。然る  
 に第一の條件については、遺憾ながら筆者の手許にある資料は頗る貧弱である。かかる資料の貧困は筆者自身の努  
 力の不充分、短日月の調査に基くは勿論であるが、(一)最近まで信樂陶業が農家の副業として經營せられその配給が永く商人を  
 通ずる間接販賣があつたために、焼屋に於て記録の必要がなかつたこと。(二)記帳を必要とする産地商人のうち、當時有力であ  
 ったものの多くが没落してゐること。(三)産地商人は更に媒介機關を通じて販賣し、古くは多く荷物引渡次第現金拂きされてゐた  
 ために証據書類を永く保存する必要がなかつたことなどに起因する。何れにしても、手許にある資料は頗る貧弱であ  
 るにかゝはらず、妄に大膽な推斷を下した處も尠くない。從て識者の失笑を買ふ點も多いであらうが、將來一  
 層資料の蒐集に努力し、他日の修正を期したい。

第二に資料整理の方法は資料そのものが乏しいだけに一層重要な條件である。これに鑑みその研究方法につ  
 いては、かなり慎重な態度をとつた積りであるが、經濟史について全くの門外漢である若輩の悲しさ、その理  
 解の仕方に誤謬も多いことであらう。この訂正も亦斯學先輩の好意ある御示教により後日を期したいと思ふ。

## 二、信樂陶業の起源

茲に信樂陶業とは所謂信樂郷一帶に位置する陶業の謂である。信樂郷は山城、近江、伊賀、三國に接し、四  
 面山に圍まれた盆地にして、昔は十八村に分れてゐたが。現在では雲井村、信樂町、朝宮村、小原村、多羅尾  
 村の五町村からなりたつてゐる。(註三)

この地方に何時の時代に陶業が発生したかが本節の課題である。すべて事の始は曖昧と茫漠のとばりにかく  
 れ勝である。信樂陶業の起源も亦その例外ではない。

(一)通説によれば今を距る六五三年前後宇多天皇弘安四年(一、九四一年)に創ると傳へられてゐる。(註四)だ  
 がこれに對しその起源を一層古き時代に求めんとする説もある。

(二)(1)、日本書記の垂仁記に「新羅王天日槍、入近江吾各邑暫居、是以近江國鏡谷陶人則天日槍從人也」とある。茲に  
 鏡谷とは嚴密に一つの谷を意味するのではなく、恐らく甲賀一圓を指したものであらう。長野の窯谷も鏡谷で  
 あつて天日槍の從者が陶法を傳授した處の一部であるといふ説がある。これに對し近江陶業の研究家として有名な北  
 村壽四郎氏は蒲生郡鏡山村の穴窯所在地を以て日本書記に所謂鏡谷であると述べてゐる。尤も氏も亦先づ茲に發祥した陶業が幾  
 許もなく近邊へ傳授されたことを認めてゐる。問題解決の鍵は鏡山村と信樂郷との場所的隔りが當時の交通状態からみて、しか  
 く簡単に陶法の傳説を許したか否かにある。だが元來甲賀郡の開拓が郡の東南から始り、西南、信樂地方へ發展したのであるか  
 ら、傳授説も強ち妄想とのみいひきれないかも知れぬ。

(2)、牧の住人小兵衛が記した文錄二年(二、五五三年)の文書に「人皇第十四代仲哀天皇御時唐壺始めて渡る。其後異  
 國人來りて土造燒を廣むるに唐の土地に似たる所見届けらる。是近江國保良里此地にて壺燒事其始也……」とあるを根

註3) これからの説明の便宜のため、これら町村の左字を列記しておく。  
 雲井村は宮町、勅旨、黃瀬、牧の四字。信樂町は長野、神山、江田、田代、  
 畑の五字。小原村は小川、小川出、西、杵原、中野、杉山の六字。  
 朝宮村は宮尻、上朝宮、下朝宮の三字からなりたつてゐる。

註4) 瀧本誠一、向井鹿松：日本産業資料大系、卷5 P. 336  
 滋賀縣内務部：滋賀縣産業要覽(大正十年) P. 279

註 2) 松井辰之助：中小企業の合理化と自主的協同方策(經濟時報 vol. 2, P. 499)

據として信樂陶業の起源を仲哀帝(八五二年—九二九年)の頃にまで遡らしめんとする説がある。(資料一) 因に保良里の位置について近江輿地志略によれば、「臣接するに勅旨一村其余の村迄も古の都の時は皆保良と云ひしなるべし」とある。(註五)

(3)、天平時代既に信樂に陶業が行はれてゐたとする説がある。この第一の根據は雲井村大字黄瀬の内裡野から發掘される古瓦である。元來この内裡野は天平十四年八月(一、四〇二年)聖武帝の造營し給ふた紫香羅宮の宮跡であり、加ふるにその古瓦が多く白色に變してゐることは火災に逢へることを証し、これは「天平十七年夏地震ひ火災あり」との古書の記述と符合する。これから判斷してその古瓦は紫香羅宮の堂宇に用ひられた瓦であることは疑の餘地がない。然るに縣立窯業試験場長秋月透氏の鑑定によれば、その瓦は信樂の陶土でつくられてゐるといふ。若し然りとすれば當時信樂に於て瓦を焼く設備があつたこととなる。尤も信樂の陶土を信樂以外の土地に運搬し、他郷にて焼成後再び運搬し歸つたことも考へられないでもないが、四面山に圍まれ交通の不便な當時に於てかかる危介な運搬が行はれたと想像するよりも信樂にて焼成したと考へる方が妥當な考へ方であらう。(註六)

第二の根據は東大寺大佛記の「以天平十五年歲次癸未十月十五日於近江國信樂京奉佛佛像云云」の記述である。蓋し佛像を鑄造するには當時の鑄造技術から判斷して、陶器製の埴塙が必要である。然るに巨大な埴塙の運搬は當地の交通施設からみて不可能であるから、これは恐らく信樂郷内で焼成されたのであらう。そしてその場所は土地の古老の言によれば雲井村字牧と傳へられ、事實其處からは多量の金銷が出土する。

以上二個の資料は信樂陶業が既に今を距る約千二百年前に發生したことを証明する。

(4)、約一千年前に信樂に陶業が存在してゐたといふ説がある。その根據は東都の陶工寶山家系譜である。同系譜によれば「本朝陶器造の祖先日慈命和泉國に天降り、陶器を造る。因て其地を陶器莊と號し、其神裔近江、備前に在て専ら陶器

を造り忌部を以て氏と爲す。其後裔江州甲賀郡信樂郷神山里に住し、陶器を造る。是信樂忌部窯の創めなり。仁明天皇第七皇子常康親王、仁壽元年十二月遁世し、山城國愛宕郡雲林亭に住し給ふ。因て雲林院宮と稱す。其御子康仁王又雲林院宮と稱すは江州甲賀郡信樂郷神山里に移り住ませられ、忌部清王を師とし製土器を造らる。其後裔尙陶器を製造し忌部を氏とし、雲林院を家號とす。雲林院要藏康元近江國甲賀郡信樂郷神山里住人遠祖康仁王以來數代陶器製造を業とす云云」とある。康仁王が信樂郷神山里に移住し給ふた年代は明かではないが、御父常康親王は文德天皇の仁壽元年(一五一年)に僧となり清和天皇の貞觀十一年(一、五二九年)に薨し給ふてゐるから、王が神山里に移住し給ふたのは貞觀十一年以降であらう。(註七)尤も系譜には偽作が多いからこれを何處まで信じてよいか疑問であるが、それにしてもこれに類似した傳説があつたことを想像するにはこれで十分である。

(5)、長野陶業は既に一千年以上の昔に發生してゐるといふ説がある。その根據は長野の「窯の谷」と稱する林地に今猶殘つてゐる穴窯である。黒板勝美博士はこの穴窯を約六百年前のものと鑑定したが、窯の研究者として知られる京都の眞清水六兵衛氏は穴窯の形狀其他から大体一千年以上のものと鑑定した相である。(註八)尤も北村壽四郎氏の談によれば、この窯はさほど古くなく、瓦器焼成以後のものであるといふ。

(6)、信樂陶業は今を距る九六六年(安和元年頃)一、六二八年)既に創つてゐたといふ説がある。その根據は最近發見された「安和元戊辰正月月日」の銘ある小茶壺である。北村壽四郎氏によればなるほどこの作品には作者及産地が銘刻されてゐないが、その作風及素地から判斷して信樂焼であることは想像するに難くない。(註九)

私は今や信樂の創業時期を物語る幾個かの資料を紹介した。元より専門史家ならぬ身にはこれらの資料を如何なる程度まで信じてよいが俄に斷定し得ない。詳しくは専門史家の周密な考証に俟つ外はないが、假に大膽な推察を下すことが許されるならば、私見は次の通りである。

元來日本に於ける陶製品は新石器時代の縄紋式土器に始まり、同時代の末期頃(紀元前後)から彌生式土器が現

註7) 北村壽四郎：近江窯業の變遷(稿本 PP. 147—151)

註8) 信樂陶器同業組合、加藤滿助氏談

註9) 北村壽四郎：前掲稿本

尙この茶壺は目下伏見在住の宮脇剛三氏に所藏されてゐると。

註5) 甲賀郡教育會：甲賀郡志 上巻 P. 408

註6) 北村壽四郎氏の調査によれば、蒲生郡北比都佐村大字中山小字大平に瓦窯の遺蹟があつて、同地に今尙東大寺大佛殿と紫香羅宮の瓦を其處で焼いたといふ傳説が残つてゐる相である。

吉川治男・信樂陶業に就て(彦根高商研究部月報昭和4年2月號)



はれてくる。前者は恐らく野天で特別な裝置もなしに焼成され、後者は素朴な穴窯式の簡單な設備で焼成され  
たらしい。(註一〇)そしてこの單純な焼成設備及當時の狹隘な交通状態から判斷して相當の大きさをもつ住民集  
團毎にこれに必要な土器を各自焼成してゐたらしい。従てかゝる陶業の端緒的形態が何時頃信樂郷に於て現れ  
たかは、かかる土器を使用した住民が何時頃から信樂に住居し始めたかにより決定される問題である。然るに甲  
賀郡誌は石器時代の状況は今考察すべき資料を有せずと誌してゐるから、石器時代については茲に何事をも語  
ることが出来ない。すべてその解決は將來の新資料の發見にまたねばならぬ。これに續く古墳時代(其の終期は  
敏達朝時代)については同書は「本郡は西北部より東南部に進みて漸次開發せられたる者の如し」と誌してゐる。(註一一)  
これから判斷すれば郡の西南部に位し、四面山に圍まれた信樂郷の開發は稍遅れたとみてよい。

又同書に天平十四年(一四〇二年)聖武帝紫雲樂宮造營のため「山城國恭仁京よりその東北の道を開きて信樂に通ぜしめ  
られた」とあるから、信樂郷の開發は古墳時代の中葉以降から天平時代までの間に行はれたと推察しうる。そし  
て前述の通り天平十四、五年頃信樂で陶業が行はれたことは確實であると思はれるから、信樂陶業も亦信樂郷  
の開發後幾許ならずして創業されてゐたものと想像することができやう。そして信樂郷の開拓が主と歸化人に  
より行はれたらしいから、信樂陶業の移植も彼等により行はれたものと推察しうる。(註一二)そしてしてその  
創業地は元より明かではないが、前掲諸資料から推察して、神山、勅旨(古名勅使)、牧地方であつたらしい今  
日信樂陶業の中心地である長野の創業時期は明かではないが、前掲篠谷の穴窯遺蹟や工藝資料に「信樂焼は弘安  
年間近江國甲賀郡の長野村に於て始めて製造す……」とある處からみて弘安年代以前であるらしい。

註10) 土屋喬雄：日本經濟史概要 P. 1—2 及 P. 22—23  
註11) 甲賀郡教育會：甲賀郡志 上卷 P. 1  
註12) 菅野和太郎博士：日本商業史 P. 34  
甲賀郡教育會：甲賀郡志 上卷 P. 1  
起原説 1 參照(本書 P301)

今日は既に亡びてしまつたが、高原焼で有名な朝宮陶業の創業時期も明かではない。だが上朝宮の古墳から  
瓦器の蓋が出土したことから判斷して、祝部土器時代に既に同地方で製陶が行はれてゐたのかも知れない。  
黄瀬陶業の創業時期も明かではないが、これに關聯して二つの資料が残つてゐる。即ちその第一の資料は明治  
十七年十一月黄瀬戸長から滋賀縣廳へ差出した雲林院文書である。それによれば元の勢州神戸城主雲村院小監  
飯笹長久入道が伊賀國丸柱村から黄瀬村へ移住し、直ちに同地で茶器道具渡世を始めたらしい。(註一三) その  
第二の資料は雲林院勇吉氏(黄瀬居住)所藏黄瀬村村民の茶樹取上に關する寛永十七年辰二月五日(二、二八四年)  
日付の文書である。これによれば雲林院家はそれより二十二年(即ち慶長七年)に黄瀬村へ移住してゐる。これ  
らの資料から慶長七年(二、二六二年)同地で雲林院小監が茶器道具焼物渡世を始めたものとみてよい。

### 三、製品の變遷

信樂陶業が創業されてから茲に千年餘、この永い歲月の間にそれが生産した製品の種類は當時の社會的經濟  
的状態を背景として幾變遷を重ねて來た。その足跡を素描しておくことがこれからの説明に對する理解を容易  
くするであらう。

一般に事象變遷の敘述は時代の區劃を以て始める。製品變遷の時代區劃をなす基準には色々なものがありう  
るが各時代に主導的位置を占めた製品種類を基準とするのが通説である。茲でもこの慣用的方法に従ひ、信樂  
陶業製品の變遷を(一)原始的製品時代。(二)種壺種浸壺時代。(三)茶壺、茶器時代。(四)茶壺、日用陶器時代  
(五)家具及び裝飾品時代。(六)火鉢時代の六時期に區劃して説明する。

## 第一期、原始的製品時代

信樂陶業の創業が如何なる製品の生産を以て始まるかは元より不明である。資料の證する限りでは天平の頃瓦、埴塼などが焼成されたいが、其外に當時日用品として一般に使用されてゐた祝部土器を焼成してゐたと思ふ。といふのは

(1)、前述した通り信樂莊の開拓された頃、既に住民は生計必需品として土器を用ひ、これを自ら焼成してゐた。現に上朝宮の古墳出に祝部土器に屬する蓋坏があつた。

(2)、信樂では今日尙茶漬茶碗のことを行基茶碗といふ。そして行基とは續日本紀の天平十五年十月の條に所謂「乙酉皇帝御紫香樂宮爲奉造盧舍那佛像始開寺地於是行基法師率弟子等勸誘衆庶」の行基であり、祝部土器を行基焼といふほど製陶に關係深い僧侶である。だから行基は信樂の陶人に祝部土器の焼成を教へたであらう。其後弘安年代種壺、種浸壺の生産を以て著るゝに至るまで信樂で如何なる製品を生産してゐたか資料の關する限り明かではない。だが

(1)、前掲起源に關する第四説は貞觀時代(一、五二九年頃)第六説は安和時代(一、六二八年頃)信樂に陶業の存在したことを證明してゐる。(事實)

(2)、一度建設された窯、一度設備された道具は直ちに使用能力を失ふものではない。(生産條件)

(3)、天平時代同地で焼成されてゐた土器に對する需要が信樂莊の開發されるにつれ、多少とも増加したと思像されるにかゝらず、他郷から移入された傳説が存在しない。(需要條件)

これらの事實及び想像から判斷して天平以降に於ても信樂陶業は次第に衰退に向ひつゝあつたとはいへ、依然繼續したと考へられる。そしてその製品は臨時的には瓦、當時的には日用の土器乃至半陶器であつたと思ふ。といふのは第一に前記埴塼の生産は一時的需要により行はれたにすぎず、其後この種製品に對する需要が繼續したことを證明する資料がない。第二瓦については其後も信樂莊内に時々大寺院が建設されてゐるから、臨時的に需要があり、焼成されたであらう。だが寺院用瓦の需要は一時的には巨額であるにしても、繼續的性質を持たない。といふのは當時一般人の住居建築に於て未だ瓦葺が現はれてゐなかつたからである。(註一四)

前記安和壺の製作された歳の前年に頒布された延喜式によれば近江國は陶器の調貢國となつてゐる。これから判斷して近江國の陶人(信樂をふくむ)は土器、瓷器をも製作してゐたにしても、特に陶器作りに秀でゐたと思はれる。だが平安朝の中央から一般的には内亂のために、特殊的には奈良朝時代に傳來し、平安朝時代に入り漸く製作され始めた新興製品、瓷器の競争をうけたために、信樂の主製品たる陶器生産は手痛い打撃をうけた。(註一五)かくて陶器の衰滅と共に信樂は一時陶業史上から全く姿を消してしまふ。この點を強調して信樂陶業中斷説を主張する人も多い。専門史家ならぬ私はこの説を全然否認するほど大膽ではない。唯茲では(一)前掲安和壺は既に無釉の陶器の域を脱し有釉の瓷器に近いものである。従つて無釉の陶器が衰微してゆく傍ではかそかながら瓷器への生産移行が行はれてゐたと考へられること。(二)土器は儀式用又は生活用として僅かながらにしても永く信樂郷民にとつて必要な品であつたが、これを他地から移入した資料が存在しないことの二事實を擧げるに止める。

註14) 中世初頭まで一般人の住居建築に於ては瓦葺は稀であつた。(紫謙太郎：中世の經濟 P. 26 岩波講座日本歴史の内)

註15) 瀧本誠一、向井鹿松：日本産業資料大系 5卷 P. 321  
名古屋 高等商業學校産業調査室：本邦陶磁器工業調査(其一) P. 3

## 第二期、種壺、種浸壺時代(自鎌倉時代至南北朝時代)

通説によれば、弘安年代に入り長野村で種壺、種浸壺が生産され始めたと言ふ。だがそれ以前でも種壺式の壺が同地方で生産されてゐたことは前掲の安和壺から想像することが出来る。唯この時代に入り、この種製品が生産がさかんになつたにすぎないであらう。勿論かゝる信樂陶業の復興は偶然の所産ではなく、その背後にはこれを生み出す経済的状況の變化が潜んでゐる。詳言すれば平安朝の中頃から都鄙を通じて戦亂相次ぎ、農民は戦禍に苦しみ、耕地の開拓が遅々として進まず、處によつては荒廢した處も尠くなかつた。(註一六) 然るに源頼朝の覇業成り、鎌倉幕府の威權漸く天下を支配するに至るや、地方的な小競合は別として、稍々人心の安定をみるに至つた。これを背景として第一に農業の顯著な發達が起り、第二に商業が長足の發育を遂げた。

當時の農業發達は全國的にみへば、(一)鎌倉幕府の奨励に基く荒蕪地開墾の盛行。(二)治水、用水の整備による耕地の増加、(三)種々な農具の發明に基く耕地の増加。(四)二毛作の開始の諸原因に歸しうる。勿論これら事情のすべてが信樂地方に存在した譯ではないにしても、ある程度までこれに類似した経済状況がこの地方にも成育してゐたであらう。これがために信樂近邊でも農業が發達し、ひいては當然種子の需要が増加し、種子保存の必要がたかめられたと思ふ。然るに當時の農民にとつては種子の貯藏はかなり困難な仕事であり、これには色々苦心したらしい。だが「必要は發明の母なり」の譬の通り、彼等は何時か壺に種子をいれて保存する方法を案出するに至つた。そしてこの期に入り農業が著しく發達し、種子貯藏の必要がたかまると共にその保存容器たる種壺に對する需要も亦激増した。かくて種壺生産盛行の経済的前提が構築された。

だが種壺の販賣範圍が狭い信樂郷内に限定されてゐる限り、その生産の第一基礎はかなり矮小なものである。といふのは第一に信樂郷内の耕地は今日でも餘り多くないのであるから、況んや當時に於てはいふにたらない面積であり、従つて種子貯藏量も餘り大ではなかつたと思はれるし、第二に種壺は一壺備ふれば永年の使用に堪えうるものであるからである。この生産基礎が矮小であれば、その上に立つ生産も亦矮小たざるを得ない。然るにこの期に入り色々な原因から商業取引が順調な發達を遂げたから、種壺の販賣範圍も自ら信樂郷をはるかに出するに至つたであらう。かくて生じた需要の増加は信樂陶業復興に對する経済的基礎の強化に役立つと思はれる。そして一度陶業が操業を始めるや斯業の性質として焼成する毎にかなりの生産があるために勢ひ販賣の擴張を強制した。需要により生じられた生産、生産により強制された販賣。かくて信樂陶業の誕生と誤認されるほどの復興が生れた。だが當時の交通状態から判斷して種壺の販賣範圍は擴大したとはいへ、未だ地方的なるを免れなかつた。加ふるに支配的な生産形式であつたと思はれる。註文生産、生産者自身による直接販賣、農業との密接な結合などが販路の擴大を著しく制限したであらう。かゝる限定的な販路をもつ當時の信樂陶業にとつて旺盛な繼續的發展は期待しうべくもなく、徒に歳月を重ねてゆく外はなかつた。

種壺、種浸壺の主産地が長野であつたことは工藝資料の記述から想像するに難くはないが、郷内の他の陶業地でも同様に生産されたか否かは手許の資料に關する限り明かではない。だが後述の通り茶壺は昔は長野のみならず、黄瀬でも生産されたことが明かであるから、これと殆んど製作技術の類似した種壺類も同様に黄瀬でも焼成されてゐたであらう。



この時代の種壺、種浸壺等を古信樂といひ、その素地が粗雑で砂を含み甚だ堅硬である。そして釉は濁黄色で、その上に透明な淡青釉を斑に施したのが上等である。尙この時代の壺にかなり大型のものゝあつたことが長野の穴窯遺品から推定されてゐる。

### 第三期、茶器、茶壺時代(自足利時代至徳川時代初期)

種壺が製茶業の隆盛につれて茶壺へ轉化する道は技術的にみへば、唯一歩の前進にすぎない。だが技術的に生産が可能でも、經濟的基礎たる需要が現はれない限り、生産は始まらない。然るに鎌倉末期以降徐々にその經濟的基礎が構築されてきた。次にその過程を敘述しよう。

吾が國の茶は延暦二十四年(一、四六五年)僧最澄が唐から茶子をもち歸へり、滋賀郡坂本村に茶園を開いたに創り、其後建久二年(一、八五一年)僧榮西が宋から茶子を得て歸朝し、處々に茶園を開き、弟子明恵は師から茶子をうけて宇治樺尾にこれを栽培した。これ宇治茶の始りである。南北朝時代に入るや、關東地方で茶寄合盛に行はれ、足利尊氏がこれを禁止し行はれるに至つた。これが製茶業發達の經濟的基礎となり、製茶業の發達は茶の保存容器たる茶壺の需要を増加せしむることを通じて、信樂陶業に對し茶壺製作の經濟的基礎を構築した。勿論製茶業の發達は他の陶産地の茶壺に對しても、需要を増加したと思はれるが、次の事情から信樂陶業も恵れた地位を占めてゐたと信ぜられる。次の事情とは(一)信樂茶壺は陶土及燒成法の關係から、石が最の如く堅緻であり、茶を永く貯藏しても濕氣をふくまず、香氣を失はない特徴を持つてゐたこと。(二)信樂が當時製茶の盛んであつた近畿地方特に信

樂茶、宇治茶の産地に近接してゐたことである。

他方茶道の流行は當然茶入、抹茶々碗、水指など茶器の需要を全国的に増加したが、殊に足利幕府の所在地たる京都は文化の中心であつただけに、茲を中心とした地方は茶道も亦最も盛んであり、それだけに茶器の需要も多かつた。然るに信樂はこれらの消費地に最も近く位置した陶産地であつたから、斯業がうけた利益も尠くなかつた。即ち(一)販賣し易かつた。(二)一流茶人の指導により趣向よき茶器を製作することが出来た。例へば後に織田信長の茶道師範となり、當時有名な茶博士であつた武野紹鷗は黒みのある厚作りの信樂茶器を愛用し、自ら趣向をこらし信樂の陶工に燒成せしめた。紹鷗好みの茶器を紹鷗信樂といつたが、彼、有名となればなるほど彼愛好の茶器であるといふことは非常に大きな廣告的作用をなし、人々の購買心をそゝつたと思はれる。かくて信樂陶業が新興製品たる茶壺、茶器類の製作に著しく進出するに至ると共に、その製品重心も自ら種壺類から茶壺、茶器へ移るに至つた。そして工藝資料によれば信樂茶器の濫觴は永正年間(二、一六四年—二、一八〇年)に創ると傳へられてゐる。(註一七)

應仁亂後世は麻の如く亂れたが、諸國間の交通が既に開け、他方農工生産力の發達を基礎として、商業は健實に發展しゆき、京都、堺など當時の都市に有力な商人を發生せしめた。彼等は財寶の藏に滿つるにつれて風雅の道を樂しんだから戰亂の裡にも茶道が衰へず、従つて信樂茶器、茶壺の需要が中絶しなかつた。

其後織田信長、豊臣秀吉の努力によりさしもの戰亂も漸く治まり久し振に平和な時代が來た。平和克復と共に文化の發展著しく、後世安土桃山時代の文化と稱せらるゝほどの盛況を示した。特に秀吉は茶道を愛し、北



野の松原に八百餘の茶席を設け、風流の士を弘く海内に募り、大茶會を催したほどであつた。秀吉かゝる文化政策をとつた所以が何處にあつたにしても、兎に角かゝる方針は茶道の流行、製茶業の發達を通じて信樂陶業に好ましい影響をあたつたことは否定し得ない。この時代及び引續く徳川初期に於ても一流茶人の信樂陶業に對する指導がたへず行はれ、夫々好みの作風を以て一世に知られた。例へば豊臣秀吉の茶道師範千利休（二、一七八年—二、二五一年）は利休信樂を以て、千宗旦（二、二三八—二、三一八年）は宗旦信樂を以て、徳川家光の茶道師範小堀政一（二、二三九年—二、三〇七年）は遠州信樂を以て、野々村仁清（二、二五六年—二、三二〇年）は仁清信樂を以て、本阿彌空中（二、二六一年—二、三四二年）は空中信樂を以て夫々後世に知られた。（資料三）そして信樂茶器がこれら著名な茶人、陶工の愛玩する處となつたことは紹鷗の場合と同様、有力な廣告的役割を果したことはいふまでもない。

徳川時代に入り茶道の流行は稍下火となつたけれども、爲政者の獎勵方針は變らなかつた。即ち勝井鳴涯氏稿本によれば「關ヶ原の一戦に天下の覇權を捕捉した家康は先づ兵馬の間に荒べる兵士の氣風をやはらげ、且つは接對的禮法に慣れしめんがために……茶湯茶會を奨励した。……かくして茶湯と茶事は千代田城の大奥に根を張り日常これを行ふ様になつた。……（註一八）かくて政治的支配者は變つたけれども茶、茶壺器需要の經濟的基礎には何等の變化もなかつた。唯この頃になつて他産地殊に信樂と同系統の陶土に惠まれた伊賀陶業が茶器製作に著るしく進出し、信樂茶器の販路を奪つて行つたことは注目し得る。これは信樂茶器が茶人の後援を失つたからであるといふ意後述の通見もあるが、この外に信樂陶業の中心地たる長野が茶壺製作へ一層進出するに至つたことから生じた

註18) 勝井鳴涯稿本：御茶壺進獻と信樂燒 P. 678 (宇治田原村西尾福三郎氏藏)

生産技術の變化にも基くと思ふ。その原因が何處にあるにしても、この期の終頃から次第に茶壺が茶器に比較して益々有力化した。勿論このことは同地陶業が茶器製作を完全に放棄したことを意味する譯ではなく、大成陶志の著書のみる如く、小堀遠州時代にも茶入、水指等茶器の生産が尠くなく、特に信樂の水指は著名である。かくて鎌倉末期以來流行し始めた茶道が信樂陶業に茶壺茶器等の新製品を發生せしめ、斯業に一新時期を劃せしめた。だが第一にこの時代の主製品とみるべき茶器は趣味品であり、個人的な趣味嗜好に左右されるから、勢ひ生産形式は注文生産ならざるを得なかつたこと。第二に茶道は畢竟一部有閑階級の味ひうる趣味であるからそれに必要な茶器、茶壺の需要には未だ大衆性がなかつたことの二理由から信樂燒の需要範圍は制限されざるを得なかつた。制限された需要、限定された販路、それは信樂陶業の發達をかなり低い段階に止めねばやまなかつた。尤も當時に於ても信樂で日用陶器の燒成されてゐたことを證する資料が残つてゐる。例へば「長祿二年五月十四日云云（二、一一八年）の墨書ある素燒鉢、雲井小學校藏の描鉢等これである。（註一九）だからかゝる日用陶器の製作は未ださほど盛んではなかつたらしい。

次はこれら製品の地域的集積状態をみるに、未だ後世ほど明瞭ではないが、長野、江田、勅旨、黄瀬などでは茶壺、茶器など大小器を併せ製作してゐたのに對し、神山、朝宮、柞原は主として茶器系統の小器を製作してゐたらしい。今日の状態からみて、勅旨、黄瀬の茶壺製作を疑問とする人があるかも知れない。だがこれは勅旨については同地の窯跡から發掘された足駄燒の壺から推察しうるし。（註二〇）黄瀬については、安永六年長野村と黄瀬村百姓との間に起つた新訴訟解決後長野村から出した請書の記事から明かである。（註二一）併

註19) 甲賀郡教育會：甲賀郡志 下卷 P. 1005  
註20) 雲井村、宇田久巳氏藏  
註21) 資料 8 參照

し長野は前時代に引續いて依然壺類製作の中心的地位を確保してゐた。この時代の茶壺に下駄印又は足駄印茶壺といはれるものがある。それが始めて製作された時代は明かではないが、長野窯ヶ谷の穴窯製の壺に足駄印のものがあるから、かなり古い時代から製作されてゐたらしい。足駄印といふのは壺底に足駄の印があるからである。この足駄の印は故意に現はしたのではなく、轆轤台上の脚穴と脚から生じたといはれる。(註二二)

神山は小型の日用陶器の焼成地としてかなり古い歴史をもつ陶業地であるが、この時代に入り茶器の流行するにつれてこの方面に力を注いだらしい。朝宮ではこの頃朝顔茶碗が生産されてゐた。朝顔茶碗といふのは止は潤く且一定の行蔵もあり、下は漸次に窄つて朝顔型をしてゐたからである。そしてその色は白色であつた。

#### 第四期、茶壺、茶入、日用陶器時代(自徳川中期至明治十年代)

徳川時代に入り、信樂陶業は經營學上眞に意義深い變化を遂げた。それは部分的ではあるが、商品生産をなし始めたことである。その詳細は後に經營形態變遷の項に於て改めて説くこととし、茲では唯斯業がかゝる一新時期に進展した背後に製品構成の變化が起つてゐたことを指摘するに止める。

徳川時代に入り、前述の通り茶器の生産が稍々衰へたが、それを上こす茶壺、茶入の需要増加を背景として、斯業は健實な發達の道を辿つた。茶入、茶壺販賣激増の根據は略々次の二原因に歸しうるであらう。

(一)茶が一部上流の嗜好物たる地位を脱して次第に一般大衆により飲用されるに至つたこと。喫茶一般化の根據を經濟的に考ふれば、第一に織田信長、豊臣秀吉、徳川家康三代の繼承的努力により、さしもの大亂もをさまり、農業生産力の増加著しく、これを基礎として一般に富の蓄積が増加した。それは庶民一般の購買力の

註22) 北村壽四郎・前掲稿本 P. 646

増加を通じて喫茶の如きある程度便宜的な性質をもつ需要さへ生起せしめたことであり、第二に茶園の増加、製茶技術の改良は生産高の増加、生産原價の低下を通じて茶の價格を下落せしめたことである。

(二)信樂茶壺が朝廷及徳川幕府の御用品となり、諸大名一般に愛用されたこと。これは直接販路の擴大を意味するは勿論であるが、他方力強く廣告的な働きをも果した。詳言すれば信樂茶壺がかくの如く當時の支配者階級の御用品となつたことにより、一般大衆の間に信樂茶壺の優秀性が廣告され、その需要がたかまつたと想像される。

信樂茶壺が高貴の御用品となつた歴史は寛永九年四月(二、二九二年)徳川二代將軍家光への茶壺献上に始るといふ通説は謬である。既に後陽成帝の御宇(二、二四六年—二、二七一年)から朝廷に對する御茶壺献上が宇治茶師からなされてゐた。その御用茶壺は先づ宇治上林家から當時信樂郷を領した佐々木六角に下命があり、更に佐々木家から長野村に調製を命じたらしい。(資料四)だが佐々木家の滅亡後この御茶壺進獻は一時中絶してしまつた。これが徳川時代に入り再興され、有名な「宇治の御茶詰」となつたのである。御茶詰制度の創められたのは前記寛永九年である。がそれ以前元和三年將軍秀忠が信樂茶壺二本(三尺二寸、五斤入)を注文してゐる。(註二三)如斯信樂茶壺が朝廷及將軍の御用品になつたことにひきつけられて、諸大名も亦好んで信樂茶壺に宇治茶を詰めさせた。尤も献上茶壺と大名用茶壺とは同じ茶壺とはいへ、多少その性質を異にしてゐた。例へば献上茶壺は地土の最も細いのを用ひ上焼であり、大名用茶壺は稍々粗雑な地土を用ひ並焼であつた。その様式は兩者何れも上部に耳四個をつけ、中央以下白色であつた。よつてこれを耳付腰白の壺といふ。一般人用の茶壺にはこ

註23) 茶業組合中央會議所編：日本茶業史 P. 247  
石野里三家文書

の様式が禁ぜられてゐた。普通茶壺には小半斤入から百斤入まで色々の大きさがあり、飾として三個又は四個の耳があり、肩に横線又は波線を刻し、濁黄、淡褐、色の釉薬がかけられてあつた。これらは「諸國之茶店園壺」又者船積之通ひ壺等にて御用壺と者品物雲泥の相違であつた。(資料五)御用茶壺は使用先により異つた所定の寸法をもつてゐた。(資料六)御用茶壺の數量は諸大名用茶壺をふくめて略々八十本乃至百本程度であつたらしい。(資料七)だが御用茶壺の品質検査が頗る嚴重であつた上に當時尙焼成技術が進歩せず、往々焼損が生じたので實際の焼成數量はそれに幾倍かしたものであつた。(註二四)兎に角これらの事情から信樂茶壺の需要が激増し、これに伴つて茶壺と類似した使用目的をもつ茶入の需要も増加した。北村壽四郎氏の推算によれば茶入産額は五千個は下るまいとのことである。長野では茶入を「ヒキダメ」といひ、これには大きさを基準とすれば十匁入、二十匁入、三十匁入があり、様式を基準とすれば肩衝、飯銅、卵の三種がある。

なるほど茶壺、茶入の需要増加が信樂陶業に活氣を呈せしめたことは疑ひ得ないが、それにもまして斯業に資本主義的發展を促したものは日用陶器への新な進出である。といふのは日用陶器は茶壺、茶入以上に大衆的需要性を持ち、それだけ大量生産が可能であるからである。茲に日用陶器とは(一)梅壺、水壺、味噌壺、油壺、御齒黒壺、棺壺、徳利菓子壺、焼酎壺。(二)火鉢、焔炬。(三)皿、行平、土鍋、搦鉢。(三)抹茶茶碗、急須、土瓶、水指。(四)花瓶、花立。(五)土器、油皿、飯立、搦鉢、乗燭。(六)植木鉢。(七)神佛用陶器、香炉である。かかる日用陶器の焼成は徳川末期になるほどその種類及數量に於て増加した。然らば信樂陶業がこの期に入り何故日用陶器の大量生産をなし始めたのか？

(一)技術的にみれば混ぜ焼關係である。窯はこの頃になると漸く登窯となり、五室乃至十二室をもつに至つた。だがその内火廻の最もよいの上三、四間で下になるほど火廻がよくない。従て精巧な品は下の間では焼き難いから上の間で焼く。然るにこの期に入り陶業中心地たる長野が茶壺製作中心に移り、これを上の間で焼成するに至つた。これがために従來上の間で焼成してゐた茶器の焼成を下の間へ移さねばならなかつた。だが精巧風雅な茶器を下の間で焼けば良品をうることで困難であつたから自らその焼成をやめ、その代りに精巧を必要としないのみならず、その頃次第に需要を増加しつゝあつた水壺、梅壺、徳利などの荒壺を茲で焼成するに至つた。如斯茶壺焼成のために荒壺の混ぜ焼を必要としたことはかなり後年のものではあるが安永六年(二、四三七年)の古文書から推察しうる。その關係箇所を引用すれば「壺窯間取り十二間之内御茶は壺御茶持方隨分宜き爲堅焼と申し仕御大切之御茶壺ニ御座候得者上壺間ならでは焼出し不被申候下拾壺まへ諸荒壺申合せ詰合組焼仕候ニ付火勢皆壺間へ能ク籠り候様仕候間御茶壺焼ケ宜出來申候此組焼之儀ハ申合せ荒壺兼而數多拵置拾貳間之窯へ詰込不申候而ハ難焼出シ御座候ニ付銘ニ持寄組焼ニ仕候」とあり。又「五兵衛三次奉申上候通り他村ニ而新窯焼出候而者長の村荒壺細工焼物類少く宇治御用之御壺焼出ししかたく候段差滞ニ相成申候察拾貳間之内上壺間御茶壺とも焼下拾壺間惣大勢を以皆焼仕御茶之持方宜御座候様焼出し候御儀ニ御座候得者他村にて新窯焼出候而は長野村荒壺焼物類相減候ニ付御大切之御壺焼出し急度差支私共甚難澁至極仕候」御事とある。(資料八)

(二)經濟的にみれば、近隣都市殊に京都、大阪が發達したために、日用陶器の需要が増加したと商人による間接販賣が盛んとなつたことである。詳言すれば徳川時代は都市の勃興といふ方面では劃期的な時代であ

註24)「御壺師は大抵20本焼いて20本焼いて2本を選択した。この2本に對し公儀より金一枚(一兩小判)を下附された」(北村壽四郎：前掲稿本 P. 610)



つた。社會的生產力の發達を基礎とし、政治的關係に援助されて幾個かの大きな都市が形成された。そのうち京都は永く皇城の地であり、徳川中期には既に人口五十萬を越え、豪商の數も多かつた。大阪は慶長、元和の兩戰役に一時荒廢したが、其後復興し寛文五年（二、三二五年）には約二十七萬、安永八年（二、四三九年）には人口約四十萬に達し、巨富を積んだ商人が多かつた。そしてこれらの諸都市が膨脹するにつれて住民の需要する日用陶器も激増して來た。如斯場所を接して膨脹する大消費地と熟練した傳來の技術に恵まれた生産地が存在する時、前者の満足と後者の發達をはかる道は兩者を結合しあへなければよい。そしてこの任務を果たしたのは商人である。信樂でもこの日用陶器の需要増加を背景として商人による間接販賣が流行し出した。元よりこれ以前でも部分的には間接販賣が行はれてゐたであらう。だが趣味品たる茶器中心時代には生産者と消費者との個人的接觸を必要としたから、かかる販賣形式は餘りさかんではなかつたであらう。陶工自身の直接販賣に於ては販賣に専念することが出来ない關係上顧客は兎角限定され勝であり、それは自ら販賣量の小規模性を約束した。然るに實用本位の日用陶器にありては個人的な趣味嗜好を餘り顧慮する必要がないために生産者と消費者との間の個人的紐帶がゆるまり、商人の介入を許すに至つた。加ふるに日用品は性質上廉價を必要とすることが大量生産從て又大量販賣を強制した。然るに大量販賣は當時の經營形態の下では販賣を專業とする商人の出現により始めて可能である。

かくて信樂陶業が上述の理由から日用陶器の焼成に進出するに至つたことが間接販賣を流行せしめ、これは又斯業の飛躍的發展の礎石となつた。日用陶器のうち徳利は一合入から石入まである。大抵酒徳利は並白、醬油徳利は

赤褐の袖をかけ商店名をいれる。焼酎瓶は三升入から五升入まであつて、並白に藍の雲流又は堅筋がある。菓子器は「ハシヤギ壺」又は煎餅壺ともいひ、堅牢で濕氣を含みぬから、菓子屋が菓子を乾燥すに用いた。當時硝子壺が一般化してゐなかつたから需要が多かつた。その大きさは五寸から二尺位、様式は淡い鐵釉を薄くかけ、殊更に多くの長石を點在せしめてある。なかには淡綠釉の流れたものもある。梅壺、水壺、味噌壺、油壺、御齒黒壺、棺壺などを赤壺とも云ひ、何れも赤褐釉をかけ、三ツ程濁黄又は黒流がある。尤も濁黄をかけない時代もあつた。大きさは大小色々あり、御齒黒壺が最も小さく、水壺は五合入から一石入位までが普通であつた。（註二五）

尙この頃上朝宮では高原焼が製作されてゐる。信樂郷内で生産される陶器のうち信樂焼以外の名をもつのはこの高原焼のみである。高原焼の起源をきくに、寛政年間（二、四四九年—二、四六〇年）上朝宮の辻本彌市平が京都に行き偶高原焼を求めて歸へり、從來同地で行はれてゐた陶法を一變し、同器を模倣して器物を作つたに始るといふ。最初は製品がかなり粗雑であつたが、幾度となく改良を重ねた末遂に良品を得、これを高原焼として京都、大津へ賣り出して好評を得た。それから後皿、碟子、花瓶、香炉など各種の製品が焼成された。一時は窯元五戸を數ふる程の盛況であつた。辻本彌市平家の製品のうち特に有名なのは朝廷御用の大福茶碗である。同家では毎歲十二月十七日七個宛の大福茶碗を長野村の庄屋、多羅尾家、京都所司代を順次經由して御所へ納めた。これは天皇が正月元旦大福茶をめし給ふ御料品であつた。そして本器は一般人に對しても販賣されたが、希望により注連飾を描いたとのことである。（註二六）

特殊製品としてはこの頃既に硝子埴塙が生産されてゐた。詳言すれば寛永年間（二、二八四年—二、三〇三年）既に硝

註25) 北村壽四郎 前掲稿本 P. 648

註26) 信樂尋常高等小學校：信樂焼の研究稿本 P. 64



子埴塙が生産されたが、始は在來の茶壺を多少改良した程度にすぎなかつた。然るに漸次改良されて元文年間（二、三九六年—二四〇〇年）になつて稍完全なものが出来、其後久しく奥田三右衛門一家の専業であつたが、明治の初年他地に競争品が現はれ亡びた。（註二七）

製品の地域的集積はこの期に入り、前期よりも一層顯著に現れて來た。詳言すれば長野は火鉢、播鉢、紅鉢なども焼成したが、中心は壺類であり、大器物産地として特徴づけられた。これに對し神山は行平、土鍋、急須、茶碗、皿など、勅旨は神佛用陶器、土瓶、食器等、黄瀬は燈明土器、高台、油差徳利、搔立棒子、秉燭、朝宮は高原焼を生産し、大體小器物産地として特徴づけられた。如斯製品の地域的集積を生じた根據は略次の四原因に歸しうる。

（一）長野附近の陶土が大器向であるに對し、朝宮、黄瀬附近の陶土は頗る良質で小器向であつた。これがたゞめ長野では小細工の餘り必要でない大器を生産するものが多く、生産設備もこれに適合する様に裝備したるに反し、朝宮、黄瀬、神山では小器を生産するもの多く、生産設備もこれは適合する様に裝備してゐた。尤もこれは大體の傾向にすぎずして長野も色々な小器を生産してゐるし、勅旨黄瀬でも古くは大型の壺を作つたことがある。（註二八）

（二）上述の事情から長野には壺作りに慣れた職人が多かつたに反し、其他の陶業地では小器作りの職人が多かつた。そして當時陶業は農業と密接に結びついてゐたことと技術の傳授は主として血族的關係を基礎として行はれてゐたことのために、この關係には餘り甚しい變化が起らなかつた。（資料一〇参照）

（三）上述した事情から長野の職人が壺作りに慣れてゐたので、茶壺の需要が増加するや、その主要な需要者である宇治茶師は主として長野の職人にその製作を命じた。今日よりも舊慣、情誼の重んじた當時に於てはこの習慣はその技術の優秀と相俟つて永く變らなかつた。かくて長野は茶壺及これと製作技術を等とする壺類の製作に於て事實上獨占的地位を獲得してしまつた。

（四）安永六年（二、四三七年）黄瀬村百姓清兵衛以下七人の壺焼再興にからみ提起された訴訟の結果、從來長野が事實上持つてゐた壺類の獨占的製造權が法律的にも認められた。この安永六年の壺窯訴訟の詳細は他日發表する資料一〇に譲りたいが、その事件は信樂陶業史のうちでもかなり大きな事件であるから、その荒筋を次に記しておく。

總べて事件は一寸としたことを導火線として勃發するが、その裏をさぐれば一層大きな原因の伏在するを見出すものである。この事件も表面的にみれば世間によくある養父子間の爭議から始つて壺焼の開始、訴訟と發展したものであるが、その根柢に當時（一）長野の壺焼はかなり有利な仕事であつたこと。（二）壺焼を始めるには手慣れた職人を必要としたるにかかはらず、長野以外の村ではかかる職人が乏しかつたこと。（三）從て隣村では壺作職人の獲得、養成を要望してゐたことなどの事情が伏在してゐることが推察される。ともあれ黄瀬での壺焼開始と共に長野は從來維持して來た壺焼獨占の崩壊することを憂へ、直ちに京都奉行所へ新窯差止方を歎願した。

その理由は（一）窯運上を差上げ昔から長野村は壺類を専ら焼成して來たこと。（二）大切な御用茶壺を焼成す

註27) 信樂尋常高等小學校 前掲稿本

註28) 黄瀬、勅旨の壺作りはこの期の始頃には全く又は著しく衰微してしまつてゐたらしい。尤も黄瀬では壺窯運上を収めてゐた記録がある。然るに窯運上は元和八年小堀遠江守の制定に始るから、その頃まだ同地では壺作りをしてゐたと推察しうる。（資料 9）

るには混ぜ品として多くの荒壺が必要であるのに黄瀬で新窯をうち、壺焼を始めれば荒壺に不足し、御用茶壺の焼成に手支を生ずる虞あることの二であつた。當時の京都町奉行赤井越前守は双方聞き糺した處、黄瀬村から同村でも古くから壺焼してゐた証據として壺窯税を地頭へ銀納した受取書を提出したので、長野側の第一の理由が打消されたものと考へ、黄瀬村へ壺窯再興を許可した。だがこれに對し長野村は非常な不満で第二の理由を強調して追訴訟した結果、御茶壺の障りにならぬ様黄瀬村焼出壺と長野村焼出壺は色合を區別すべきこと詳言すれば長野村の焼出す御用茶壺諸大名用茶壺は中央以下が白色なるに對し、黄瀬村の焼出壺は例へば高さ一尺の壺ならば下部は何色でもよいが、上部は四寸内外を是非白く焼立てることとなつて解決した。

かくて黄瀬村も形式上茶壺の製造權をあたへられたけれども、その製造權を制限されたために當時最大の販路であつた宇治へ販賣することが出來ず、ひいて生産に必要な經濟的前提たる販賣可能性を著しく制限されたために遂に大なる發展もなく、その再興の芽は双葉のうちに枯れてしまつた。同様な事情から其後永く長野以外の陶業地は壺作りをせず小器製作中心で進んで行つた。

尤も長野陶工の獲得した壺類獨占製造權は無條件に獲得した、權利ではなく、茶壺の一手販賣權を宇治茶師にあたへる事を條件とした權利であり、特典であつた。従て彼等がこの條件に違背し、拔賣をすると、急に宇治茶師からその特權の取上、即ち他村への茶壺注文を以て脅かされた。そしてこの脅迫があると忽ち長野の陶工は恐縮して村役人連署の詮證文を宇治茶師へ提出し、條件の嚴守を誓ふのが例であつた。例へば文化四年三月(二、四六七年)又弘化四年十月(二、五〇七年)の詮證書これである。

かかる小競合は別として、其後永く長野は壺類の獨占的製造權を確保して來た。然るに明治元年五月商法司の布達した「諸業共勝手ニ取行候事」の布告によりこの獨占製造權は法律上崩壞の危機に直面した。於茲長野村壺焼連中は大いに驚き、同年十月大津縣令役所へ茶壺獨占製造權を奪はれたならば壺渡世の者共は生活にこまることを理由として特權維持を歎願した。同役所ではよく諒解し、直ちに願書を京都役所へ廻附したが、當時明治政府の大方針は特權の廢止にあつたから、かかる歎願の許可される筈もなく、握潰しに逢つた。そこで再び明治二年三月二十六日追願を提出したが固より何等の効もなかつたらしい。(資料一二)かくて約百年の久しきにつ互て維持された長野の壺類獨占製造權も遂に法律的には全く崩壞してしまつた。だが事實上は其後江田が大量製作に進出した以外何等の變化も起らなかつた。これ一片の布告を以てしてはその技術的基礎までも變更し得なかつたからである。かくて長野は法律上の特權の喪失にかかはらず、依然として壺類の獨占的供給地であつた上にかねて束縛されてゐた直賣禁止も前記布告で同時に解消したために宇治茶壺師の搾取から脱するを得、一時的ではあつたがほがらかな數年を持つことが出來た。

#### 第五期、家具及裝飾品時代(明治十年代至歐洲大戰頃)

明治十年代に入り、不完全ながら信樂陶業について官廳統計が現はれて來た。よつてこの期に於ける製品變遷の狀態を説明する前に斯業の歩んで來た過去五十年間の盛衰興亡の跡を産額統計の上から展望しよう。

#### (統計一) 信樂陶業産額一覽表

信樂陶業の起源と製品の變遷

| 年次    | 價額(圓)        | 年次    | 價額(圓)  | 年次    | 價額(圓)  |
|-------|--------------|-------|--------|-------|--------|
| 明治一二年 | (縣)(△) 八四三   | 明治三二年 | 一二四二五  | 大正八年  | 八二六三六  |
| 同 一三年 | (縣)(△) 七三三   | 同 三三年 | 一二一五三  | 同 九年  | 六六九〇五  |
| 同 一四年 | (縣)(△) 一八四〇四 | 同 三四年 | 一二三四一  | 同 一〇年 | 九三六八六  |
| 同 一五年 | (縣)(△) 七四七三  | 同 三八年 | 一〇四六五  | 同 一一年 | 七九四〇五  |
| 同 一九年 | (縣)(○) 二八四四三 | 同 四一年 | 二二七四六  | 同 一二年 | 八七四四三  |
| 同 二〇年 | (縣)(○) 五五八三  | 同 四二年 | 二〇四七五  | 同 一三年 | 八五八二   |
| 同 二一年 | (縣)(○) 四六一九三 | 同 四三年 | 一九六五三  | 同 一四年 | 一〇五九六  |
| 同 二二年 | (縣)(○) 三、九〇〇 | 同 四四年 | 二二七三〇  | 昭和 一年 | 九六七五〇  |
| 同 二三年 | (甲)(○) 一九三四  | 大正 一年 | 二四九五三  | 同 二年  | 八九五四七  |
| 同 二四年 | (甲)(○) 一、九〇一 | 同 二年  | 二四三七一  | 同 三年  | 四八三三〇  |
| 同 二七年 | * 七〇七九       | 同 三年  | 一、九〇六五 | 同 四年  | 八五五三九  |
| 同 二八年 | * 八、四五五      | 同 四年  | 二九八八   | 同 五年  | 六九七七一  |
| 同 二九年 | * 九、五四九      | 同 五年  | 三九八八   | 同 六年  | 七五九三〇  |
| 同 三〇年 | * 一〇、六二八     | 同 六年  | 三九四九三  | 同 七年  | 七五八〇〇  |
| 同 三一年 | * 九、六五五      | 同 七年  | 七五七九   | 同 八年  | 七二、〇〇〇 |
|       | 一〇、八七六       |       |        |       |        |

明治初年については信樂陶業のみの産額統計が存在しない。滋賀縣總産額又は甲賀郡總産額を以て代用した。だが信樂焼の産額は當時から滋賀縣總産額の大部分を占めてゐたと推察しうる根拠があるから、かかる方法は大きな誤解を招く憂はない。その根拠とは、(一)徳川の末年落としてかなりの産額を示してゐた湖東焼はこの頃既に衰へてしまつてゐた。(二)山の上、瀬田に陶業

△印統計は 明治前期財政經濟史料集成 第十九卷 P. 259 に據る。  
\*印統計は 信樂尋常高等小學校編、信樂焼の研究に據る。  
無印統計は 信樂陶器同業組合調査に據る。(但し自明治29年至同33年統計は明治34年信樂陶器同業組合設立認可申請書添附調査書に據り、其外は同組合提出の業務成績書に據る。) 無印統計は小原雲井長野三町村の陶器總産額を示す。  
○印統計は 滋賀縣統計書に據る。  
縣印統計は 滋賀縣の陶器總産額、甲印統計は甲賀郡の陶器總産額を示す。

たが行はれてゐるが、その産額明治二十三年甲賀郡の一九、三二四圓に對し瀬田は三四一圓、山の上は七七二圓、同二十四年甲賀郡の一九、〇二一圓に對し瀬田六三一圓、山の上は八一三圓を示すにすぎない。そして古老の談によればそれ以前も略同様の状態であつたといふ。(三)甲賀郡内には陶業地として信樂以外に件谷がある。だが明治三十二年信樂焼の産額一四、二五二圓に對し、件谷の産額は僅かに二、六五〇圓にすぎない。そして古老の談によればそれ以前も略同様の状態であつたといふ。

この一覽表によれば明治十四年頃までは産額が増加してゐたらしいのに、その歳を轉機として、其後多少の起伏があるにしても、明治二十七年頃に至るまでは大體年々衰微の一路を辿つたことが認められる。殊に明治二十二年頃は一萬圓にもたらぬ慘狀を呈するに至つた。

明治十四年頃までの産額増加は明治政府の不換紙幣濫發に基く通貨價值の下落、從て生じた物價騰貴の影響を大いにうけてゐると思はれるが、他方徳川時代存在してゐた色々な封建的束縛から解放されたために生じた販賣の増加、統計の不備に起因する處も多いであらう。次に明治十五年に始る斯業の衰微は一般的には松方藏相の通貨縮少政策に基く深刻な全國的不況の影響であるが、特殊的には次の諸原因が漸次強化し始めたことに基く。その第一は幕府の廢止と明治四年七月の廢藩により御用茶壺の不要になつたこと、鐵力茶箱の流行に基く茶壺の賣行不振であり、その第二は藥罐の流行に基く土瓶の賣行不振であり、その第三は燈火設備の革命に基く燈火用陶器の賣行不振であり、(註二九)その第四は瀬戸、四日市の神佛用陶器への進出による神佛用陶器の賣行不振であり、その第五は自由解放の風潮に惑され、會所や行司の制度がすたれ、何等の統制もなく、無法な賣價引下競争をなしたために、自ら粗製濫造の弊に陥り、信樂焼の不評を招くに至つたことなどに基く一

註29) 明治5年正月の日要新聞6號に東京府のランプ取扱布告がある。それに近年ランプ流行して毎月に點燈……とある。信樂燈火用陶器の最大販路たる大阪でもその頃から次第にランプの使用がさかになり、この種製品の賣行を不振ならしめたのであらう。石井研堂；増訂明治事物起原 P. 792 參照



般的な賣行不振であつた。その原因の第一は長野陶業に、その第二は神山陶業に、その第三は黄瀬陶業に、その第四は勅旨陶業に、その第五は信樂陶業一般に痛烈な打撃をあたへた。この特殊事情のために日本經濟全體として稍恢復の緒についた明治二十年以降に於ても尙依然信樂陶業は没落の坂を急がねばならなかつた。

かくて一時は全く滅亡しきるかと思はれた信樂陶業に一陽來復の春を惠んだのは明治二十二年に始る交通路の發達であつた。詳言すれば明治二十二年十二月十五日開業の三雲驛を最初とし、深川、佐那具、貴生川の各驛は相次いで開業した。(註三〇)これにより從來川舟で運送されてゐた信樂焼は鐵道便で運送されることとなつた。それは信樂焼の販賣擴大の第一原因となつた。といふのは川舟はなるほど運賃が低廉ではあるが、その運送の範圍が川の流域に限定される。勿論技術的には川舟でも沿海の諸港へ運送しうる筈であるが、裝備の關係から事實上不可能に近い。従て川舟を利用してその川の流域の以外地へ運送するには積替を必要とする。然るに積替には積替費用の外多大の破損を生ずるを常とする。加ふるに川船運送は運送遲延を生じ易いため、その間の利子損失、買手の不便もかなり大きい。これらの缺點は川船運賃の低廉を相殺して尙餘りがあつた。然るに鐵道便は一度貨車に積込めば鐵道沿線である限り、そのまゝ内地のどの都市へも運送することを得、上述した不便の多くをさけることが出來た。第二に鐵道開通を機會に行はれた貴生川道、佐那具道の改修は人肩の代りに荷車、牛馬車の利用を許すに至り、積出運賃を著しく低下せしめた。かゝる運賃の低下は製造原價、附加利益率が同一である限り、賣價の低下を可能ならしめる。賣價の低下は潜在需要までも有效需要の領域へひきこむことにより信樂焼の需要増加を生ぜしめねばやまない。たかめられた需要、それは生産擴張の經濟的基礎

註30) 深川驛は明治23年2月19日、佐那具驛は同30年1月15日、貴生川驛は同33年12月29日に開業した。

の構築である。かくてこの經濟的基礎の強大化するにつれて、信樂陶業は次第に頽勢をもちかへした。

だが産業統計の示す通り、この惠まれた交通便利にかゝはらず尙其後十年を経た明治三十八年に於て甲賀全郡の總産額が明治三十年の信樂焼産額と略々同地位に止るにすぎない。かゝる發展の停滯は何に由來するか。古老の言は區々としてまともでないが、私見によれば、この原因の第一は當時はまだ問屋制工業經營形態華かな時代であり、仲買の焼屋搾取がかなりひどかつたために、製陶業は割合引合はぬ營業であり、生産設備擴張の要求が餘り熾烈でなかつたことであり、(註三一)その第二は既に述べた理由から舊製品がしきりに衰微の坂を急ぎつゝあつたにかゝはらず、これに代るべき新製品の發達が遅々たるものがあつたことである。然らばこの頃新興製品として登場して來た製品は何か？海鼠火鉢、糸取鍋、便器これである。そしてこれらはすべて時勢の波に流れてゆくのものが生存のために搾り出す精魂の結晶に外ならぬ。元來信樂郷は四面山に圍まれ耕田が少く、山は瘠土で開墾の可能性が少いから、農業生産力の發達により失業又は膨脹する人間を養ふ能力は頗る貧弱である。従つて古來當地方の農民は直接間接に陶業から少なからぬ収益補給をうけてゐた。(註三二)然るに今や陶産額が僅か二萬圓たらずまで減少したのであるから、陶業關係者の窮狀は言語に絶するものがあつた。かゝる事情を背景として當時識者は勿論一般の間に新製品創造の要望がたかまり、陶工は何れも窮境打開に苦心した。

これに鑑み信樂の陶工奥田要助氏は陶器製糸取鍋の創製を志し、苦心の末明治七年遂に技術的に成功したが、未だ一般に需要されなかつた。偶明治十一年六月彦根製絲場が創設されたが、茲でもやはり糸取鍋の缺點に悩まねばなら

註31) この點は他日詳しく説明する筈である。

註32) 例へば安永6年酉十月きのせ壺一件追訴願書に「長野村之儀者小高村=而家數多壺職不致候而者相續難相成候=付云々」とある。(甲賀郡志 下巻 P. 1010)



なかつた。於茲時の縣令籠手田安定は陶器製糸取鍋の調製を前記要助氏に命じた。時に明治十七年である。其後要助氏は幾十度の試作、失敗を重ね、翌十八年九月適品の製造に成功して納入した。これより彼創製の糸取鍋の實用價值が一般に知られるに至つたが、尙販賣擴張のためには一層大きな辛酸をなめねばならなかつた。(註三三)とはいつ彼の後繼者達の努力により其後産額十二萬圓、信樂全産額の一割七分を占め、火鉢に次ぐ主要品たる地位を獲得した(昭和四年)もあるに至つた。又當時の名工谷井直方氏(一、八七六年—二、五五二年)も衰へゆく斯業の挽回を企て、茶器、花器に新技術を施すと共に進んでその子利右衛門氏と共に釉藥の研究に没頭し、辰砂を試み、更に支那火鉢の海鼠釉を模範として新工夫をめぐらし遂に青藍の海鼠釉を得、信樂火鉢今日の基礎を築いた。時に明治二十二、三年の頃、信樂が新に交通文化に恵まれ初めた頃であつた。この新釉藥の發明に力を得、長野の人加藤辰之助氏は常滑を視察して歸へり、この新釉藥を用ひて所謂海鼠火鉢を創製した。(註三四)其後上田清兵衛氏、奥田長左衛門氏等これにならふものが次第に増加した。だが三十年臺の始頃に至るまでは海鼠火鉢は未だ試験時代の域を脱せず、當時の主製品は高麗筒火鉢、便器、紅鉢であつたらしい。(註三五)明治三十九年暮頃から始つた日露戦後の好景氣を背景として、信樂陶業も飛躍的な發展を遂げ、其後四十一年の財界反動の影響をうけて、一時逆轉したが、更に四十三年に始まる好況を背景として大正二年の二十四萬圓の産額まで發展してきた。然るに其後大正二、三年の財界不況の影響をうけて大正四年十二萬圓といふ明治三十年代の産額にまで激減した。がこの慘狀も思ひもかけぬ歐洲大戰を契機として前古未曾有の飛躍的發展へ急轉回した。尤も大戰の勃發した大正三年は勿論、越えて四年に於ても上半期は未だ生産縮少を餘儀される窮境であつた。だが下半期に入つて、南況稍々回復の兆があり、五年に入り輸出用藥品容器の注文入を端緒として大戰景氣の時流に乗つた。かくてこの期の終大正六年には約四十萬圓の産額を示すに至つた。(註三六)

次にこの期に於ける詳細な品種別統計は唯一の資料たる陶業組合業務成績書が紛失してゐるために不明である。よつて次の甲賀全郡の品種別統計を以てこれに代用する。

(産向二)

自明治三十八年  
至同 四十四年 甲賀郡品種別陶器産額

| 年次     | 項目     |      | 裝飾品     |      | 家具     |      | 飲食器    |      | 玩具       |      | 其他       |      | 合計 |
|--------|--------|------|---------|------|--------|------|--------|------|----------|------|----------|------|----|
|        | 金額     | 構成率% | 金額      | 構成率% | 金額     | 構成率% | 金額     | 構成率% | 金額       | 構成率% | 金額       | 構成率% |    |
| 明治三十八年 | 六五〇〇   | 六三   | 七九、〇〇〇  | 七五八  | 六〇、〇〇〇 | 五八   | 一、三二五  | 一三五  | 一〇、四六五   |      | 一、一七六、六五 |      |    |
| 同 四一年  | 一〇、一七五 | 四七   | 一〇五、八三五 | 四六五  | 七〇、一六七 | 三〇九  | 四〇、九三五 | 一八〇  | 一、一七六、六五 |      | 一、一七六、六五 |      |    |
| 同 四二年  | 一〇、六三五 | 五三   | 一四二、四四五 | 六六六  | 四八、七三三 | 二二四  | 四七、一八  | 二二   | 一、〇四、〇五  |      | 一、〇四、〇五  |      |    |
| 同 四三年  | 九、五〇〇  | 五三   | 一四九、九九五 | 八三五  | 一、四〇七  | 七四   | 六、七六〇  | 三六   | 一、七九、六五三 |      | 一、七九、六五三 |      |    |
| 同 四四年  | 八、二八九  | 二四   | 二〇、二二三  | 八五二  | 一、九八三  | 八四   | 七、〇〇〇  | 三〇   | 二、三七、七〇三 |      | 二、三七、七〇三 |      |    |

右表によれば明治末期五ヶ年の製品構成は大體家具、飲食品、裝飾品、其他の順序である。そして家具は大體産額の七割乃至八割五分を占めて當時の主製品であつたことを示してゐる。その具體的内容は明かではないが火鉢、壺、便器がその主なるものであつたらしい。

大正時代に入り、同業組合業務成績書をもつに至るが故に一層詳細な製品構成状態を知ることが出来る。次にこれを掲ぐる。

註36) 信樂陶器同業組合業務成績書に據る。

註33) 甲賀郡志 下卷(P. 1014)に據れば糸取鍋の創製は明治7年といひ、北村壽四郎氏の前掲書に據れば明治17年といふ、記して考證を俟つ。  
註34) 長野の古老、加藤喜一氏奥田元四郎氏談に據る。尤も異説あり。  
註35) 奥田二郎氏談

自大正元年度 信樂陶業品種別生産金額表(一) (信樂陶器同業組合 業務成績書に據る)

| 品目      | 大正元年度  |      | 大正二年度  |      | 大正三年度   |      | 大正四年度  |      | 大正五年度  |      | 大正六年度  |      |
|---------|--------|------|--------|------|---------|------|--------|------|--------|------|--------|------|
|         | 金額     | 構成率  | 金額     | 構成率  | 金額      | 構成率  | 金額     | 構成率  | 金額     | 構成率  | 金額     | 構成率  |
| 火鉢(註三七) | 八、七九九  | 三、四八 | 八、三六六  | 三、四三 | 五、八二三   | 三、四三 | 四、八六七  | 四、〇七 | 五、九七三  | 二、六〇 | 一、八二五  | 四、六三 |
| 鉢類      | 五、一七四  | 二、〇〇 | 五、六四五  | 二、二一 | 三、九四九   | 二、二一 | 八、三三八  | 六、九  | 一、一八四  | 四、九  | 二、九七〇  | 七、五  |
| 土瓶類     | 二、四九一  | 一、〇六 | 二、九三三  | 一、二二 | 二、〇九五   | 一、二二 | 二、〇〇〇  | 一、七三 | 二、五五九  | 一、一一 | 九、七五六  | 二、四七 |
| 花器類     | 六、八六六  | 二、九  | 三、七三三  | 一、五  | 二、六二二   | 一、五  | 一、九八八  | 一、六  | 二、三〇四  | 一、〇  | 二、五五〇  | 六、   |
| 食器類     | 三、八七九  | 一、六  | 一、七六六  | 〇、七  | 一、一六六   | 〇、七  | 二、二七五  | 一、九  | 一、八二四  | 〇、八  | 三、一五〇  | 八、   |
| 壺類      | 二、五三八  | 一、〇八 | 三、〇〇三  | 一、二二 | 二、一〇四   | 一、二二 | 一、七九〇  | 一、四九 | 七、一四八  | 三、〇  | 六、九三三  | 一、七  |
| 便器類     | 三、四五六  | 一、二七 | 二、九三三  | 一、二二 | 二、〇九五   | 一、二二 | 八、六四〇  | 七、三  | 一、四七四  | 〇、六  | 一、七、三五 | 四、   |
| 雜器物     | 五、七二二  | 二、五  | 八、七三三  | 三、六  | 六、一三三   | 三、六  | 一、一四〇  | 九、五  | 四、〇五三  | 一、八七 | 四、一〇三  | 一、〇五 |
| 耐酸器     |        |      |        |      |         |      |        |      |        |      |        |      |
| 耐火煉瓦    |        |      |        |      |         |      |        |      |        |      |        |      |
| 計       | 二、四、九三 |      | 二、四、七五 |      | 一、九〇、六五 |      | 二、九、八八 |      | 三、九、八八 |      | 三、九、八六 |      |

右表に據り大正元年に始まる六年間の製品構成を検するに、この頃既に火鉢は大正五年を除き、三割乃至四割以上を占めて製品の王座を確保してゐる。これにより明治時代火鉢生産の躍進著しきものゝあつたことを推察しうる。だが火鉢生産額は未だ總生産額の過半を占むるに至らず、自大正元年至大正二年の三ヶ年間は鉢類が

註37) 鉢類は水鉢、木鉢、其他を含む。

大正四年は土瓶、壺類が、大正六年は土瓶類が何れも二割内外を占めて火鉢生産額に肉薄してゐる。殊に大正五年は壺類が三割一分の産額を以て第一位を占めた。これにより最近みるが如き火鉢の壓倒的優位は未だ實現されてゐないことを知りうるが、他方この六ヶ年の間にその構成率が三割四分八厘から四割六分二厘へ高まつてゐることはその健實な發展を推察せしむる。信樂火鉢を躍進せしめた原因は元より多種多様であるが、(一)一般的には從來の箱火鉢、鐵火鉢は色々な缺點のために次第にすたれ、陶器製火鉢がこれに代る傾向のあつたこと。(二)特殊的には(イ)信樂火鉢は陶土、焼成法の關係上 競争品たる常滑産及四日市産火鉢に比較して急熱、高熱に耐へる力の強いことが次第に一般需要者に理解されるに至つたこと。(ロ)海鼠火鉢は支那火鉢に類似し、一般人の嗜好に投じたことなどがその重なる原因であつた。

尙火鉢生産の發達と相並んで土瓶と雜器の發展も注目し價する。土瓶生産の發展は汽車土瓶として鐵道關係の需要がふへたからであり、雜器生産の發展は戰時中化學用陶器の注文が殺到したからである。(註三八) 他方鉢類、便器の激減も注目に價するが、これは焼屋が賣行のよい他の製品に力を注いた反動であらう。

次に生産數量の發展を一瞥する。

(統計三) 自大正元年度 信樂陶業品種別生産數量表(一) (信樂陶器同業組合 業務成績書に據る)

| 品目      | 年次 | 大正元年度 | 同二年度  | 同三年度  | 同四年度  | 同五年度    | 同六年度    |
|---------|----|-------|-------|-------|-------|---------|---------|
| 火鉢      |    | 一、五八五 | 一、三八六 | 一、〇九二 | 八、七四〇 | 七、四六二   | 一、八、五七〇 |
| 鉢類(註三八) |    | 七、九五〇 | 八、六七三 | 六、九四三 | 一、三八〇 | 一、四、一〇五 | 一、四、〇三三 |

信樂陶業の起源と製品の變遷

註38) 石野里三氏談によれば大正4年硫酸壺20萬本の注文が一時にはいり、陶業者は狂喜した相である。

信樂陶業の起源と製品の變遷

| 土瓶類    | 花瓶類   | 食器類   | 便器類   | 雜器類   | 耐酸器類  | 耐火煉瓦 | 計      |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|------|--------|
| 四九八三   | 一〇五五〇 | 三、五二六 | 五、二七六 | 五、七六四 | 一、四二四 | —    | 三九、四九九 |
| 五九八三   | 六、七五五 | 一、九一〇 | 五、四六七 | 五、八六五 | 一、五八七 | —    | 四四、一〇三 |
| 四七、八八九 | 五、四八八 | 一、六四四 | 四、三三〇 | 四、七九三 | 一、七〇〇 | —    | 三九、二六三 |
| 四、二〇〇  | 三、四九〇 | 二、五二八 | 三、五八〇 | 一、九二〇 | 三、三八〇 | —    | 三、七六八  |
| 四、六六〇  | 三、八四〇 | 一、三二〇 | 六、七九〇 | 三、三六〇 | 四、七八三 | —    | 二、五八二  |
| 九、五八四  | 三、一五〇 | 一、一六五 | 二、一〇五 | 二、一〇五 | 二、一〇五 | —    | 四〇、四四二 |

三四

生産數量については品種別の構成比率をみることは餘り意義がない。茲では發展傾向を検することが大切である。大正元年と同六年を比較するにこの間生産數量が増加した品種は火鉢、土瓶、雜器物のみで、其他は何れも減少してゐる。だが前者の増加が後者の減少よりも多かつたために、總額に於て僅かではあるが増加してゐることを生産價額についてみるに、品種別には生産數量と略々同様の動きを示してゐるが、總額に於ては約七割の激増である。これによりこの期間に於ける單位當原價の暴騰を推察しうる。(註三九)

第六期、火鉢時代(自大正七年至現在)

吾々は先づこの期に於ける斯業の一般的狀態を一瞥する。(前掲統計一参照)

この期の筆頭大正七年は引續く戰時景氣の影響をうけて、産額七十萬圓臺を突破する未曾有の好況を呈し、

註39) この點については他日詳論する豫定である。

其後也大正十四年の百萬圓臺突破に至るまでは多少の起伏があつたにしても、大體順調な發展を遂げた。然るに其後深刻な不景氣の激化するにつれて、次第に産額を減じ、昭和三年は金融難のため遂に約四十萬圓にまで激減するに至つた。だが一度整備された生産設備は廢棄を許さず、業者の決死的努力と相俟つて、其後稍々恢復し、昭和八年信樂鐵道の開通と共に大いに將來の發展を期待さるゝに至つた。

次にこの期に於ける品種別産額の發展傾向を一瞥するために次の二表を掲ぐる。

(統計四)

自大正七年 信樂陶業品種別生産金額表(一)  
至大正十一年 信樂陶業品種別生産金額表(二)  
(信樂陶器同業組合 業務成績書に據る)

| 品目   | 年次    | 金額    | 構成率  | 金額    | 構成率  | 金額    | 構成率  | 金額    | 構成率  | 金額    | 構成率  |
|------|-------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|
| 火鉢類  | 大正七年度 | 三、〇五八 | 五、一七 | 四、〇七六 | 五、四七 | 三、二四〇 | 五、二六 | 五、三六四 | 五、八〇 | 四、八六〇 | 六、一〇 |
| 土瓶類  | 大正七年度 | 四、七六一 | 六、四  | 四、九五〇 | 六、一  | 三、七二〇 | 五、六  | 七、二八〇 | 七、七  | 五、七〇〇 | 七、三  |
| 花瓶類  | 大正七年度 | 一、三二〇 | 一、八  | 一、〇三六 | 一、一  | 九、六六〇 | 一、四  | 八、七四〇 | 九、六  | 三、三六〇 | 四、一  |
| 食器類  | 大正七年度 | 五、五五三 | 八    | 九、四五二 | 一一   | 三、九七五 | 六    | 二、九三四 | 三    | 二、一五〇 | 三    |
| 便器類  | 大正七年度 | 四、一七三 | 六    | 七、四九七 | 九    | 三、〇〇〇 | 四    | 二、八三九 | 三    | 二、五六五 | 三    |
| 雜器物類 | 大正七年度 | 四、四九六 | 六、四  | 五、八九〇 | 七、一  | 三、九四〇 | 五、八  | 七、〇二〇 | 七、六  | 五、一〇〇 | 六、四  |
| 耐酸器類 | 大正七年度 | 二、七四〇 | 三、七  | 五、〇〇〇 | 六、一  | 三、〇〇〇 | 三、三  | 六、四〇〇 | 六、九  | 五、一八〇 | 六、六  |
| 耐火煉瓦 | 大正七年度 | 六、八五九 | 九、五  | 六、八五〇 | 八、三  | 七、三六〇 | 一一   | 二、九七〇 | 三、三  | 二、五五〇 | 三、二  |
| 計    | 大正七年度 | 一、七二〇 | 二、四  | —     | —    | —     | —    | —     | —    | —     | —    |

信樂陶業の起源と製品の變遷

三五

信樂陶業の起源と製品の變遷

三六

| 品目      | 大正十二年度 |     | 大正十三年度 |     | 大正十四年度 |     | 大正十五年度 |     | 昭和二年度  |     |
|---------|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|
|         | 金額     | 構成率 | 金額     | 構成率 | 金額     | 構成率 | 金額     | 構成率 | 金額     | 構成率 |
| 耐火煉瓦    | 一六八    | 二   | 一、一九三  | 一   | 一〇、八〇〇 | 一六  | 五九、三六五 | 一   | 八五、〇〇〇 | 一〇七 |
| 耐酸器及インキ | 七、五七九  | 一   | 八、二五八  | 一四  | 六、九七五  | 一六  | 九、二八八  | 一四  | 七、九〇五  | 一〇七 |
| 計       | 八、七四七  | 一〇〇 | 九、四五一  | 一〇〇 | 一七、八七五 | 一〇〇 | 六八、六五三 | 一〇〇 | 九二、九〇五 | 一〇〇 |

(統計五)

自大正十二年度至昭和二年度信樂陶業品種別生産金額表(二)  
(信樂陶器同業組合業務成績書に據る)

| 品目   | 大正十二年度 |     | 大正十三年度 |     | 大正十四年度 |     | 大正十五年度 |     | 昭和二年度  |     |
|------|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|
|      | 金額     | 構成率 | 金額     | 構成率 | 金額     | 構成率 | 金額     | 構成率 | 金額     | 構成率 |
| 耐火煉瓦 | 六、八六六  | 七六  | 六、八八三  | 七六  | 七、〇二六  | 七六  | 七、五五七  | 七六  | 六、八二五  | 七六  |
| 鉢    | 五、〇〇〇  | 六〇  | 四、九〇〇  | 五三  | 六、四七四  | 六二  | 七、一六〇  | 七二  | 五、三九〇  | 五九  |
| 壺    | 三、八〇〇  | 四五  | 一、五〇〇  | 一七  | 一、四四四  | 一三  | 一、一六五  | 一三  | 五、〇一〇  | 五八  |
| 便器   | 四、九二〇  | 五九  | 四、三六〇  | 五〇  | 五、〇〇〇  | 四八  | 五、二一五  | 五三  | 四、一五五  | 四六  |
| 土瓶   | 一、六九〇  | 二二  | 四、八〇〇  | 五   | 四、七二〇  | 五   | 三、六〇〇  | 四   | 三、四〇〇  | 四   |
| 食器   | 一、五〇〇  | 二   | 一、六五〇  | 二   | 一、三六六  | 一   | 一、五〇〇  | 二   | 一、五八八  | 二   |
| 花器   | 一、三〇〇  | 一   | 一、九二二  | 二   | 二、一七一  | 二   | 二、四〇〇  | 二   | 二、四四四  | 二   |
| 雜器   | 三、三〇〇  | 四   | 一、九二二  | 二   | 一、四四五  | 一   | 一、二五〇  | 一   | 五、六二五  | 六   |
| 耐酸器  | 二、五〇〇  | 三   | 一、二二六  | 一   | 一、〇三〇  | 一   | 一、一三〇  | 一   | 九、八七〇  | 一〇  |
| 計    | 八、七四七  | 一〇〇 | 九、四五一  | 一〇〇 | 一七、八七五 | 一〇〇 | 六八、六五三 | 一〇〇 | 九二、九〇五 | 一〇〇 |

(統計六)

自昭和三年度至昭和八年度信樂陶業品種別生産金額表(四)  
(信樂陶器同業組合業務成績書に據る)

| 品目     | 昭和三年度 |     | 昭和四年度 |     | 昭和五年度 |     | 昭和六年度 |     | 昭和七年度  |     | 昭和八年度  |     |
|--------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|--------|-----|--------|-----|
|        | 金額    | 構成率 | 金額    | 構成率 | 金額    | 構成率 | 金額    | 構成率 | 金額     | 構成率 | 金額     | 構成率 |
| 耐火煉瓦   | 七、四一五 | 七三  | 五、八九五 | 七〇  | 四、九〇〇 | 七〇  | 五、三九〇 | 七三  | 五、〇四〇  | 六七  | 五、三二〇  | 六九  |
| 鉢      | 六、〇〇〇 | 六二  | 四、八八八 | 六〇  | 四、三〇〇 | 六二  | 六、七五〇 | 八八  | 一〇、〇〇〇 | 一三五 | 一〇、〇〇〇 | 一三〇 |
| 壺      | 七、二一〇 | 八   | 六、五五七 | 八   | 四、七五〇 | 七   | 五、五〇〇 | 八   | 六、〇〇〇  | 八   | 一〇、四〇〇 | 一四  |
| 便器     | 四、三六〇 | 四四  | 三、七二九 | 五九  | 三、一〇〇 | 四六  | 三、三六〇 | 五   | 五、〇〇〇  | 七四  | 五、四〇〇  | 七五  |
| 土瓶     | 四、四〇〇 | 四   | 三、五六四 | 四   | 二、〇〇〇 | 三   | 二、〇〇〇 | 三   | 四、〇〇〇  | 五   | 一〇、〇〇〇 | 一四  |
| 食器     | 一、〇八〇 | 一   | 八、九一  | 一   | 二、〇〇〇 | 三   | 二、〇〇〇 | 三   | 六、〇〇〇  | 八   | 七、〇〇〇  | 九   |
| 花器     | 二、三三〇 | 二   | 二、四六六 | 三   | 四、一八〇 | 六   | 三、八五〇 | 五   | 四、〇〇〇  | 五   | 六、五〇〇  | 九   |
| 雜品     | 一、五四〇 | 二   | 一、七二七 | 二   | 三、六七五 | 六   | 四、〇〇〇 | 六   | 六、〇〇〇  | 八   | 七、〇〇〇  | 九   |
| 耐酸器    | 九、二〇〇 | 一〇  | 七、八八九 | 九   | 六、四二二 | 九   | 六、六〇〇 | 九   | 七、五〇〇  | 一〇  | 二、五〇〇  | 三   |
| 系取鍋    | 一、三二五 | 一四  | 二、八七五 | 一六  | 一、〇二九 | 一六  | 七、五〇〇 | 一〇  | 五、〇〇〇  | 六   | 四、〇〇〇  | 五   |
| 湯婆     | 五、六二五 | 六   | 四、七二六 | 六   | 一、四〇〇 | 二   | 一、〇〇〇 | 一   | 一、〇〇〇  | 一   | 一、〇〇〇  | 一   |
| 電熱器    | 六、八〇  | 一   | 一、七五〇 | 二   | 二、四〇〇 | 三   | 三、〇〇〇 | 四   | 二、〇〇〇  | 三   | 五〇〇    | 一   |
| 電氣スタンド | 一     | 一   | 八〇〇   | 一   | 二、五〇〇 | 三   | 三、〇〇〇 | 四   | 二、〇〇〇  | 三   | 五〇〇    | 一   |
| 耐火煉瓦   | 九、七九〇 | 一〇〇 | 八、二五二 | 一〇〇 | 六、九七五 | 一〇〇 | 七、一五九 | 一〇〇 | 七、四八〇  | 一〇〇 | 七、五二〇  | 一〇〇 |

信樂陶業の起源と製品の變遷

三七



信樂陶業の起源と製品の變遷

(統計七) 自大正七年度至大正十一年度信樂陶業品種別生産數量表(二) (信樂陶器同業組合業務成績書に據る)

| 品目       | 年次 | 大正七年度  | 大正八年度  | 大正九年度  | 大正十年度  | 大正十一年度 |
|----------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 火鉢       | 鉢  | 二二,四一〇 | 三三,〇九〇 | 一八,五五〇 | 二〇,六四〇 | 二二,〇〇〇 |
| 土瓶       | 瓶  | 二七,七五七 | 二七,〇〇〇 | 三三,〇〇〇 | 三三,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 |
| 花器       | 器  | 二二,六八〇 | 六八,五四〇 | 六八,〇〇〇 | 五七,一〇〇 | 二二,〇〇〇 |
| 食器       | 類  | 三,四七〇  | 五,五八〇  | 二,五五〇  | 一七,一〇〇 | 一七,〇〇〇 |
| 便器       | 類  | 二,七三二  | 四,四一〇  | 二,〇〇〇  | 一七,一〇〇 | 一七,〇〇〇 |
| 壺        | 類  | 五,六二〇  | 五,八九〇  | 四,八〇〇  | 五,〇一〇  | 一七,一〇〇 |
| 雜器       | 器  | 二,七四〇  | 二八,〇〇〇 | 三三,〇〇〇 | 三三,〇〇〇 | 三三,〇〇〇 |
| 耐酸器      | 器  | 四,五七六  | 四〇,三〇〇 | 四,六〇〇  | 一七,五五〇 | 一七,〇〇〇 |
| 耐火煉瓦     | 瓦  | 二,五一〇  | 二,〇〇〇  | 二,〇〇〇  | 一七,〇〇〇 | 一七,〇〇〇 |
| 耐酸及インキ容器 | 容  | 四〇,四五  | 二,〇〇〇  | 二,〇〇〇  | 一七,〇〇〇 | 一七,〇〇〇 |
| 計        |    | 四七,〇〇〇 | 四八,六三〇 | 三七,九四〇 | 四〇,一〇〇 | 四二,一〇〇 |

(統計八)

自大正十二年度至昭和二年信樂陶業品種別生産數量表(三) (信樂陶器同業組合業務成績書に據る)

| 品目 | 年次 | 大正十二年度 | 大正十三年度 | 大正十四年度 | 大正十五年度 | 昭和二年   |
|----|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 火鉢 | 鉢  | 二二,〇〇〇 | 三三,〇〇〇 | 三三,〇〇〇 | 三三,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 |

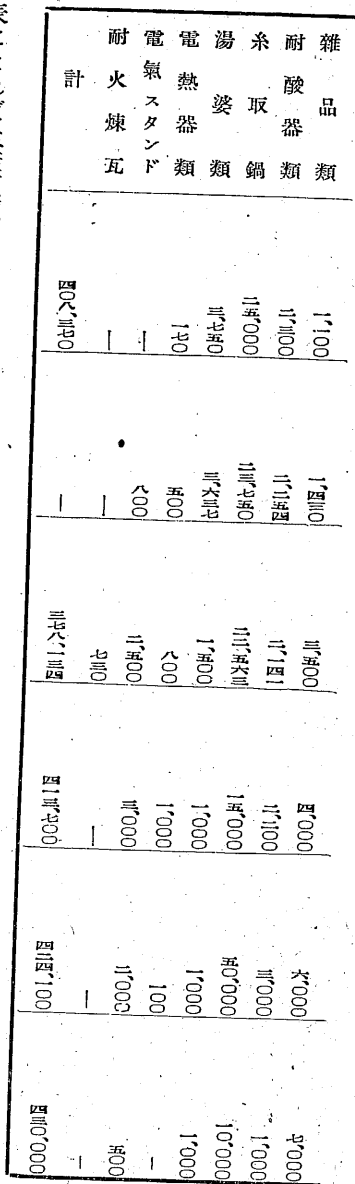
|     |   |        |        |        |        |        |
|-----|---|--------|--------|--------|--------|--------|
| 鉢   | 鉢 | 二二,〇〇〇 | 三三,〇〇〇 | 三三,〇〇〇 | 三三,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 |
| 壺   | 類 | 三三,〇〇〇 | 三三,〇〇〇 | 三三,〇〇〇 | 三三,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 |
| 土瓶  | 瓶 | 三三,〇〇〇 | 三三,〇〇〇 | 三三,〇〇〇 | 三三,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 |
| 食器  | 類 | 三三,〇〇〇 | 三三,〇〇〇 | 三三,〇〇〇 | 三三,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 |
| 花器  | 類 | 三三,〇〇〇 | 三三,〇〇〇 | 三三,〇〇〇 | 三三,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 |
| 雜器  | 器 | 三三,〇〇〇 | 三三,〇〇〇 | 三三,〇〇〇 | 三三,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 |
| 耐酸器 | 器 | 三三,〇〇〇 | 三三,〇〇〇 | 三三,〇〇〇 | 三三,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 |
| 計   |   | 三三,〇〇〇 | 三三,〇〇〇 | 三三,〇〇〇 | 三三,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 |

(統計九) 自昭和三年度至昭和八年度信樂陶業品種別生産數量表(四) (信樂陶器同業組合業務成績書に據る)

| 品目 | 年次 | 昭和三年度  | 昭和四年度  | 昭和五年度  | 昭和六年度  | 昭和七年度  | 昭和八年度  |
|----|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 火鉢 | 鉢  | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 |
| 鉢  | 鉢  | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 |
| 壺  | 類  | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 |
| 便器 | 類  | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 |
| 土瓶 | 瓶  | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 |
| 食器 | 類  | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 |
| 花器 | 類  | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 |
| 計  |    | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 | 二二,〇〇〇 |

信樂陶業の起源と製品の變遷

信樂陶業の起源と製品の變遷



四〇

右表によれば生産價額に於て大正七年度に比較して昭和八年度に増加してゐる主な製品は、火鉢、鉢類、便器であり、減少してゐる主な製品は土瓶、雑品、壺、耐酸器であつた。そして生産數量も略々同様な動きをなしてゐる。製品の内外多少興味ある發展をなしたのは糸取鍋であつた。それは大正八年度耐酸器を含んで約一萬圓、二、七三〇個の産額にすぎなかつたのに、其後健實な發達を遂げ昭和四年價額約十四萬圓、數量約二萬五千個の盛況を示すに至つた。然るに其後次第に衰微して昭和八年度の如きは産額僅か二千五百圓の慘狀である。この原因については多少きく處があつたが未だ私を納得せしむるほど有力な見解ではなかつた。よつてその究明は他日を期することとした。(註四〇)

次に製品構成を考察する。大正七年度を轉機として火鉢の生産價額は總産額の過半を占むるに至り、其後益々その地位をたかめ遂に自大正十二年至昭和六年の九ヶ年間は常に七割以上を占めて完全にその生産覇權を

確立した。其後稍々減少したとはいへ尙七割近くを占めて信樂焼の王座を確保してゐる。これ私がこの時代を火鉢時代となす所である。

火鉢にも種類が多い。これら多くの火鉢種類が夫々占めてゐる地位を検するために次の統計を示そう。

(統計一〇) 大サ別火鉢生産數量表

| 品目   | 昭和七年度 |     | 昭和八年度 |     |
|------|-------|-----|-------|-----|
|      | 數量    | 構成率 | 數量    | 構成率 |
| 四ツ掛  | 一七五   | —   | 四〇〇   | —   |
| 三ツ掛  | 三九七   | 一〇  | 五八〇   | 一三  |
| 二ツ掛  | 一九七〇  | 四九  | 二五八〇  | 五五  |
| 一ツ掛  | 五九六九  | 一四  | 六八二〇  | 一四  |
| 一ツ半掛 | 二三八八  | 二八  | 二八八五  | 二七  |
| 一ツ入  | 二七    | —   | 九     | —   |
| 八五   | 九四七   | 二四  | 一五七〇  | 二四  |
| 七五   | 九四七   | 二四  | 一五七〇  | 二四  |
| 二ツ入  | 四四八   | 一一  | 四七三   | 一〇  |
| 尺椅   | 三九一   | 九   | 三八〇   | 八   |
| 九寸椅子 | 二八八〇  | 七三  | 三三三〇  | 八〇  |
| 八寸椅子 | 二四九三  | 七   | 四三九〇  | 九   |
| 手焙   | 二六三   | 五   | 二八八〇  | 六三  |
| 足焙   | 六五    | —   | —     | —   |
| 合計   | 三九八四五 | —   | 四六七八〇 | —   |

(統計一一) 形態別火鉢生産數量表

| 品目   | 昭和七年度 |     | 昭和八年度 |     |
|------|-------|-----|-------|-----|
|      | 數量    | 構成率 | 數量    | 構成率 |
| 型物   | 一一一〇  | 三〇  | 一五九三  | 三三  |
| 鐵鉢   | 一〇三九  | 二六  | 一九八〇  | 四二  |
| 雪子   | 九〇七   | 二四  | 九四四〇  | 二〇  |
| 椅子   | 三五〇九  | 八   | 四五六〇  | 九   |
| 手焙   | 二二六三  | 五   | 二八八〇  | 六三  |
| 並丸   | 八九五   | 三   | 七九〇   | 一七  |
| 天廣   | 四六九   | 一   | 五四〇   | 一   |
| 鐵砂文樣 | 一四三   | 四   | 三八〇   | 八   |
| 瓶掛   | 二六九   | 六   | 二六〇   | 五   |
| 足焙   | 六五    | —   | —     | —   |
| 合計   | 三九八四五 | —   | 四六七八〇 | —   |

註40) 糸取鍋不振の原因が何れにあるにしても、從來糸取鍋を専門に製作して來た焼屋は今や製品轉換の余儀なきにたちいたり、其處に經營學上興味ある問題を提供してゐる。この點についても他日詳述の機會を持つ筈である。

右表により大ききからいへば、一つ入火鉢が三割近くの構成率を以て信樂火鉢の王座を占め、七五火鉢、二つ入火鉢は何れも一割以上の構成率を以て夫々これにつゞいてゐる。更にこれを形態的にみれば、型作火鉢が三割の構成率を以て首位を占め、鐵鉢、雪九の兩火鉢が何れも二割餘りの構成率を以てこれにつゞいてゐる。茲に注意を要するのは大正九年十一月(註四一)始めて移入された石膏型による火鉢作りが其後約十三年を経た今日全信樂火鉢の王座を占むるに至つた事實であり、この成形方法の變革が今日信樂陶業の各部面に一大革命を遂行しつゝある。火鉢に次ぎ一割以上の構成率をもつ製品としては自大正七年度至大正九年度の三ヶ年間は土瓶類があつたが、其後大正十四年度糸取鍋の現はれるまで一割臺に上るものがなかつた。糸取鍋は其後昭和六年度まで斷へず一割以上の構成率を以て第二位を占めたが、昭和七年度に入りその地位を落し、新に鉢類が一割臺に上つた第二位を占め、昭和八年度もその地位を維持した。要之信樂陶業製品構成に於ける現在の特徴は「火鉢の壓倒的優位」である。然るに火鉢は周知の如く主として冬期に使用される商品であるから、産地蒐集商人に對する消費地分配商人の買付は早くとも八月頃に始まり十二月末を以て終了するを例とする。従つて一月以降に生産された火鉢は少くとも八月まで貯藏せねばならぬ。だから吾々は現在の信樂陶業を製品的には季節品工業型として規定することが出来る。これ正に私が斯業にあたへる第一の經營學的規定である。信樂陶業が、その主要なもの、二三を摘記すれば(一)一月以降八月に至る約七ヶ月間製品貯藏をなすに必要な金融の困難、(二)閑散期に於ける思惑生産の危険。(三)繁忙期と閑散期との間に存する操業不平均に基く困難などである。そしてこれら諸困難の克服こそ現在の信樂陶業に課せられた緊急問題なのである。私見によればこの克服は二つの方向に於て部分的にしる、實行されて來たし、又正に實行され様としてゐる。その第一は火鉢生産への偏向を既にあたへられた前提としての克服策であり、その第二は火鉢生産への偏向そのもの、部分的匡正である。現在前者の線に沿ふ克服策としては(一)固定原價の可及的減少。(二)閑散期金融の圓滑化がある。

先づ固定原價の可及的減少策から説明する。元來固定原價は操業度の變化により左右され難い原價である。だからこれを月々實際に生産された製品に負擔せしむるとしたら繁忙期で生産數量の増加してゐる時には單位當固定原價が低下するが、閑散期で生産數量の減少してゐる時には單位當固定原價がたかまり、従つて總原價も自らたかまつてくる。そして總原價中に占むる固定原價の割合が多ければ多いほど繁忙、閑散兩期の原價差額が大きくなる。今この關係を明かにするため次の例示を掲げやう。

ある企業の生産設備に最も適當な操業度は月産二千個その固定原價は年額一萬二千圓(月額千圓)、比例原價は一個に付一圓と假定する。然らばその現實原價は次の通りである。

| 月次  | 生産數量  | 固定原價  | 比例原價  | 總原價   | 單位原價  |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一月  | 100   | 1,000 | 100   | 1,100 | 11.00 |
| 八月  | 400   | 1,000 | 400   | 1,400 | 3.50  |
| 十一月 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 3,000 | 3.00  |

註41) 石野里三氏は信樂に於て火鉢作りに石膏型による成形方法を採用した最初の人である。

右例示によれば十一月、最適操業時の單位原價は一圓五十錢なるに一月閑散期の單位原價は十一圓にして、その間九圓五十錢の開きがある。そして固定原價が増加すればするほど兩者の差は益々大きくなる。だが一月以降閑散期に生産された火鉢も、八月以降繁忙期に生産された火鉢も賣却の際には略々同一に取扱はれる。又かく取扱はなければ一月の製品は賣れ残ることは必定である。従つてかゝる場合、賣價決定基礎としてとりうる原價は現實原價ではなくして次の方法により計算された正常原價である。

但しこの計算では正常年産額を八千個と假定してゐる。従つてその單位當固定原價は次の計算式により一圓五十錢である。 $\yen12,000 \div 8000 = \yen1.50$

よつてその正常原價計算法は次の通り。

| 月次  | 生産數量   | 固定原價負擔分 | 比例原價   | 總原價    | 單位原價 |
|-----|--------|---------|--------|--------|------|
| 一月  | 100個   | 150円    | 100円   | 250円   | 250円 |
| 八月  | 500個   | 750円    | 500円   | 1250円  | 250円 |
| 十一月 | 11000個 | 16500円  | 11000円 | 27500円 | 250円 |

上例から(イ)かかる企業が賣價決定基礎としてとりうる原價二圓五十錢は、最適操業時の原價一圓五十錢を遙かに越えてゐること。(ロ)兩者の距離は他の條件が同一ならば固定原價の高低に應じて増減することの二個の事實がわかる。前者の理由は繁忙期に生産される製品が閑散期に發生した固定原價の一部を負担するからであり、後者の理由は固定原價が高まれば高まるほど閑散期に發生した固定原價の負担部分が增加するからである。

る。

かかる理由から操業度の高低著しい工業ではなるべく固定原價を高めまいと努力する。信樂陶業も火鉢生産への偏向を許容する限り、操業度に著しい高低が生ずるから、理論上同様の努力をなすのは自明である。從來官廳筋の熱心な勸説にかかはらず信樂陶業者が機械的生産への轉向を忌避して、手工的生産へ強い愛着を示して來たのは無意識的にしろ、茲に一因を認めねばならぬ。勿論如何に固定原價をたかめるにしても、その手段がもたらす經濟性増進の利益がその不利益を償つて餘りあるならば、固定原價の増加も敢て辭すべきでないことはいふまでもない。そして信樂陶業に於ける作業機械化、從て生ずる原價固定化の利害、他日述べる機會があるから、これ以上深入しない。唯茲でいへんとする處は信樂陶業は季節的工業の常として原價の固定化を忌避する傾向あることを指摘するにすぎない。

次に論題を閑散期金融の圓滑化に移す。假令火鉢生産に偏向するにしてもその間の製品貯藏が容易ならば、上半期は生産を手控する必要がないから、操業度に不平均が生じない。火鉢はその性質上長期間保管するも多少の破損は別として、腐敗の虞なく、又屋外に保管するも多少の盜難は別として性質に大した被害をあたへない。從て性質上からみれば火鉢の保管には大なる困難がない。唯問題はその間資本が睡眠することから生ずる困難である。この困難は信樂陶業の如く小規模、薄資の生産者が大部分を占むる場合には特に甚しい。この困難を開する道はこの睡眠せる製品を擔保とする金融の疎通である。この點については今日既に部分的には多少打開の道が講ぜられてゐるが、未だその方法は不完全で改革の餘地が多い。何れにしても火鉢生産への偏向を許す



限り、閑散期金融の問題は是非解決を要する緊急且重要な問題である。今日當業者がこの金融問題解決に非常な熱意を示してゐるのは茲に深い經營學的根據を持つてゐる。(註四二)

第二火鉢生産への偏向そのものの部分的匡正方策は火鉢生産の閑散期にその頃需要ある季節品を生産し、以て操業度を平衡化せんとする方策一般を含む。近時窯業試験所が火鉢生産の閑散期を充填するなめに新製品の考案に努力すると共に、從來生産されてゐた鉢類、便器、花瓶、水盤、榻、投入、食器類の改良發達を圖つてゐるのは、その具體的表現である。これがためのみではあるまいが、最近一月乃至三月は植木鉢の生産に従事するもの漸く多きを加へると共にたえず需要ある便器生産にもかなり力を注ぐに至つた。しかのみならず花器、食器なども從來一・三%にすぎなかつたのが九%と些少ながら増加するに至つた。尤も大器物の焼成に慣れて來た當業者にとつては小器物への全部的變換は生産設備、生産技術の點で色々な困難が存在するために未だその發展は遅々たるものである。だが昭和七年度から縣費補助の下に平地窯が築造され始めたことと、昭和八年度信樂鐵道の開通したことなどは斯業の小器物焼成に經濟的並に技術的に一導の光明を放つものであり、これは更に間接的に火鉢生産閑散期の利用に貢獻するであらう。果して信樂陶業はその何れの道を選んで繁榮の嶺に至るか？我々は刮目してその將來の動向を熟視しよう。

(追記)(一)本稿を草するにあつては一々列記し得ないほど多数の人々の援助を忝した。これらの方々に對し茲に厚く感謝の意を表する。

(二)豫定紙数を遙かに超過したために資料を割愛するの餘儀なきに立ち至つたのみならず、大正以降の説明を簡単にせざるを得なかつた。この點は他日機會をみて補充したい。

註42) 閑散期金融に關する詳細な研究は他日行はれる筈である。

## 調査研究目次

|      |                                 |       |                                        |
|------|---------------------------------|-------|----------------------------------------|
| 第一輯  | 開校五周年 近江商人史料展覽會出品目錄 (調査課)       | 第十九輯  | 近江商人と金融 (菅野教授)                         |
| 第二輯  | 近江商人の活躍について (菅野教授)              | 第二十輯  | 紀州家名目金と近江商人 (菅野教授)                     |
| 第三輯  | 長濱縮緬の賣出と其の障礙 (菅野教授)             | 第二十一輯 | 我國の商工階級と歸化人 (菅野教授)                     |
| 第四輯  | 明治維新後に於ける近江商人落魄の原因に就いて (菅野教授)   | 第二十二輯 | 近江商人の起源に關する一考察——滿洲國の地域的發展と其の經濟區 (田中教授) |
| 第五輯  | 中央卸賣市 卸賣業者の單複制度と賣場制度 (原田教授)     | 第二十三輯 | 〔德川時代の商人カルテル〕 (菅野教授)                   |
| 第六輯  | 中央卸賣市場の機能と其の組織 (菅野教授)           | 第二十四輯 | 〔明治維新の近江商人〕 (菅野教授)                     |
| 第七輯  | 大阪の商業と近江商人 (菅野教授)               | 第二十五輯 | 東阿の新市場エティオピア (田中教授)                    |
| 第八輯  | 商人の漁業家化 (菅野教授)                  | 第二十六輯 | 職業調査に關する若干の問題 (岡崎教授)                   |
| 第九輯  | 北海道の開墾と近江商人——近江時代の匿名組合 (菅野教授)   | 第二十七輯 | 尾州家名目金 (菅野教授)                          |
| 第十輯  | 德川時代の工業と商業資本 (菅野教授)             | 第二十八輯 | 滿洲國に於ける熱河省の地位に就いて (田中教授)               |
| 第十一輯 | 日野商人の醸造業經營——近江商人の企業組織に關する一考察——  | 第二十九輯 | 職業分類に就いて (岡崎教授)                        |
| 第十二輯 | 中央卸賣市 卸賣業者の單複制度と市營制度 (原田教授)     | 第三十輯  | 我が國民の向外性と植民地地理教育 (田中教授)                |
| 第十三輯 | 南米に於ける羅甸民族植民の進路及其の特質に就いて (田中教授) | 第三十一輯 | 德川時代の經濟と文化 (菅野教授)                      |
| 第十四輯 | 松前蝦夷地 近江商人の活躍と其の没落原因 (太刀川教授)    | 第三十二輯 | 羅羅實買的發展史的考察 (原田教授)                     |
| 第十五輯 | 〔植民地理の内容に就いて (田中教授)〕            | 第三十三輯 | 南洋に於ける日本の經濟的進出 (田中教授)                  |
| 第十六輯 | 〔南米のABC國〕                       | 第三十四輯 | 減價消却の經營經濟的性質 (山下講師)                    |
| 第十七輯 | 近江商人と開國當初の外國貿易 (菅野教授)           | 第三十五輯 | 職業紹介所の機能 (岡崎教授)                        |
| 第十八輯 | カリビアンアメリカの經濟地理的考察 (田中教授)        | 第三十六輯 | 日露貿易の回顧と展望 (桑原教授)                      |
|      | 中世の近江商人 (菅野教授)                  | 第三十七輯 | 商業教育の分野 (矢野校長)                         |
|      |                                 | 第三十八輯 | 天災と我國の經濟 (菅野講師)                        |
|      |                                 | 第三十九輯 | 家族統計の範圍に就いて (岡崎教授)                     |
|      |                                 |       | 信樂陶業の起源と製品の變遷 (松本教授)                   |

調査研究第四十輯

長濱天鵲絨機業の研究

— 歴史・製織篇 —

彦根高等商業學校調査課

(禁轉載)

## 長濱天鷲絨機業の研究(一)

— 歴史・製織篇 —

芳 谷 有 道

### 一、序 説

中小の工業經營が我邦工業の大なる部分を構成し、現今我國經濟の根本的強味をここに置くことは何人も異論ないところである。然して此種工業が歐米の大規模工業に比して著しく其の事情を異にし、從來の大規模工業より生れ出た理論の範疇内では解決し能はぬ多くの問題を包藏してゐる。即ち人口問題解決策としての小中工業問題、家内工業問題としての中小工業問題、労働問題としての中小工業問題、ソーシャルダンピング問題としての小中工業問題、農村工業化問題として中小工業問題等幾多の側面より之を見ることが出来る。

ここに述べる長濱天鷲絨機業も中小工業の一經營形態であり、従つて前記の諸問題の若干を含むことと思ふ。従つて之を出来る限り詳細に調査して、かかる問題に對する何等かの示唆にても提供し得れば筆者の調査の目的は大半果さるる次第である。

### 二、滋賀縣に中小機業の發達せる原因

滋賀縣下には各種の機業發達して、市場に聲價を謳はるる製品尠からず、長濱縮緬、近江蚊帳、長濱天鷲絨、

高島縮等の機織は總て古き傳統と独自の品質とを有し、其の生産總額は次表に於て見るが如く、全國織物生産額の約一・四パーセントを占め、更に縣下總生産額の一三・二パーセント、工産物中の二〇・八パーセントに上り縣下産業界に極めて重要な地位を占めてゐる。

織物生産額比較<sup>1)</sup>

|      | 全國織物<br>生産額   | 滋賀縣織物<br>生産額 |
|------|---------------|--------------|
| 昭和 1 | 1,466,288,000 | 18,573,050   |
| 2    | 1,454,616,000 | 19,856,152   |
| 3    | 1,564,462,000 | 20,142,596   |
| 4    | 1,459,643,000 | 17,968,569   |
| 5    | 1,102,367,000 | 14,540,506   |
| 6    | 997,140,888   | 16,547,446   |
| 7    | 1,153,524,933 | 18,571,169   |

備考 昭和五年度全國織物生産額に  
對する滋賀縣織物生産額割合  
1.4%

然も其の經營規模を見るに、昭和八年度に於て機業場數三千百六十九戸に對し、從業職工數男女合計一萬一千四十八人にして、一機業場に對し平均數三・五人を數ふるに過ぎない。このことは當地方の機業が中小經營、殊に小規模經營のものが最多を占め、大規模經營の機業の極めて少ないことを明瞭に示してゐる。然らば當地方に如斯中小機業の發達せるは如何なる事由に原因するであらうか。私は之を(一)自然的事情に原因するものと、(二)社會的事情に基因するものとの二つの觀點より考察して見たい。

(一)自然的事情に原因するもの

自然的事情に原因するものとしては(イ)耕地面積の狭少(ロ)氣象上の適性(ハ)産業中心地への近接等を考へることが出来ると思ふ。

|     |             |
|-----|-------------|
| 工産物 | 105,647,676 |
| 農産物 | 41,823,059  |
| 蠶絲  | 11,936,434  |
| 畜産物 | 2,766,495   |
| 林産物 | 2,299,365   |
| 水産物 | 1,414,569   |
| 礦産物 | 499,648     |
| 總額  | 167,387,246 |

滋賀縣生産額<sup>2)</sup>

備考 織物生産額對生  
産額總額割合  
13.2%  
織物生産額對工  
産物割合 20.8%

1) 第五十三回日本帝國統計年鑑、昭和八年滋賀縣統計書に依る。  
2) 滋賀縣統計書昭和八年 11頁

(イ)耕地面積の狭少 本縣はその東側の岐阜縣界に古生層、中生層及び花崗岩層等より成る伊吹山脈(最高千三百七十七米)が北より南に連亘し、南側は鈴鹿山脈(最高は御池山千二百四十米)及笠置山脈(最高僅岳七百三十九米)の餘波にて三重縣及び京都府に界し、西側は古生層又は花崗岩より成る比叡山脈(八百四十八米)によつて京都府に接し、北側は古生層又は片麻岩より成る中國山系(三國山八百七十六米)の餘波によりて福井縣に陸接し、所謂地壘山脈に圍繞され、近江盆地を形成してゐる。その中央に琵琶湖が横はり面積約七百万方呎にして縣面積四千三十万方呎に對し約六分の一を占めてゐる。前述の地形に加ふるに此の地方は太平洋と日本海とが陸地を介し最も接近し、本洲中陸幅の最も狭小なる特異なる地域である<sup>3)</sup>。従つて其の耕地面積は次表に見るが如く狭小なるを免れず、一町未満の農家戸數全體の約七十七パーセントを占める有様である。このことは多數零細農民の存在を意味し、彼等は本業の農業のみにては生活困難にして、茲に副業乃至は内職による家計補助が企圖される。勿論本縣下の機業の發生の時期は徳川中期の昔に遡るもの多く、現時の耕地面積及び農家戸數とは同一に語るを得ないが、其の大勢を推知するに難くあるまい。

滋賀縣有租地調査<sup>4)</sup>

| 年次   | 田          | 畑          |
|------|------------|------------|
| 昭和 4 | 町 64,944.4 | 町 10,992.9 |
| 5    | 64,331.4   | 10,702.9   |
| 6    | 64,572.2   | 10,683.3   |
| 7    | 64,903.0   | 10,665.0   |
| 8    | 65,519.2   | 10,539.7   |

長濱天鵞絨機業の研究

如斯狀態に於て農家より流出する剩餘の勞働力は、家内工業發生の母胎を提供することとなる。我國の中小の機業が斯る經濟社會狀勢から發生したことは殆んど皆其規を一つにしてゐる有様である<sup>5)</sup>。

(ロ)氣象上の適性 凡そ纖維工業即ち紡織、人絹等の工業に氣象が特殊の關係を有することは、世界到處の此種工業地が常に河川又は湖沼の流域に

3) 筒井百平 滋賀縣の風土及氣候の特異に就て(滋賀縣彦根測候所) 1--2頁  
4) 滋賀縣統計書昭和八年 365頁  
5) 高橋龜吉 徳川封建經濟の研究 290--292頁



滋賀縣農家戸數調査 6)

| 年次   | 總數     | 五段未滿   | 五段以上一町未滿 | 一町以上二町未滿 | 二町以上三町未滿 | 三町以上五町未滿 | 五町以上 |
|------|--------|--------|----------|----------|----------|----------|------|
| 昭和 4 | 91,141 | 28,589 | 37,384   | 24,370   | 746      | 46       | 6    |
| 5    | 90,844 | 28,604 | 37,036   | 24,354   | 795      | 47       | 8    |
| 6    | 90,203 | 29,185 | 35,883   | 24,250   | 838      | 42       | 5    |
| 7    | 89,497 | 28,241 | 35,761   | 24,595   | 854      | 41       | 5    |
| 8    | 88,545 | 27,629 | 34,973   | 24,966   | 906      | 65       | 6    |

備考 一町未滿の農家戸數對總數の割合 77%

發達し、濕氣の饒多なる土地に於て益々斯業の賑盛を極めてゐるに徴しても明かなるところである。然るに前述の如く、本縣は中央に廣大なる琵琶湖を擁して盆地を形成する爲め常に濕氣に富み、年平均濕度は七九パーセントにして、その最少即ち最乾燥は二五パーセントである。之を隣接地方の京都及び岐阜の平均濕度七七パーセント及最少の一〇パーセント並に一七パーセントに比較すると、最少限度に於て一倍半乃至二倍半の多濕である。而してこの多濕な特有氣象の原因は申す迄もなく琵琶湖より發散する盛なる水蒸氣の結果である。古くから存する機業以外に最近大規模經營の紡績・人絹等の纖維工業會社の發生を見るは、その有力なる原因を此の天惠氣象及び豊富なる水源に置くものである。

以來の王城の地であり、全國の首府として文化及び經濟殊に工藝品生産の中心をなし、天下の優秀なる工人・職人居住して、織物・染物・刺繡・漆器・陶磁器・銅器・彫刻等の美術工藝品が發達した。鎌倉以後は國內經濟の中心たる地位漸次失はれたるが、江戸時代に於ても依然として工藝の都府であり、工藝家の網位受領は古來の慣習によつて此地にて授けられ、各地より技術を習得する爲め來往するものが少なく、苟も天下に名を成せる

者は、皆一度は京都にあつてその技能を磨きしものであつた。殊に織物染色は禁裡の御用調達の爲め他所の追従を許さない進歩を遂げた。

大阪は古來我國天下の臺所として經濟上活潑なる活動を續けて來た。即ち大阪はその好條件に恵まれたる地理的關係と、歴史上の關係とによつて富豪の淵藪となり、西國・中國・北國の諸藩を初め、關東・東北の諸侯及び寺社武士も、此地に藏屋敷を設け、米穀その他の國産を輸送して商人に賣却したものである。而して堂島に米相場が立ち、金融の機關が整ひ、江戸との海路連絡が成立し、商業の繁盛は年と共に大となり、之と共に町人の勢力は益加はり、全國の富の七分までは大阪に在りと云はれた。

滋賀縣即ち近江の國は古來之等の産業文化の中心地に近く、交易を妨害すべき特殊の地理上の不利も存せなかつた爲め、早くより彼我往來して之等都市の發達せる文物を地方に移し植ゑることが出來た。即ち近江商人として我國の商業界發展の爲め重要な機能を果たした人々の先祖は朝鮮よりの歸化人であると云はれ、早くより當地方に居住して工産・商業の事業に従事し、更に後に至つては大阪・京都に商舖を設けて各種の進歩せる技術・組織を採入れることを忘れなかつた。

#### (二) 社會的事情に原因するもの

更に滋賀縣に於ける中小機業の發達せる原因を、社會的の諸事情より觀れば(イ)爲政者の保護政策(ロ)内地向商品の特殊性(ハ)近江商人の特性等が擧げられる。

(イ)爲政者の保護政策 凡そ産業の發達の原因には種々あれども、當初斯業の幼稚なるとき、爲政者の保護

8) 本庄榮治郎博士 日本經濟史概説 98—99頁  
9) 同上 99—100頁

6) 滋賀縣統計書昭和八年 4頁  
7) 筒井百平。前掲書 3頁

により特殊な利益を享けた例が尠くない。我國の經濟史についてみるも、徳川幕府の成立以後、社會の安定と共に民衆の生活程度向上し、各地に工藝品の製造が行はれるに至つたが、一方各藩に於ても國產獎勵政策を行ひ、製造技術の輸入、或は生産資金の貸與、市場の統制を目的とする國產役所の設置、從業者の地位を確保せしめる株仲間制度等各種の施設を行つた。當彦根藩の如きも領内の縮緬機業・天鷲絨機業には株仲間制度を特許して、<sup>10)</sup>獨占による斯業の發達を企圖し、又國產役所を設けて製品の監督獎勵に當り、更に縮緬・絳等は所謂產物廻を行ひ、京都の一定の場所に蒐集し、後藩政府の役人の手に依りて京・大阪へ販出した。<sup>12)</sup>如斯當地の各種機業は領主の保護政策の下に特權を獲得して漸次發達し、明治に至るまで存続したものであつて、此の領主の保護の力を除外しては到底今日の發展は期待し得なかつたであらう。

(ロ)内地向商品の特殊性 既述の如く本縣下の機業たる縮緬・天鷲絨・蚊帳・縮等は其の需要地域殆んど國內に限られ、海外に市場を有つものは殆んど無い有様である。従つて之等の製品は内地向商品の特徴たる製品の多様性・勞働の地方性及び需要の大量ならざることを約束づけられてゐる。即ち流行の變遷に伴ひ、絶へず品質・意匠の變化を必要とする。このことは大規模工場組織による大量生産よりも、中小規模による弾力性ある生産組織を寧ろ有利なものとする。一方内地のみにては需要も餘り大ならず中小規模の經營にて十分その實需を充し得る状態である。この製品の特種性が本縣下機業の大規模化せない一つの原因をなしてゐる。

(ハ)近江商人の特性 徳川時代に於て商業發展に大活躍をなし、大資本を有する工業に於ても主として其の經營に當り、遂に全國の金權をも掌握して、我國商業資本主義の發生及び發展に極めて顯著なる役割を演じた

る近江商人は、同時に本縣下の産業上に重要な影響を及ぼしたことは申すまでもないことであつて、既に述べた通りである。然るに明治時代に入り經濟組織が資本主義的に進展するや、彼等の大部分は經濟活動の第一線より顛落し、二流三流の企業家と化した。何が彼等をして斯くならしめたか。菅野博士は之に就いて次の如く述べられてゐる。<sup>13)</sup>資本主義經營の代表的なるものは株式會社組織によるものであるが、近江商人は共同企業心及び企業能力を缺き、且つ徒に舊慣に拘泥して新知識の導入に吝であり、爲めに單獨企業者としての成功者も、會社企業に於ては悉く失敗した。明治の初年既に各種の會社設立されたも、何れも永續せず、近江の名を冠したる會社は殆んど全部解散するに至つた事例に徴してもこのことは明かである。其の結果は機業に於ても中小業者の群立と成り大經營若くは合同・合併に依る大規模化は殆んど之を見ることが出来ない状態である。

### 三、天鷲絨の概念

(一)天鷲絨の語源 今日我國に於て一般にビロードと稱せられるは葡萄牙語の Velludo 或は西班牙語の Velludo の轉化せるものであるといふのが通説である。<sup>14)</sup>ビロードに天鷲絨の漢字を使用せるは鷲の毛を織込んだ意味である。後に述べるが如く天鷲絨は所謂南蠻人の渡來せる際彼等によりて海外より齎されたものである。つて、我國固有の織物に非ざることは明かにして、其の製品よりして、<sup>(註)</sup>後に至りて天鷲絨の文字を當てしもの如くである。<sup>15)</sup>諸外國に於ける語源も多く之に類似し、羅典語にてはヴェラス(Vellus)と稱し、毛羽の立ちたる意味を示し、伊太利語にてはヴェルット(Velluto) 佛蘭西語はヴェルユアー(Vellours) 英語にてはベルベツ

13) 菅野和太郎博士「明治維新後に於ける近江商人落魄の原因に就いて」彦根高商調査研究第四輯 參照

14) 新村出 南蠻更紗 122—123頁 大百科辭典 22卷 89頁 日本染色商工史 211頁

15) 口碑によれば京都北野神社宮司天鷲絨の文字を創使せしと云ふ。

10) 菅野和太郎博士「長濱縮緬の賣出と其の障害」彦根高商調査研究第三輯 1—2頁

12) 瀧本誠一 日本封建經濟史 220頁

ト (Velvet) にして何れも、羅典語より出でしものである。

(註) 天鵞絨の語源に就いて其他の説をみるに次の如し。<sup>16)</sup>

「白石紳書」檳榔毛の車、ビロウゲノクルマと云也、天鵞絨をビロウドといふも毛織の檳榔毛に似たるによりて也、ビロウは檳榔也、ドとはドン也、ドンは綴也、綴子をドンスといふ事の如し。

「倭訓栞」ひろくと、天鵞絨の綴語なり、天鵞は鵞也。

「紅毛雜話」ひろくといふは、マレイス(國名)の語なり、紅毛にてはフルクエールといふ也。

(二) 天鵞絨の意義 現今天鵞絨なる文字を使用せる場合に廣狹の二義がある。即ち普通には狹義に絹織の經毛天鵞絨をいひ、廣義には緯毛天鵞絨 Velveteen を含めて經毛天鵞絨及び緯毛天鵞絨を總稱する。經毛天鵞絨は一名本天又は絹天鵞絨とも云ひ、經緯と毛經に絹練絲、紡績綿絲、柞蠶絲等を用ひて製織し鼻緒、袋物、額縁、テーブル・クロス等に用ひらる。之に反し緯毛天鵞絨は製織に銅線を使用せず、従つて其の毛房は短く、比較的短纖維の綿絲、紡毛等にて織るに適するをもつて綿製・毛製等のもの多く、普通別珍、唐天、棉天鵞絨と稱するものは之に屬し、襟地、服地、鼻緒地、足袋地、函等に使用す。<sup>17)</sup> 其他廣義の天鵞絨中にはシル、アストラカン、テレンプ等がある。シルは絹絲、絹紡、柞蠶絲、人絹等を原料とし毛房稍長く且つ疎にして光澤に富む經天鵞絨にして、黒練織物多く、ブラシ天又はブラッシュ(Plush)とも稱しショール、マント、コート、袋物等に用ふ。アストラカン(Astrakan)は毛房用の經及び緯絲に強撚のモヘヤ絲を用ひ、捻れ縮んだ毛房が織物面を蔽ふてゐる、婦人・子供の外套地となる。テレンプは地は綿織にして毛經にモヘヤ絲を用ひ毛房は長し。廣く汽車・電車等の椅子張用生地として使用せらるるは主として之である。

#### 四、諸外國に於ける天鵞絨機業の發生及發展

世界に於ける天鵞絨最初の製織は西曆二千年前の頃支那に於て發生を見たとい稱せられるも、其の詳細に就ては史實に徴すべきものが無い。然し乍ら此種機業が東洋に於て先づ發達し、漸次西方歐羅巴諸國に波及せしことは疑ひの無いところである。<sup>18)</sup> 即ち西曆紀元前後天鵞絨は東方からベルシヤ・バビロン・小亞細亞地方を経て、ツロ・シドン・フィニシヤ地方に入り、同地方の技術家により非常なる發達を遂げ、更にローマに入るに及んで一飛躍をなした。

古代のローマ帝國はギリシヤ滅亡の後歐羅巴文化産業の中心となり、美術・工藝の隆盛に伴ひ東方諸國より種々なる新製品が輸入され、珍奇なる織物等も之と共に輸入された。後東西兩ローマ帝國に分裂せしも、東ローマ帝國に於ては西曆五百二十七年ユスチニアン帝現はれ商工業を奨勵し、蠶絲業・絹業の保護につとめしが、更に降つて彼の十字軍の遠征は奢侈の風潮をも輸入し、ローマをして流行の中心地たらしめた。天鵞絨の如きも、その貴族的なる色彩と柔かなる手觸とにより、帝王又は貴族の服裝として盛に使用せし爲め、ローマ以外の封建諸侯も競つて之を着用し、歐洲中世の重要な服飾品と成り、其の結果シシリ・ルカ・フローレンス・ミラン・ゼノア等に優秀なる製品を出すに至つた。十六世紀頃にはゼノアに於て紋天鵞絨が創製され更に佛蘭西及和蘭へも傳はり、殊に佛國のリオンに於て發達を見た。英國へは西曆千六百八十五年に和蘭の技工が渡りマンチェスター・ランカシヤ地方の機業家に其の製法を傳授せし爲め、此の地方に於ても斯業の發展をみたこれより先、西班牙に於ても種々の天鵞絨を製織し、ガラナダにては緯に羊毛を織込みたる天鵞絨を製出し、

18) 歐洲より東漸して支那に渡りたるとする説もある。(西陣沿革提要参照)

16) 古事類苑 産業部 二 303頁

17) 前掲書 大百科辭典 89頁

バルセロナに於ては綿入の天鵞絨を創製した。更に北歐のアントワープ地方へも斯業は進展した。<sup>14)</sup>如斯東洋及び歐洲に於ける天鵞絨は一種の服飾美術品として製織され今日に至つたものであるが、世界主要生産國の最近に於ける生産・貿易概況をみるに次の如き状態にある。

最近佛蘭西國天鵞絨輸出統計表<sup>20)</sup> (數量單位千法郎)

| 數量 | 一九二九年  |       | 一九三〇年  |          | 一九三一年  |          |
|----|--------|-------|--------|----------|--------|----------|
|    | 天鵞絨    | 人絹    | 天鵞絨    | 人絹       | 天鵞絨    | 人絹       |
| 金額 | 二六四、三八 | 一、八一〇 | 一、〇、三八 | 一、八二九、七三 | 一、〇、八〇 | 三、五三六、四四 |
| 數量 | 六八、五八  | 四九、〇七 | 四二、九七  | 四四、三七    | 三六、二六  | 七、四七一    |

最近伊太利國天鵞絨輸出統計表<sup>21)</sup> (數量單位千金塔爾)

| 數量 | 一九三〇年 |      | 一九三一年 |      |
|----|-------|------|-------|------|
|    | 天鵞絨   | 人絹   | 天鵞絨   | 人絹   |
| 金額 | 二、〇四  | 一、八七 | 一、九〇  | 一、八〇 |
| 數量 | 四三    | 一、六四 | 二〇    | 二八   |

最近奧地利天鵞絨輸出統計表<sup>22)</sup> (數量單位百盾)

| 數量            | 一九三一年 |     |
|---------------|-------|-----|
|               | 本國    | 絹交織 |
| 總輸出           | 一〇    | 二   |
| 內加工ノ目的ヲ以テスルモノ | 四     | 三六  |

| 金額            | 總輸出 | 八六 | 五八四 |
|---------------|-----|----|-----|
| 内加工ノ目的ヲ以テスルモノ |     | 二八 | 一七七 |

最近白耳義國天鵞絨輸出統計表<sup>23)</sup> (金額單位千白耳義法郎)

| 金額          | 一九三〇年 | 一九三一年 |
|-------------|-------|-------|
| ピロッド、ブラッシュ類 | 四、四五六 | 二、六六三 |

最近獨逸國天鵞絨生産統計表<sup>24)</sup> (金額單位千馬克)

| 布 紐 | 一九二五年 | 一九二六年  | 一九二七年 | 一九二八年 |
|-----|-------|--------|-------|-------|
| 紐   | 三、七三  | 二、六七   | 七、六二三 | 四、八六八 |
| 布   | 三〇、〇八 | 二七、八七五 | 四、〇九七 | 五、五二九 |

最近米國天鵞絨生産統計表<sup>25)</sup> (數量單位平方碼)

| 數量 | 一九三一年    | 一九三二年      |
|----|----------|------------|
| 金額 | 九、三三、二九七 | 一、一、〇三、八八五 |
| 數量 | 一、四三、四三二 | 二、八、九四、二四六 |

### 五、我國に於ける天鵞絨機業の發生及發展

前述の如く天鵞絨は葡萄牙語の Veludo 或は西班牙語の Velude の轉化せしものにして、其の名稱よりする

長濱天鵞絨機業の研究

19) 前掲書 日本染織商工史 209—211頁  
20) 農林省蠶絲局編 海外諸國ニ於ケル絹業事情 213—214頁  
21) 同 上 290頁  
22) 同 上 16—17頁

23) 同 上 27頁  
24) 同 上 239頁  
25) 同 上 399頁



も海外よりの輸入品なることは明かである。我國に西班牙船の初めて來港したるは天文年間（一五三二—一五五四）と謂ひ、或は天正年間（一五七三—一五九一）なりと謂ふも、慶長元年（一五九六）土佐國へ西班牙船が漂着し、翌二年同國の使節呂宗より來朝せしことが史實にみえてゐる。尙和蘭の商船は之より先き天文十年豊後之浦に漂着せしことがある。

當時我國は足利幕府の衰退と共に、織田信長・豊臣秀吉の制覇に歸し、所謂安土・桃山時代を現出し、美術・工藝等の發達著しく、歐洲ルネッサンスにも比すべき絢爛の時代であつたが、更に之等の諸外國船が相踵で東航し堺・長崎等の港を経て歐羅巴諸國の種々珍奇なる貨物・織物等を舶載せる爲め、工藝美術は之等西洋文化の影響を受けること甚しく、其の進歩に一層の拍車をかけることとなつた。天鷲絨織物の如きも當時種々島銃の掩蔽として共に齎されしものにして、無地天鷲絨・紋天鷲絨・縮天鷲絨等の鮮麗・艶美なるエキゾチック情緒充溢したる此の織物は當時の人々に極めて珍貴なるものとして歓迎され、一寸四方を一坪として賣買されしを以てみるも如何に此の織物が高價なりしかが十分窺はれる譯である。伊達正宗の使節支倉六右衛門がローマより歸朝の際の土産は金絲天鷲絨打掛・羅紗の丸合羽等にして、打掛は鶯色の花形錦繡、丸合羽は萌黃にして其の綠色は絶美であり、共に今日伊達家の歴史上貴重なる寶物である。（伊達家文書）

慶長・元和の頃に至りて、天鷲絨は繭・生絲・絹・絨・絨・綾・緞・緞子・縮子等と共に盛に輸入され、寛永四年頃に於ける日蘭貿易による黒天鷲絨の輸入額は數量二千ピコル、原價一六、〇〇〇フロリン、賣價二六、〇〇〇フロリンに達する盛況であつた。更にトルケン國・東京國トシケンよりも此の種織物が輸入され（寛文八年長崎覺

書、江戸時代には織物の幅が制定され、舶來物の天鷲絨は曲尺幅二尺二寸位、京都物は幅二尺位となり一般民衆の間にも盛に用ひられるに至つた。<sup>26)</sup>

然し乍ら當時の外來人は此の織物の製法を秘密にして我國人に傳へざりし爲め、専ら輸入及び獻上物に仰ぎしが、其後約七十年を経て慶安年間（一六四八—一六五一）京都の技工外國の製法を觀破して始めて織製に成功した。即ち輸入天鷲絨中の裂地に織物用の針金殘存せるを發見して、その技法を知るに至つたと云ふ、茲に吾國に於ける天鷲絨機業發生の濫觴をなした。本朝世事談綺に依れば「慶長年間京師に織らしむ其昔是を織る事を不知一と世渡しける中に針鐵の残りたるを見て織る事を得たり」とあり、當時我國に於て織出せし種類は通俗に無志久比と稱したる和奈天鷲絨に過ぎざりしが、元祿の頃御寮織物司井關某、天保年間平野屋井上利助等に依りて漸次進歩し、縮織の柳條天鷲絨、緋織の虎斑天鷲絨を織出し、更に進んで天鷲絨・パイル等立體的美術製織を成すに至つた。<sup>27)</sup>

かくて徳川幕府及び地方藩の保護政策とともに西陣にては株仲間制度確立し、斯業は益々發達し、加ふるに元祿・文化文政の徳川二大文化の最高潮を迎へて、武士は奢侈に傾き、一方町人階級の勃興と共に絹物の需要を激増せしめた。殊に南蠻と紅毛の影響は西洋文明を齎し、新しきを好む人心を刺戟して、江戸時代に羅紗・天鷲絨の織物が、如何に市井に流行したかは文化頃の次の記録によりても窺ふことが出来る。「元來、絹・袖を着兼たるものが、今は絹・縮緬のみ着て、綿服杯は絶てなし。（中略）剩へ唐、和蘭物の渡り物を用ひ、羅背板・天鷲絨・機留など澤山に着ることになりぬ。全體、羅紗杯は、武家の鎧の鞘に用ゐるすら昔は國主に限ると云ふ。

26) 前掲 日本染織商工史 P.346  
27) 伊藤五百松家家書

その後萬石以上は構なき事なり、又三千石以上迄は構なき事に成しといふ。夫を今は町人が羽織に着、夜具にも用ゐる下駄の鼻緒に迄用ゐる也。」(世事見聞録)

然るにこの時代を享けて世は天保の時代に入るや、飢饉・洪水相踵ぎ、物價は暴騰し、諸侯の財政は窮乏し、町人の米騒動百姓一揆續發し一般に生活難にして購買力激減し、絹業は非常なる打撃を蒙り各地の機業は殆んど休機同様にして職工等の轉職離散せるものも尠くなかつた。<sup>28)</sup>更に此の時代に斯業に大いなる影響を與へしものは水野越前守による所謂天保の改革である。

天保の改革は文教上の諸種の取締革正と共に、經濟上に於ては獨占の弊害を除去する爲め問屋仲間の組合廢止を斷行し、農民の都市集中を防ぐ爲め江戸への移住出稼を嚴禁した。次に衣類に對する奢侈禁止の一端をみるに、<sup>29)</sup>

- 一、高金の衣類・櫛・簪・釵・金銀の類停止、町家の分は衣類成るだけ目立たざる様、譬へ紬木綿たりとも、當世の目立候染杯の類相成らず、さりとて目立たずば縮緬、羽二重の類苦しからずと申すにもあらず。
- 一、衣類男女とも總て綿服に致すべき事。
- 一、縮緬類・襟・袖口にても無用の事。
- 一、唐物一切着用致すまじき事。
- 一、女の履物の鼻緒に絹類を用ひ候儀……………何れも禁止。

如斯極端なる消極政策の爲め天鷲絨機業は殆んど滅亡に瀕し、從つて之が下職なども漸次失業の慘苦に逢ふに至つた。當時の西陣に於ける狀況を見るに「別て織屋の下職をなして絲を繰り絹を織り、鹿子を結び縫をな

28) 本庄榮治郎博士 西陣研究 30—32頁  
29) 同上 35—36頁

し、天鷲絨つみ杯して世を渡りたる者共、聊もなすべき業もなければ、何れも飢饉に迫りしと見えて、五月下旬に至りては首縊、捨子など至つて仰山の事なりといふ」

然し乍ら此の天保の節檢令も餘りに保守的、反動的なる爲、遂に失敗に歸し、禁絹令は弛緩され、經濟組織に於ても、株仲間廢止は却つて種々なる不便不利を招來せし結果、株仲間再興の必要に迫られ、遂に再び此の組織を許容するに至り、機業壓迫の積極的原因は除去さるるに至りたるも、他の機業同様昔日の隆盛は挽回すべくもなかつた。<sup>30)</sup>

かくて幕末に至るや封建制度の崩壊と共に幕府及び領主の保護も消滅し、一方天災・兵亂相踵ぎ、人口の減少一般産業の衰微甚しく斯業の如きも僅かに其の餘喘を保てるのみに過ぎなかつた。

明治の維新は一般社會に大なる變化を與へ、株仲間制度は廢止されて、營業上の特權・統制は消失せしのみならず、一般社會の服飾上にも著しき變化を來し、從來武士の柄袋・袴袋・敷物・其他武具及び一般町民子女の女帶・襟・重掛等に使せられたる天鷲絨織物は、武士階級の解消及び一般民衆の風俗の一大變化と共に其の用途を失ひ、需要激減し、行商等により僅に其の販路を保ちたる有様であつたが、明治四・五年頃江戸の人江戸島屋新七初めて之を鼻緒地として使用し其の使用に活路を見出した。然るに之と前後して、外國より唐天と稱する綿天鷲絨輸入され、その低廉にして耐久なる爲め忽ち非常なる流行を來し高價なる内地製品を壓倒せんとする情勢なりしも、明治十四年頃迄は辛くも經營を繼續してゐた。明治十七年政府の通貨整理と共に物價下落し、經濟界は不況に沈淪せるに加へて新に「ヴェルヴェチン」と稱する新製品の輸入され、斯業は殆んど絶

30) 同上 41頁  
31) 同上 43—51頁

減の有様となり、西陣の如きも機業家僅に數戸を數ふるに過ぎない状態に至つた。日露の戦役初まるや、海外よりの天鷲絨の輸入杜絶したる爲め、鼻緒地の代用品を求める必要上、滋賀縣下に於て瓦斯絲にて天鷲絨を製織することを開始するや、絲價の低廉なる爲、西陣に於ても之に倣ひ、瓦斯絲による天鷲絨多く市場に販賣された。其後戦争の終ると共に再び海外よりの天鷲絨により、瓦斯絲によるものは市場を失ひしを以て、別珍の製織を試みしに結果良好なるを以て、之を會社組織にて生産するに至つた。之現在の近江ヴェルヴェット會社の前身にして會社組織によるものの嚆矢とす。

日清・日露の役を経て我國の資本主義組織は一飛躍を遂げ、新しき技術の導入は、需要の増加と相俟つて一般紡績工業は顯著なる發展をなすに至り、天鷲絨機業も共に著しき躍進をなして、各地に會社組織或は個人經營の機業相次いで起るをみた。其後經濟界の變動に伴ひ、多少の消長は免れざりしが大體發展の一徑路を辿り機業地も久しく西陣・滋賀縣長濱地方に限られたる有様なりしが、其後大阪府下茨木、岐阜縣關ヶ原・竹ヶ鼻地方、福井縣若狹地方、埼玉縣、愛知縣等に新しき機業の發生をみるに至つた。次に主要機業地に於ける最近數ヶ年間の生産高を示せば次の如くである。

西陣天鷲絨生産統計 32)

| 年次   | 數量     | 價格      |
|------|--------|---------|
| 大正12 | 28,818 | 290,701 |
| 13   | 31,429 | 301,475 |
| 14   | 21,674 | 226,254 |
| 15   | 23,869 | 242,139 |
| 2    | 41,364 | 661,945 |
| 3    |        | 754,385 |
| 4    | 48,360 | 815,680 |
| 5    | 48,048 | 645,674 |
| 6    | 58,999 | 753,921 |
| 7    | 56,618 | 718,940 |
| 8    | 58,995 | 779,563 |

岐阜縣天鷲絨生産統計 33)

| 年次  | 數量      | 價格      |
|-----|---------|---------|
| 昭和3 | 53,350  | 70,843  |
| 4   | 64,189  | 61,504  |
| 5   | 132,704 | 108,225 |
| 6   | 246,240 | 174,334 |
| 7   | 259,590 | 186,314 |
| 羽鳥  | 136,632 | 90,503  |
| 養老  | 19,620  | 13,669  |
| 不破  | 103,338 | 82,137  |

大阪府天鷲絨生産統計 34)

| 年次   | 數量     |
|------|--------|
| 大正12 | 28,818 |
| 13   | 31,429 |
| 14   | 21,674 |
| 15   | 23,869 |
| 2    | 41,364 |
| 3    |        |
| 4    | 48,360 |
| 5    | 48,048 |
| 6    | 58,999 |
| 7    | 56,618 |
| 8    | 58,995 |

福井縣天鷲絨生産統計 35)

| 年次  | 數量      |
|-----|---------|
| 昭和3 | 53,350  |
| 4   | 64,189  |
| 5   | 132,704 |
| 6   | 246,240 |
| 7   | 259,590 |
| 羽鳥  | 136,632 |
| 養老  | 19,620  |
| 不破  | 103,338 |

愛知縣天鷲絨生産統計 36)

| 年次   | 數量     | 價格      |
|------|--------|---------|
| 昭和1  | 4,152  | 10,824  |
| 2    | 33,200 | 48,715  |
| 3    | 30,919 | 62,353  |
| 4    | 25,435 | 27,577  |
| 5    | 59,206 | 92,168  |
| 6    | 59,913 | 78,710  |
| 7    | 66,907 | 113,938 |
| 三島郡  | 66,907 | 113,938 |
| 堺市   | —      | —       |
| 岸和田市 | —      | —       |
| 泉北郡  | —      | —       |
| 泉南郡  | —      | —       |

埼玉縣天鷲絨生産統計 37)

| 年次  | 數量      | 價格     |
|-----|---------|--------|
| 昭和2 | 170     | 616    |
| 3   | —       | —      |
| 4   | —       | —      |
| 昭和1 | 11,573  | 9,720  |
| 2   | 10,416  | 11,230 |
| 3   | 10,891  | 16,790 |
| 4   | 14,890  | 22,348 |
| 5   | 16,082  | 17,620 |
| 6   | 37,167  | 34,487 |
| 7   | 110,799 | 93,321 |
| 丹生  | 3,973   | 3,973  |
| 敦賀  | 847     | 788    |
| 三方  | 104,346 | 1,960  |
| 遠敷  | 1,633   | 86,600 |

34) 大阪府統計書 昭和五年 188頁、同七年 186頁  
 35) 福井縣統計書 昭和七年 第三編 96頁  
 36) 愛知縣統計書 昭和八年 第三編 41頁  
 37) 埼玉縣統計書 昭和五年

32) 京都商工會議所 昭和八年統計年報 78—79頁  
 33) 岐阜縣統計書 第42回 後篇 14頁

## 六、滋賀縣長濱地方に於ける天鵲絨機業の發生及發展

## (一)農民窮乏史

我國の産業發達史は一面より觀察すれば、之を農民窮乏史と云ふも敢て過言でない如く、<sup>38)</sup> 滋賀縣長濱地方に於ける天鵲絨機業も其の發生の根本原因をここに求むることが出来る。

滋賀縣阪田郡、東淺井郡地方は琵琶湖の北東岸に位置し、伊吹山脈後方に連亘し、耕地面積狭少なるに加へて此の地を縦斷する姉川、妹川常に氾濫して、其の被害を蒙ること甚大であつた。其の結果農作物の收穫に乏しく、従つて藩主に對する上納米も不足勝ちとなり、年毎に免稅を請はざるを得ない有様にて、村民は常に極度の困窮に陥り、農地に桑樹を栽培して養蠶を營み、以て辛らくも其の生計を維持する有様であつた。斯る農家の窮狀が、何等かの副業に依り其の生計を補助せんとするに至るは自然の勢ひにして、彼の濱縮緬として高名を博せる機業も此の農村窮狀の一打開策として發生せるものであつた。<sup>39)</sup> 此の縮緬機業と其の地域を全く一にしてゐる天鵲絨機業が根本に於て同一の發生原因を有つてあらうことは想像に難くない。

長濱地方に於ける天鵲絨の製織は、京都西陣より傳へられたるものなるが、何時何人に依りて開始せられたかは據るべき文獻が無いので之を明にすることが出来ないが、前述の如く、京都にて我國最初の斯業が創められたのが慶安年間であつたことより推せば徳川の中期、即ち今より約二百五十年前に遡るものと考へられる。

## (二)藩主の保護政策と獨占による機業の發展

徳川封建社會に於ける經濟上の著しき特徴は株仲間による産業の統制なるが此の地方に於ける天鵲絨機業にも株仲間による生産の統制及び市場の獨占が存在してゐた。當時生産區域は長濱を中心として點々存在し、西陣と共に最も古い機業地として盛んに天鵲絨の製織を行つた。然るに水野越前守による極端なる奢侈禁止令は此の地方の機業にも深刻なる影響を與へ、斯業は殆んど絶滅の狀態となり、機業家は農業に轉じ、纔かに絹絲を用ひず、綿絲を毛經として製織し餘命を保持する慘狀であつた。然し天保の改革も其の行政餘りに保守的反動的なりし爲め、遂に所期の目的を達し得ず、政令漸次改廢され、絹布禁止令も緩和されるに至つて、斯業も漸く回復されるに至つた。

其後彦根藩は織殿なる官制を設けて、他國に於て天鵲絨の生産されることを禁じ斯業保護の政策を採つた。偶々阪田郡石田村の者此の禁則を犯して、自己の郡内に於て製織したところ、營業の獨占を破壊するものとして嚴重なる抗議が提起せられたが、種々請願の結果、藩權制度の下に生産を許可されるに至つた。即ち寛政年中彦根藩に於て産物取立の際長濱町物産取立のことを安藤九郎右衛門、下村藤右衛門の兩人に命じ、彼等に印を下附して捺印監督の任に當らしめた。其後織屋株を定め益々斯業の保護統制を圖つたが、當時の株數は四十八株を算した。

然るに文政年間に至り北郷里村勝平なるもの、漸く斯業の統制を破るが如き行動ありたる爲め、織屋は結束して之に反對し、彦根藩に年貢天鵲絨としての認可を懇願する數願書を提出し統制の強化を藩の力に依頼した。

38) 菅野和太郎博士 經濟時報 四卷六號「農村救済の懷古」參照

39) 拙稿 彦根高商論叢 第十一號 長濱縮緬機業の發達に就いて 256—257頁



乍恐以書付御願奉申上候<sup>40)</sup>

天鷲絨屋機屋者共

一乍恐私共儀小百姓者共ニ而渡世方甚以難澁仕候ニ付野業ノ透間ニ右機織相始御年貢御上納助力ニ仕度奉存候然ル處追々繁昌仕御百姓無滞相續仕來難有仕合ニ奉存候右ニ付先年御領分縮細同様御領印頂戴之儀御願申上候處其節御年貢天鷲絨ト申儀重キ御儀ニ付御赦免不被下置奉恐入候今時迄其儘罷在候處此度北郷里村勝平ト申者ヨリ大坂賣捌方儀ニ付御產物天鷲絨御免被仰付下置候様御願被奉申上候段承知仕候

右ハ私共ヨリ茂御產物ニ被成下候置様ニト申儀是迄茂御願奉申上度色々心配仕居候得共先達而御願申上候儀間茂無御座別而先頃ヨリ京都西陣織屋故障之筋御座候而御上様に奉懸御苦勞罷在候折柄甚以恐入罷在。得御願不奉申上候仕合然ル處此度右勝平賣捌方斗御產物御免被仰付下置候而ハ忽仲間之者共賣捌方ニ指障リ候筋出來可仕ト奉存候得者何卒多御願ニ奉存候得共御憐愍之御慈悲ヲ以右仲間之者共一統御產物ニ被仰付下置候様仕度御願ニ奉存候乍恐右之段被爲召聽分御聽上被成下置候ハ、御國恩爲御冥加壹株ニ付年々拾貫ツ、奉指上度奉願上候尙又此段御赦免被仰付下置候ハ、御產物御印札頂戴被仰付下置右仲間之者共内ヲ而年行司相立置右之方ニ而御印押并ニ都而年中之世話爲仕候得者何角辨理取締リ宜敷一統寄服可仕候而難有仕合ニ可奉存候何卒右之始末被爲聽召分御仁惠之御思召ヲ以私共無難ニ御百姓相續仕候様御賢考被成下置候ハ、重々冥加至極難有仕合ニ可奉存候

右之趣御國產方御役所様江御願奉申上度何卒御出格之御慈悲ヲ以願之通り御赦免被成下置候ハ、生々世々難有辱奉存候以上

文政十年

亥十一月八日

阪田郡鳥羽上村

天鷲絨惣代

伊平

同郡石田村

佐内

同郡新庄東村

宇右エ門

御奉行様

如斯領主の保護により營業の強化を圖り斯業は發達したるが、其の製品は盛んに大阪にて販賣されるに至つた。然るに京都西陣に於ても既に古くより天鷲絨を製織し、幕府の保護の下に盛大に營まれ、其の製品は等しく京都大阪に於て賣捌かれつつあつた。茲に於て兩機業地の市場獲得競争漸次激化し、之が爲め當業者は彥根藩及び京都二條奉行所と種々の折衝を重ねてゐることが次の文書に依つて窺はれる。

御尋ニ付乍恐以書付御答奉申上候<sup>41)</sup>

書付御答御歎奉申上候處昨廿九日惣代之私共被召出猶御尋被仰出候ニ付乍恐左ニ奉申上候此義大坂表之儀銘々勝手次第ニ持登リ手廣賣買仕勿論勝手ニ賣度者ハ勝手次第ニ賣可申様相成候へ者一統難澁ニハ相成不申儀ト奉存候何卒此段御憐愍之御賢考被成下置候様奉願上候右御尋ニ付乍恐以書付在牀御答奉申上候以上

文政十年

天鷲絨惣代

鳥羽上村

伊平

石田村

佐内

41) 滋賀縣天鷲絨同業組合所藏文書

40) 滋賀縣天鷲絨同業組合所藏文書

御奉行様

其の折衝の結果は西陣の申出を拒絶し協定は成立せず、京都・大阪に西陣と市場を自由に争ふこととなった。

乍恐返答口上書<sup>42)</sup>

天鷲絨取暖之儀舊冬破談御届申上候處尙又御利解被下置御答之儀當節迄御猶豫御願申上歸國仕機屋共ニ申聞セ候處左之趣ニ御座候彦根領分中諸職人惣而他之指配請候儀無之候ニ付西陣申談機屋等數極メ候儀ハ右ニ指問候儀ニ付難相成御座候長濱町郷方共桑ヲ植絹布織立御年貢三年立ニ仕新漸渡世仕長濱町之儀ハ彦根用向之外産物方目印ヲ請注文有之候得者何方モ從來賣捌來リ候郷方之儀者水損干損等之年柄ニハ機増減仕困窮之者共跡先ニ手繰致御年貢渡世之手立ニ致儀ニ御座候右之次第ニ付西陣ヨリ懸合通リ双方打合セ賣買致候儀者指問迎モ出來不仕候ニ付京都仲買之面々金子持下リ値段引合候ハ賣買致候分ハ不殘ニ而茂賣渡可申段懸合候ヘ共得心不仕候ニ付昨年破談御届申上候處彌破談ニ相成候ヘバ京地ニ而御留之儀西陣ヨリ相願候ニ付勘辨可仕段御利解被下置候處何分調儀不仕候ニ付年來京地ニ賣捌候分茂有之今更指留相成候ヘ者難澁之筋ニ候得共取斗方無之ニ付破談御届申上候右ニ付而私共取暖之儀茂御救免被下置候様御願奉申上候以上

文政十一年

阪田郡新庄馬場村

眞佐右エ門

二條

御奉行様

更に斯る状態に對し、他領の織屋より次の歎願書に見るが如き市場の開拓を依頼して來た。

乍恐御尋書<sup>43)</sup>

右ハ天鷲絨之義ニ付御歎願奉申候御仁惠ヲ以御簡慮被成下置候様御願奉申上候一天鷲絨之義ニ付先年ヨリ京都西陣之者共故障ニ申候ニ付忽指問難澁ニ相成候間夫々地頭所江願出候處何旁領ニ而茂漸壹貳軒又ハ四五軒斗之家數ニ而一向僅成事故地頭所ヨリ之達ニ者彦根様ハ御大家殊御領内モ廣ク右職方之面々數多有之事ニ候間兎角御常領様御下知通相守可申候而ハ各職方之内惣代人茂可有之候間後ヨリ相願示談致候御仕法相立被遊候ハハ附屬可仕様申付御座候然ル處先年ヨリ御威光之御仁惠ヲ以二條御役所江茂被爲仰達被下置候趣ニ奉承知御他領之私共ニモ一統難有仕合ニ奉存居候處其後御様茂承知不申候ニ付一統心配仕居候故内々ニ而京都之様子承合セ候處西陣者共最初申立候節御威光ニ奉恐一向弱リ居候風聞猶二條御役所ニ而茂御當方様暖人衆御引立被遊候趣ニ茂承リ難有御儀偏ニ御威光難有仕合乍恐安心仕居候處御當方様仲人衆ヨリ此度二條御役所江破談ニ相成候様御斷被申上候趣承リ一統奉驚入候間御當方様惣代衆迄御願申候得共是以御上様次第ニ而致方無之段被申聞恐多御願ニ奉存候得共京地ニ而指障リ無之賣捌相成候様之御儀考被成下置候得ハ冥加至極難有仕合ニ可奉存候右様相成候ヘ者三ヶ津者勿論値段宜敷方江手廣賣捌相成御當領様職方勿論私共迄茂同様御蒙御仁惠ヲ難有仕合可奉存候將又先年縮緬之義ニ付故障ニ相成候節恐多モ御他領村々ヨリ御當領惣代衆難波村庄九郎林助御願奉申上候處御聞届被成下置候趣奉承知居候儀ニ御座候其後被爲仰置通リ御威光以無類之御仁法ニ相成御他領之者共迄茂奉蒙御影無難ニ縮緬職相續仕來リ申候何卒御目印御印ニ而手廣賣捌相成莫大之爲方ト奉存候(二字書置付略ス)

御冥加少々宛ニ而茂御印料奉指上度奉願上候則別番御他領村ヨリ前書奉指上候多人數之儀ニ御座候間私共貳人爲惣代御願奉申上候何卒御憐愍之御仁惠以願之通被爲仰付被下置候ハハ生々世々之御厚恩與難有仕合ニ奉存候仍之乍恐書付ヲ御願奉申上候以上

長濱天鷲絨機業の研究

長濱天鷲絨機業の研究

右之趣幾重ニモ御取成ヲ以御願ヒ成可ヒ下候奉願候以上

天政十一年

四子月

阪田郡保田村

惣代 重左エ門

同 郡口分田村

同 茂左エ門

彦根様

御領分

天鷲絨惣代

阪田郡島羽上村

伊平殿

同 郡石田村

佐内殿

同 郡新庄東村

宇右エ門殿

成瀬因幡守様御知行所

阪田郡保田村

猪平

重右エ門

利七

忠左エ門

佐五右エ門

堀田豊前守様御領分

同 郡口分田村

茂左エ門

幸右エ門

金右エ門

新次

半エ右門

同

同 郡宮川村

水野左近様御知行所

同 郡辰巳村

周介

松平甲斐守様御領分

同 郡勝村

平右エ門

瀧川大藏之助様御知行所

同 郡南小足村

庄二郎

長濱天鷲絨機業の研究

石原庄三郎様御支配所

淺井郡鍛冶屋村

文 藏

仁 兵 衛

重 藏

同

同 郡野瀬村

仁 平

松平伊豆守様御領分

同 郡北大井村

圓 藏

松平甲斐守様御領分

同 郡野寺村

吟 右 門

幸 右 門

松平甲斐守様御領分

同 郡小倉村

金 次

貳拾軒

右者御他領向天鷲絨職方之者共ヨリ私共江相繼リ前件趣相頼候ニ付願恐ヲ御覽奉申上候何卒御慈悲ヲ以御憐愍之御考被成  
下置候様奉願上候以上

阪田郡鳥羽上村

猪 平

文政十一年  
子四月廿八日

同 郡石田村

佐 内

同 郡新庄東村

宇 右 門

御 奉 行 様

(三)明治前期に於ける斯業の衰退

以上述べたるが如き幾多の盛衰を経て明治維新に至るや、唐天と稱する綿天鷲絨新に輸入され、價格の低廉にして品質の耐久力に富むを以て消費者の非常なる歓迎を受け、爲めに從來の天鷲絨は甚しき打撃を蒙つた。次いで明治十八年、時の松方大藏卿による幣制の整理は諸物價の著しき低落を招來して、經濟界は全般的に深刻なる不況に遭遇し、斯業は再び全滅に瀕する状態と成つた結果、其の善後策として僅かに三十餘戸の機業家を殘して、他の同業者相謀り、天鷲絨協會を組織して、品質の改良及び生産過剰に對する統制を企圖し數ヶ年間市價を維持したるも、再び新製品輸入別珍の出現に遭ひ三度び絶滅の姿となるに至つた。現今最も盛んに製織する石田の如きは當時全部縮緬製織に轉じ、其後二十餘年間斯業を顧みるものなしと云ふ有様であり、長濱町に於ても斯業に従事するものは富岡庄平只一戸に過ぎなかつた。



(四)明治後期に於ける特殊なる事情による斯業の復興

當時の輸入別珍は無地物に限られ、流行模様等の製品存在せざりしたため、絨又は縞模様市松格子柄等を製出せば、世人の流行を顧慮せざる舶來品を防遏し得ることを認め、瓦斯絲を毛經として、製織を試みたる結果比較的良好的賣行をみたり。偶々明治三十七年日露戰役開始せらるるや、長濱地方の在郷將卒にして征途につくもの多く、一般經濟界不振の折柄其の遺族にして救済を忽せにすべからざるものあるを以て、阪田郡北郷里村松田與吉は前記瓦斯絲に依る絨・縞等の天鷲絨製織工場を設置し、之等の遺族を職工として従事せしめ、遺族の生計補助に努力したるに業績極めて良好にして、遂に明治三十八年二月近江ベルベット合名會社設立の基礎を確立し、斯業再興の機運を醸成するに至つた。

其後綿混織天鷲絨を製織するものを生じ、明治三十九年九月又更に天鷲絨製織合名會社の設立をみるに至り、個人の機業者も相踵で起り、産額頗る増加したる結果、明治四十一年四月同業者二十二名相集りて天鷲絨協會を設立し、斯業の發達を期した。斯くして斯業は益隆盛に赴き前記協會に加入するもの漸く多きを加へたるを以て、大正七年同業組合を設立して監督統制を強化して今日に及んだ。更に最近滋賀縣天鷲絨工業組合を設立せんとして計畫をすゝめつゝあり、其の製品は内地全國市場は勿論海外へも進出せんとする有様である。今最近の天鷲絨機業家の分布状態、及び生産額の躍進の跡を示せば次の如くである。

| 年次  | 金額        |
|-----|-----------|
| 昭和1 | 2,046,977 |
| 2   | 2,312,071 |
| 3   | 2,656,572 |
| 4   | 2,746,432 |
| 5   | 2,463,582 |
| 6   | 3,320,498 |
| 7   | 2,910,695 |
| 8   | 2,818,935 |

滋賀縣天鷲絨生産額統計表 44)

44) 滋賀縣統計全書 昭和八年 677頁

滋賀縣天鷲絨機業分布状態 45)

| 地    | 區    | 組合員數計 | 機    |    | 別計 | 其他<br>從業員ノ | 合計 |
|------|------|-------|------|----|----|------------|----|
|      |      |       | 内    | 外  |    |            |    |
| 大津市三 | 滋賀郡一 | 栗太郡一  | 野洲郡一 |    |    |            |    |
| 甲賀郡一 |      |       |      |    |    |            |    |
| 蒲生郡一 | 神崎郡一 | 愛知郡一  | 大上郡一 |    |    |            |    |
| 阪田郡  | 長濱町  |       |      |    |    |            |    |
| 同    | 神照村  |       |      |    |    |            |    |
| 同    | 島居本村 | 三     | 米原町  | 三九 |    |            |    |
| 同    | 法性寺村 | 一五    | 日神照村 | 五  |    |            |    |
| 同    | 息長村  |       |      |    |    |            |    |
| 同    | 西黒田村 |       |      |    |    |            |    |
| 同    | 南郷里村 |       |      |    |    |            |    |
| 同    | 北郷里村 |       |      |    |    |            |    |
| 同    | 大原村  |       |      |    |    |            |    |
| 同    | 東黒田村 | 二八    | 春照村  | 七  |    |            |    |
| 同    | 醒井村  | 一六    |      |    |    |            |    |
| 同    | 伊吹村  | 一六    |      |    |    |            |    |
| 東淺井郡 | 大郷村  |       |      |    |    |            |    |
| 同    | 朝日村  | 一八    |      |    |    |            |    |
| 同    | 連水村  | 二〇    |      |    |    |            |    |
| 同    | 速水村  | 二六    |      |    |    |            |    |

45) 昭和八年滋賀縣天鷲絨同業組合業務成績報告書に依る

|     |        |     |     |    |    |    |    |
|-----|--------|-----|-----|----|----|----|----|
| 同   | 小田根村   | 一   | 一三  | 五  | 九  | 一  | 一三 |
| 同   | 上草野村   | 二   | 三七  | 五  | 一〇 | 一  | 一三 |
| 同   | 七尾村    | 一〇  | 三   | 三  | 一〇 | 一  | 一三 |
| 同   | 東草野村   | 七   | 二   | 三  | 一〇 | 一  | 一三 |
| 同   | 阪田郡伊吹村 | 大久保 | 一六  | 一  | 一〇 | 一  | 一三 |
| 伊香郡 | 一四     | 小泉  | 太平寺 | 一六 | 一  | 一〇 | 一三 |

即ち昭和八年度に於て滋賀縣天鷲絨同業組合加入者八八八戸生産總額二、八一八、九三五圓の多額に達してゐる。更に現在機業家の主なるものを擧ぐれば次の通りである。

機業家一覽表 46)

| 工場名        | 所在地              | 創立年月日   | 製品名   | 代表者名   |
|------------|------------------|---------|-------|--------|
| 井關ビロード工場   | 滋賀縣阪田郡南郷里村大字七條   | 大正八年三月  | 絹綃交織物 | 井關甚太郎  |
| 井關ビロード工場   | 同 右 阪田郡南郷里村大字七條  | 同 右     | 同 右   | 井關傳三郎  |
| 岩崎ビロード工場   | 同 右 東淺井郡大郷村大字八木濱 | 大正四年十月  | 同 右   | 岩崎八郎兵衛 |
| 石川ビロード工場   | 同 右 同 右朝日村大字石川   | 大正十五年十月 | 同 右   | 石川忠三   |
| 石崎ビロード工場   | 同 右 阪田郡長濱町北門前    | 昭和五年七月  | 同 右   | 石崎拾次郎  |
| 西川ビロード製織工場 | 同 右 東淺井郡七尾村字七池   | 大正八年十二月 | 同 右   | 西川吉次郎  |
| 和田ビロード工場   | 同 右 同 右朝日村大字今西   | 同 十年十月  | 同 右   | 和田一雄   |
| カナタビロード工場  | 同 右 同 右大郷村大字川道   | 同 十二年一月 | 同 右   | 香水辰藏   |
| 金田ビロード製織工場 | 同 右 同 右速水村大字小乃   | 同 十一年十月 | 同 右   | 金田藤夫   |

|                |                   |          |     |       |
|----------------|-------------------|----------|-----|-------|
| 戸田ビロード製織工場     | 滋賀縣阪田郡大原村大字朝日     | 大正八年十月   | 同 右 | 戸田正藏  |
| 大塚ビロード工場       | 同 右 同 右北郷里村字保多    | 明治廿八年十一月 | 同 右 | 大塚修一郎 |
| 近江ウルベツト株式會社本工場 | 同 右 同 右北郷里村大字石田   | 大正元年十月   | 同 右 | 一居源治郎 |
| 中村ビロード工場       | 同 右 阪田郡神照村大字祇園    | 同 八年三月   | 同 右 | 中村善太郎 |
| 中政ビロード工場       | 同 右 東淺井郡大郷村大字川道   | 同 十一年一月  | 同 右 | 中川政吉  |
| 中藤ビロード工場       | 同 右 東淺井郡大郷村會根     | 同 七年八月   | 同 右 | 中川藤治郎 |
| 中傳ビロード工場       | 同 右 同 右           | 同 十年七月   | 同 右 | 中川彌太郎 |
| ヤマカビロード工場      | 同 右 同 右大郷村大字會根    | 同 八年十月   | 同 右 | 中川彌太郎 |
| ヤマヤビロード工場      | 同 右 同 右同 右大字川道    | 同 六年十月   | 同 右 | 神部辨吉  |
| 狩野ビロード工場       | 同 右 同 右大郷村大字會根    | 同 八年七月   | 同 右 | 狩野辰治郎 |
| 影山ビロード製織工場     | 同 右 阪田郡北郷里村字石田    | 同 同 五月   | 同 右 | 影山建二  |
| 影山榮治郎工場        | 同 右 同 右南郷里村大字七條   | 同 二年四月   | 同 右 | 影山榮治郎 |
| 谷口ビロード工場       | 同 右 同 右 柏原村大字須川   | 同 十二年八月  | 同 右 | 谷口武二  |
| 谷口ビロード工場       | 同 右 同 同 大字柏原      | 同 六年七月   | 同 右 | 谷口清代  |
| 谷田ビロード工場       | 同 右 同 同 大字須川      | 昭和三年一月   | 同 右 | 谷田辰巳  |
| 武田ビロード製織工場     | 同 右 同 右北郷里村字東上阪   | 大正八年五月   | 同 右 | 武田常市  |
| 辻長ビロード工場       | 同 右 東淺井郡大郷村字川道    | 大正二年十二月  | 同 右 | 辻田長之助 |
| 中井ビロード製織工場     | 同 右 阪田郡北郷里村大字東野上坂 | 同 十年三月   | 同 右 | 中井才治郎 |
| 中良ビロード工場       | 同 右 同 右神照村大字南方    | 同 八年十一月  | 同 右 | 中川良助  |

|           |                  |         |      |          |        |
|-----------|------------------|---------|------|----------|--------|
| マル一ビロード工場 | 滋賀縣東淺井郡大郷村大字川道   | 同       | 十年十月 | 絹綿交織物    | 辻田太一   |
| マル二ビロード工場 | 同 右 阪田郡南郷里村字宮司   | 同       | 八年六月 | 同 右      | 清水桑太郎  |
| マルチビロード工場 | 同 右 東淺井郡大郷村字川道   | 同       | 四年十月 | 同 右      | 香水千治郎  |
| マルヤビロード工場 | 同 右 同 同 同 右      | 同       | 八年十月 | 同 右      | 杉村隆治   |
| マル松ビロード工場 | 同 右 阪田郡南郷里村字今川   | 昭和二年五月  | 同 右  | 同 右      | 小川松藏   |
| マル健ビロード工場 | 同 右 東淺井郡大郷村字川道   | 大正十四年四月 | 同 右  | 同 右      | 神部健一   |
| マル源ビロード工場 | 同 右 同 右大郷村大字細江   | 同 五年一月  | 同 右  | 同 右      | 久保田源一郎 |
| マル五ビロード工場 | 同 右 同 同 同 同 右    | 同 六年四月  | 同 右  | 同 右      | 中川俊一   |
| マル平ビロード工場 | 同 右 同 同 同 同 同 右  | 同 十年八月  | 同 右  | 同 右      | 宮川辨治郎  |
| 福田ビロード工場  | 同 右 同 右田根村大字田川   | 同 十五年三月 | 同 右  | 同 右      | 福田富造   |
| 小尾野ビロード工場 | 同 右 同 同 同 同 同 右  | 同 八年七月  | 同 右  | 同 右      | 小尾野富藏  |
| 有川ビロード工場  | 同 右 阪田郡南郷里村大字今川  | 同 四年五月  | 同 右  | 同 右      | 有川清    |
| 荒田ビロード工場  | 同 右 同 同 同 同 同 右  | 同 九年九月  | 同 右  | 同 右      | 荒田正徳   |
| 油安ビロード工場  | 同 右 東淺井郡大郷村大字川道  | 大正十一年三月 | 同 右  | 同 右      | 樋口安治郎  |
| 佐々木ビロード工場 | 同 右 大上郡千本村大字西沼渡  | 大正十五年四月 | 同 右  | 同 右      | 佐々木彦一郎 |
| 北澤ビロード工場  | 同 右 阪田郡柏原村字大野木   | 大正 八年十月 | 同 右  | 同 右      | 北澤澤二   |
| 中川ビロード製絨場 | 同 右 同 右神照村大字山階   | 同 八年二月  | 同 右  | 同 右      | 中川與惣次  |
| 中村ビロード工場  | 同 右 東淺井郡大郷村大字八木濱 | 同 八年八月  | 同 右  | 同 右      | 中村信一   |
| 小相ビロード工場  | 滋賀縣東淺井郡田振村大字高畑   | 大正 三年三月 | 同 右  | 絹綿交織物廣巾物 | 小相市太郎  |

|            |                 |   |       |      |        |
|------------|-----------------|---|-------|------|--------|
| 清水ビロード製造工場 | 同 右 阪田郡西黒田字村八條  | 同 | 六年十一月 | 同 右  | 清水忠治郎  |
| 神幸ビロード工場   | 同 右 東淺井郡大郷村字川道  | 同 | 九年十月  | 同 右  | 神部幸治郎  |
| 瓢箪甚ビロード工場  | 同 右 同 同 同 右     | 同 | 八年八月  | 同 右  | 前川甚右衛門 |
| 樋上ビロード工場   | 同 右 大津市關寺町二三    | 同 | 十年四月  | 絹綿交織 | 樋上喜代松  |
| 疋田ビロード工場   | 同 右 阪田郡長濱町大字三ツ矢 | 同 | 十四年九月 | 同 右  | 疋田七次郎  |
| 森ビロード工場    | 同 右 同 右大原村大字朝日  | 同 | 九年三月  | 同 右  | 森與惣五郎  |
| 本ビロード工場    | 同 右 東淺井郡朝日村大字今西 | 同 | 十年十月  | 同 右  | 本善藏    |

七、製織原料

(一)原絲の種類

長濱天鷲絨の製織に使用せらるる原絲の種類を次に掲ぐれば、

(イ)上 絲 絹絲紡績絲・人絹・生絲を主とす。

(ロ)地 純粹の綿絲を用ひ、鐘紡製品の百番・八十番の二撚を主とす。

(ハ)横 地と同じく純粹の綿絲を使用し鐘紡の三十番・六十番・四十二番二十番を主として用ふるも、

日本紡績株式會社・其他種々の製品を使用しつゝあり。

(ニ)耳 綿絲の三十二番二撚り四十二番三撚を主とす。

(二)原絲の取引状態

(イ)絹絲紡績絲 日本紡の製品としては主として白二瓢・青一瓢の取引行はれ、鐘紡製品としては白鐘多し。其他近江絹絲紡績會社のダイヤモンド・金菱<sup>キンビレ</sup>、高槻絹紡株式會社の一頭馬等も取引さる。取引徑路は大阪・京都・足利・桐生・一宮等の問屋より長濱町の地方問屋又は絲屋を経て、機業家へ至るを普通とす。現在主なる取引問屋を示せば次の如し。

丸紅商店(大阪)、吉岡商店(京都)、吉村商店(京都)、寺岡商店(足利)、中村商店(足利)、板垣商店(桐生)、加藤商店(岐阜)、早川絲店(一宮)等

(ロ)人絹 帝國人絹株式會社製品は百二十番・百五十番・二百番・二百五十番を主とするも、旭ペンベルグ製品はペンベルグ百番・百二十番等を使用する機業家もあり。問屋としては次の如きものあり。

丸紅商店(大阪)、藤井商店(大阪)

(ハ)生絲 普通絹撚又は單に撚と稱し、二十一中二本双の取引を主とす。取引先は次の二個所なり。

日本絹撚株式會社(桐生)、長濱鐘紡(長濱)

(ニ)綿絲 鐘紡及び日本紡製品の使用盛にして、集散地問屋は次の如し。

伊藤忠商事會社(大阪)、信友商店(名古屋)、丸永商店(大阪)

(三)原絲取引の方法

(イ)相場 各機業者との取引は公定相場に非ずして相對相場なり。

(ロ)運送 絹紡絲は一括十封度のものを十二括入れ、一箇として紙包となし、更にその上を藁包となす。綿絲は二十玉十封度のもの二十玉入りを一包となし藁又は苞にて更に包裝す。

人絹は一括十封度のものを紙包となし、五括を一箱とし、更に水分の浸入せざるやう木箱にて荷造す。絹撚は三十撚を一束となし、文庫紙にて包み、十六括入れしものを木箱にて荷造す。

運送機關は鐵道に依り、琵琶湖の汽船によるものは殆んど無し。

(ハ)取引金融 仕入先と取扱商店との決済は現金取引又は一週間の荷爲替手形に依るを普通とす。従つて機業家への販賣代金も現金主義とし二週間以内を最長期の決算期とす。然し乍ら實際は一ヶ月以上に及ぶ者多く月末拂の状態にあり。之は機業家の信用状態の如何によりて異なる。延取引の場合は先月二十八日より當月十日迄を第一期、十一日より二十日迄を第二期、二十一日より月末迄を第三期として決済し、第三期に及ぶものは一先づ取引を中止し代金回収に努むることに業者は協定し居れり。

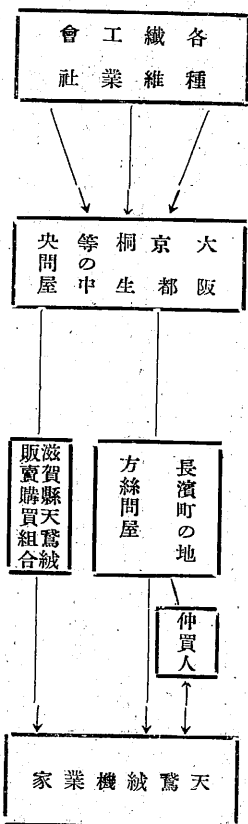
取引金融機關としては大垣共立銀行長濱支店・湖北銀行の二行に過ぎず。

(四)原絲の取引系統

原絲の取引系統に二あり。(一)直接取引、(二)絲屋による取引である。直接取引は滋賀縣天鷲絨販賣購買組合を経て直接機業家に供給されるものであるが、現在に於ては需要總額の約三〇%に過ぎず。残りの七〇%は地方の絲問屋の手を通じて販賣されつつある有様である。斯る共同購入・大量仕入の缺除する所以は(1)機業家は大部分、中・小の製造業者である。殊に天鷲絨機業は極めて小資本を以て經營を開始し得る爲め、大部分



尙間屋及び大規模機業者の前貸制による原絲の配給を受けつつある機業家も存在する。長濱の地方絲間屋としては次の如き商店が擧げられる。



滋賀縣ビロ―下販賣購買組合

長濱町恩堂前

馬淵五百吉商店（絲五）

同  
南吳服

中辻源太郎商店（中）

同  
神戸町

古山寅藏商店（絲平）

同  
大  
手

奥澤與惣次郎商店

同門前

前田光治商會(七)

大鄉村  
川道

前記の商店は殆んど長濱町内に營業所を有し、郡部には絲屋と稱するものは存在しない。之等の業者は長濱絹綿絲會を組織し、業者間の協調及び業務上の利益の擁護に努めつつある。

(五)原絲の消費状態

當地方に於ける最近一ヶ月間の各種原絲の消費量を示せば次の如くである。

原絲一ヶ月間消費量（昭和十年三月二十日調）

|        |             |        |             |        |        |
|--------|-------------|--------|-------------|--------|--------|
| 絹<br>撚 | 絹<br>紡<br>絲 | 人<br>絹 | 絹<br>紡<br>絲 | 人<br>絹 | 絹<br>撚 |
| 一〇〇番   | 一〇〇番        | 一〇〇番   | 一〇〇番        | 一〇〇番   | 一〇〇番   |
| 四〇〇玉   | 四〇〇玉        | 四〇〇玉   | 四〇〇玉        | 四〇〇玉   | 四〇〇玉   |
| 五〇〇番   | 五〇〇番        | 五〇〇番   | 五〇〇番        | 五〇〇番   | 五〇〇番   |
| 二〇〇玉   | 二〇〇玉        | 二〇〇玉   | 二〇〇玉        | 二〇〇玉   | 二〇〇玉   |
| 三二番(耳) | 三二番(耳)      | 三二番(耳) | 三二番(耳)      | 三二番(耳) | 三二番(耳) |
| 一〇〇玉   | 一〇〇玉        | 一〇〇玉   | 一〇〇玉        | 一〇〇玉   | 一〇〇玉   |
| 五〇番    | 五〇番         | 五〇番    | 五〇番         | 五〇番    | 五〇番    |
| 四二番    | 四二番         | 四二番    | 四二番         | 四二番    | 四二番    |
| 二〇番    | 二〇番         | 二〇番    | 二〇番         | 二〇番    | 二〇番    |
| 三〇〇玉   | 三〇〇玉        | 三〇〇玉   | 三〇〇玉        | 三〇〇玉   | 三〇〇玉   |
| 四二番(耳) | 四二番(耳)      | 四二番(耳) | 四二番(耳)      | 四二番(耳) | 四二番(耳) |
| 七〇玉    | 七〇玉         | 七〇玉    | 七〇玉         | 七〇玉    | 七〇玉    |
| 六〇〇玉   | 六〇〇玉        | 六〇〇玉   | 六〇〇玉        | 六〇〇玉   | 六〇〇玉   |
| 四〇〇玉   | 四〇〇玉        | 四〇〇玉   | 四〇〇玉        | 四〇〇玉   | 四〇〇玉   |
| 二五封度   | 二五封度        | 二五封度   | 二五封度        | 二五封度   | 二五封度   |
| 二五封度   | 二五封度        | 二五封度   | 二五封度        | 二五封度   | 二五封度   |
| 東洋レーヨン | 東洋レーヨン      | 東洋レーヨン | 東洋レーヨン      | 東洋レーヨン | 東洋レーヨン |
| 旭人絹    | 旭人絹         | 旭人絹    | 旭人絹         | 旭人絹    | 旭人絹    |
| 帝國人絹   | 帝國人絹        | 帝國人絹   | 帝國人絹        | 帝國人絹   | 帝國人絹   |
| 倉敷人絹   | 倉敷人絹        | 倉敷人絹   | 倉敷人絹        | 倉敷人絹   | 倉敷人絹   |
| 五〇〇括   | 五〇〇括        | 五〇〇括   | 五〇〇括        | 五〇〇括   | 五〇〇括   |

右表に於て知り得る如く、約十年前迄は上經絲は絹紡絲に限りたるもの近時人絹の使用盛となりつつあり。

尙參考迄に各原絲の相場建及び最近の相場を示せば次の通りである。

原絲相場表 (昭和十年三月二十日調)

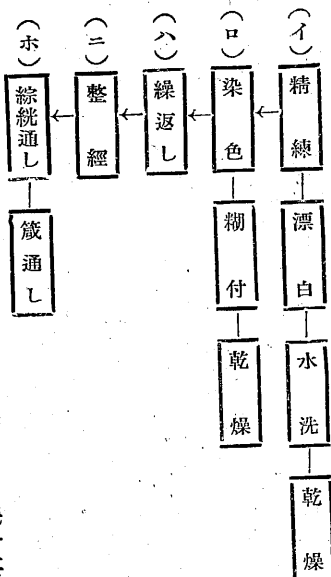
| 綿   | 銘柄     | 相場建   | 價格    |
|-----|--------|-------|-------|
| 綿   | 一〇〇番   | 一玉につき | 二〇・七〇 |
|     | 八〇番    | 〃     | 一五・五〇 |
|     | 六〇番    | 〃     | 一〇・七〇 |
|     | 四二番    | 〃     | 七・七〇  |
|     | 三〇番    | 〃     | 六・五〇  |
|     | 二〇番    | 〃     | 五・三〇  |
|     | 三二番    | 〃     | 七・六〇  |
|     | 四二番三撚  | 〃     | 八・七〇  |
| 絹紡絲 | 白二瓢    | 十貫につき | 三三・〇  |
|     | 青一瓢    | 〃     | 三二・五  |
|     | 白一瓢    | 〃     | 三五・〇  |
|     | 一頭馬    | 〃     | 三二・〇  |
| 人絹  | 帝人     | 一〇〇封度 | 八・〇   |
| 絹撚  | 日本絹撚星印 | 十貫につき | 三七・〇  |

## 八、製織の工程

### (一) 製織

天鷲絨の製織は普通次の如き三工程を経て行はる。

(1) 準備工程 製織に先立ち準備工程として次に圖示するが如き過程がある。



(イ) 精練は生糸・絹紡絲・綿絲等の各使用原絲により幾分其の方法を異にす。

ハ、生絲 精練材料としてはマルセル石鹼及び炭酸曹達・硫酸曹達を用ひ、生絲に對し石鹼十五パーセント、アルカリ曹達三十パーセントの割合に入れ、絲の重量に對して三〇乃至五〇倍の液量として精練す。方法に二通りある。(一)は總絲に竹を通じて釜に入れて絲を廻す。(二)の方法は總を其儘の麻袋に入れ袋のまま返す。之を袋練と云ふ。溶液の溫度は攝氏九十五度より沸騰點までとし、時間は絲の大小・撚数の多少によりて異なれども一時間乃至二時間を要す。次に之をアルカリ溶液の二乃至三パーセントを入れたる溫湯中にて洗ひ、更に冷水にて十分水洗す。水洗を終りたる絲は更に酸通しを施す。酸通

しは硫酸又は醋酸の稀薄冷水中に暫く通し今一度水洗して最後に乾燥す。

以上は白絲のまま使用する場合の精練方法なるが、染色する場合は精練後直ちに之を行ふ。

B、絹紡絲 白のまま使用するものは生絲の場合と同一精練方法なるが、此の場合は精練後漂白を行ふ。染色の場合の精練法は石鹼を使用せず單にアルカリのみを用ひ、此の約五パーセントの熱液中にて三十分乃至一時間精練して後直ちに染色す。

C、綿 絲 精練劑を用ひず、單に沸騰水中にて約一時間程精練して後水洗して乾燥す。但し場合によりては炭酸曹達の五パーセント乃至十パーセントを加へることあり。

漂白 原絲によりては漂白を施さざれば使用し難きものあり。

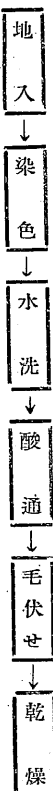
A、生 絲 普通生絲の場合は漂白を行はす。

B、絹紡絲 漂白劑としてはハイドロサラハイトを主とし、場合によりては過酸化水素を用ふ。ハイドロサラハイト使用の場合は絲の量方に對して約五パーセント及び同量の結晶炭酸曹達を加へたるものを約三十分沸騰して漂白す。過酸化水素を使用する場合は四十パーセントの過酸化水素を水の目方約五パーセントの液につくり、之に硫酸曹達をアルカリ性反應を呈するまで加へ、攝氏五・六十度の溫度を保ちつつ數時間乃至十二時間浸漬す。以上の操作を終りたるものは之を上げて水洗し、硫酸又は醋酸の稀薄液にて酸通しを施し、更に水洗して後乾燥す。

C、綿 絲 絲の量方の約十パーセントの漂白粉を適當の水に溶解してその上澄液を用ひる。液量は絲の目方の三十乃至五十倍のものにして、此の冷液中に數時間乃至一時間浸漬して絞上ぐ。之を軽く水

洗して硫酸の二・三パーセントの液にて二・三十分浸漬して後水洗なし乾燥す。

(ロ)染色 染色も各使用原絲によりて幾分その工程を異にする。今染色のみの工程を分てば更に次の如き數段階より成る。



A、絹紡絲 地入には普通洗濯ソーダを使用し、脂・色を除去し染料の吸収を容易ならしめる。染料は酸性染料を使用す。染色方法は先づ石鹼五パーセント位の沸騰液に適宜の染料を入れ、約三十分間位にて染上ぐ。次いで之を水洗し、酸通しを行ひ、毛伏せ糊を施して後乾燥す。

B、生 絲 前記の精練を行ひたる後、絹紡と同様な染色方法を行ふ。但し實際には廢液の少量を加ふるときは成績良好なり。尙鮮明を要する特殊のものには鹽基性染料を使用することあり。水洗して酸通しを行ふも、此の場合硫酸は後に至つて絲質を害する懼れある爲め、酢酸を使用す。水洗後澱粉糊又は生麩糊にて毛伏せを施す。

尙絹紡絲・生絲の黒染のみは特別の方法に依るものにして、此の場合は先づ精練絲をB、二十度の硝酸鐵液に數時間乃至一時間浸漬して水洗し、炭酸ソーダ十パーセント位の熱液に二・三十分間通じて水洗す。染料としては植物染料のヘマチン及びモモカワエキスをを用ひ、其の量方はヘマチン、絲の目方の約二十パーセント及びモモカワエキス、絲の目方の約七パーセントとす。之に更に石鹼約十五パーセントを加へて沸騰し約一時間染色す。

C、綿 絲 主として直接染料を用ひ場合によりては鹽基性染料を使用す。直接染料に依る場合は曹達一パーセント乃至二パーセント加へたるものに適當なる染料を入れて沸騰し三十分乃至一時間染色す。濃色の場合は更に硫酸曹達又は食鹽を添加して染色し、後水洗するも黒色以外は多く水洗をなさす。

鹽基性染料を使用する場合は、單仁酸の二パーセント乃至三パーセントの溫液中に絲を浸漬し、絞出して洗滌す。但し固着するには吐酒石を用ふ。普通糊付は行はないが經絲には生熟糊を用ひて乾燥す。

D、人絹・ベンベルグ 水にて地入をし、直接染料を用ふ。人絹は染料の吸收速き爲め、ロード油・モノボール石鹼・マルセール石鹼等の助材を使用して染班になることを防ぐ。酸通しは行はず、水洗して乾燥した後毛伏せをなす。毛伏せの糊原料としては可溶性澱粉即ちデキストリン・エキセル等あり。

糊 付 糊付に綴糊法・壺糊法の二方法あり。

I、綴糊法 原絲を綴のまま糊液中に浸し糊液の十分浸透したる後絞上げて脱水機にて脱水し、絲打臺にかけて絲打を行ひ、最後に日光又は火力にて乾燥す。

II、壺糊法 乾燥したる原絲を小枠に取り糊壺に入れ鎮にて押へ、ラシヤ片を約一寸角に切り二つ折又は木に挟みたる糊シゴキの間を絲を通し、大枠に巻取る。之を枠よりはづし竿に通し乾燥す。尙一般に糊付に用ひる糊材には布海苔・生熟・芋粉・膠・白蠟・白絞油等あり。

(ハ)繰返し 染色したる原絲の綴絲を枠又はボビンに繰返機によつて巻返す工程を云ふ。

(ニ)整 經 地經・毛經の絲を所要本數及幅・長さに整へる行程である。

(ホ)綜統通し・箴通し  圖の如き綜統に(ニ)の緯絲を押入して開口を掌らしむ。

更に綜統を通じたる後箴齒へ通入し經打ちを掌らしむ。

## (2)、製 織 工 程

先づ織付をなし、銅線を織込みて製織す。緯絲は手織機ならば繰返し工程を省きて直ちに管に巻くも、力織機の場合は繰返し後管捲機にて巻く。

普通當地地方の花緒用天鷲絨は最も簡單なる組織にして緯絲二越織込み、次に銅線一本を織込むものである。

而して製品の優劣は原絲の種類と、箴の粗密と、單位長さに於ける銅線の密度とに依ること多く、曲尺一寸間に銅線の打込み三十五本乃至五十本まで種々あり。銅線は、切毛の場合は直徑二三ミル、毬毛の場合は二十ニミルを使用するを普通とす。

## (3)、製織後の工程

製織後更に次の如き數工程を経て初めて市場に販出せられる。

裏糊付 切毛・毬毛の如何に拘はらず花緒用二越天鷲絨には之を行ひ、布に適當の堅さを與へて毛の脱落、毬の遊動を防止せんとす。糊材としては生熟を主とし、之にゼラチン・白蠟等の少量を加へたるものを用ひる。

次の工程よりは切毛と毬毛とは異なる。

## (イ)切毛の場合



- I、切毛 剪毛ナイフにて銅線を織込める毛經絲を切りて銅線を摘出す。
- II、刷仕上 切毛の際に銅線の碎屑、其他毛に附着せる塵埃等を除去す。
- III、剪毛仕上 刷仕上後不揃ひなる毛、毛節等を除去す。
- IV、湯伸し 前記の刷仕上及び剪毛仕上のみにては毛が幾分彎曲して原絲紡績の際の撚りが掛つてゐるものである。之を湯沸しに依りて撚を解除せしめ、毛を直立せしめて毛に柔軟味を與へ手觸・光澤を良好ならしめる。

(ロ)良毛の場合

- I、毛 焼 先づトーチランプの焰にて布面の節を焼拂ふ。
- II、ロール掛け 製織後裏糊を行ひし天鵞絨は毛經絲が銅線を堅く保持してゐる爲め、拔去るに困難である。故に此の工程にて布の表面を強壓せしめつつ磨擦して、毛經の保持を幾分弛緩せしめて針拔工程を容易ならしむ。

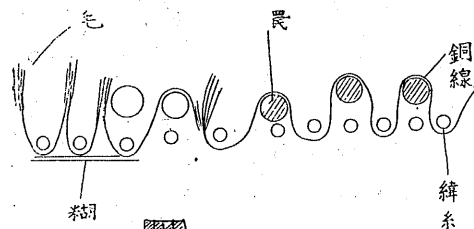
- III、針拔き 布の裏面を木炭の火にて溫めつつ、即ち乾燥してヤットコにて銅線を拔去る。

以上に就て見るが如く、當地方に於て製織せられる天鵞絨は西陣・茨木製品に比し其の製織比較的簡單である。是其の製品が主とし大衆向花緒用に供せられる所以である。

(二)組織 綿天及び本天の組織を圖示すれば次の如くである。

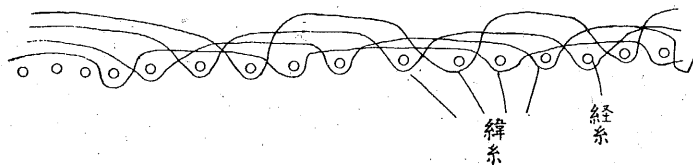
(イ)綿天 (二越ビロード)

(1)、毛立絲と緯絲の組織



(1)

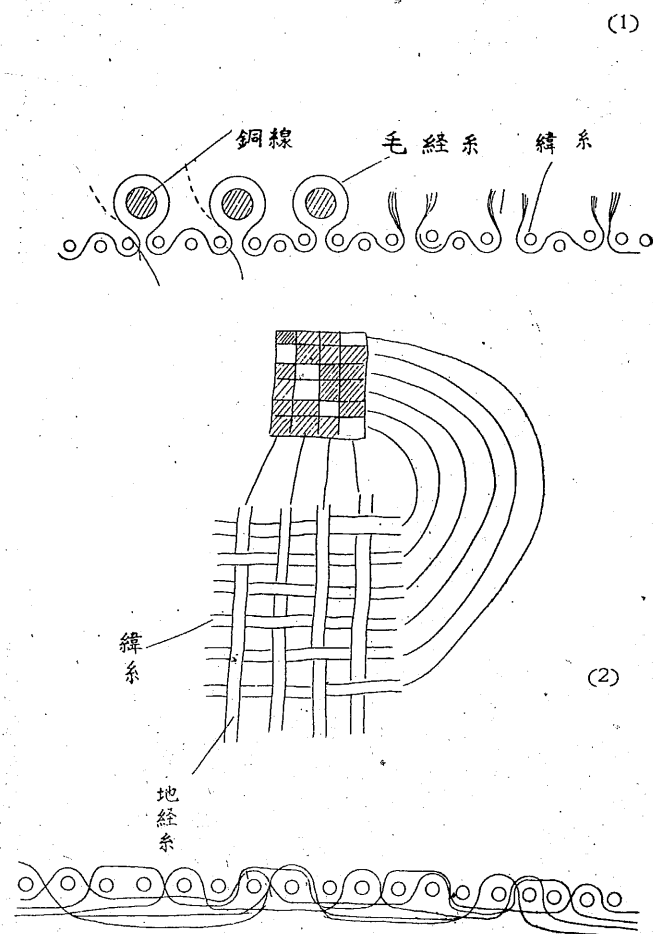
(2)、地經絲と緯絲の組織



(2)

(ロ)本 天 (三越ビロード)

- (1)、毛立絲と緯地の組織
- (2)、地経絲と緯絲の組織



## 九、天鵲絨加工

(一) 概説 既に述べたる如く、長濱天鵲絨は製品の大部分を生地のまま他府縣に移出し、履物の花緒に加工しつつある状態なるが、其の一部は機業地に於て花緒・袋物・額繪・草履表等に加工されてゐる。元來天鵲絨の花緒は他の人絹・革等の代用品に比し、體裁優美に光澤に滋味ありて獨自の品位を持ち、且つ袋物等に加工するときは天鵲絨獨特の切毛性・弾力性に依りて極めて妙味ある新種製品を得ることが出来る。長濱天鵲絨は、京都西陣・大阪府茨木天鵲絨が高級品を主とし、岐阜縣竹ヶ鼻・關ヶ原・福井縣若狹天鵲絨が下級品なるに對し、中等品の製織を主とし、従つて製品中絹綿交織・天鵲絨花緒地・絹織物天鵲絨花緒地が大部分を占め、其他的天鵲絨フリューム巻及びコート地等は生産額の小部分を占むるに過ぎない有様である。

### (二) 花緒の生産組織

今大阪等に於ける花緒生産組織をみるに、大部分は手工業的家内工業經營にしてその生産には先づ製品の卸賣にあたり資本的指導權を有する花緒問屋と、此の問屋より支給せられる材料を以て一定品の製作を一種の請負契約によりて取引する職方即ち製造業者と、職方各個の計算に於て加工上一部の仕事に募集せらるる下職即ち内職従事者の三者があり、其の各製作工程は次の如き分業より成る。

- (1)、問 屋 原料の仕入・裁ち・包裝
- (2)、職 方 材料の配給・叩き・仕上
- (3)、下 職 先縫・ミシン・クケ・返し・芯引・先付<sup>38)</sup>

上記に見るが如く、大阪に於ける花緒生産組織は典型的なる家内工業經營である。然るに當地方に於ける花緒加工は一製造業者に依つて生産組織の全部が包括され、前記大阪地方に見るが如き複雑なる組織は見られない。

次に當地方に於ける花緒加工技術及び組織を見るに以下述べる如き有様である。

(1) 加工工程



以上の工程は通常各工程毎に男女工の分業によりてなされる。

(イ) 断 一反二丈物を男物花緒は幅一尺二寸女物は幅一尺一寸に断ち、更に男物は一幅を二十一本、女物は二十四本に断つ。更に前花緒を要する爲め一反より男物は百七十五足、女物は二百足内外を取ることを得。小兒物は履物の寸法六寸・六寸五分・七寸等により、夫々の大きさに断つ。一反より約二百五十足位を得。これに使用する天鷲絨は男物は無地又は小模様を織出したる天鷲絨を用ひ、女物は殆んど總ての製品を使用する。花緒裏は主として別珍又は丸物を用ふ。丸物とは表・裏共に天鷲絨を用ひたるものを云ふ。断方に普通断と斜断との二法あり。斜断とは花緒の模様を斜に表はれる様豫め製線したるものを斜に断つものにして、之に對して直に裁断するものを普通断と稱す。

(ロ) ミシン 裁断したるものに裏地のミシンを加へる仕事にして主として女工之に當る。

(ハ) 前花緒縫 前花緒の部分は又一の工程として別の職工之に當る。

(ニ) 心入れ ミシンをかけられたるものに、綿・紙及び心繩を入れる技術を云ふ。

(ホ) 仕上げ 以上の工程を経たるものを商品として仕上るものにして、主として男工之に當る。仕上製品に次の數種あり。

オリ 心にボール紙を入れて樂に作るもの。

ニコク 表・裏別々に心を入れ、裏の生地色を表に二色にて示すもの。

ニコク・四コク ニコクの更に一色又は二色を増したるもの。

以上の工程を五人の男女工分業にて行ひ、一日約三百足の花緒を製出す。

花緒配給徑路及配給機關

當地方に於ける加工花緒の配給徑路の概略を圖示すれば次の如し。



即ち生地仲買商より原料天鷲絨を仕入れて花緒に加工し、之を近縣の花緒問屋或は直接地方履物問屋に販賣す。

仕向先は岐阜縣を最高として石川・富山・福井の近縣及び滋賀縣下を主とす。岐阜縣は直接小賣商に販賣し、石川縣は金澤市のみは直接小賣商に賣込むも、小松町・大聖寺町は問屋取引とす。富山縣は富山市は小賣商にして、高岡市は問屋とす。福井縣に於ても福井市は直接小賣商との取引なるも、武生町・敦賀町は問屋による。滋賀縣下一帯は小賣商との取引なり。

今此等の業者の間に於ける代金決済方法をみるに、機業家と生地仲買商の決済は現金取引を原則とし、生地仲買商と花緒製造業者間は普通六十日拂手形に依る場合多し。花緒製造業者より問屋へは普通月末勘定とし、場合によりては六十日拂約手による。問屋・地方問屋間は堅實の品にて着荷六十日拂、普通は着荷九十日拂とす。地方問屋と小賣商間は現金取引の場合もあれども、多くは三月回収にして、地方によりては半季貸とす。但し期間内に内金三分の二をなし残り三分の一を半季に決済す。

生産地に於ける花緒加工業者は現在は阪田郡長濱町清水商店僅に一戸に過ぎず。履物問屋（多くは小賣を兼業す）としては、前記清水商店（Y）の外 大野商店（栢仁）、清水治平商店（八文字屋）、柴田商店、大西商店等あり。（未完）

本調査に當りて滋賀縣天鵞絨同業組合、滋賀縣商工課、滋賀縣長濱工業試験場、西陣織物同業組合、伊藤五百松氏・馬淵五百吉氏・中川平一郎氏・清水桂氏・三原末廣氏・加藤宗平氏・小暮國次氏・戸崎千秋氏・一柳鐵之助氏・芹澤貞直氏・清水余太郎氏等の多大なる御援助に預つた。茲に附記して深厚なる謝意を表す。

## 調査研究目次

|      |                              |       |                         |
|------|------------------------------|-------|-------------------------|
| 第一輯  | 開校五周年 近江商人史料展覽會出品目録（調査課）     | 第十九輯  | 近江商人と金融（菅野教授）           |
| 第二輯  | 近江商人の活躍について（菅野教授）            | 第二十輯  | 紀州家名目金と近江商人（菅野教授）       |
| 第三輯  | 長濱縮緬の賣出と其の障礙（菅野教授）           | 第二十一輯 | 我國の商工階級と歸化人（菅野教授）       |
| 第四輯  | 明治維新後に於ける近江商人落魄の原因に就いて（菅野教授） | 第二十二輯 | 滿洲國の地域的發展と其の經濟區（田中教授）   |
| 第五輯  | 中央卸賣市場の機能と其の組織（菅野教授）         | 第二十三輯 | （德川時代の商人カルテル）（菅野教授）     |
| 第六輯  | 大阪の商業と近江商人（菅野教授）             | 第二十四輯 | 東阿の新市場エティオピア（田中教授）      |
| 第七輯  | 商人の漁業家化（菅野教授）                | 第二十五輯 | 職業調査に關する若干の問題（岡崎教授）     |
| 第八輯  | 北海道の開墾と近江商人——                | 第二十六輯 | 尾州家名目金（菅野教授）            |
| 第九輯  | 德川時代の匿名組合（菅野教授）              | 第二十七輯 | 滿洲國に於ける熱河省の地位に就いて（田中教授） |
| 第十輯  | 德川時代の工業と商業資本（菅野教授）           | 第二十八輯 | 職業分類に就いて（岡崎教授）          |
| 第十一輯 | 中央卸賣市場の單複制度と市場制度             | 第二十九輯 | 我が國民の向外性と植民地地理教育（田中教授）  |
| 第十二輯 | 南米に於ける卸賣業者の單複制度と市場制度         | 第三十輯  | 德川時代の經濟と文化（菅野教授）        |
| 第十三輯 | 松前蝦夷地 近江商人の活躍と其の没落原因         | 第三十一輯 | 鹽運貿易の發展史的考察（原田教授）       |
| 第十四輯 | 冷蔵庫を論じて中央卸賣市場に及ぶ（原田教授）       | 第三十二輯 | 南洋に於ける日本の經濟的進出（田中教授）    |
| 第十五輯 | 〔植民地地理の内容に就いて（田中教授）          | 第三十三輯 | 減價消却の經營經濟的性質（山下講師）      |
| 第十六輯 | 〔南米のABC國                     | 第三十四輯 | 職業紹介所の機能（岡崎教授）          |
| 第十七輯 | 近江商人と開國當初の外國貿易（菅野教授）         | 第三十五輯 | 口露貿易の回顧と展望（桑原教授）        |
| 第十八輯 | カリビアンアメリカの經濟地理的考察（田中教授）      | 第三十六輯 | 商業教育の分野（矢野校長）           |
|      | 中世の近江商人（菅野教授）                | 第三十七輯 | 天災と我國の經濟（菅野講師）          |
|      |                              | 第三十八輯 | 家族統計の範圍に就いて（岡崎教授）       |
|      |                              | 第三十九輯 | 信樂陶業の起源と製品の變遷（松本教授）     |
|      |                              | 第四十輯  | 長濱天鵞絨機業の研究（芳谷助教授）       |
|      |                              |       | ——歴史・製絨篇——              |



(ミシンが入っておりますので、蔵書印の挿入紙等にご利用下さい)

〈ナガバヤシ〉

| 仕 様      |   | 背 文 字     |
|----------|---|-----------|
| 普 通      |   | 卷         |
| そ の ま ま  | 0 | 分冊<br>No. |
| 各冊表紙そのまま |   | 頁         |
| 広 告 巻 末  |   |           |
| 広 告 返 却  |   | 号<br>3/40 |
|          |   | 月         |
|          |   | 年         |
|          |   | 3 W 1     |

